



政府統計

令和3年

2021

就労条件総合調査報告

General Survey on Working Conditions

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

Director-General for Statistics, Information Policy and Industrial Relations,
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

ま え が き

この報告書は、令和3年1月に実施した「就労条件総合調査」の結果を取りまとめたものです。

就労条件総合調査は、我が国の主要産業に属する民間企業の賃金・労働時間制度等についての基本的事項を総合的に把握することを目的として、昭和41年に「賃金労働時間制度総合調査」として開始され、本調査への名称変更を経て、今回が54回目に当たります。

我が国において見られる国際化、情報化の進展、人口減少社会への転換などといった経済・社会構造の変化は、企業の人事・労務管理に様々な影響を与えており、賃金・労働時間制度等の在り方が重要な課題となっております。

こうした状況を的確に捉えるため、賃金・労働時間制度等に関する全国的、総合的な統計として、本調査結果が企業を始め、広く各方面の方々にご利用いただければ幸いです。

本報告書を刊行するに当たり、調査に多大な御協力をいただいた企業の皆様に対し、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をお願いいたします。

令和4年1月

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

鈴木 英二郎

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

担当係：参事官（企画調整担当）付

賃金福祉統計室 就労条件係

電 話：03-5253-1111 内線 7639,7638

U R L： <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html>

令和3年就労条件総合調査報告

目 次

まえがき

I 調査の概要

1	調査の沿革	3
2	調査の内容	3
(1)	調査の目的	3
(2)	調査の範囲及び対象	3
(3)	調査の時期	3
(4)	調査事項	3
(5)	調査方法	3
(6)	集計・推計方法	4
(7)	調査系統	4
(8)	調査対象数、有効回答数及び有効回答率	4
3	用語の説明	5
4	調査対象の抽出	10
5	調査結果利用上の注意	10
	(参考) 調査項目の変遷	12

II 調査結果の概要

1	労働時間制度	19
(1)	所定労働時間	19
(2)	週休制	20
(3)	年間休日総数	21
(4)	年次有給休暇	22
(5)	特別休暇制度	23
(6)	変形労働時間制	24

(7) みなし労働時間制	25
(8) 勤務間インターバル制度	26
2 賃金制度	27
(1) 時間外労働の割増賃金率	27
(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率.....	27
3 労働費用	28
(1) 労働費用総額	28
(2) 現金給与以外の労働費用	29
(3) 法定福利費	29
(4) 法定外福利費	30

Ⅲ 統計表

集計事項一覧表	34
---------------	----

労働時間制度

(1日の所定労働時間)

第1表 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均	
1日の所定労働時間	38
第2表 産業・企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均	
1日の所定労働時間	39

(週所定労働時間)

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間.....	40
第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均	
週所定労働時間	52
第5表 産業 (T, E, I)、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別企業割合	
及び1企業平均週所定労働時間	64
第6表 産業 (C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R)、主な週休制の形態、主な週所定労働時間階級別	
企業割合及び1企業平均週所定労働時間.....	70

(週休制)

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合.....	74
第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合.....	80

(労働時間の定めのない者)

第9表	産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合及び労働者割合	86
-----	-----------------------------------------------	----

(年間休日総数)

第10表	産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数	88
第11表	産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均年間休日総数	89

(年次有給休暇)

第12表	年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率	90
第13表	産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数	108
第14表	産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得可能日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数	110

(特別休暇制度)

第15表	産業・企業規模、特別休暇制度の有無、特別休暇制度の種類別企業割合	112
第16-1表	産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	114
第16-2表	産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	115
第16-3表	産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	116
第16-4表	産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	117
第16-5表	産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	118
第16-6表	産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数	119

第17-1表	産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	1 企業平均年間の最高付与日数	120
第17-2表	産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	1 企業平均年間の最高付与日数	121
第17-3表	産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	1 企業平均年間の最高付与日数	122
第17-4表	産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別	
	1 企業平均年間の最高付与日数	123
第18表	産業・企業規模、特別休暇制度の種類、令和2年の利用状況別企業割合	124

（変形労働時間制）

第19表	産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、変形労働時間制の種類別企業割合	126
第20表	産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別 適用労働者割合	127

（みなし労働時間制）

第21表	産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、みなし労働時間制の種類別 企業割合	128
第22表	産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別 適用労働者割合	129
第23表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制を採用している企業の適用業務別企業割合	130
第24表	産業・企業規模、専門業務型裁量労働制適用業務別採用企業割合 (当該業務がある企業=100)	132

（高度プロフェッショナル制度）

第25表	産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別企業割合及び 適用労働者割合	134
------	-----------------------------------------------	-----

（勤務間インターバル制度）

第26表	産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別 企業割合	136
------	----------------------------------------------------	-----

第27表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び 平均勤務間隔時間	137
第28表	産業・企業規模、勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合.....	138

賃金制度

(時間外労働の割増賃金率)

第29表	中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定めの有無、時間外労働の 割増賃金率の定め方別企業割合	143
第30表	産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合.....	146
第31表	産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び限度時間を超える 時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合.....	147
第32表	中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の 定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合.....	148
第33表	産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び 平均代替休暇取得労働者数	154
第34表	産業・企業規模、休日労働の割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合及び 平均割増賃金率	155
第35表	産業・企業規模、深夜労働の割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合及び 平均割増賃金率	156

労働費用

(労働費用)

第36表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均労働費用.....	158
第37表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均労働費用の構成比.....	164

(現金給与以外の労働費用)

第38表	産業、企業規模別、現金給与以外の労働費用の現金給与額に対する割合.....	167
第39表	産業・企業規模、現金給与以外の労働費用の現金給与額に対する比率階級区分別 企業割合	170

(退職給付(一時金・年金)等の費用)

第40表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均退職給付等の費用及び構成比.....	172
------	-----------------------------------------	-----

(法定福利費)

第41表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費.....	175
第42表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費の構成比.....	178

(法定外福利費)

第43表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費.....	181
第44表	産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費の構成比.....	184

IV 時系列表

時系列1表	産業・企業規模別、1企業平均1日の所定労働時間.....	189
時系列2表	産業・企業規模別、労働者1人平均1日の所定労働時間.....	190
時系列3表	産業・企業規模別、1企業平均週所定労働時間.....	191
時系列4表	産業・企業規模別、労働者1人平均週所定労働時間.....	192
時系列5表	産業・企業規模別、何らかの週休2日制採用企業割合.....	193
時系列6表	産業・企業規模別、完全週休2日制採用企業割合.....	194
時系列7表	産業・企業規模別、何らかの週休2日制適用労働者割合.....	195
時系列8表	産業・企業規模別、完全週休2日制適用労働者割合.....	196
時系列9表	産業・企業規模別、1企業平均年間休日総数.....	197
時系列10表	産業・企業規模別、労働者1人平均年間休日総数.....	198
時系列11表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の付与日数.....	199
時系列12表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得日数.....	200
時系列13表	産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得率.....	201
時系列14表	産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合.....	202
時系列15表	産業・企業規模別、1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数.....	203
時系列16表	産業・企業規模別、1年単位の変形労働時間制を採用している企業割合.....	204
時系列17表	産業・企業規模別、1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合.....	205
時系列18表	産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合.....	206
時系列19表	産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合.....	207
時系列20表	産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合.....	208

V 調査票

令和3年就労条件総合調査 調査票	211
------------------------	-----

I 調査の概要

1 調査の沿革

この調査は、従来個別に実施してきた「給与構成調査」、「賃金制度調査」及び「労働時間制度調査」を1つに統合し、昭和41年10月以降「賃金労働時間制度総合調査」として昭和58年まで実施した。更に、「労働者福祉施設制度等調査」と統合し、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より名称を「就労条件総合調査」と変更し、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査年を表章することとした。

2 調査の内容

(1) 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

(2) 調査の範囲及び対象

ア 地域
全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）〕

ウ 企業

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）の企業（単独事業所及び本社・本店・本所の事業所）を母集団として、上記「イ」に該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民間企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む。）のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した約6,400企業。

(3) 調査の時期

令和3年1月1日現在の状況について調査を行った。ただし、年間については、令和2年（又は平成31（令和元）会計年度）1年間の状況について調査を行った。

(4) 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項、労働費用に関する事項

(5) 調査方法

厚生労働省が委託した民間事業者が、調査票を調査対象企業へ郵送し、調査対象企業の記入担当者が記入した後、民間事業者に郵送又はインターネットを利用したオンライン報告方式により提出する方法により実施した。

(6) 集計・推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(7) 調査系統

厚生労働省－民間事業者－調査対象企業

(8) 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数	6,411	有効回答数	4,013	有効回答率	62.6%
-------	-------	-------	-------	-------	-------

3 用語の説明

調査結果の概要及び統計表に用いられた主な用語は次のとおりである。

(1) 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に定める産業をいう。ただし、一部の中分類については合併し、それぞれ一つの産業として取り扱っている。この場合に用いた略称は、次のとおりである。

日本標準産業分類による名称報告書で使用する名称		報告書で使用する名称	
E 09～11・13・15・20・32	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、その他の製造業	E 1	消費関連
E 12・14・16～19・21～24	木材・木製品製造業（家具を除く）、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業（別掲を除く）、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	E 2	素材関連
E 25～31	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業	E 3	機械関連
I 50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	I 50～55	卸売業
I 56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	I 56～61	小売業

企業の産業の決定は、調査企業の主な生産品の名称又は事業の内容により、日本標準産業分類に従って行った。企業活動が2つ以上の産業に及んだ場合には、企業の主たる活動が行われている産業によって分類した。

企業の常用労働者の産業区分は、一括して企業の産業に分類した。

(2) 企業規模

本社、本店のほか支社、支店、工場、営業所などを含む同一企業に属する全常用労働者数によって区分した。

(3) 常用労働者及び調査対象労働者

「常用労働者」とは、次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「調査対象労働者」とは、期間を定めずに雇われている労働者より下記に該当するパートタイム労働者及び船員を除いた労働者である。

* 「パートタイム労働者」

1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

企業1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた週休日（日曜日、土曜日などの会社指定の休日）及び週休日以外の休日（国民の祝日・休日、年末年始、夏季休暇、会社記念日などで会社の休日とされている日）をいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定めた時間を労働したものとみなす以下の（ア）～（ウ）の制度をいう。

（ア）「事業場外みなし労働時間制」

外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定等により、その業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

（イ）「専門業務型裁量労働制」

研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、あらかじめ定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

（ウ）「企画業務型裁量労働制」

事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務間インターバル制度」

労働者の健康確保などを目的として、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空ける制度をいう。なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しない。

「中小企業該当区分」

労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業に該当するか否かの区分をいう。

(参考) 労働基準法における法定割増賃金率の引上げ関係の猶予対象となる中小企業の範囲

業種	資本金の額 又は 出資の総額		常時使用する 労働者数(※)
小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
上記以外の業種	3億円以下		300人以下

(例) 製造業(左表「上記以外の業種」)の場合

資本金	労働者数	中小企業 or 大企業
1億円	100人	中小企業
1億円	500人	中小企業
5億円	100人	中小企業
5億円	500人	大企業

※常時使用する労働者数は、常態として使用される労働者数であり、臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に欠員を生じた場合については、常時使用する労働者数に変動が生じたものとしなない。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に含む。

「時間外労働」

法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいう。

「時間外労働の割増賃金率」

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く)とされている。(労働基準法第37条第1項)

「労働費用」

使用者が労働者を雇用することによって生ずる一切の費用をいい、現金給与のほか、法定福利費、法定外福利費、現物給与の費用、退職給付等の費用、教育訓練費、募集費、その他の労働費用(転勤に関する費用、社内報に関する費用、作業服の費用、表彰等に関する費用など)が含まれる。ただし、企業が実際に負担したものに限られ、労働者などからの拠出金、利用料金などを徴収している場合は、これを差し引いたものをいう。

(ア)「現金給与額」(税込み額)とは、賃金、給料、手当、賞与、その他の名称のいかんを問わず、労働の対価として使用者が労働者に支払うもののうち、通貨で支払われたもので(ただし、退職給付は除く。)、所定内給与(基本給、諸手当など)、超過勤務手当、賞与・期末手当などの合計額(現金給与のみとし、現物給与は除く。)をいう。また、法定福利費のうち、労働者負担分を企業が代わって支出している場合は、その負担額を含める。

なお、福利厚生施設や教育訓練施設に専従する者や教育訓練・募集関係業務に専従する者の給与はここに含めず、それぞれの関連費用に含める。

(イ)「現物給与の費用」には、次のものが含まれる。

- ①通勤定期乗車券又は回数券などを現物で支給した場合の費用
通貨で支給されるものは(ア)「現金給与額」に含める。

② 自社製品を支給した場合の費用

物品支給、社員特別安価販売などの費用で、企業が実際に負担した額。なお、業務に直接必要となる物品の支給費用は除く。

(ウ) 「退職給付（一時金・年金）等の費用」には、次のものが含まれる。

- ① 「**退職一時金支給総額**」：企業が退職一時金として退職者に支払った額（退職給与引当金から取り崩して支払ったものも含む。）、退職金共済契約により事業団・組合等から支給された退職一時金（又は年金）に企業が上積みした額、解雇予告手当として支払った額（労働基準法第20条の規定により支払った額）。
- ② 「**中小企業退職金共済制度への掛金**」：中小企業退職金共済法に基づく掛金額（特定業種退職金共済制度を含む。）。
- ③ 「**特定退職金共済制度への掛金**」：特定退職金共済団体等への掛金額。
特定退職金共済団体とは、退職金共済事業を行う市町村、商工会議所、商工会、商工連合会、都道府県中小企業団体中央会などをいう。
- ④ 「**確定給付企業年金への掛金**」：確定給付企業年金への掛金額。
- ⑤ 「**確定拠出年金（企業型）への掛金**」：確定拠出年金（企業型）への掛金額。
- ⑥ 「**その他の退職年金の費用**」：厚生年金基金の上乗せ給付（プラス・アルファ部分）にかかる掛金額（老齢厚生年金の代行部分にかかる掛金額は除く。）及び企業独自年金支給額（社内留保したものは除く。）。

(エ) 「法定福利費」には、次の保険料を含む。ただし、労働者負担分のある保険料については企業負担分のみ。

- ① 「**健康保険料**」：健康保険法における一般保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。
- ② 「**介護保険料**」：健康保険法における介護保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。
- ③ 「**厚生年金保険料**」：厚生年金保険の保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。また、厚生年金基金制度を採用している企業は、老齢厚生年金の代行部分への掛金として調査期間中に積み立てた額（上乗せ給付（プラス・アルファ部分）は除く。）のうち、企業負担相当額。
- ④ 「**労働保険料**」
 - ・「**雇用保険にかかる額**」：雇用保険の保険料のうち、負担が義務づけられている事業主負担分。
 - ・「**労災保険にかかる額**」：事業の種類ごとに定められた労災保険料率により企業が支払った額。
- ⑤ 「**子ども・子育て拠出金**」：子ども・子育て支援法第70条の規定に基づく拠出金額。
- ⑥ 「**障害者雇用納付金**」：障害者の法定雇用率に達していない場合の、不足人数分の納付金額。（障害者の雇用促進等に関する法律第54条）
- ⑦ 「**法定補償費**」：労働基準法上の、業務上の負傷又は疾病に対する補償が義務づけられている費用。ただし、労働者災害補償保険加入事務所については、休業最初の3日間に対して賃金を受けない場合に労働基準法上義務づけられている休業補償の費用。
- ⑧ 「**その他の法定福利費**」：①～⑦以外の法定で義務づけられている費用。石炭鉱業年金基金

掛金や船員保険料などがある。

(オ)「法定外福利費」とは、企業独自の施策に基づく負担分で、住居、医療保健、食事、文化・体育・娯楽、私的保険制度への拠出金、労災付加給付、慶弔見舞等、財産形成貯蓄奨励金等などに関する費用の合計額をいい、物的施設については、その減価償却費、維持管理費、人件費（施設に専従する者の賃金、手当など）などを含む（ただし、施設設備に伴う借入金に対する利子費用は含まない）。

- ①「住居に関する費用」：企業所有・借上げを問わず世帯用住宅、単身者用住宅（寄宿舍、寮などにおける給食及び給食施設に関する費用を含む。）のほか、従業員の持家援助に関する費用を含む。財形住宅貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金は除く。
- ②「医療保健に関する費用」：病院、診察所などの物的施設の費用のほか、健康診断など疾病予防のための費用。嘱託医への謝礼、人間ドック、保健薬の支給などの費用をいう。健康保険組合が設置運営する施設に係る費用は除く。
- ③「食事に関する費用」：給食施設、食堂などの物的施設の費用のほか、企業直営の給食施設がある場合の材料費（労働者から料金を徴収している場合は、その徴収額を差し引いた額）、給食施設を業者へ委託し又は外部食堂を利用している場合の業者又は外部食堂への補助金などを含む。
- ④「文化・体育・娯楽に関する費用」：図書館、企業内の学校（教育訓練的な目的のものは除く。）、保養所、娯楽室、運動場、体育館などの物的施設の維持管理費のほか、運動会、慰安旅行、各種行事の費用をいう。
- ⑤「私的保険制度への拠出金」：企業が労働者を被保険者とする生命保険、交通傷害保険、損害保険等の保険料の一部又は全部を負担している場合の費用をいう。
- ⑥「労災付加給付の費用」：企業が業務上災害又は通勤途上災害の被害者又はその家族に対して、国が支給する労災補償給付に上積みして支出した費用及び損害保険会社との契約による掛金（損害保険会社等から支給される額は含まない。）をいう。
- ⑦「慶弔見舞等の費用」：結婚、出産祝金、永年勤続表彰金、傷病見舞金などの慶弔見舞のほか、退職餞別金、死亡弔慰金に関する費用などをいい、業務上災害又は通勤途上災害にかかる費用は除く。
- ⑧「財産形成貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金」：財形貯蓄奨励金、財形給付金、財形基金への拠出金として、企業が支出した費用をいう。
- ⑨「その他の法定外福利費」：通勤バス、理・美容室、保育施設、喫茶店などの物的施設に関する費用、共済会（又は互助会）への拠出金、持株援助に関する費用、健保付加給付（ただし健保組合からの付加給付は除く。）貸衣装制度、購買会、ホームヘルプ制度、生活指導サービス、誕生会、特約店の設置などに伴う費用など各費用に分割できないものをいう。

(カ)「教育訓練費」とは、企業の教育訓練施設（一般教養を高める目的で設置された学校は含めない。）に関する費用、講師・訓練指導員に対する手当・謝礼、講習会への参加・委託訓練、国内・外留学に要する費用などをいう。

(キ)「募集費」とは、企業が従業員を採用するために行った募集広告費、採用試験に要した費用、採用者赴任手当、募集関係業務に専従する者の人件費などの合計額をいう。

(ク)「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務上特に必要と認められている制服等を除く。）、表彰の費用等をいう。

4 調査対象の抽出

- (1) この調査は、平成30年次フレームにより把握された全国約191,300の民営企業の中から層化無作為抽出法によって調査対象約6,400企業を抽出した。
- (2) 目標精度は、産業（製造業及び卸売業、小売業は中分類をとりまとめた分類、他は大分類）、企業規模別に設定し、下記の算式を用いて、調査項目として取り上げられた特定の属性をもつ企業数の全企業数に対する割合が50%のときの標準誤差が5%以内になるように設定した。

$$S_i \cong \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1-P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）（＝5%）

N_i : 母集団企業数

n_i : 標本企業数

P : 特定の属性を持つ企業の割合

i : 産業、企業規模区分

5 調査結果利用上の注意

- (1) この調査では、企業全体の全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者（パートタイム労働者を除く。）を対象としている。
- (2) この調査は標本調査で、報告書掲載の数値は母集団に復元したものである。表章単位未満は、四捨五入した。
- (3) 調査票の記入に当たり、企業全体の記入が困難な場合には、適用労働者の最も多いものについて記入することとしている。
- (4) 企業割合は、断りのない限り、該当企業数の総企業数に対する割合である。
- (5) この調査は、昭和45年から調査単位を事業所から企業に変更し、昭和50年には新たにサービス業を追加した。また、平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業（複合サービス事業を含まず）」とし、平成27年からは「常用労働者が30人以上の民営企業（複合サービス事業を含む）」に範囲を拡大したため、過去の調査と比較して用いる場合には注意を要する。

- (6) この調査の統計表等に用いてある符号等は次のとおりである。
- 「 — 」…………… 調査を行ったが該当数値が得られなかった場合
 - 「 0.0 」…………… 四捨五入の結果が、表章単位未満の場合
 - 「 X 」…………… サンプル数が少ないため掲載しない場合
 - 「 … 」…………… 該当する数値が不明の場合又は数値を表章することが不適切な場合
- (7) 集計の際、不明扱いとしたものは、表章していない場合もあることなどから、構成比の合計は必ずしも100.0%とならない場合がある。

(参考) 調査項目の変遷

[労働時間制]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 所定労働時間	
(1) 1日の所定労働時間	S49年以降毎年
(2) 労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者	H31～R3
(3) 週の所定労働時間	S41年以降毎年
(4) 年間所定労働時間	S51, 54, 57～60, 63, H1
2 週休制	S41年以降毎年
3 週休日以外の休日	S41～49, 51～58, 60～H8
4 年間休日総数	S49～51, 54, 55, 57, 58, 60年以降毎年
5 年次有給休暇制度	
(1) 年次有給休暇の付与日数	S41, 43, 44, 46, 51～53, 55年以降毎年
(2) 年次有給休暇の取得状況	S55年以降毎年
(3) 年次有給休暇の計画的付与制度	S63～H3, 6, 7, 9年以降毎年
(4) 年次有給休暇の時間単位取得制度	H23年以降毎年
6 変形労働時間制	S63年以降毎年
7 みなし労働時間制	S63, H2, 3, 6年以降毎年
8 夏期休暇制度	S41～44, 46～49, 51
9 連続休暇制度	
(1) 年末・年始	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(2) ゴールデンウィーク	S56, 59, 62, H2, 3, 6
(3) 夏期休暇	S56, 59, 62, H2, 3, 6
10 特別休暇制度	
(1) 夏季休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R3
(2) 病気休暇	S52, 56, 59, 63, H2, 6, 7, 9, 14～17, 19, 24, 25, H29～R3
(3) 結婚休暇	S63, H2, 6, 7
(4) 忌引休暇	S63, H2, 6, 7
(5) 配偶者出産休暇	S63, H2, 6
(6) 育児休業(休暇・休職)	H2
(7) 介護休業(看護休暇、看護休職)	S63, H2, 6
(8) リフレッシュ休暇	S63, H2, 6, 7, 9, 14～17, 19, 24, 25, 30～R3
(9) 有給教育訓練休暇	H6, 7, 9
(10) ボランティア休暇	H7, 9, 14～17, 19, 24, 25, 30～R3
(11) 教育訓練休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R3
(12) 長期休暇	H13, 18
(13) 1週間以上の長期の休暇	H14～17, 19, 24, 25, 30～R3
11 特別休暇取得状況	S63
12 勤務形態	S50
(1) 交替制	S41～43, 45～50, 54, 57, H1, 4, 11
(2) 所定内深夜労働	S54, H8, 10, 11, 13, 17
13 出欠勤状況	
(1) 欠勤率(欠勤日数)	S56, 60, 63, H5
(2) 出勤率	S55, 57
14 臨時休業日数	S50
15 教育訓練休暇制度	S48
16 所定外労働の上限の定め等	S41, 42, 56, H25
17 賃金割増率	S41, 43, 45, 46, 48, 50, 54, 58
18 パートタイム労働者の労働時間制度	S44
19 週休2日制についての今後の方針	S49, 51, 52
20 週休2日制の導入又は拡大状況	S60
21 労働時間制度についての今後の方針	S51
22 労働時間制の変更状況	S41～58
23 勤務間インターバル制度	H29～R3

(注)Sは「昭和」、Hは「平成」、Rは「令和」の略である。以降同じ。

[賃金制度]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 賃金支払形態（日給、月給等）	S41, 44, 49, 53, 55, H3, 8, 10, 14, 16, 17, 19, 22, 26
2 賃金体系	
(1) 基本給の決め方	S41～59, 62, H1, 4, 8, 10, 13, 21, 24, 29
(2) 基本給の別建ての有無	S45～59, 62, H1, 4, 6, 8, 10
(3) 出来高払い制	S47, 48
(4) 職務給制度	S42
(5) 職能給制度	S42
(6) 職務給・職能給における等級等	S62
(7) 総合（決定）給制度	S42, 43
(8) 基本給の決定要素のウエイトの変化	H13
(9) 時間外労働の割増賃金率	H23年以降毎年
3 賃金構成	
(1) 基本給の支給総額	S41～59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 諸手当の支給総額	S41～59, 61, H1, 2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(3) 賃金の構成	S41～59, 61, 62, H1, 2, 8, 11
(4) 基本給に占める職能部分の割合	H6
4 賃金表	
(1) 賃金表の採用状況	H6
(2) 賃金表の要素	H6
(3) 賃金表の形態（表示方式）	H6
(4) 昇給方法	H6
5 賃金制度の改定状況	S45, 55～59, 62, H3, 8, 11, 16, 19, 22, 26, 29
6 手当制度	
(1) 諸手当の採用状況	S41～59, 61, H2, 8, 11, 17, 22, 27, R2
(2) 家族手当制度	S43, 46, 47, 52, 61, H4, 9
(3) 通勤手当制度	S43, 47, 52
(4) 住宅手当制度	S43～47, 52
(5) 役付手当制度	S61
7 賞与制度	S41, 42, 46, 52, 55, 58, H6, 21, 24, 29
8 年俸制	H6, 14, 18, 24
9 初任給制度	
(1) 初任給の決め方	S41
(2) 初任給の改定状況	H3
10 基本給昇給基準線の変化	S62
11 人事考課制度	S41
12 職務評価制度	S41
13 業績給制度	S41
14 職能資格制度	H6
15 定期昇給制度	S41, 45～48, 51, 52, 55, 57, 62, H8, 10
16 業績の賃金への反映	H13, 16
17 業績評価制度	H13, 16, 19, 22, 24
18 技能検定、職業訓練制度と賃金制度	S41, 42, 44
19 配置転換と賃金制度	S41
20 定年制と賃金制度	S41, 62
21 パートタイム労働者の賃金制度	S44
22 中途採用者の賃金（決め方）	S42, 46, 56, 62
23 モデル賃金（基本給）	S55, 57
24 海外勤務者の賃金制度	H3

[退職給付(一時金・年金)制度・支給実態]

調 査 項 目	調 査 年
1 退職給付(一時金・年金)制度の形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
2 退職一時金制度	
(1) 支払準備形態	S46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 支給に必要な最低勤続年数	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 算定基礎額	S50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(4) 保全措置	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(5) 早期退職者優遇制度の導入	S53
(6) 算定に用いる支給率	S56
(7) 特別加算	S56
(8) 定昇・ベアの増額分の算定基礎額反映	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
3 退職給付(年金)制度	
(1) 支払準備形態	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(2) 年金原資の拠出制	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(3) 年金受給資格	S41, 43, 46, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(4) 保証期間	S41, 43, 46, 50, 53, 56
(5) 支給開始時期	S41, 50, 53, 56, 60, H1, 5, 9, 15
(6) 支給開始時期の選択	H5
(7) 支給期間による形態	S50, 53, 60, H1, 5, 9, 15
(8) 年金を一時金として支給の選択	S56, 60, H1, 5, 9, 15
(9) 遺族給付制度	S41, 50, 53
(10) 退職給付の打切支給制度	S50
(11) 年金額のスライド制	S53, 56, 60, H1, 5, 9
(12) 年金の受給状況	H5
(13) 財政、資金運営の情報公開	H9, 15
4 退職給付(一時金・年金)制度の見直し状況	
(1) 退職一時金制度の見直し	S56, H9, 15, 20, 25, 30
(2) 退職給付(年金)制度の見直し	S53, 56, H5, 9, 15, 20, 25, 30
(3) 適格退職年金制度の見直し	H20
(4) 退職給付(一時金・年金)制度の縮小又は廃止による給与の拡大の状況	H25, 30
5 パートタイム労働者の退職金制度	S50, 60, H1
6 退職給付(一時金・年金)制度における定年延長、勤務延長	H9, 15
7 早期退職者優遇制度	H15
8 退職給付(一時金・年金)支給実態	
(1) 定年制	S53
(2) 退職事由	H9, 15, 20, 25, 30
(3) モデル条件別退職一時金額	S41, 43, 46, 50, 53, 56, H1
(4) モデル条件別年金現価額	S50, 53, 56, H1
(5) モデル条件別所定内賃金	S43, 46, 50, 53, 56, H1
(6) モデル条件別退職金算定基礎額	S50, 53, 56, H1
(7) モデル条件別年金額	S56, H1
(8) 定年退職者の退職一時金額	S53, 56 , 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(9) 定年退職者の年金現価額	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(10) 定年退職者の退職時の所定内賃金	S53, 56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(11) 定年退職者の退職給付算定基礎額	S53, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30
(12) 定年退職者の年金額	S56, 60, H1, 5, 9, 15, 20, 25, 30

[福祉施設・制度]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 福祉施設	
(1) 住宅施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, H2, 6, 14
(2) 医療保健施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58, 61
(3) 食事施設	S24, 32, 39, 47, 52, 58, H14
(4) 余暇施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(5) 生活援護施設	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 58
(6) 通勤施設	S32, 39
(7) 体育施設	S24, 32, 39, 47, 49, 52, 55, 58, 61, H2, 6
2 福祉制度	
(1) 持家援助制度	S39, 47, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 58, 61, 62, H2, 6, 11, 16, 21, 26, 31
(2) 貯蓄制度	S32, 39, 48, 49, 51, 52, 54, 55, 57, 62, H2, 4, 8, 11, 16, 21, 26, 31
(3) 持株制度	S47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H4, 8, 11, 16, 21, 26
(4) 社内保険制度	S32, 39, 47, 48, 51, 52, 54, 57, 62, H8, 11, 16, 21, 26
(5) 貸付金制度	S24, 32, 39, 47, 52, 55, 57, 58, 62, H2
(6) 奨学制度	S39, 48, 54, 57
(7) 慶弔見舞制度	S39, 47, 48, 52
(8) 労災付加給付制度	S47, 48, 50, 53, 56, 63
(9) 生活援護制度	S39, 47, 48, 52, 55, 58
(10) 健康管理制度	S39, 47, 55, 58, 61, H2, 6, 14
(11) 余暇制度	S24, 32, 39, 47, 48, 49, 52
(12) 表彰制度	S48, 55
(13) 定年退職者に対する福利厚生制度	S55, 58, 61, H6, 8, 21, 26
(14) 単身赴任者に対する援助制度	S58, 61, H2, 6, 10, 16
(15) 退職準備のための体系的な指導・援助制度	S61
(16) 退職準備支援	H14
(17) 福利厚生施策	S61, H2, 6, 10, 19
(18) 通勤対策	H2, 6, 10, 17
(19) 新幹線通勤補助制度	H2
(20) 自己啓発援助制度	H6, 14
(21) ストックオプション制度	H11, 16, 21, 26
(22) カフェテリアプラン	H14

(注)「企業直営福利施設調査報告(昭和24、32年)」、「企業福祉施設調査報告(昭和39年)」、「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和47～58年、平成2、6年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和61、62年、平成4、8、10、11年)」

[職場外の生活設計]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 ボランティア休暇制度	H4, 7, 9
2 リフレッシュ休暇制度	S63, H2, 6, 7, 9
3 OB会援助制度	H4
4 社会貢献、職場外活動別支援・援助制度	
(1) 地域社会活動	H8
(2) 社会福祉活動	H8
(3) 防災・災害援助活動	H8
(4) ドナー登録・提供	H8
(5) 国際支援活動	H8
(6) 海外留学	H8
(7) 自己啓発のための社外講座や研修への参加	H8, 11, 17
(8) リフレッシュ・ゆとり活動	H8, 11, 17
(9) ボランティア活動	H11, 17

[労働費用]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 労働費用総額	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
2 現金給与総額	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
3 現金給与以外の労働費用	
(1) 現物給与の費用	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
(2) 退職給付等の費用	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
(3) 法定福利費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
(4) 法定外福利費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
(5) 教育訓練費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
(6) 募集費	S47～60, 63, H3, 7, 10, 14, 18, 23, 28, R3
4 海外勤務者の労働費用	H3
5 派遣労働者関係費用等	H3, 7, 10, 18, 23, 28
6 労働費用の動向	H14

(注) 「労働者福祉施設制度等調査報告(昭和47～58年)」及び「賃金労働時間制度等総合調査報告(昭和59、60、63年、平成3、7、10年)」

[出向制度]

調 査 項 目	調 査 年
1 出向制度の実施状況	H7, 13
2 出向元企業	
(1) 出向者の年齢区分	H7, 13
(2) 今後の見通し	H7
(3) 年齢の決め	H7
(4) 出向前の職種	H7, 13
(5) 出向の目的	H7
(6) 出向命令の本人の同意	H7, 13
(7) 組合との手続き	H7
(8) 出向先企業との関係	H7, 13
(9) 在籍出向者の労働条件	H7, 13
(10) 移籍出向への変更	H7, 13
(11) 復帰後の地位	H7
(12) 出向者への対応	H7, 13
3 出向先企業	
(1) 受入後の職種	H7, 13
(2) 職種・地位の変化	H7, 13
(3) 受入の目的	H7
(4) 受入の問題点	H7

[定年制等]

調 査 項 目	調 査 年 ^(注)
1 定年制等に関する事項 定年制の有無及び実施状況	H17～29
2 定年後の措置に関する事項	
(1) 勤務延長制度、再雇用制度の有無及び実施状況	H17～29
(2) 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲	H17～25
(3) 勤務延長制度、再雇用制度の適用基準の内容	H17～25
(4) 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢	H17～29
(5) 勤務延長制度、再雇用制度の雇用契約期間	H24～29
(6) 勤務延長制度、再雇用制度の賃金	H24～29
3 高年齢者雇用確保措置の導入状況	H18
4 65歳以上の人が働くことができる仕組み	H20～23

(注) 平成17年調査から雇用管理調査より移管された。

Ⅱ 調査結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間47分（令和2年調査7時間47分）、労働者1人平均7時間46分（同7時間46分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間25分（同39時間24分）となっており、これを産業別にみると、「金融業, 保険業」が38時間19分で最も短く、「宿泊業, 飲食サービス業」が40時間03分で最も長くなっている。

また、労働者1人平均の週所定労働時間は39時間04分（同39時間03分）となっている。

（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

産業・年	(単位：時間、分)				(単位：%)	
	1日の所定労働時間		週所定労働時間		構成割合	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	企業	労働者
令和3年調査計	7：47	7：46	39：25	39：04	100.0	100.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7：44	7：39	39：21	38：33	0.1	0.0
建設業	7：44	7：47	39：29	39：17	6.2	5.0
製造業	7：49	7：49	39：27	39：09	20.7	25.5
電気・ガス・熱供給・水道業	7：41	7：40	38：44	38：22	0.1	0.5
情報通信業	7：45	7：40	38：56	38：32	3.4	5.1
運輸業, 郵便業	7：44	7：48	39：29	39：25	7.4	7.9
卸売業, 小売業	7：46	7：47	39：30	39：07	18.4	16.0
金融業, 保険業	7：39	7：32	38：19	37：40	0.9	3.9
不動産業, 物品賃貸業	7：45	7：45	39：11	38：56	1.9	1.9
学術研究, 専門・技術サービス業	7：43	7：40	38：36	38：21	2.6	3.0
宿泊業, 飲食サービス業	7：51	7：52	40：03	39：42	6.2	3.1
生活関連サービス業, 娯楽業	7：47	7：48	39：38	39：36	4.2	2.6
教育, 学習支援業	7：48	7：41	39：17	38：57	3.2	3.2
医療, 福祉	7：52	7：46	39：16	39：04	16.6	14.5
複合サービス事業	7：38	7：49	38：45	39：14	0.4	1.6
サービス業(他に分類されないもの)	7：43	7：46	39：29	39：18	7.5	6.2
令和2年調査計	7：47	7：46	39：24	39：03		

注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。

2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業割合は83.5%（令和2年調査 82.5%）となっており、このうち「完全週休2日制」を採用している企業割合は48.4%（同 44.9%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業を企業規模別にみると、「1,000人以上」が66.7%、「300～999人」が60.0%、「100～299人」が53.7%、「30～99人」が45.0%となっている。

（第2表、第1図）

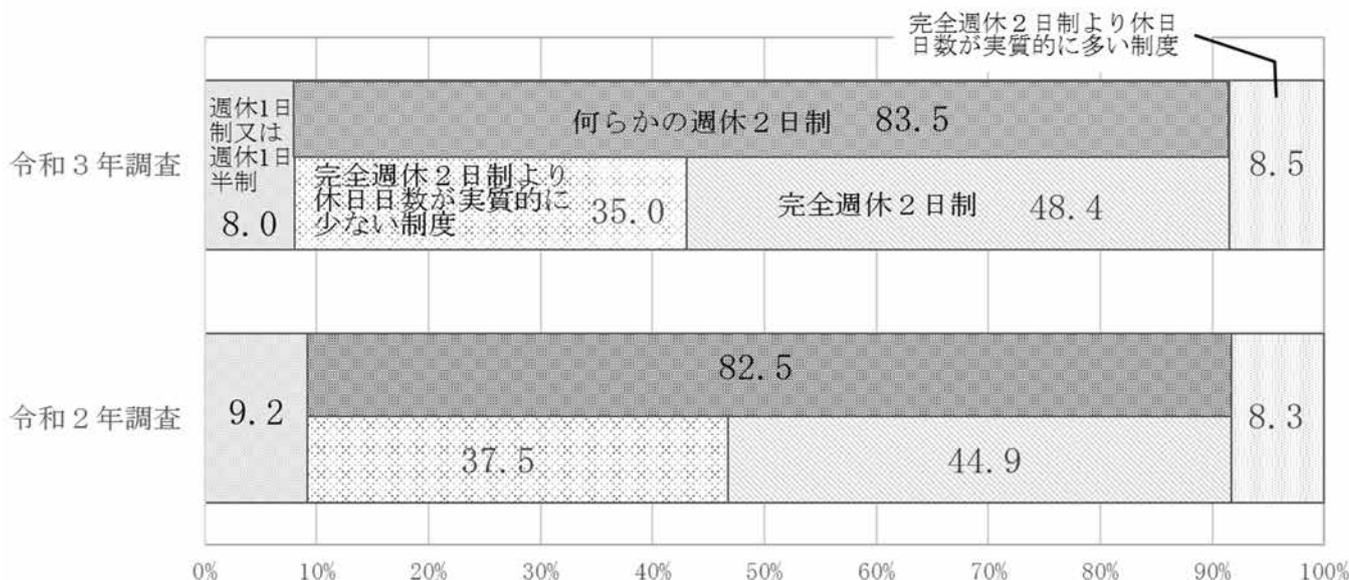
第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制		完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度 ³⁾
				完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 ²⁾	完全週休2日制	
令和3年調査計	100.0	8.0	83.5	35.0	48.4	8.5
1,000人以上	100.0	4.1	83.3	16.6	66.7	12.6
300～999人	100.0	2.9	85.2	25.2	60.0	11.9
100～299人	100.0	5.3	84.2	30.6	53.7	10.5
30～99人	100.0	9.5	83.0	38.0	45.0	7.4
令和2年調査計	100.0	9.2	82.5	37.5	44.9	8.3

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。「不詳」を含む。
 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。
 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

第1図 主な週休制の形態別企業割合



週休制の形態別適用労働者割合をみると、「何らかの週休2日制」は84.8%（令和2年調査85.9%）となっており、このうち「完全週休2日制」は60.7%（同58.0%）となっている（第3表）。

第3表 週休制の形態別適用労働者割合

（単位：％）

企業規模・年	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 ²⁾		完全週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度 ³⁾
				完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 ²⁾	完全週休2日制		
令和3年調査計	100.0	3.9	84.8	24.2	60.7	11.3	
1,000人以上	100.0	1.9	84.7	11.8	72.9	13.4	
300～999人	100.0	2.5	86.5	25.0	61.5	10.9	
100～299人	100.0	4.5	83.8	29.4	54.4	11.7	
30～99人	100.0	7.9	84.5	39.3	45.1	7.6	
令和2年調査計	100.0	4.4	85.9	27.8	58.0	9.8	

注：1) 監視又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外している。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制等をいう。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

(3) 年間休日総数

令和2年1年間の年間休日総数の1企業平均は110.5日（令和2年調査109.9日）、労働者1人平均は116.1日（同116.0日）となっている。

1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、「1,000人以上」が116.8日、「300～999人」が115.2日、「100～299人」が112.9日、「30～99人」が109.0日となっている。（第4表）

第4表 年間休日総数階級別企業割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

（単位：％）

（単位：日）

企業規模・年	全企業	年間休日総数階級								1企業平均年間休日総数 ¹⁾	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾
		69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
令和3年調査計	100.0	2.2	2.4	4.2	7.0	32.2	18.7	30.4	2.9	110.5	116.1
1,000人以上	100.0	0.2	1.2	0.7	1.6	21.2	22.2	50.0	2.9	116.8	119.7
300～999人	100.0	0.2	1.0	1.0	4.0	27.7	20.6	42.4	3.1	115.2	117.4
100～299人	100.0	0.9	2.6	1.9	5.1	29.1	22.0	35.5	2.9	112.9	114.3
30～99人	100.0	2.8	2.5	5.4	8.1	34.0	17.4	27.0	2.9	109.0	110.4
令和2年調査計	100.0	1.6	3.1	4.7	7.4	32.7	18.7	28.9	2.9	109.9	116.0

注：1) 「1企業平均年間休日総数」は、令和2年（又は平成31(令和元)会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。

2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、令和2年（又は平成31(令和元)会計年度）1年間で、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者により加重平均したものである。

(4) 年次有給休暇

令和2年の1年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数を除く。）をみると、労働者1人平均は17.9日（令和2年調査 18.0日）、このうち労働者が取得した日数は10.1日（同 10.1日）で、取得率は56.6%（同 56.3%）となっており、昭和59年以降過去最高となっている。

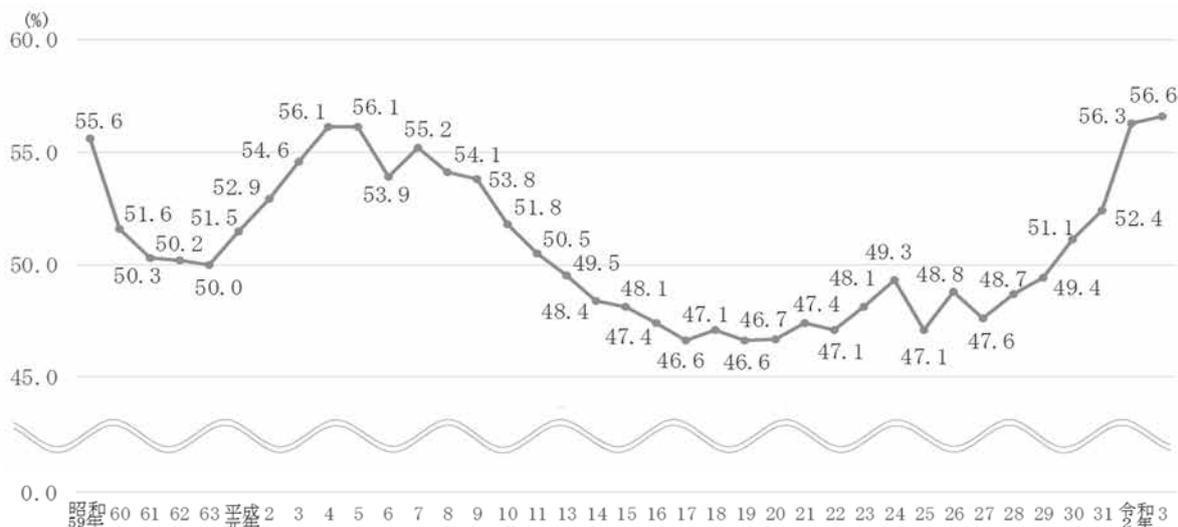
取得率を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が73.3%と最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」が45.0%と最も低くなっている。（第5表、第2図）

第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

企業規模・産業・年	(単位：日)		(単位：%)
	労働者1人 平均付与日数 ¹⁾	労働者1人 平均取得日数 ²⁾	労働者1人 平均取得率 ³⁾
令和3年調査計	17.9	10.1	56.6
1,000人以上	18.7	11.3	60.8
300～999人	17.7	9.9	56.3
100～299人	17.6	9.7	55.2
30～99人	17.3	8.8	51.2
鉱業，採石業，砂利採取業	18.2	11.6	63.9
建設業	18.4	9.8	53.2
製造業	18.6	11.4	61.6
電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.3	73.3
情報通信業	19.2	12.5	65.1
運輸業，郵便業	18.1	10.0	55.1
卸売業，小売業	17.8	8.7	48.6
金融業，保険業	19.3	11.0	57.3
不動産業，物品賃貸業	17.5	10.2	58.3
学術研究，専門・技術サービス業	18.7	10.9	58.3
宿泊業，飲食サービス業	16.3	7.3	45.0
生活関連サービス業，娯楽業	17.0	8.8	51.9
教育，学習支援業	18.2	8.9	48.6
医療，福祉	16.5	9.6	58.0
複合サービス事業	18.8	9.0	47.7
サービス業（他に分類されないもの）	16.6	9.7	58.5
令和2年調査計	18.0	10.1	56.3

注：1) 「付与日数」は、繰越日数を除く。
 2) 「取得日数」は、令和2年（又は平成31(令和元)会計年度）1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、取得日数計／付与日数計×100(%)である。

第2図 労働者1人平均年次有給休暇取得率の年次推移



注：1) 「取得率」は、(取得日数計／付与日数計)×100(%)である。
 2) 平成11年以前は、12月末現在の状況を「賃金労働時間制度等総合調査」として取りまとめたものである。
 3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」に範囲を拡大した。
 4) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%（令和2年調査 43.2%）となっており、計画的付与日数階級別にみると、「5～6日」が69.1%（同 66.6%）と最も高くなっている（第6表）。

第6表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	年次有給休暇の計画的付与日数								年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	
			1～2日	3～4日	5～6日	7～8日	9～10日	11～12日	13～14日	15日以上		
令和3年調査計	100.0	46.2	(100.0)	(7.7)	(7.4)	(69.1)	(2.6)	(5.2)	(1.9)	(0.5)	(3.7)	53.8
1,000人以上	100.0	51.9	(100.0)	(6.1)	(7.5)	(68.8)	(3.1)	(3.9)	(1.4)	(0.8)	(3.4)	48.1
300～999人	100.0	46.7	(100.0)	(9.3)	(8.8)	(68.2)	(2.8)	(3.4)	(0.5)	(0.4)	(3.4)	53.3
100～299人	100.0	47.9	(100.0)	(7.9)	(8.6)	(72.8)	(2.4)	(2.4)	(0.8)	(-)	(3.7)	52.1
30～99人	100.0	45.5	(100.0)	(7.5)	(6.9)	(68.0)	(2.7)	(6.3)	(2.5)	(0.7)	(3.8)	54.5
令和2年調査計	100.0	43.2	(100.0)	(8.1)	(8.4)	(66.6)	(2.0)	(5.5)	(1.7)	(0.9)	(1.9)	56.8

注：1) 「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、「年次有給休暇の計画的付与日数」が「不明」の企業を含む。

2) ()内の数値は「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした場合である。

(5) 特別休暇制度

夏季休暇、病気休暇等の特別休暇制度がある企業割合は59.9%（令和2年調査 58.9%）となっており、これを特別休暇制度の種類（複数回答）別にみると、「夏季休暇」42.0%（同 41.3%）、「病気休暇」23.8%（同 23.3%）、「リフレッシュ休暇」13.9%（同 13.1%）、「ボランティア休暇」4.5%（同 4.6%）、「教育訓練休暇」3.2%（同 4.3%）、「左記以外の1週間以上の長期の休暇」16.0%（同 16.0%）となっている（第7表）。

第7表 特別休暇¹⁾制度の有無、種類別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	特別休暇制度がある企業	特別休暇制度の種類（複数回答）						特別休暇制度がない企業
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ休暇	ボランティア休暇	教育訓練休暇	左記以外の1週間以上の長期の休暇 ²⁾	
令和3年調査計	100.0	59.9	42.0	23.8	13.9	4.5	3.2	16.0	40.1
1,000人以上	100.0	71.9	34.8	36.9	42.3	23.5	5.1	26.2	28.1
300～999人	100.0	65.7	39.0	29.5	29.1	11.1	4.0	18.4	34.3
100～299人	100.0	63.2	39.3	28.7	19.5	5.6	1.9	20.0	36.8
30～99人	100.0	57.9	43.3	21.3	9.7	2.9	3.4	14.2	42.1
令和2年調査計	100.0	58.9	41.3	23.3	13.1	4.6	4.3	16.0	41.1

注：1) 「特別休暇」とは、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護のための休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認められている休暇をいう。

2) 「1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分は含まない。

(6) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業割合は59.6%（令和2年調査 59.6%）となっている。これを企業規模別にみると、「1,000人以上」が76.4%、「300～999人」が69.5%、「100～299人」が63.1%、「30～99人」が56.9%となっており、また、変形労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「1年単位の変形労働時間制」が31.4%、「1か月単位の変形労働時間制」が25.0%、「フレックスタイム制」が6.5%となっている。（第8表）

第8表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位：%)

企業規模・年	企業計	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類（複数回答）			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
令和3年調査計	100.0	59.6	31.4	25.0	6.5	40.4
1,000人以上	100.0	76.4	21.3	49.8	28.7	23.6
300～999人	100.0	69.5	25.1	39.0	15.6	30.5
100～299人	100.0	63.1	31.1	29.8	8.7	36.9
30～99人	100.0	56.9	32.5	21.3	4.1	43.1
令和2年調査計	100.0	59.6	33.9	23.9	6.1	40.4

注：1)「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を採用している企業を含む。

変形労働時間制の適用を受ける労働者割合は48.9%（令和2年調査 51.5%）となっており、これを変形労働時間制の種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は17.8%、「1か月単位の変形労働時間制」は21.5%、「フレックスタイム制」は9.5%となっている（第9表）。

第9表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
令和3年調査計	100.0	48.9	17.8	21.5	9.5	51.1
1,000人以上	100.0	45.8	7.3	22.4	16.0	54.2
300～999人	100.0	51.8	17.7	25.1	8.9	48.2
100～299人	100.0	50.2	23.8	21.4	4.8	49.8
30～99人	100.0	50.5	31.1	16.4	2.6	49.5
令和2年調査計	100.0	51.5	19.1	23.0	9.3	48.5

注：1)「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」の適用を受ける労働者を含む。

(7) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業割合は13.1%（令和2年調査 13.0%）となっており、これをみなし労働時間制の種類（複数回答）別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が11.4%、「専門業務型裁量労働制」が2.0%、「企画業務型裁量労働制」が0.4%となっている（第10表）。

第10表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業割合

(単位：%)

企業規模・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			令和3年調査計	100.0	13.1	
1,000人以上	100.0	25.6	17.5	9.1	4.7	74.4
300～999人	100.0	16.5	13.2	4.1	1.6	83.5
100～299人	100.0	12.8	10.8	2.3	0.4	87.2
30～99人	100.0	12.4	11.1	1.5	0.2	87.6
令和2年調査計	100.0	13.0	11.4	1.8	0.8	87.0

みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は8.2%（令和2年調査 8.9%）となっており、これをみなし労働時間制の種類別にみると、「事業場外みなし労働時間制」が6.7%、「専門業務型裁量労働制」が1.2%、「企画業務型裁量労働制」が0.3%となっている（第11表）。

第11表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者割合

(単位：%)

企業規模・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外みなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
			令和3年調査計	100.0	8.2	
1,000人以上	100.0	10.0	7.7	1.8	0.5	90.0
300～999人	100.0	7.8	6.2	1.4	0.2	92.2
100～299人	100.0	6.2	5.5	0.6	0.0	93.8
30～99人	100.0	7.3	6.4	0.8	0.1	92.7
令和2年調査計	100.0	8.9	7.6	1.0	0.2	91.1

(8) 勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入状況別の企業割合をみると、「導入している」が4.6%(令和2年調査 4.2%)、「導入を予定又は検討している」が13.8%(同 15.9%)、「導入予定はなく、検討もしていない」が80.2%(同 78.3%)となっている(第12表)。

第12表 勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び1企業平均間隔時間

(単位: %)

企業規模・年	全企業 ¹⁾	導入している	1企業平均間隔時間 ²⁾ (時間、分)	導入を予定又は検討している		導入予定はなく、検討もしていない	
令和3年調査計	100.0	4.6	10 : 57	13.8	80.2		
1,000人以上	100.0	14.5	9 : 55	24.8	60.1		
300~999人	100.0	7.7	10 : 14	21.1	71.1		
100~299人	100.0	5.1	11 : 05	17.5	75.9		
30~99人	100.0	3.9	11 : 11	11.6	83.1		
令和2年調査計	100.0	4.2	10 : 46	15.9	78.3		

注: 1) 「全企業」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。
 2) 「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業について、導入予定はなく、検討もしていない理由(複数回答)別の企業割合をみると、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.4%(令和2年調査 56.7%)と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が19.2%(同 13.7%)となっている。

また、「当該制度を知らなかったため」の全企業に対する企業割合は15.4%(同 10.7%)となっている。(第13表)

第13表 勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない理由別企業割合

(単位: %)

企業規模・年	導入予定はなく、検討もしていない企業 ¹⁾		導入予定はなく、検討もしていない理由 (複数回答)					
			夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため		当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため		
令和3年調査計	[80.2]	100.0	[7.5]	9.3	[7.5]	9.3	[7.1]	8.8
1,000人以上		100.0		16.3		17.9		21.9
300~999人		100.0		15.3		15.9		17.6
100~299人		100.0		11.8		10.5		12.2
30~99人		100.0		7.9		8.2		6.8
令和2年調査計	[78.3]	100.0	[7.4]	9.4	[9.3]	11.8	[8.5]	10.9

企業規模・年	導入予定はなく、検討もしていない企業 ¹⁾		導入予定はなく、検討もしていない理由 (複数回答)			
			超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	当該制度は知っている中でのその他の理由	当該制度を知らなかったため	
令和3年調査計	[46.0]	57.4	[5.3]	6.7	[15.4]	19.2
1,000人以上		45.2		18.5		3.0
300~999人		55.9		13.4		6.7
100~299人		57.2		8.1		13.3
30~99人		58.0		5.4		22.3
令和2年調査計	[44.3]	56.7	[6.6]	8.4	[10.7]	13.7

注: 1) 「導入予定はなく、検討もしていない企業」には「導入予定はなく、検討もしていない理由」が「不明」の企業も含む。
 2) [] 内の数値は、全企業に対する企業割合である。

2 賃金制度

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業割合は84.7%（令和2年調査 81.6%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.5%（同 93.3%）、「26%以上」とする企業割合は5.5%（同 4.5%）となっている。

時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が20.0%、「300～999人」が13.7%、「100～299人」が8.6%、「30～99人」が3.1%となっている。（第14表）

第14表 時間外労働の割増賃金率の定めの有無、定め方、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・年	全企業	定めている	時間外労働の割増賃金率の定め方				定めていない	
			一律に定めている ¹⁾	時間外労働の割増賃金率階級		時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
				25%	26%以上			
令和3年調査計	100.0	93.8	84.7	(100.0)	(94.5)	(5.5)	8.2	6.2
1,000人以上	100.0	99.0	86.9	(100.0)	(80.0)	(20.0)	11.8	1.0
300～999人	100.0	97.6	85.1	(100.0)	(86.3)	(13.7)	11.5	2.4
100～299人	100.0	96.0	86.8	(100.0)	(91.4)	(8.6)	8.7	4.0
30～99人	100.0	92.5	83.9	(100.0)	(96.9)	(3.1)	7.6	7.5
令和2年調査計	100.0	93.1	81.6	(100.0)	(93.3)	(4.5)	11.5	6.9

注：1) () 内の数値は、時間外労働の割増賃金率を「一律に定めている」企業を100とした割合である。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は32.5%（令和2年調査 31.1%）となっており、このうち時間外労働の割増賃金率を「25～49%」とする企業割合は42.5%（同 37.2%）、「50%以上」とする企業割合は56.7%（同 60.1%）となっている。

1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合を中小企業該当区分別にみると、「中小企業」が28.3%、「中小企業以外」が53.4%となっている。（第15表）

第15表 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合

（単位：％）

企業規模・ 中小企業該当区分・ 年	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾	定めている ²⁾³⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級		定めていない	
				25～49%	50%以上		
令和3年調査計	[93.8]	100.0	32.5	(100.0)	(42.5)	(56.7)	67.5
1,000人以上	[99.0]	100.0	84.4	(100.0)	(4.4)	(95.4)	15.6
300～999人	[97.6]	100.0	63.7	(100.0)	(12.3)	(87.2)	36.3
100～299人	[96.0]	100.0	36.7	(100.0)	(30.8)	(68.7)	63.3
30～99人	[92.5]	100.0	25.9	(100.0)	(60.3)	(38.6)	74.1
中小企業	[94.4]	100.0	28.3	(100.0)	(58.8)	(40.7)	71.7
中小企業以外	[92.4]	100.0	53.4	(100.0)	(-)	(99.6)	46.6
令和2年調査計	[93.1]	100.0	31.1	(100.0)	(37.2)	(60.1)	68.9

注：1) [] 内の数値は、全企業に対する「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業割合である。

2) 「定めている」には、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

3) () 内の数値は、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を「定めている」企業を100とした割合である。

3 労働費用

(1) 労働費用総額

令和2年(平成31(令和元)会計年度)の「労働費用総額」は常用労働者1人1か月平均408,140円となっている。

「労働費用総額」に占める「現金給与額」の割合は82.0%、「現金給与以外の労働費用」の割合は18.0%となっている。(第16表)

第16表 常用労働者1人1か月平均労働費用

企業規模・産業・年	労働費用総額 ¹⁾		現金給与額		現金給与以外の労働費用	
	円	%	円	%	円	%
令和3年調査計	408,140	(100.0)	334,845	(82.0)	73,296	(18.0)
1,000人以上	450,720	(100.0)	365,787	(81.2)	84,933	(18.8)
300～999人	415,532	(100.0)	340,495	(81.9)	75,037	(18.1)
100～299人	391,151	(100.0)	323,761	(82.8)	67,390	(17.2)
30～99人	352,005	(100.0)	292,370	(83.1)	59,635	(16.9)
鉱業,採石業,砂利採取業	581,989	(100.0)	475,356	(81.7)	106,633	(18.3)
建設業	531,612	(100.0)	434,862	(81.8)	96,750	(18.2)
製造業	476,149	(100.0)	384,593	(80.8)	91,556	(19.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	618,799	(100.0)	429,788	(69.5)	189,011	(30.5)
情報通信業	577,690	(100.0)	466,023	(80.7)	111,667	(19.3)
運輸業,郵便業	378,498	(100.0)	312,044	(82.4)	66,454	(17.6)
卸売業,小売業	354,143	(100.0)	291,000	(82.2)	63,143	(17.8)
金融業,保険業	610,565	(100.0)	472,669	(77.4)	137,896	(22.6)
不動産業,物品賃貸業	490,511	(100.0)	392,854	(80.1)	97,656	(19.9)
学術研究,専門・技術サービス業	608,696	(100.0)	498,544	(81.9)	110,153	(18.1)
宿泊業,飲食サービス業	216,886	(100.0)	185,465	(85.5)	31,422	(14.5)
生活関連サービス業,娯楽業	312,298	(100.0)	265,034	(84.9)	47,264	(15.1)
教育,学習支援業	465,097	(100.0)	386,667	(83.1)	78,430	(16.9)
医療,福祉	361,190	(100.0)	304,970	(84.4)	56,220	(15.6)
複合サービス事業	408,337	(100.0)	322,735	(79.0)	85,602	(21.0)
サービス業(他に分類されないもの)	290,078	(100.0)	243,443	(83.9)	46,635	(16.1)
平成28年調査計	416,824	(100.0)	337,192	(80.9)	79,632	(19.1)

注：1) ()内の数値は、「労働費用総額」を100とした割合である。

(2) 現金給与以外の労働費用

「現金給与以外の労働費用」73,296 円の内訳は、「法定福利費」50,283 円（構成割合 68.6%）、
「退職給付等の費用」15,955 円（同 21.8%）、「法定外福利費」4,882 円（同 6.7%）などとなっ
ている（第17表）。

第17表 常用労働者1人1か月平均現金給与以外の労働費用

企業規模・年	計	法定福利費	法定外福利費	現物給与の費用	退職給付等の費用	教育訓練費	募集費	その他 ¹⁾
実額（円）								
令和3年調査計	73,296	50,283	4,882	481	15,955	670	718	306
1,000人以上	84,933	54,348	5,639	444	22,985	802	481	233
300～999人	75,037	50,804	4,567	276	17,295	710	980	404
100～299人	67,390	48,024	4,546	893	12,071	664	833	359
30～99人	59,635	45,819	4,414	318	7,732	424	675	253
平成28年調査計	79,632	47,693	6,528	465	18,834	1,008	808	4,295
構成割合（%）								
令和3年調査計	100.0	68.6	6.7	0.7	21.8	0.9	1.0	0.4
1,000人以上	100.0	64.0	6.6	0.5	27.1	0.9	0.6	0.3
300～999人	100.0	67.7	6.1	0.4	23.0	0.9	1.3	0.5
100～299人	100.0	71.3	6.7	1.3	17.9	1.0	1.2	0.5
30～99人	100.0	76.8	7.4	0.5	13.0	0.7	1.1	0.4
平成28年調査計	100.0	59.9	8.2	0.6	23.7	1.3	1.0	5.4

注：1) 「その他」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く。）、表彰の費用等をいう。

(3) 法定福利費

「法定福利費」50,283 円の内訳は、「厚生年金保険料」27,905 円（構成割合 55.5%）、「健康保険料・介護保険料」17,496 円（同 34.8%）、「労働保険料」3,695 円（同 7.3%）などとなっている（第18表）。

第18表 常用労働者1人1か月平均法定福利費

企業規模・年	計	健康保険料 介護保険料	厚生年金 保険料	労働保険料	雇用保険に かかる額	労災保険に かかる額	子ども・子育て 拠出金	障害者雇用 納付金	法定補償費	その他の 法定福利費 ¹⁾
実額（円）										
令和3年調査計	50,283	17,496	27,905	3,695	2,120	1,575	987	96	4	98
1,000人以上	54,348	18,858	30,197	3,942	2,224	1,718	1,105	87	4	155
300～999人	50,804	17,540	28,499	3,552	2,162	1,390	1,032	112	2	67
100～299人	48,024	16,864	26,443	3,534	2,065	1,469	906	181	11	85
30～99人	45,819	16,012	25,265	3,645	1,974	1,671	841	-	0	56
平成28年調査計	47,693	16,881	25,914	4,244	2,902	1,343	452	74	10	118
構成割合（%）										
令和3年調査計	100.0	34.8	55.5	7.3	4.2	3.1	2.0	0.2	0.0	0.2
1,000人以上	100.0	34.7	55.6	7.3	4.1	3.2	2.0	0.2	0.0	0.3
300～999人	100.0	34.5	56.1	7.0	4.3	2.7	2.0	0.2	0.0	0.1
100～299人	100.0	35.1	55.1	7.4	4.3	3.1	1.9	0.4	0.0	0.2
30～99人	100.0	34.9	55.1	8.0	4.3	3.6	1.8	-	0.0	0.1
平成28年調査計	100.0	35.4	54.3	8.9	6.1	2.8	0.9	0.2	0.0	0.2

注：1) 「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金基金掛金及び船員保険料（労働者負担分を除く。）等をいう。

(4) 法定外福利費

「法定外福利費」4,882 円の内訳は、「住居に関する費用」2,509 円（構成割合 51.4%）、「医療保健に関する費用」729 円（同 14.9%）、「食事に関する費用」493 円（同 10.1%）などとなっている（第19表）。

第19表 常用労働者1人1か月平均法定外福利費

企業規模・年	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用	食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ¹⁾
実額（円）										
令和3年調査計	4,882	2,509	729	493	163	373	88	184	48	296
1,000人以上	5,639	3,974	768	174	141	111	35	168	64	204
300～999人	4,567	2,506	710	427	161	157	67	198	34	309
100～299人	4,546	1,832	756	690	176	367	123	204	45	353
30～99人	4,414	960	660	849	183	1,027	159	172	41	362
平成28年調査計	6,528	3,090	877	616	383	552	128	222	161	500
構成割合（%）										
令和3年調査計	100.0	51.4	14.9	10.1	3.3	7.6	1.8	3.8	1.0	6.1
1,000人以上	100.0	70.5	13.6	3.1	2.5	2.0	0.6	3.0	1.1	3.6
300～999人	100.0	54.9	15.5	9.4	3.5	3.4	1.5	4.3	0.7	6.8
100～299人	100.0	40.3	16.6	15.2	3.9	8.1	2.7	4.5	1.0	7.8
30～99人	100.0	21.8	15.0	19.2	4.2	23.3	3.6	3.9	0.9	8.2
平成28年調査計	100.0	47.3	13.4	9.4	5.9	8.5	2.0	3.4	2.5	7.7

注：1) 「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

Ⅲ 統 計 表

集計事項一覽表

集計事項一覧表

I 企業の属性 II 労働時間制度 III 賃金制度

◎=集計項目

●=表頭事項

○=表側事項

△=欄外事項

報告書表番号	原表番号	集計項目			II 労働時間																		
					I 企業の属性				1 所定労働時間	2 週休制	3 年間休日総数	4 年次有給休暇				5 特別休暇制度							
		企業割合	労働者割合	平均値	産業	企業規模	労働組合の有無	業務	1日の所定労働時間	週所定労働時間	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者	週休制の形態	年間休日総数	年間延付与日数・取得日数・取得率	計画的付与制度の有無	計画的付与日数	時間単位取得制度の有無	時間単位取得日数	種類・制度の有無	賃金の支給状況	1回あたりの最高付与日数	年間の最高付与日数	令和2年1年間における利用の有無
1	1	◎		◎	○	○			●														
2	2		◎	◎	○	○			●														
3	3	◎		◎	○	△				●※1													
4	4		◎	◎	○	△				●													
5・6	5	◎		◎	△	○				●※1		○※2											
7	6-1	◎			○	△						●※2											
-	6-2	◎			○	△						●											
8	7		◎		○	△						●											
9	8	◎	◎		○	△				●													
10	9	◎		◎	○	○						●											
11	10		◎	◎	○	○						●											
12	11			◎	○	△	●					●											
-	12-1~3			◎	○	△						●		●									
-	13-1~3			◎	○	△						●※2		●									
13	14	◎		◎	○	△						●		●									
14	15	◎		◎	○	△									●		●						
15	16	◎			○	○												●					
-	17	◎			○	○												●					
16	18			◎	○	○												●		●			
17	19			◎	○	○												●		●		●	
18	20	◎			○	○												●					●
19	21	◎			○	○																	
20	22		◎		○	○																	
21	23	◎			○	○																	
22	24		◎		○	○																	
23	25	◎			○	○																	
24	26	◎			○	○	●																
25	27	◎			○	○																	
-	28		◎		○	○																	
-	29	◎			○	○																	
26	30	◎			○	○																	
27	31	◎		◎	○	○																	
28	32	◎			○	○																	
29	301	◎			○	△																	
30	302	◎		◎	○	△																	
31	303	◎		◎	○	△																	
32	304	◎		◎	○	△																	
33	305	◎		◎	○	△																	
-	305	◎		◎	○	△																	
34	306	◎		◎	○	△																	
35	307	◎		◎	○	△																	

※1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を集計している。

※2 企業において最も多くの労働者に適用される週休制の形態を集計している。

制 度				Ⅲ 賃 金 制 度													報告書表番号	原表番号								
6 変形労働時間制	7 みなし労働時間制	8 高度プロフェッショナル制度	9 勤務間インターバル制度	1 時間外労働の割増賃金率																						
種類、採用(適用)の有無	種類、採用(適用)の有無	専門業務型裁量労働の適用業務	制度採用の有無	適用労働者数	労働者が従事する業務	通年で実際の勤務間隔が11時間以上の労働者の状況	勤務間インターバル制度の導入状況	具体的な時間の設定状況	制度を導入していない理由	時間外労働の割増賃金率の定めの有無	時間外労働の割増賃金率の定め方	時間外労働の割増賃金率	締結の有無	特別条項付き時間外労働協定の有無	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	中小企業該当区分	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定めの有無	1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率	代替休暇制度の有無	代替休暇取得労働者数	有無、割増賃金率の定め	深夜労働の割増賃金率の定め	有無、割増賃金率			
																								有無、割増賃金率の定め	有無、割増賃金率	有無、割増賃金率の定め
																								1	1	
																									2	2
																									3	3
																									4	4
																									5・6	5
																									7	6-1
																									-	6-2
																									8	7
																									9	8
																									10	9
																									11	10
																									12	11
																									-	12-1~3
																									-	13-1~3
																									13	14
																									14	15
																									15	16
																									-	17
																									16	18
																									17	19
●																									18	20
●																									19	21
	●																								20	22
	●																								21	23
	●																								22	24
	●	●																							23	25
		●																							24	26
			●																						25	27
				●																					-	28
					●																				-	29
						●																			26	30
							●																		27	31
								●																	28	32
									●																29	301
										●															30	302
											●														31	303
												●													32	304
													●												33	305
														●											-	305
															△										34	306
																△									35	307

労働時間制度

第1表 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合
及び1企業平均1日の所定労働時間

産業・企業規模	全企業	(単位：%)								1企業平均 1日の所定 労働時間 (時間：分)
		時間分 6:29 以下	時間分 6:30 ～ 6:59	時間分 7:00	時間分 7:01 ～ 7:29	時間分 7:30 ～ 7:59	時間分 8:00	時間分 8:01 以上		
T 調査産業計	100.0	0.2	1.1	5.9	3.8	28.4	60.0	0.6	7:47	
1,000人以上	100.0	-	0.3	2.6	3.9	39.7	53.2	0.2	7:48	
100～999人	100.0	0.3	0.5	4.7	4.7	33.1	56.6	0.1	7:47	
300～999人	100.0	0.2	0.6	4.2	4.1	36.6	54.2	0.1	7:47	
100～299人	100.0	0.3	0.5	4.9	4.9	31.9	57.4	0.1	7:47	
30～99人	100.0	0.1	1.3	6.4	3.5	26.2	61.7	0.8	7:48	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	3.9	12.7	31.3	52.0	-	7:44	
D 建設業	100.0	-	-	9.1	4.6	32.1	54.2	-	7:44	
E 製造業	100.0	-	0.4	2.5	3.1	40.8	52.7	0.5	7:49	
1,000人以上	100.0	-	-	-	1.2	58.8	38.9	1.0	7:50	
100～999人	100.0	-	0.5	2.3	4.3	39.6	52.7	0.6	7:49	
300～999人	100.0	-	-	0.7	1.6	43.3	53.7	0.7	7:52	
100～299人	100.0	-	0.6	2.8	5.1	38.4	52.4	0.5	7:48	
30～99人	100.0	-	0.4	2.7	2.7	40.7	53.1	0.4	7:48	
E1 消費関連	100.0	-	-	3.7	3.8	41.6	50.0	0.9	7:47	
E2 素材関連	100.0	-	-	3.0	4.0	40.6	52.1	0.3	7:48	
E3 機械関連	100.0	-	1.2	1.0	1.6	40.2	55.8	0.2	7:51	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	6.8	72.3	20.9	-	7:41	
G 情報通信業	100.0	-	-	10.0	0.6	40.0	49.4	-	7:45	
H 運輸業，郵便業	100.0	0.9	1.4	10.7	4.0	20.4	62.7	0.0	7:44	
I 卸売業，小売業	100.0	0.1	1.3	6.9	4.7	25.1	60.9	0.9	7:46	
I50～55 卸売業	100.0	-	1.1	5.7	4.0	33.1	54.0	2.1	7:46	
I56～61 小売業	100.0	0.1	1.5	7.9	5.2	18.8	66.4	-	7:47	
J 金融業，保険業	100.0	-	0.3	8.7	13.1	42.2	35.8	-	7:39	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	1.3	6.6	3.4	34.0	54.6	-	7:45	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	1.1	8.3	3.3	40.0	47.4	-	7:43	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	3.4	2.9	2.5	14.8	76.4	-	7:51	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	1.6	5.9	2.6	31.1	58.8	-	7:47	
O 教育，学習支援業	100.0	0.8	1.4	6.2	7.0	23.2	58.4	3.1	7:48	
P 医療，福祉	100.0	-	-	4.4	3.3	18.9	72.5	0.9	7:52	
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.5	-	8.9	63.4	27.2	-	7:38	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.8	3.4	7.7	4.7	25.5	56.9	1.1	7:43	

注：企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間についての割合であり、「1企業平均1日の所定労働時間」はその平均である。

第2表 産業・企業規模、1日の所定労働時間階級別適用労働者割合及び労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	労働者1人平均 1日の所定労働時間 (時間：分)
		6:29 以下	6:30 ～ 6:59	7:00	7:01 ～ 7:29	7:30 ～ 7:59	8:00	8:01 以上	
T 調査産業計	100.0	0.1	0.5	4.4	3.9	39.9	50.8	0.3	7：46
1,000人以上	100.0	-	0.2	2.8	3.6	48.8	44.4	0.2	7：46
100～999人	100.0	0.2	0.5	5.1	4.3	37.9	51.8	0.1	7：46
300～999人	100.0	0.2	0.4	4.7	4.2	40.8	49.6	0.2	7：46
100～299人	100.0	0.3	0.6	5.4	4.4	35.3	53.9	0.1	7：46
30～99人	100.0	0.1	1.0	5.9	3.9	28.4	59.9	0.9	7：48
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	3.0	26.9	35.6	34.5	-	7：39
D 建設業	100.0	-	-	4.6	3.2	41.9	50.2	-	7：47
E 製造業	100.0	-	0.3	1.3	2.0	52.3	43.8	0.4	7：49
1,000人以上	100.0	-	-	-	0.9	65.9	32.9	0.4	7：49
100～999人	100.0	-	0.6	2.1	3.0	43.8	50.0	0.5	7：50
300～999人	100.0	-	-	1.0	1.7	48.3	48.3	0.7	7：51
100～299人	100.0	-	1.1	3.2	4.1	39.6	51.7	0.4	7：48
30～99人	100.0	-	0.3	2.0	2.4	41.9	53.2	0.2	7：49
E1 消費関連	100.0	-	-	1.9	2.4	47.0	48.5	0.2	7：48
E2 素材関連	100.0	-	-	2.0	4.1	54.7	38.9	0.3	7：47
E3 機械関連	100.0	-	0.6	0.5	0.6	53.0	44.8	0.6	7：51
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	0.7	96.2	3.1	-	7：40
G 情報通信業	100.0	-	-	6.8	5.4	54.7	33.1	-	7：40
H 運輸業，郵便業	100.0	0.0	1.3	5.4	5.2	20.4	67.3	0.4	7：48
I 卸売業，小売業	100.0	0.2	0.2	3.2	4.4	34.9	56.6	0.5	7：47
I50～55 卸売業	100.0	-	0.1	4.7	4.7	46.6	42.8	1.0	7：44
I56～61 小売業	100.0	0.5	0.2	1.9	4.1	24.2	69.2	-	7：50
J 金融業，保険業	100.0	-	1.2	13.5	11.0	51.9	22.4	-	7：32
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	0.1	5.1	3.6	41.3	50.0	-	7：45
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	0.3	12.8	2.9	52.0	32.0	-	7：40
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	1.9	2.0	1.3	16.9	77.9	-	7：52
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	0.3	4.1	3.6	31.1	60.8	-	7：48
O 教育，学習支援業	100.0	0.4	1.3	8.8	8.4	45.4	35.1	0.7	7：41
P 医療，福祉	100.0	-	-	5.5	3.7	32.4	58.2	0.2	7：46
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.3	-	3.0	33.8	62.9	-	7：49
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	1.7	5.4	4.8	26.7	59.7	0.9	7：46

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

2 「労働者1人平均1日の所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間についての割合であり、企業の全労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均したものである。

1日の所定労働時間

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		計					
産 業	全企業	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調 査 産 業 計	100.0	97.2	0.8	3.2	1.8	8.8	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	97.4	-	-	4.1	15.3	
D 建 設 業	100.0	96.6	-	1.6	1.1	13.7	
E 製 造 業	100.0	96.8	0.4	1.6	2.4	10.5	
E1 消 費 関 連	100.0	96.0	-	2.7	1.9	8.1	
E2 素 材 関 連	100.0	97.6	-	2.3	4.0	10.1	
E3 機 械 関 連	100.0	96.7	1.2	0.0	1.1	13.0	
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	100.0	-	2.7	4.3	15.1	
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	-	6.2	1.7	15.9	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.6	2.0	3.5	1.0	3.6	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	96.1	0.3	4.3	1.6	8.1	
I50～55 卸 売 業	100.0	98.9	0.2	5.5	1.2	12.4	
I56～61 小 売 業	100.0	93.9	0.4	3.3	1.9	4.7	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.5	9.6	10.3	20.9	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	98.7	-	4.8	3.3	9.7	
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	100.0	2.2	7.1	3.8	17.3	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	95.2	0.2	-	-	3.2	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	97.5	-	2.2	1.3	4.3	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	97.7	0.8	4.5	4.2	6.3	
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	1.8	3.8	0.8	9.2	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	98.6	1.2	0.2	3.5	34.3	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	93.1	1.9	4.2	2.0	5.5	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-1）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
9.7	6.9	66.0	2.8	0.9	1.2	0.7	39：25	T
9.1	22.1	46.8	2.6	-	2.6	-	39：21	C
8.6	7.6	64.1	3.4	1.1	1.1	1.1	39：29	D
11.4	13.0	57.5	3.2	1.1	0.6	1.5	39：27	E
7.5	13.2	62.6	4.0	0.9	-	3.1	39：39	E1
12.9	11.0	57.3	2.4	2.4	-	-	39：17	E2
13.4	15.0	53.0	3.3	-	1.6	1.6	39：26	E3
39.3	12.7	25.7	-	-	-	-	38：44	F
21.0	2.6	52.7	-	-	-	-	38：56	G
5.5	6.4	75.6	2.4	1.0	1.4	-	39：29	H
8.0	5.9	67.9	3.9	0.8	2.6	0.5	39：30	I
11.7	9.0	58.8	1.1	-	-	1.1	39：12	150～55
5.0	3.4	75.1	6.1	1.4	4.7	-	39：44	156～61
17.9	3.9	36.9	-	-	-	-	38：19	J
11.5	8.5	60.9	1.3	1.3	-	-	39：11	K
18.1	3.1	48.4	-	-	-	-	38：36	L
3.4	0.9	87.6	4.8	0.5	1.6	2.7	40：03	M
10.3	4.4	74.9	2.5	0.3	2.1	0.1	39：38	N
11.3	6.3	64.3	2.3	2.0	0.3	-	39：17	O
10.0	4.3	70.1	-	-	-	-	39：16	P
9.5	9.2	40.9	1.4	1.4	-	-	38：45	Q
7.8	7.2	64.6	6.9	3.2	2.5	1.2	39：29	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		1,000人以上					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	98.8	0.2	2.2	2.4	14.2	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	100.0	-	-	-	16.3	
E 製造業	100.0	99.4	-	0.9	1.4	9.6	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	-	-	10.8	
E2 素材関連	100.0	97.9	-	2.1	4.8	14.4	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	0.7	-	6.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	9.9	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	5.8	5.8	20.9	
H 運輸業，郵便業	100.0	95.9	-	-	2.0	8.2	
I 卸売業，小売業	100.0	96.5	-	1.2	3.5	14.6	
I50～55 卸売業	100.0	100.0	-	-	14.6	34.8	
I56～61 小売業	100.0	95.4	-	1.5	-	8.3	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	4.5	8.1	9.0	32.2	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	-	-	-	25.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	15.4	-	16.6	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	-	-	-	2.2	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	96.1	-	-	3.9	11.6	
O 教育，学習支援業	100.0	100.0	-	8.4	6.3	9.4	
P 医療，福祉	100.0	100.0	-	1.9	1.9	17.0	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	3.9	3.9	-	50.7	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	100.0	-	-	-	18.3	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-2）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
20.8	5.7	53.2	1.2	0.5	0.6	0.1	39：08	T
X	X	X	X	X	X	X	X	C
35.2	10.3	38.2	-	-	-	-	39：02	D
37.0	12.1	38.3	0.6	0.6	-	-	39：04	E
23.4	10.8	55.0	-	-	-	-	39：19	E1
43.1	9.6	24.0	2.1	2.1	-	-	38：42	E2
39.4	14.2	39.5	-	-	-	-	39：11	E3
90.1	-	-	-	-	-	-	38：20	F
34.8	-	32.7	-	-	-	-	38：32	G
6.8	8.8	70.1	4.1	2.0	2.0	-	39：37	H
7.4	5.1	64.7	3.5	1.2	2.3	-	39：24	I
24.0	-	26.6	-	-	-	-	38：14	150～55
2.2	6.8	76.7	4.6	1.5	3.0	-	39：46	156～61
17.7	6.7	21.9	-	-	-	-	37：53	J
15.5	-	58.7	-	-	-	-	39：05	K
41.0	6.4	20.5	-	-	-	-	38：14	L
6.0	-	91.7	-	-	-	-	39：51	M
7.7	3.9	69.1	3.9	-	-	3.9	39：45	N
42.8	6.9	26.2	-	-	-	-	38：30	O
18.9	3.8	56.6	-	-	-	-	39：07	P
19.5	3.9	18.2	-	-	-	-	38：01	Q
13.4	1.2	67.1	-	-	-	-	39：21	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		100～999人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調 査 産 業 計	100.0	98.7	0.6	3.1	2.9	12.7	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	-	-	32.1	25.0	
D 建 設 業	100.0	99.3	-	2.9	0.3	16.0	
E 製 造 業	100.0	99.3	0.5	2.4	3.7	11.6	
E1 消 費 関 連	100.0	98.9	-	2.9	3.6	8.5	
E2 素 材 関 連	100.0	98.8	-	4.6	7.0	14.1	
E3 機 械 関 連	100.0	100.0	1.2	-	0.8	11.8	
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	100.0	-	-	5.3	15.3	
G 情 報 通 信 業	100.0	100.0	-	8.7	1.4	17.2	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.8	0.9	3.2	0.4	6.4	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	98.8	1.2	2.1	3.6	16.6	
I50～55 卸 売 業	100.0	100.0	0.6	4.6	3.8	20.5	
I50～55 小 売 業	100.0	97.7	1.7	-	3.3	13.3	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	-	7.1	8.4	26.3	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	-	7.6	6.9	22.4	
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	100.0	-	13.5	2.0	23.5	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	94.9	0.7	-	-	3.2	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	95.6	-	3.8	-	6.2	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	97.2	-	1.4	3.3	7.5	
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	-	3.1	2.4	13.3	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	98.6	0.8	-	4.5	39.5	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	98.2	2.5	3.0	6.0	8.9	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-3）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
12.7	6.2	60.5	1.3	0.4	0.6	0.2	39：12	T
10.7	10.7	21.4	-	-	-	-	37：57	C
17.1	12.7	50.2	0.7	-	0.3	0.3	39：11	D
15.3	12.9	52.9	0.7	0.4	-	0.3	39：10	E
9.1	13.4	61.4	1.1	-	-	1.1	39：22	E1
15.3	10.3	47.5	1.2	1.2	-	-	38：57	E2
20.1	14.7	51.3	-	-	-	-	39：13	E3
51.4	10.6	17.5	-	-	-	-	38：38	F
24.9	1.2	46.6	-	-	-	-	38：45	G
13.2	0.9	72.9	2.2	0.4	1.8	-	39：31	H
12.1	4.8	58.5	1.2	0.6	0.6	-	39：06	I
18.4	5.7	46.3	-	-	-	-	38：49	150～55
6.7	4.0	68.8	2.3	1.1	1.1	-	39：21	156～61
21.8	3.9	32.4	-	-	-	-	38：22	J
15.7	6.6	40.9	-	-	-	-	38：32	K
24.2	2.8	34.1	-	-	-	-	38：18	L
3.4	3.4	84.2	5.1	1.7	1.7	1.7	39：55	M
10.0	6.9	68.8	4.4	1.3	3.1	-	39：38	N
15.4	7.7	61.9	2.8	1.6	1.2	-	39：28	O
10.1	4.6	66.6	-	-	-	-	39：15	P
9.4	8.8	35.7	1.4	1.4	-	-	38：37	Q
6.6	2.5	68.8	1.8	-	1.2	0.6	39：08	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		300～999人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	99.3	0.8	3.1	3.0	14.2	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	96.7	-	1.6	1.6	14.8	
E 製造業	100.0	100.0	-	2.1	3.0	9.3	
E1 消費関連	100.0	100.0	-	3.7	1.9	14.8	
E2 素材関連	100.0	100.0	-	3.6	3.6	12.5	
E3 機械関連	100.0	100.0	-	-	3.3	3.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	11.1	11.1	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	7.1	-	23.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	96.0	4.0	2.0	2.0	4.0	
I 卸売業，小売業	100.0	100.0	2.1	1.0	4.1	18.4	
I50～55 卸売業	100.0	100.0	2.4	2.4	4.9	24.4	
I56～61 小売業	100.0	100.0	1.8	-	3.6	14.3	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	4.0	10.0	28.0	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	-	5.7	2.9	28.6	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	16.7	2.8	11.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	100.0	2.9	-	-	5.9	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	97.4	-	-	-	10.5	
O 教育，学習支援業	100.0	98.4	-	4.9	3.3	9.8	
P 医療，福祉	100.0	100.0	-	5.6	2.8	15.3	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	1.5	-	7.5	40.3	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	98.0	-	2.0	4.1	14.3	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-4）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
13.9	6.4	57.9	0.7	0.2	0.3	0.2	39：07	T
X	X	X	X	X	X	X	X	C
19.7	4.9	54.1	3.3	-	1.6	1.6	39：20	D
20.0	11.5	54.0	-	-	-	-	39：14	E
13.0	13.0	53.7	-	-	-	-	39：08	E1
17.9	12.5	50.0	-	-	-	-	39：05	E2
26.2	9.8	57.4	-	-	-	-	39：24	E3
55.6	22.2	-	-	-	-	-	38：29	F
16.7	4.8	47.6	-	-	-	-	38：46	G
10.0	4.0	70.0	4.0	2.0	2.0	-	39：27	H
8.2	4.0	62.3	-	-	-	-	39：03	I
9.8	7.3	48.8	-	-	-	-	38：47	150～55
7.1	1.8	71.4	-	-	-	-	39：14	156～61
26.0	8.0	24.0	-	-	-	-	38：19	J
20.0	14.3	28.6	-	-	-	-	38：30	K
27.8	5.6	36.1	-	-	-	-	38：24	L
-	-	91.2	-	-	-	-	39：34	M
10.5	7.9	68.4	2.6	-	2.6	-	39：39	N
21.3	6.6	52.5	1.6	1.6	-	-	39：06	O
16.7	8.3	51.4	-	-	-	-	38：58	P
7.5	9.0	34.3	-	-	-	-	38：28	Q
6.1	-	71.4	2.0	-	-	2.0	39：25	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		100～299人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	98.5	0.5	3.2	2.9	12.2	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	100.0	-	-	37.5	12.5	
D 建設業	100.0	100.0	-	3.3	-	16.4	
E 製造業	100.0	99.1	0.6	2.4	3.9	12.3	
E1 消費関連	100.0	98.6	-	2.7	4.1	6.8	
E2 素材関連	100.0	98.4	-	4.8	8.1	14.5	
E3 機械関連	100.0	100.0	1.6	-	-	14.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	3.3	16.7	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	9.3	1.9	14.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	98.2	-	3.5	-	7.0	
I 卸売業，小売業	100.0	98.3	0.8	2.5	3.4	16.0	
I50～55 卸売業	100.0	100.0	-	5.3	3.5	19.3	
I56～61 小売業	100.0	96.8	1.6	-	3.2	12.9	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	9.0	7.5	25.4	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	-	8.2	8.2	20.4	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	-	12.3	1.8	28.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	93.2	-	-	-	2.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	95.1	-	4.9	-	4.9	
O 教育，学習支援業	100.0	96.7	-	-	3.3	6.6	
P 医療，福祉	100.0	100.0	-	2.3	2.3	12.6	
Q 複合サービス事業	100.0	97.1	-	-	1.4	38.6	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	98.3	3.4	3.4	6.8	6.8	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-5）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
12.3	6.1	61.3	1.5	0.5	0.7	0.2	39：14	T
12.5	12.5	25.0	-	-	-	-	38：01	C
16.4	14.8	49.2	-	-	-	-	39：08	D
13.9	13.3	52.6	0.9	0.5	-	0.4	39：09	E
8.1	13.5	63.5	1.4	-	-	1.4	39：25	E1
14.5	9.7	46.8	1.6	1.6	-	-	38：55	E2
18.0	16.4	49.2	-	-	-	-	39：09	E3
50.0	6.7	23.3	-	-	-	-	38：41	F
27.8	-	46.3	-	-	-	-	38：44	G
14.0	-	73.7	1.8	-	1.8	-	39：33	H
13.4	5.0	57.2	1.7	0.8	0.8	-	39：08	I
21.1	5.3	45.6	-	-	-	-	38：50	150～55
6.5	4.8	67.7	3.2	1.6	1.6	-	39：24	156～61
19.4	1.5	37.3	-	-	-	-	38：24	J
14.3	4.1	44.9	-	-	-	-	38：33	K
22.8	1.8	33.3	-	-	-	-	38：16	L
4.5	4.5	81.8	6.8	2.3	2.3	2.3	40：03	M
9.8	6.6	68.9	4.9	1.6	3.3	-	39：38	N
13.1	8.2	65.6	3.3	1.6	1.6	-	39：37	O
8.0	3.4	71.3	-	-	-	-	39：21	P
11.4	8.6	37.1	2.9	2.9	-	-	38：46	Q
6.8	3.4	67.8	1.7	-	1.7	-	39：02	R

はその平均である。

第3表 企業規模、産業、主な週所定労働時間階級別

企業規模		30～99人					
産 業	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調査産業計	100.0	96.5	0.9	3.3	1.2	7.1	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	97.0	-	-	-	12.1	
D 建設業	100.0	96.1	-	1.3	1.3	13.2	
E 製造業	100.0	95.7	0.4	1.3	1.8	10.0	
E1 消費関連	100.0	94.7	-	2.6	1.3	7.9	
E2 素材関連	100.0	97.2	-	1.4	2.8	8.5	
E3 機械関連	100.0	94.9	1.3	-	1.3	13.9	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	4.5	4.5	15.9	
G 情報通信業	100.0	100.0	-	5.0	1.7	15.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	97.6	2.4	3.7	1.2	2.4	
I 卸売業，小売業	100.0	95.1	-	5.2	0.8	4.8	
I50～55 卸売業	100.0	98.5	-	6.0	-	9.0	
I56～61 小売業	100.0	92.4	-	4.5	1.5	1.5	
J 金融業，保険業	100.0	100.0	-	12.5	12.5	12.5	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	98.1	-	3.8	1.9	3.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	3.0	4.5	4.5	15.2	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	95.2	-	-	-	3.2	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	98.2	-	1.8	1.8	3.5	
O 教育，学習支援業	100.0	97.8	1.1	5.6	4.5	5.6	
P 医療，福祉	100.0	100.0	2.8	4.2	-	6.9	
Q 複合サービス事業	100.0	98.4	1.6	-	1.6	19.0	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	90.2	1.6	4.9	-	3.3	

注：企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」

企業割合及び1企業平均週所定労働時間（6-6）

			(単位：%)				1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
8.1	7.2	68.7	3.5	1.1	1.4	1.0	39 : 31	T
9.1	24.2	51.5	3.0	-	3.0	-	39 : 36	C
6.6	6.6	67.1	3.9	1.3	1.3	1.3	39 : 33	D
9.0	13.1	59.9	4.3	1.4	0.8	2.1	39 : 35	E
6.6	13.2	63.2	5.3	1.3	-	3.9	39 : 47	E1
11.3	11.3	62.0	2.8	2.8	-	-	39 : 25	E2
8.9	15.2	54.4	5.1	-	2.5	2.5	39 : 33	E3
25.0	15.9	34.1	-	-	-	-	38 : 51	F
18.3	3.3	56.7	-	-	-	-	39 : 03	G
2.4	8.5	76.8	2.4	1.2	1.2	-	39 : 28	H
6.5	6.3	71.5	4.9	0.8	3.4	0.7	39 : 39	I
9.0	10.4	64.2	1.5	-	-	1.5	39 : 22	150～55
4.5	3.0	77.3	7.6	1.5	6.1	-	39 : 52	156～61
14.1	3.1	45.3	-	-	-	-	38 : 23	J
9.6	9.6	69.2	1.9	1.9	-	-	39 : 27	K
15.2	3.0	54.5	-	-	-	-	38 : 43	L
3.2	-	88.7	4.8	-	1.6	3.2	40 : 06	M
10.5	3.5	77.2	1.8	-	1.8	-	39 : 38	N
7.9	5.6	67.4	2.2	2.2	-	-	39 : 15	O
9.7	4.2	72.2	-	-	-	-	39 : 17	P
7.9	11.1	57.1	1.6	1.6	-	-	39 : 13	Q
8.2	9.8	62.3	9.8	4.9	3.3	1.6	39 : 40	R

はその平均である。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		計					
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調 査 産 業 計	100.0	98.5	1.7	3.9	2.9	14.2	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	97.9	0.5	0.1	4.6	44.8	
D 建 設 業	100.0	98.5	0.3	1.7	0.8	13.8	
E 製 造 業	100.0	98.6	0.7	2.4	3.4	10.6	
E1 消 費 関 連	100.0	98.1	0.9	3.0	2.6	10.1	
E2 素 材 関 連	100.0	97.7	0.5	3.8	7.9	12.2	
E3 機 械 関 連	100.0	99.3	0.8	1.2	0.9	9.8	
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.8	1.1	0.5	1.2	10.6	
G 情 報 通 信 業	100.0	99.7	0.9	6.4	6.0	24.6	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.5	1.8	3.1	1.2	5.9	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97.5	2.0	3.8	2.9	15.8	
I50～55 卸 売 業	100.0	99.4	2.2	4.5	3.6	21.3	
I56～61 小 売 業	100.0	95.8	1.9	3.1	2.3	10.9	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	99.9	3.1	15.3	7.0	36.6	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	99.4	0.9	4.1	3.4	18.8	
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	99.5	1.8	12.6	2.7	18.0	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	97.3	6.6	0.6	0.5	5.9	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	96.1	2.0	3.0	1.5	7.8	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	98.2	1.4	3.0	3.3	12.4	
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	2.2	3.9	1.9	17.4	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.8	0.6	0.6	2.1	21.4	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	97.8	2.2	3.0	3.7	9.8	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-1）

(単位：%)

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
17.3	6.8	51.8	1.5	0.6	0.6	0.3	39：04	T
8.1	13.0	26.8	2.1	0.4	1.4	0.3	38：33	C
19.5	9.1	53.1	1.5	0.5	0.4	0.6	39：17	D
23.4	12.3	45.7	1.4	0.7	0.2	0.4	39：09	E
16.3	12.6	52.6	1.9	0.4	0.0	1.5	39：19	E1
23.1	11.0	39.1	2.3	2.0	0.2	0.1	38：57	E2
26.7	13.1	46.9	0.7	0.1	0.4	0.2	39：13	E3
80.1	2.7	3.5	0.2	0.1	0.0	0.0	38：22	F
22.9	1.5	37.3	0.3	0.1	0.3	0.0	38：32	G
13.7	5.2	66.6	2.5	1.2	1.1	0.2	39：25	H
12.6	4.5	55.8	2.5	0.7	1.6	0.2	39：07	I
19.7	5.9	42.2	0.6	0.1	0.2	0.3	38：43	I50～55
6.2	3.2	68.2	4.2	1.2	2.8	0.2	39：28	I56～61
12.8	3.5	21.5	0.1	0.1	0.1	0.0	37：40	J
14.5	6.4	51.2	0.6	0.5	-	0.1	38：56	K
27.7	4.0	32.6	0.5	0.3	0.0	0.2	38：21	L
4.4	1.1	78.2	2.7	0.8	0.7	1.2	39：42	M
9.9	3.3	68.6	3.9	0.3	2.9	0.7	39：36	N
33.1	6.8	38.2	1.8	1.0	0.7	0.1	38：57	O
11.2	6.0	57.3	0.0	0.0	-	0.0	39：04	P
4.5	3.4	67.2	0.2	0.2	-	-	39：14	Q
14.4	4.5	60.2	2.2	1.1	0.6	0.6	39：18	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		1,000人以上					
産 業	労働者計	40時間以下	時間分	時間分	時間分	時間分	
			34:59以下	35:00～35:59	36:00～36:59	37:00～37:59	
T 調査産業計	100.0	99.4	1.0	3.9	2.9	17.2	
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	99.9	0.3	0.3	0.0	10.9	
E 製造業	100.0	99.3	0.2	2.0	3.1	10.8	
E1 消費関連	100.0	100.0	0.2	2.2	0.8	8.7	
E2 素材関連	100.0	96.9	0.2	3.0	12.8	14.1	
E3 機械関連	100.0	100.0	0.2	1.7	0.0	10.0	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	1.3	-	-	9.6	
G 情報通信業	100.0	99.3	1.1	7.2	12.2	32.1	
H 運輸業, 郵便業	100.0	98.2	1.1	1.3	2.5	9.2	
I 卸売業, 小売業	100.0	99.4	1.2	3.6	2.9	16.9	
I50～55 卸売業	100.0	100.0	0.2	0.0	8.3	33.6	
I56～61 小売業	100.0	99.0	1.8	5.5	0.0	7.8	
J 金融業, 保険業	100.0	100.0	3.9	18.4	5.4	40.5	
K 不動産業, 物品賃貸業	100.0	100.0	0.0	0.0	-	21.5	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	99.2	1.1	15.1	1.0	19.4	
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	99.8	2.7	0.4	0.2	5.9	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	98.4	2.1	0.3	1.3	7.0	
O 教育, 学習支援業	100.0	100.0	0.8	2.6	3.0	18.8	
P 医療, 福祉	100.0	100.0	0.1	1.0	0.6	27.4	
Q 複合サービス事業	100.0	100.0	0.2	0.9	-	9.3	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	99.4	1.5	1.9	0.9	12.3	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのとおり適用される労働者を指す。
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全労働者平均とする。

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-2）

（単位：％）

時間分 38:00～ 38:59	時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間 超	時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間:分)	産 業
25.8	5.7	42.9	0.6	0.4	0.1	0.0	38 : 53	T
X	X	X	X	X	X	X	X	C
36.5	10.3	41.7	0.1	0.1	-	-	39 : 11	D
35.9	11.0	36.2	0.7	0.7	-	-	38 : 59	E
35.0	8.7	44.3	0.0	0.0	-	-	39 : 08	E1
41.9	9.3	15.6	3.1	3.1	-	-	38 : 34	E2
33.9	12.2	42.1	-	-	-	-	39 : 07	E3
89.1	-	-	-	-	-	-	38 : 17	F
25.3	0.2	21.2	0.7	0.1	0.5	0.0	38 : 06	G
24.3	7.5	52.4	1.8	1.4	0.4	-	39 : 12	H
14.9	2.3	57.6	0.6	0.1	0.5	0.0	39 : 04	I
37.1	0.1	20.7	-	-	-	-	38 : 14	I50～55
2.9	3.4	77.7	1.0	0.2	0.7	0.1	39 : 32	I56～61
10.1	3.1	18.5	-	-	-	-	37 : 27	J
18.6	-	59.8	-	-	-	-	39 : 10	K
34.9	5.6	22.1	0.8	0.8	-	-	38 : 12	L
9.0	0.4	81.2	0.2	0.2	0.0	0.0	39 : 43	M
8.4	1.9	77.3	1.6	-	-	1.6	39 : 46	N
52.4	5.2	17.2	-	-	-	-	38 : 32	O
18.3	5.4	47.2	-	-	-	-	38 : 57	P
2.4	0.3	87.0	-	-	-	-	39 : 40	Q
21.5	2.5	58.8	0.6	0.5	0.1	0.0	39 : 26	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		100～999人						
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59		
T 調 査 産 業 計	100.0	98.8	2.0	3.9	3.6	14.8		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	0.4	-	19.8	38.1		
D 建 設 業	100.0	99.1	0.3	2.4	0.9	17.7		
E 製 造 業	100.0	99.1	1.0	3.3	4.1	10.8		
E1 消 費 関 連	100.0	98.6	0.6	4.0	4.1	12.5		
E2 素 材 関 連	100.0	98.5	0.8	5.7	6.8	12.9		
E3 機 械 関 連	100.0	99.8	1.2	1.0	2.0	8.3		
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.6	0.6	0.9	6.6	11.6		
G 情 報 通 信 業	100.0	99.9	0.4	6.8	0.8	20.5		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.1	2.6	3.8	0.5	5.3		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	98.5	3.1	2.5	4.2	20.7		
I50～55 卸 売 業	100.0	99.4	4.1	4.5	3.2	21.9		
I56～61 小 売 業	100.0	97.4	1.9	0.2	5.4	19.3		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	99.3	0.7	5.4	10.8	27.8		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	1.1	7.8	6.3	23.2		
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	99.4	1.1	14.5	3.6	18.1		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	96.8	11.1	1.1	0.4	6.3		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	95.1	2.1	5.3	0.6	11.6		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	95.5	0.5	1.6	2.6	8.0		
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	1.6	4.5	3.2	16.6		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	99.5	1.2	0.0	5.7	42.9		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	98.6	3.1	3.1	7.6	10.8		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-3）

(単位：%)

時間分 38:00～ 38:59	時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間 超	時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上	労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
14.4	7.1	53.0	1.2	0.5	0.5	0.3	39：04	T
10.8	10.8	20.0	-	-	-	-	38：00	C
20.5	10.8	46.6	0.9	0.0	0.5	0.4	39：08	D
18.5	12.8	48.5	0.9	0.4	0.2	0.3	39：08	E
11.1	12.9	53.3	1.4	-	0.0	1.3	39：11	E1
17.1	11.6	43.6	1.5	1.2	0.3	-	38：58	E2
23.6	13.7	49.9	0.2	0.0	0.2	0.0	39：14	E3
57.1	12.9	9.9	0.4	0.3	-	0.1	38：36	F
23.3	2.9	45.2	0.1	0.0	-	0.1	38：47	G
10.8	1.8	72.3	2.9	1.1	1.3	0.4	39：31	H
13.2	5.0	49.8	1.5	1.0	0.3	0.3	38：54	I
17.0	5.8	42.9	0.6	0.1	0.2	0.3	38：42	I50～55
9.0	4.2	57.5	2.6	2.0	0.4	0.2	39：06	I56～61
21.9	5.2	27.6	0.7	0.3	0.2	0.1	38：17	J
15.5	9.8	36.2	-	-	-	-	38：29	K
26.3	3.3	32.6	0.6	0.0	0.0	0.5	38：17	L
2.3	1.8	73.7	3.2	1.4	0.8	0.9	39：32	M
9.9	4.1	61.5	4.9	0.2	4.3	0.3	39：29	N
18.5	7.7	56.5	4.5	2.4	2.0	0.1	39：27	O
9.9	6.9	57.3	-	-	-	-	39：03	P
7.7	8.2	33.8	0.5	0.5	-	-	38：29	Q
8.0	2.5	63.3	1.4	0.2	0.3	0.9	39：05	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		300～999人						
産 業	労働者計	40時間以下	時間分	時間分	時間分	時間分		
			34:59以下	35:00～35:59	36:00～36:59	37:00～37:59		
T 調査産業計	100.0	99.2	2.2	3.9	3.7	15.0		
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X		
D 建設業	100.0	98.2	0.2	1.3	1.8	18.9		
E 製造業	100.0	99.8	0.4	3.7	5.1	7.7		
E1 消費関連	100.0	100.0	0.7	5.8	4.4	15.8		
E2 素材関連	100.0	100.0	0.3	5.1	7.2	9.3		
E3 機械関連	100.0	99.7	0.2	1.8	4.0	2.6		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	0.4	0.0	9.7	6.6		
G 情報通信業	100.0	100.0	0.4	7.5	-	24.0		
H 運輸業，郵便業	100.0	96.3	4.0	1.6	1.0	5.8		
I 卸売業，小売業	100.0	99.7	4.1	1.9	4.4	20.9		
I50～55 卸売業	100.0	99.5	6.6	3.6	4.6	23.2		
I56～61 小売業	100.0	100.0	1.5	0.1	4.2	18.6		
J 金融業，保険業	100.0	99.1	1.0	2.1	12.1	28.9		
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	100.0	1.4	9.1	3.8	23.5		
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	100.0	0.5	18.1	5.6	10.9		
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	98.6	14.3	0.6	0.5	4.8		
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	97.2	4.8	0.9	0.2	11.4		
O 教育，学習支援業	100.0	98.2	0.5	3.1	3.6	9.3		
P 医療，福祉	100.0	100.0	2.0	5.2	2.1	16.2		
Q 複合サービス事業	100.0	99.7	1.4	0.0	7.1	42.7		
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	97.4	1.5	3.9	5.6	18.3		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-4）

(単位：%)

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
15.3	7.5	51.6	0.8	0.2	0.3	0.3	39：00	T
X	X	X	X	X	X	X	X	C
22.0	5.1	48.9	1.8	-	0.9	0.9	39：09	D
22.4	12.6	48.0	0.2	-	0.2	-	39：10	E
12.6	14.0	46.5	0.0	-	0.0	-	38：57	E1
19.0	14.9	44.3	-	-	-	-	39：02	E2
29.5	10.4	51.2	0.3	-	0.3	-	39：21	E3
63.4	19.9	-	-	-	-	-	38：34	F
16.2	5.7	46.3	-	-	-	-	38：45	G
6.5	3.3	74.0	3.7	2.1	0.7	0.9	39：28	H
8.6	4.3	55.5	0.3	0.1	0.1	0.1	38：50	I
7.5	6.3	47.7	0.5	0.1	0.1	0.3	38：41	I50～55
9.7	2.3	63.5	0.0	-	0.0	0.0	39：00	I56～61
24.6	7.3	23.1	0.9	0.4	0.4	0.1	38：18	J
15.3	18.0	28.9	-	-	-	-	38：26	K
26.7	4.1	34.1	-	-	-	-	38：14	L
0.6	0.7	77.2	1.4	0.2	0.2	1.1	39：14	M
11.5	2.9	65.5	2.8	0.2	2.5	0.0	39：39	N
23.6	8.5	49.6	1.8	1.6	0.1	0.2	39：09	O
14.8	9.5	50.3	-	-	-	-	38：56	P
6.4	8.5	33.5	0.3	0.3	-	-	38：26	Q
7.5	0.3	60.2	2.6	0.2	0.6	1.8	39：10	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		100～299人					
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	
T 調 査 産 業 計	100.0	98.3	1.8	3.9	3.4	14.6	
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	-	-	28.5	11.8	
D 建 設 業	100.0	100.0	0.3	3.4	0.0	16.6	
E 製 造 業	100.0	98.4	1.5	2.9	3.3	13.7	
E1 消 費 関 連	100.0	97.5	0.6	2.4	3.9	9.5	
E2 素 材 関 連	100.0	97.3	1.2	6.2	6.4	15.6	
E3 機 械 関 連	100.0	99.9	2.3	0.1	0.0	14.3	
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	99.2	0.8	1.8	3.4	16.9	
G 情 報 通 信 業	100.0	99.8	0.5	6.0	1.7	16.7	
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.7	1.6	5.3	0.2	4.9	
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	97.2	2.1	3.1	4.1	20.4	
I50～55 卸 売 業	100.0	99.3	1.8	5.3	2.0	20.8	
I56～61 小 売 業	100.0	94.7	2.4	0.3	6.6	19.9	
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	99.7	0.2	11.2	8.5	25.8	
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	100.0	0.7	6.4	9.1	23.0	
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	98.9	1.6	11.0	1.6	25.3	
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	95.3	8.5	1.4	0.4	7.6	
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	93.7	0.3	8.4	0.9	11.8	
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	92.7	0.5	0.1	1.6	6.7	
P 医 療 , 福 祉	100.0	100.0	1.3	4.0	4.1	17.0	
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	98.9	0.5	0.0	1.7	43.2	
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	99.7	4.6	2.3	9.5	4.0	

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-5）

（単位：％）

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
13.6	6.7	54.3	1.7	0.7	0.6	0.3	39：07	T
15.5	15.5	28.7	-	-	-	-	38：14	C
19.0	16.4	44.2	0.0	0.0	-	-	39：07	D
14.9	13.0	49.1	1.6	0.8	0.2	0.6	39：06	E
9.7	12.0	59.3	2.5	-	0.0	2.5	39：24	E1
15.7	9.1	43.1	2.7	2.1	0.6	-	38：55	E2
17.3	17.2	48.6	0.1	0.0	0.1	0.1	39：07	E3
50.5	5.5	20.3	0.8	0.6	-	0.2	38：38	F
30.8	-	44.1	0.2	0.0	-	0.1	38：49	G
13.6	0.8	71.3	2.3	0.5	1.8	0.0	39：33	H
17.7	5.8	44.2	2.8	1.9	0.5	0.4	38：57	I
25.5	5.4	38.5	0.7	0.0	0.3	0.3	38：44	I50～55
8.2	6.2	51.0	5.3	4.1	0.8	0.4	39：13	I56～61
17.1	1.4	35.6	0.3	0.2	-	0.0	38：15	J
15.7	0.9	44.2	-	-	-	-	38：33	K
26.0	2.5	31.1	1.1	0.0	0.0	1.0	38：20	L
3.8	2.9	70.7	4.7	2.5	1.4	0.8	39：48	M
8.8	4.8	58.7	6.3	0.3	5.6	0.5	39：23	N
13.2	6.8	63.8	7.3	3.2	4.1	-	39：47	O
5.8	4.8	63.1	-	-	-	-	39：09	P
11.3	7.4	34.7	1.1	1.1	-	-	38：39	Q
8.4	4.6	66.2	0.3	0.2	0.1	-	38：59	R

ない者は含まない。

労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第4表 企業規模、産業、週所定労働時間階級別適用労働者割合

企業規模		30～99人						
産 業	労働者計	40時間 以下	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59		
T 調 査 産 業 計	100.0	96.6	2.2	3.7	1.6	8.0		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	95.8	0.9	0.2	0.1	15.5		
D 建 設 業	100.0	97.0	0.4	2.0	1.4	12.6		
E 製 造 業	100.0	96.1	1.2	1.2	2.3	9.8		
E1 消 費 関 連	100.0	95.4	1.9	2.1	2.0	7.6		
E2 素 材 関 連	100.0	97.1	0.3	1.3	3.7	8.5		
E3 機 械 関 連	100.0	95.7	1.7	0.2	1.2	13.1		
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	98.5	0.6	5.4	4.0	20.4		
G 情 報 通 信 業	100.0	99.9	1.1	3.9	2.5	15.7		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	97.1	1.5	4.8	0.4	1.9		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	93.2	1.3	6.4	0.6	5.8		
I50～55 卸 売 業	100.0	99.0	0.7	8.5	-	9.3		
I56～61 小 売 業	100.0	86.0	1.9	3.6	1.3	1.4		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	0.7	12.6	15.6	10.5		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	97.3	1.8	2.6	2.5	6.2		
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	100.0	4.7	3.9	4.3	15.0		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	95.0	2.9	0.2	1.0	5.1		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	96.1	1.7	1.0	3.3	1.7		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	98.4	4.6	6.1	5.1	4.0		
P 医 療 , 福 祉	100.0	99.9	5.6	5.4	0.2	9.3		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	97.8	3.9	1.0	1.7	18.2		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	93.9	1.7	4.6	1.0	4.0		

注：1 「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定め
 2 「労働者1人平均週所定労働時間」は、企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の全

及び労働者1人平均週所定労働時間（6-6）

(単位：%)

							労働者1人 平均週所定 労働時間 (時間：分)	産 業
時間 分 38:00～ 38:59	時間 分 39:00～ 39:59	時間 分 40:00	40時間 超	時間 分 40:01～ 42:00	時間 分 42:01～ 44:00	時間 分 44:01 以上		
8.3	8.0	64.8	3.4	1.1	1.6	0.8	39：26	T
11.5	21.7	45.9	4.2	0.8	2.9	0.6	39：31	C
7.0	6.9	66.7	3.0	1.2	0.6	1.2	39：29	D
7.9	14.1	59.6	3.9	1.4	0.8	1.6	39：32	E
6.3	15.8	59.5	4.6	1.3	-	3.3	39：41	E1
9.8	12.1	61.5	2.9	2.2	0.1	0.6	39：25	E2
7.3	14.8	57.6	4.3	0.6	2.3	1.4	39：31	E3
24.7	12.6	30.8	1.5	0.6	0.6	0.3	38：47	F
16.8	1.9	57.9	0.1	-	0.1	-	39：02	G
1.9	7.6	79.0	2.9	1.2	1.5	0.2	39：37	H
8.4	6.8	64.1	6.8	0.9	5.5	0.4	39：33	I
9.0	11.3	60.1	1.0	0.1	0.5	0.5	39：10	I50～55
7.5	1.0	69.2	14.0	1.9	11.8	0.3	40：03	I56～61
13.1	2.8	44.7	-	-	-	-	38：20	J
6.7	8.9	68.6	2.7	2.1	-	0.7	39：31	K
16.5	2.3	53.4	-	-	-	-	38：46	L
2.3	0.6	82.9	5.0	0.3	1.4	3.3	39：59	M
11.0	3.2	74.2	3.9	0.8	2.6	0.5	39：40	N
10.1	9.4	59.0	1.6	1.2	0.2	0.3	39：08	O
7.1	4.6	67.7	0.1	0.1	-	0.0	39：11	P
9.7	11.9	51.4	2.2	2.2	-	-	39：08	Q
14.7	11.1	56.7	6.1	3.6	1.7	0.9	39：30	R

ない者は含まない。
労働者数（所定労働時間の定めのない者を除く。）により加重平均した。

第5表 産業（T,E,I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		計						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	97.2	0.8	3.2	1.8	8.8	9.7
週休1日制又は1日半制		100.0	88.8	2.7	0.2	1.2	3.4	1.7
何らかの週休2日制		100.0	97.7	0.5	3.7	1.8	9.5	10.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	94.9	0.4	2.4	1.9	6.7	9.0
完全週休2日制		100.0	99.8	0.5	4.5	1.7	11.6	12.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	2.8	2.1	1.8	7.2	6.2
1,000 人 以 上		100.0	98.8	0.2	2.2	2.4	14.2	20.8
週休1日制又は1日半制		100.0	93.9	-	2.8	2.8	6.7	4.4
何らかの週休2日制		100.0	98.9	0.3	1.8	2.6	15.2	22.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	96.4	-	0.9	4.1	11.5	12.2
完全週休2日制		100.0	99.5	0.4	2.0	2.3	16.2	24.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	4.4	0.9	9.8	16.1
100 ～ 999 人		100.0	98.7	0.6	3.1	2.9	12.7	12.7
週休1日制又は1日半制		100.0	90.2	-	1.0	6.9	3.7	4.8
何らかの週休2日制		100.0	99.0	0.5	3.4	2.5	13.5	13.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	97.3	0.6	2.0	3.2	13.1	12.9
完全週休2日制		100.0	99.9	0.4	4.1	2.0	13.6	14.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	1.8	2.1	4.9	10.4	7.5
300 ～ 999 人		100.0	99.3	0.8	3.1	3.0	14.2	13.9
週休1日制又は1日半制		100.0	83.6	-	-	2.0	5.0	-
何らかの週休2日制		100.0	99.7	0.5	3.4	2.7	15.3	15.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	99.6	1.3	1.7	3.0	16.1	13.3
完全週休2日制		100.0	99.8	0.2	4.1	2.6	14.9	16.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	3.0	1.6	5.4	8.6	6.3
100 ～ 299 人		100.0	98.5	0.5	3.2	2.9	12.2	12.3
週休1日制又は1日半制		100.0	91.4	-	1.2	7.8	3.5	5.7
何らかの週休2日制		100.0	98.8	0.5	3.4	2.4	12.8	13.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	96.7	0.5	2.1	3.3	12.3	12.7
完全週休2日制		100.0	100.0	0.5	4.1	1.9	13.2	13.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	1.3	2.3	4.7	11.1	8.0
30 ～ 99 人		100.0	96.5	0.9	3.3	1.2	7.1	8.1
週休1日制又は1日半制		100.0	88.4	3.3	-	-	3.3	1.0
何らかの週休2日制		100.0	97.1	0.4	3.8	1.5	7.7	9.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	94.0	0.3	2.6	1.4	4.6	7.8
完全週休2日制		100.0	99.7	0.5	4.9	1.5	10.3	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	3.5	1.9	-	5.1	4.9

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-1）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
6.9	66.0	2.8	0.9	1.2	0.7	39:25	企 業 規 模 計
8.4	71.2	11.2	3.9	4.3	2.9	40:00	
6.8	64.7	2.3	0.7	1.0	0.6	39:22	週休1日制又は1日半制
12.1	62.3	5.1	1.4	2.3	1.4	39:37	何らかの週休2日制
2.9	66.4	0.2	0.2	-	-	39:12	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
6.1	73.8	-	-	-	-	39:19	完全週休2日制
5.7	53.2	1.2	0.5	0.6	0.1	39:08	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
8.6	68.6	6.1	3.0	3.0	-	39:36	1,000 人 以 上
5.5	51.0	1.1	0.4	0.6	0.1	39:06	週休1日制又は1日半制
7.3	60.4	3.6	-	2.8	0.7	39:26	何らかの週休2日制
5.1	48.7	0.5	0.5	-	-	39:01	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5.9	62.8	-	-	-	-	39:13	完全週休2日制
6.2	60.5	1.3	0.4	0.6	0.2	39:12	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5.4	68.3	9.8	2.1	6.4	1.3	39:51	100 ～ 999 人
6.5	59.0	1.0	0.4	0.4	0.2	39:10	週休1日制又は1日半制
11.1	54.4	2.7	1.0	1.0	0.6	39:15	何らかの週休2日制
4.1	61.4	0.1	0.1	-	-	39:08	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.4	68.9	-	-	-	-	39:09	完全週休2日制
6.4	57.9	0.7	0.2	0.3	0.2	39:07	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
11.9	64.7	16.4	2.0	6.0	8.4	40:25	300 ～ 999 人
6.4	56.0	0.3	0.1	0.1	-	39:05	週休1日制又は1日半制
11.5	52.6	0.4	-	0.4	-	39:06	何らかの週休2日制
4.2	57.4	0.2	0.2	-	-	39:05	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
5.1	70.0	-	-	-	-	39:06	完全週休2日制
6.1	61.3	1.5	0.5	0.7	0.2	39:14	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
4.2	69.0	8.6	2.1	6.5	-	39:44	100 ～ 299 人
6.5	60.0	1.2	0.5	0.4	0.3	39:12	週休1日制又は1日半制
11.0	54.9	3.3	1.3	1.2	0.7	39:18	何らかの週休2日制
4.0	62.8	-	-	-	-	39:09	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
4.2	68.4	-	-	-	-	39:10	完全週休2日制
7.2	68.7	3.5	1.1	1.4	1.0	39:31	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
9.0	71.9	11.6	4.3	3.9	3.3	40:03	30 ～ 99 人
7.0	67.5	2.9	0.8	1.2	0.8	39:28	週休1日制又は1日半制
12.5	64.8	6.0	1.5	2.7	1.7	39:44	何らかの週休2日制
2.3	69.8	0.3	0.3	-	-	39:14	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度
7.2	77.4	-	-	-	-	39:26	完全週休2日制

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第5表 産業（T, E, I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		E 製造業						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	96.8	0.4	1.6	2.4	10.5	11.4
週休1日制又は1日半制		100.0	100.0	-	-	5.1	-	-
何らかの週休2日制		100.0	96.5	0.5	1.7	2.3	9.9	11.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	93.2	0.6	1.2	1.6	6.5	9.5
完全週休2日制		100.0	100.0	0.3	2.2	3.1	13.5	14.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	1.2	2.3	20.1	8.9
1,000 人 以 上		100.0	99.4	-	0.9	1.4	9.6	37.0
週休1日制又は1日半制		-	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	99.3	-	1.0	1.6	9.0	37.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	-	3.8	8.8	11.1	25.5
完全週休2日制		100.0	99.2	-	0.4	-	8.5	39.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	-	15.7	37.4
100 ～ 999 人		100.0	99.3	0.5	2.4	3.7	11.6	15.3
週休1日制又は1日半制		X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制		100.0	99.2	0.5	2.3	3.2	11.9	15.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	97.8	-	2.6	4.4	11.9	12.6
完全週休2日制		100.0	100.0	0.8	2.1	2.5	11.9	16.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	3.0	5.7	9.8	18.9
300 ～ 999 人		100.0	100.0	-	2.1	3.0	9.3	20.0
週休1日制又は1日半制		-	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	100.0	-	2.4	2.6	9.3	21.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	-	2.9	-	14.1	12.7
完全週休2日制		100.0	100.0	-	2.2	3.3	7.9	23.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	6.3	9.0	10.8
100 ～ 299 人		100.0	99.1	0.6	2.4	3.9	12.3	13.9
週休1日制又は1日半制		X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制		100.0	98.9	0.7	2.3	3.3	12.7	13.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	97.5	-	2.5	5.1	11.6	12.6
完全週休2日制		100.0	100.0	1.2	2.1	2.1	13.5	13.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	4.0	5.5	10.0	21.5
30 ～ 99 人		100.0	95.7	0.4	1.3	1.8	10.0	9.0
週休1日制又は1日半制		100.0	100.0	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	95.3	0.4	1.5	2.0	9.1	9.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	91.9	0.8	0.8	0.8	5.0	8.5
完全週休2日制		100.0	100.0	-	2.4	3.7	14.8	11.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	-	27.9	-

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-2）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
13.0	57.5	3.2	1.1	0.6	1.5	39:27	企 業 規 模 計 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
36.6	58.3	-	-	-	-	39:40	
12.8	57.5	3.5	1.2	0.6	1.7	39:28	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
17.3	56.5	6.8	2.4	1.2	3.3	39:46	
8.0	58.5	0.0	0.0	-	-	39:10	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
10.6	56.9	-	-	-	-	39:09	
12.1	38.3	0.6	0.6	-	-	39:04	1,000 人 以 上 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
-	-	-	-	-	-	-	
10.5	40.3	0.7	0.7	-	-	39:06	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
3.8	47.0	-	-	-	-	38:51	
12.0	38.8	0.8	0.8	-	-	39:09	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
25.7	21.3	-	-	-	-	38:53	
12.9	52.9	0.7	0.4	-	0.3	39:10	100 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
X	X	X	X	X	X	X	
12.8	53.5	0.8	0.5	-	0.3	39:12	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
15.3	51.0	2.2	1.3	-	0.9	39:13	
11.2	55.0	-	-	-	-	39:11	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
14.6	48.1	-	-	-	-	39:00	
11.5	54.0	-	-	-	-	39:14	300 ～ 999 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
-	-	-	-	-	-	-	
11.5	53.0	-	-	-	-	39:13	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
19.0	51.2	-	-	-	-	39:16	
9.3	53.6	-	-	-	-	39:12	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
11.7	62.1	-	-	-	-	39:19	
13.3	52.6	0.9	0.5	-	0.4	39:09	100 ～ 299 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
X	X	X	X	X	X	X	
13.1	53.7	1.1	0.6	-	0.4	39:11	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
14.7	51.0	2.5	1.5	-	1.1	39:13	
12.0	55.6	-	-	-	-	39:10	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
15.5	43.5	-	-	-	-	38:54	
13.1	59.9	4.3	1.4	0.8	2.1	39:35	30 ～ 99 人 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制
40.8	59.2	-	-	-	-	39:51	
12.8	59.6	4.7	1.6	0.9	2.3	39:35	何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
18.0	58.1	8.1	2.7	1.5	3.9	39:55	
5.8	61.7	-	-	-	-	39:09	完 全 週 休 2 日 制 完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
6.9	65.2	-	-	-	-	39:16	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日数が多いものをいう。

第5表 産業（T, E, I）、企業規模、主な週休制の形態、主な週所定

産 業		I 卸売業, 小売業						
企業規模、週休制の形態		全企業	40時間 以下	時間分 34:59 以下	時間分 35:00～ 35:59	時間分 36:00～ 36:59	時間分 37:00～ 37:59	時間分 38:00～ 38:59
企 業 規 模 計		100.0	96.1	0.3	4.3	1.6	8.1	8.0
週休1日制又は1日半制		100.0	86.7	-	-	1.6	0.3	-
何らかの週休2日制		100.0	96.9	0.3	5.0	1.5	9.7	8.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	91.9	0.7	3.5	2.9	9.6	10.4
完全週休2日制		100.0	99.9	-	6.0	0.6	9.8	6.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	0.9	2.3	2.8	2.3	15.8
1,000 人 以 上		100.0	96.5	-	1.2	3.5	14.6	7.4
週休1日制又は1日半制		100.0	100.0	-	-	-	20.4	-
何らかの週休2日制		100.0	95.1	-	-	4.9	15.7	8.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	84.1	-	-	-	16.7	8.0
完全週休2日制		100.0	98.0	-	-	6.2	15.4	9.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	5.0	-	10.0	5.0
100 ～ 999 人		100.0	98.8	1.2	2.1	3.6	16.6	12.1
週休1日制又は1日半制		100.0	77.4	-	-	22.6	-	-
何らかの週休2日制		100.0	99.3	1.0	1.8	2.4	18.8	13.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	97.7	3.3	-	4.4	28.3	10.0
完全週休2日制		100.0	100.0	-	2.5	1.5	14.6	14.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	2.3	5.2	7.5	4.5	7.5
300 ～ 999 人		100.0	100.0	2.1	1.0	4.1	18.4	8.2
週休1日制又は1日半制		X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制		100.0	100.0	1.2	1.2	3.6	19.4	8.5
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	100.0	3.3	-	6.8	24.3	10.1
完全週休2日制		100.0	100.0	-	1.8	1.8	16.6	7.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	7.2	-	7.2	13.9	7.2
100 ～ 299 人		100.0	98.3	0.8	2.5	3.4	16.0	13.4
週休1日制又は1日半制		100.0	75.0	-	-	25.0	-	-
何らかの週休2日制		100.0	99.0	1.0	2.0	2.0	18.6	14.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	96.7	3.3	-	3.3	30.0	10.0
完全週休2日制		100.0	100.0	-	2.8	1.4	13.9	16.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	7.7	7.7	-	7.7
30 ～ 99 人		100.0	95.1	-	5.2	0.8	4.8	6.5
週休1日制又は1日半制		100.0	87.3	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制		100.0	96.0	-	6.5	1.1	6.0	6.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度		100.0	90.3	-	4.6	2.6	4.0	10.6
完全週休2日制		100.0	100.0	-	7.8	-	7.4	3.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度		100.0	100.0	-	-	-	-	22.5

注： 1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（3-3）

(単位：%)

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	企業規模、週休制の形態
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上		
5.9	67.9	3.9	0.8	2.6	0.5	39:30	企 業 規 模 計
4.6	80.3	13.3	5.8	7.4	-	40:19	
5.3	66.9	3.1	0.2	2.3	0.6	39:25	週休1日制又は1日半制
10.0	54.7	8.1	0.5	6.1	1.5	39:33	何らかの週休2日制
2.4	74.3	0.1	0.1	-	-	39:20	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
13.0	62.9	-	-	-	-	39:20	完全週休2日制
5.1	64.7	3.5	1.2	2.3	-	39:24	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
-	79.6	-	-	-	-	39:29	1,000 人 以 上
5.6	60.1	4.9	1.6	3.2	-	39:23	週休1日制又は1日半制
8.0	51.5	15.9	-	15.9	-	39:56	何らかの週休2日制
5.0	62.4	2.0	2.0	-	-	39:15	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
5.0	75.0	-	-	-	-	39:25	完全週休2日制
4.8	58.5	1.2	0.6	0.6	-	39:06	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
-	54.7	22.6	-	22.6	-	40:02	100 ～ 999 人
5.6	56.6	0.7	0.7	-	-	39:05	週休1日制又は1日半制
8.1	43.5	2.3	2.3	-	-	38:46	何らかの週休2日制
4.5	62.5	-	-	-	-	39:14	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
-	72.9	-	-	-	-	39:01	完全週休2日制
4.0	62.3	-	-	-	-	39:03	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
X	X	X	X	X	X	X	300 ～ 999 人
4.8	61.4	-	-	-	-	39:08	週休1日制又は1日半制
3.5	51.9	-	-	-	-	38:49	何らかの週休2日制
5.5	66.7	-	-	-	-	39:18	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
-	64.4	-	-	-	-	38:34	完全週休2日制
5.0	57.2	1.7	0.8	0.8	-	39:08	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
-	50.0	25.0	-	25.0	-	40:02	100 ～ 299 人
5.9	54.9	1.0	1.0	-	-	39:05	週休1日制又は1日半制
10.0	40.0	3.3	3.3	-	-	38:45	何らかの週休2日制
4.2	61.1	-	-	-	-	39:13	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
-	77.0	-	-	-	-	39:14	完全週休2日制
6.3	71.5	4.9	0.8	3.4	0.7	39:39	完全週休2日制より休日数が実質的に多い制度
5.0	82.3	12.7	6.4	6.4	-	40:21	30 ～ 99 人
5.2	71.1	4.0	-	3.2	0.8	39:32	週休1日制又は1日半制
10.6	58.0	9.7	-	7.7	2.0	39:47	何らかの週休2日制
1.4	80.2	-	-	-	-	39:22	完全週休2日制より休日数が実質的に少ない制度
22.5	54.9	-	-	-	-	39:32	完全週休2日制

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日数が多いものをいう。

第6表 産業（C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R）、主な週休制の形態、主な

産業、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	38:00～ 38:59
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	97.4	-	-	4.1	15.3	9.1
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	-	-	-	20.7	-
何らかの週休2日制	100.0	97.1	-	-	4.5	12.5	10.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.1	-	-	6.1	3.9	13.8
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	-	35.9	-
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	X	X	X	X	X	X	X
D 建設業	100.0	96.6	-	1.6	1.1	13.7	8.6
週休1日制又は1日半制	100.0	70.6	-	-	-	9.6	9.5
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	1.9	1.4	15.2	9.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	0.5	2.6	13.1	7.6
完全週休2日制	100.0	100.0	-	3.5	-	17.5	10.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	2.7	4.3	15.1	39.3
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	3.0	4.0	15.3	41.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	12.3	10.0	10.7	23.0
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	2.0	16.8	47.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	9.5	17.1	20.1
G 情報通信業	100.0	100.0	-	6.2	1.7	15.9	21.0
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	5.8	1.9	17.3	22.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	-	13.6	12.3	17.4
完全週休2日制	100.0	100.0	-	6.4	0.6	17.9	23.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	11.4	-	4.7	5.9
H 運輸業，郵便業	100.0	97.6	2.0	3.5	1.0	3.6	5.5
週休1日制又は1日半制	100.0	98.8	5.5	-	-	2.5	-
何らかの週休2日制	100.0	97.2	1.4	3.3	1.1	3.6	6.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.7	0.2	3.4	0.1	2.2	9.7
完全週休2日制	100.0	99.6	3.1	3.1	2.7	5.8	2.2
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	18.9	2.6	8.5	2.9
J 金融業，保険業	100.0	100.0	0.5	9.6	10.3	20.9	17.9
週休1日制又は1日半制	-	-	-	-	-	-	-
何らかの週休2日制	100.0	100.0	0.5	9.7	10.9	21.1	18.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	-	-	-	25.0
完全週休2日制	100.0	100.0	0.5	10.0	11.2	21.7	17.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	7.9	-	16.6	15.8
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	98.7	-	4.8	3.3	9.7	11.5
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	-	-	-	24.6	-
何らかの週休2日制	100.0	98.5	-	5.4	3.7	9.8	12.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	96.4	-	1.2	2.9	2.4	14.2
完全週休2日制	100.0	100.0	-	8.3	4.2	15.1	10.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	2.7	6.0

注：1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（2-1）

（単位：％）

時間分 39:00～ 39:59	時間分 40:00	40時間超	時間分			1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産業、週休制の形態	
			時間分 40:01～ 42:00	時間分 42:01～ 44:00	時間分 44:01 以上			
22.1	46.8	2.6	-	2.6	-	39:21	C 鉱業，採石業，砂利採取業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
79.3	-	-	-	-	-	39:03		
18.6	51.5	2.9	-	2.9	-	39:25		
25.5	46.9	3.9	-	3.9	-	39:32		
-	64.1	-	-	-	-	39:06		
X	X	X	X	X	X	X		
7.6	64.1	3.4	1.1	1.1	1.1	39:29		D 建設業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
9.5	42.0	29.4	9.5	10.0	10.0	40:41		
7.8	64.7	-	-	-	-	39:17		
10.9	65.3	-	-	-	-	39:23		
4.3	64.2	-	-	-	-	39:11		
1.0	99.0	-	-	-	-	39:59		
12.7	25.7	-	-	-	-	38:44	F 電気・ガス・熱供給・水道業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
X	X	X	X	X	X	X		
11.1	25.4	-	-	-	-	38:42		
28.4	15.7	-	-	-	-	38:29		
5.5	28.6	-	-	-	-	38:47		
17.1	36.2	-	-	-	-	38:55	G 情報通信業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
2.6	52.7	-	-	-	-	38:56		
X	X	X	X	X	X	X		
2.9	49.7	-	-	-	-	38:54		
-	56.8	-	-	-	-	39:01		
3.2	48.9	-	-	-	-	38:53		
-	78.0	-	-	-	-	39:14	H 運輸業，郵便業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
6.4	75.6	2.4	1.0	1.4	-	39:29		
11.2	79.7	1.2	0.2	1.0	-	39:27		
5.8	75.3	2.8	1.2	1.6	-	39:32		
9.5	70.7	4.3	1.8	2.6	-	39:42		
0.2	82.4	0.4	0.4	-	-	39:17		
-	67.1	-	-	-	-	38:44		
3.9	36.9	-	-	-	-	38:19	J 金融業，保険業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
-	-	-	-	-	-	-		
3.4	36.4	-	-	-	-	38:17		
-	75.0	-	-	-	-	39:33		
3.5	35.2	-	-	-	-	38:15		
13.0	46.8	-	-	-	-	38:53	K 不動産業，物品賃貸業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	
8.5	60.9	1.3	1.3	-	-	39:11		
50.8	24.6	-	-	-	-	38:53		
7.8	59.7	1.5	1.5	-	-	39:08		
17.7	58.0	3.6	3.6	-	-	39:27		
0.8	60.8	-	-	-	-	38:54		
2.7	88.6	-	-	-	-	39:48		

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第6表 産業（C, D, F, G, H, J, K, L, M, N, O, P, Q, R）、主な週休制の形態、主な

産業、週休制の形態	全企業	40時間 以下	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
			34:59 以下	35:00～ 35:59	36:00～ 36:59	37:00～ 37:59	38:00～ 38:59
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	100.0	2.2	7.1	3.8	17.3	18.1
週休1日制又は1日半制	X	X	X	X	X	X	X
何らかの週休2日制	100.0	100.0	1.2	7.6	4.1	16.9	19.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	7.7	-	-	-	15.8
完全週休2日制	100.0	100.0	-	9.0	4.8	19.9	19.6
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	19.0	2.3	-	31.1	10.3
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	95.2	0.2	-	-	3.2	3.4
週休1日制又は1日半制	100.0	92.4	-	-	-	7.6	-
何らかの週休2日制	100.0	95.4	-	-	-	1.8	4.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	92.1	-	-	-	0.4	2.0
完全週休2日制	100.0	100.0	-	-	-	3.6	6.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	3.5	-	-	11.4	2.5
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	97.5	-	2.2	1.3	4.3	10.3
週休1日制又は1日半制	100.0	95.6	-	2.2	-	1.0	-
何らかの週休2日制	100.0	97.6	-	2.5	1.7	5.4	11.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	95.5	-	3.9	3.1	4.6	14.7
完全週休2日制	100.0	100.0	-	0.9	-	6.3	8.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	0.8	-	15.5
O 教育, 学習支援業	100.0	97.7	0.8	4.5	4.2	6.3	11.3
週休1日制又は1日半制	100.0	79.2	-	1.3	9.1	-	2.1
何らかの週休2日制	100.0	98.8	0.9	5.1	4.2	7.1	11.9
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.0	-	6.6	4.7	6.1	7.9
完全週休2日制	100.0	100.0	1.5	3.9	3.8	7.8	14.7
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	-	-	-	-	11.9
P 医療, 福祉	100.0	100.0	1.8	3.8	0.8	9.2	10.0
週休1日制又は1日半制	100.0	100.0	16.0	-	-	-	5.1
何らかの週休2日制	100.0	100.0	-	4.8	0.7	11.2	12.3
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	100.0	-	4.7	1.3	9.7	8.6
完全週休2日制	100.0	100.0	-	4.9	0.4	11.8	13.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	5.6	0.1	1.8	2.7	0.2
Q 複合サービス事業	100.0	98.6	1.2	0.2	3.5	34.3	9.5
週休1日制又は1日半制	100.0	94.1	-	-	-	6.1	-
何らかの週休2日制	100.0	99.0	1.3	0.2	3.8	37.0	10.4
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	97.2	2.9	0.6	2.9	29.5	4.1
完全週休2日制	100.0	100.0	0.3	-	4.4	41.4	14.0
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	-	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	93.1	1.9	4.2	2.0	5.5	7.8
週休1日制又は1日半制	100.0	71.7	-	-	3.0	8.0	-
何らかの週休2日制	100.0	96.0	1.8	5.0	1.7	4.6	9.8
完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度	100.0	93.4	-	3.3	1.8	5.2	6.4
完全週休2日制	100.0	97.8	3.0	6.1	1.7	4.2	12.1
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	100.0	100.0	5.9	2.7	2.7	11.8	-

注：1 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間についての割合であり、「1企業平均週所定労働時間」は
 2 1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。
 3 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤
 4 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に

週所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均週所定労働時間（2-2）

(単位：%)

時間 分 39:00~ 39:59	時間 分 40:00	40時間超	時間 分	時間 分	時間 分	1企業平均 週所定労働 時間 (時間：分)	産業、週休制の形態
			40:01~ 42:00	42:01~ 44:00	44:01 以上		
3.1	48.4	-	-	-	-	38:36	L 学術研究, 専門・技術サービス業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
X	X	X	X	X	X	X	
1.8	49.4	-	-	-	-	38:41	
7.7	68.8	-	-	-	-	39:08	
0.7	45.9	-	-	-	-	38:36	
5.8	31.6	-	-	-	-	37:01	M 宿泊業, 飲食サービス業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
0.9	87.6	4.8	0.5	1.6	2.7	40:03	
-	84.9	7.6	-	-	7.6	40:17	
1.1	88.5	4.6	0.6	2.0	2.0	40:03	
2.0	87.7	7.9	1.0	3.5	3.5	40:14	
-	89.5	-	-	-	-	39:49	N 生活関連サービス業, 娯楽業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	82.6	-	-	-	-	39:20	
4.4	74.9	2.5	0.3	2.1	0.1	39:38	
20.8	71.5	4.4	2.2	2.2	-	39:49	
1.3	75.0	2.4	-	2.3	0.1	39:35	
2.5	66.6	4.5	-	4.3	0.2	39:31	O 教育, 学習支援業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
-	84.4	-	-	-	-	39:40	
3.9	79.7	-	-	-	-	39:45	
6.3	64.3	2.3	2.0	0.3	-	39:17	
19.3	47.3	20.8	20.8	-	-	39:54	
4.9	64.8	1.2	0.9	0.4	-	39:13	P 医療, 福祉 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
11.8	59.8	3.0	2.1	0.9	-	39:19	
-	68.3	-	-	-	-	39:08	
13.3	74.8	-	-	-	-	39:48	
4.3	70.1	-	-	-	-	39:16	
1.9	77.0	-	-	-	-	38:56	Q 複合サービス事業 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
5.2	65.7	-	-	-	-	39:14	
13.2	62.6	-	-	-	-	39:14	
2.1	67.0	-	-	-	-	39:14	
0.7	88.9	-	-	-	-	39:31	
9.2	40.9	1.4	1.4	-	-	38:45	R サービス業(他に分類されないもの) 週休1日制又は1日半制 何らかの週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度 完全週休2日制 完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度
35.4	52.7	5.9	5.9	-	-	39:46	
7.1	39.2	1.0	1.0	-	-	38:39	
14.3	43.1	2.8	2.8	-	-	38:47	
2.9	36.9	-	-	-	-	38:34	
-	-	-	-	-	-	-	
7.2	64.6	6.9	3.2	2.5	1.2	39:29	
-	60.7	28.3	8.0	11.0	9.4	40:44	
7.7	65.5	4.0	2.6	1.3	-	39:20	
19.0	57.7	6.6	3.3	3.3	-	39:36	
0.1	70.7	2.2	2.2	-	-	39:09	
15.6	61.3	-	-	-	-	38:52	

その平均である。

1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-1）

企業規模		計					
		(単位：%)					
産	業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	
T	調査産業計	100.0	8.0	83.5	35.0	48.4	8.5
C	鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	6.5	90.9	66.4	24.5	2.6
D	建設業	100.0	11.5	82.7	43.6	39.1	5.8
E	製造業	100.0	1.7	91.0	46.5	44.5	7.2
E1	消費関連	100.0	3.4	87.7	51.5	36.2	8.9
E2	素材関連	100.0	2.0	93.3	51.3	41.9	4.7
E3	機械関連	100.0	-	91.8	37.0	54.8	8.2
F	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.1	89.9	22.1	67.8	8.0
G	情報通信業	100.0	1.5	89.1	8.7	80.3	9.4
H	運輸業，郵便業	100.0	15.7	79.8	48.6	31.2	4.5
I	卸売業，小売業	100.0	10.3	81.2	30.8	50.4	8.5
	150～55 卸売業	100.0	6.6	84.7	30.4	54.4	8.7
	156～61 小売業	100.0	13.3	78.4	31.1	47.4	8.3
J	金融業，保険業	100.0	-	94.7	2.8	91.9	5.3
K	不動産業，物品賃貸業	100.0	2.6	90.0	37.3	52.7	7.4
L	学術研究，専門・技術サービス業	100.0	2.2	92.1	14.0	78.1	5.7
M	宿泊業，飲食サービス業	100.0	15.0	79.3	45.8	33.5	5.7
N	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.6	77.2	40.6	36.6	8.2
O	教育，学習支援業	100.0	5.9	88.3	36.7	51.6	5.8
P	医療，福祉	100.0	5.7	78.1	21.9	56.2	16.3
Q	複合サービス事業	100.0	7.6	91.3	33.6	57.7	1.1
R	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.3	80.0	32.1	47.9	6.8

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-2）

企業規模		1,000人以上		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	4.1	83.3	16.6	66.7	12.6	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	1.3	98.7	8.6	90.2	-	
E 製造業	100.0	-	89.6	16.1	73.5	10.4	
E1 消費関連	100.0	-	87.4	22.5	64.9	12.6	
E2 素材関連	100.0	-	95.2	22.6	72.6	4.8	
E3 機械関連	100.0	-	87.2	9.2	78.0	12.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	100.0	-	
G 情報通信業	100.0	-	96.4	3.6	92.7	3.6	
H 運輸業，郵便業	100.0	6.1	82.3	32.0	50.3	11.6	
I 卸売業，小売業	100.0	5.7	71.2	14.5	56.7	23.2	
150～55 卸売業	100.0	-	90.6	10.5	80.1	9.4	
156～61 小売業	100.0	7.5	65.1	15.7	49.3	27.5	
J 金融業，保険業	100.0	-	95.8	-	95.8	4.2	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	84.5	10.3	74.2	15.5	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	91.0	5.1	85.9	9.0	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	9.0	78.7	28.2	50.5	12.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	1.9	80.8	38.6	42.2	17.3	
O 教育，学習支援業	100.0	20.7	76.5	19.9	56.7	2.7	
P 医療，福祉	100.0	3.8	68.4	15.6	52.8	27.8	
Q 複合サービス事業	100.0	-	96.1	3.9	92.2	3.9	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.5	97.5	18.3	79.2	-	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-3）

企業規模		100～999人						(単位：%)
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾		
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制			
T 調査産業計	100.0	4.7	84.5	29.2	55.2	10.8		
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	10.7	89.3	53.6	35.7	-		
D 建設業	100.0	3.6	94.4	40.1	54.3	2.0		
E 製造業	100.0	0.6	89.2	33.3	56.0	10.1		
E1 消費関連	100.0	2.1	86.6	43.3	43.3	11.3		
E2 素材関連	100.0	-	86.8	36.9	49.9	13.2		
E3 機械関連	100.0	-	93.4	22.4	71.0	6.6		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.5	84.7	23.6	61.1	12.8		
G 情報通信業	100.0	1.4	89.8	6.7	83.1	8.8		
H 運輸業，郵便業	100.0	12.7	81.0	55.3	25.7	6.3		
I 卸売業，小売業	100.0	2.7	85.3	26.5	58.9	11.9		
150～55 卸売業	100.0	0.6	87.5	21.0	66.5	11.9		
156～61 小売業	100.0	4.6	83.5	31.1	52.4	11.9		
J 金融業，保険業	100.0	-	95.3	-	95.3	4.7		
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	4.5	84.9	27.3	57.5	10.7		
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	91.3	11.7	79.6	8.7		
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.1	84.4	45.3	39.0	11.5		
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	11.9	82.0	36.4	45.6	6.0		
O 教育，学習支援業	100.0	10.1	80.5	27.2	53.4	9.4		
P 医療，福祉	100.0	3.3	81.7	21.5	60.2	15.0		
Q 複合サービス事業	100.0	1.4	98.6	33.9	64.7	-		
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	14.5	71.2	22.2	48.9	14.3		

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-4）

企業規模		300～999人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	2.9	85.2	25.2	60.0	11.9	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	4.9	91.8	24.6	67.2	3.3	
E 製造業	100.0	-	89.3	19.8	69.4	10.7	
E1 消費関連	100.0	-	87.0	33.3	53.7	13.0	
E2 素材関連	100.0	-	85.7	19.6	66.1	14.3	
E3 機械関連	100.0	-	93.4	11.5	82.0	6.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	88.9	44.4	44.4	11.1	
G 情報通信業	100.0	-	97.6	4.8	92.9	2.4	
H 運輸業，郵便業	100.0	8.0	82.0	52.0	30.0	10.0	
I 卸売業，小売業	100.0	1.0	84.3	30.0	54.3	14.7	
150～55 卸売業	100.0	2.4	92.7	26.8	65.9	4.9	
156～61 小売業	100.0	-	78.6	32.1	46.4	21.4	
J 金融業，保険業	100.0	-	100.0	-	100.0	-	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	5.7	88.6	17.1	71.4	5.7	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	91.7	5.6	86.1	8.3	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.9	85.3	38.2	47.1	11.8	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	7.9	71.1	26.3	44.7	21.1	
O 教育，学習支援業	100.0	6.6	85.2	21.3	63.9	8.2	
P 医療，福祉	100.0	2.8	81.9	27.8	54.2	15.3	
Q 複合サービス事業	100.0	-	100.0	26.9	73.1	-	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.2	75.5	18.4	57.1	16.3	

注：1 企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-5）

企業規模		100～299人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	5.3	84.2	30.6	53.7	10.5	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	12.5	87.5	62.5	25.0	-	
D 建設業	100.0	3.3	95.1	44.3	50.8	1.6	
E 製造業	100.0	0.8	89.2	37.4	51.8	10.0	
E1 消費関連	100.0	2.7	86.5	45.9	40.5	10.8	
E2 素材関連	100.0	-	87.1	41.9	45.2	12.9	
E3 機械関連	100.0	-	93.4	26.2	67.2	6.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.3	83.3	16.7	66.7	13.3	
G 情報通信業	100.0	1.9	87.0	7.4	79.6	11.1	
H 運輸業，郵便業	100.0	14.0	80.7	56.1	24.6	5.3	
I 卸売業，小売業	100.0	3.4	85.7	25.2	60.5	10.9	
150～55 卸売業	100.0	-	86.0	19.3	66.7	14.0	
156～61 小売業	100.0	6.5	85.5	30.6	54.8	8.1	
J 金融業，保険業	100.0	-	92.5	-	92.5	7.5	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	4.1	83.7	30.6	53.1	12.2	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	91.2	14.0	77.2	8.8	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.5	84.1	47.7	36.4	11.4	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.1	85.2	39.3	45.9	1.6	
O 教育，学習支援業	100.0	11.5	78.7	29.5	49.2	9.8	
P 医療，福祉	100.0	3.4	81.6	19.5	62.1	14.9	
Q 複合サービス事業	100.0	2.9	97.1	41.4	55.7	-	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	16.9	69.5	23.7	45.8	13.6	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第7表 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合（6-6）

企業規模		30～99人		(単位：%)			
産 業	全企業	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	9.5	83.0	38.0	45.0	7.4	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	6.1	90.9	69.7	21.2	3.0	
D 建設業	100.0	13.2	80.3	44.7	35.5	6.6	
E 製造業	100.0	2.3	91.9	53.1	38.8	5.9	
E1 消費関連	100.0	3.9	88.2	55.3	32.9	7.9	
E2 素材関連	100.0	2.8	95.8	57.7	38.0	1.4	
E3 機械関連	100.0	-	91.1	45.6	45.6	8.9	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	2.3	90.9	25.0	65.9	6.8	
G 情報通信業	100.0	1.7	88.3	10.0	78.3	10.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	17.1	79.3	46.3	32.9	3.7	
I 卸売業，小売業	100.0	13.3	80.1	32.9	47.1	6.7	
150～55 卸売業	100.0	9.0	83.6	34.3	49.3	7.5	
156～61 小売業	100.0	16.7	77.3	31.8	45.5	6.1	
J 金融業，保険業	100.0	-	93.8	6.3	87.5	6.3	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.9	92.3	42.3	50.0	5.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	3.0	92.4	15.2	77.3	4.5	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	19.4	77.4	46.8	30.6	3.2	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	15.8	75.4	42.1	33.3	8.8	
O 教育，学習支援業	100.0	3.4	92.1	41.6	50.6	4.5	
P 医療，福祉	100.0	6.9	76.4	22.2	54.2	16.7	
Q 複合サービス事業	100.0	23.8	73.0	38.1	34.9	3.2	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.1	83.6	37.7	45.9	3.3	

注：1企業で2つ以上の週休制がある場合には、最も多くの労働者に適用されている形態とした。

1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。

2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-1）

企業規模		計					
		(単位：%)					
産	業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制	
T	調査産業計	100.0	3.9	84.8	24.2	60.7	11.3
C	鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.1	93.5	44.7	48.8	2.4
D	建設業	100.0	5.5	90.5	31.8	58.7	4.0
E	製造業	100.0	0.6	90.2	25.8	64.3	9.3
E1	消費関連	100.0	1.9	84.8	36.2	48.6	13.3
E2	素材関連	100.0	0.5	91.8	37.7	54.1	7.7
E3	機械関連	100.0	0.0	91.4	14.2	77.2	8.6
F	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.3	95.7	8.5	87.2	3.9
G	情報通信業	100.0	0.5	93.7	5.2	88.5	5.7
H	運輸業，郵便業	100.0	8.3	77.7	42.4	35.3	14.0
I	卸売業，小売業	100.0	4.7	80.6	24.2	56.4	14.7
I50~55	卸売業	100.0	2.5	87.5	24.6	62.9	9.9
I56~61	小売業	100.0	6.7	74.4	23.8	50.6	19.0
J	金融業，保険業	100.0	0.0	92.8	0.2	92.6	7.2
K	不動産業，物品賃貸業	100.0	2.5	90.1	20.8	69.3	7.4
L	学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.6	90.1	8.6	81.5	9.3
M	宿泊業，飲食サービス業	100.0	9.0	74.3	29.6	44.7	16.7
N	生活関連サービス業，娯楽業	100.0	8.0	81.5	32.3	49.2	10.5
O	教育，学習支援業	100.0	9.6	85.1	26.6	58.5	5.2
P	医療，福祉	100.0	4.2	76.6	24.5	52.2	19.2
Q	複合サービス事業	100.0	1.0	98.7	12.5	86.2	0.3
R	サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.4	83.3	22.0	61.3	8.2

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-2）

企業規模		1,000人以上		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	1.9	84.7	11.8	72.9	13.4	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	1.3	98.7	10.8	87.9	0.1	
E 製造業	100.0	-	89.4	11.4	77.9	10.6	
E1 消費関連	100.0	-	78.1	15.5	62.5	21.9	
E2 素材関連	100.0	-	93.8	26.6	67.2	6.2	
E3 機械関連	100.0	-	90.2	4.9	85.3	9.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	98.0	3.1	94.9	2.0	
G 情報通信業	100.0	-	97.2	1.9	95.4	2.8	
H 運輸業，郵便業	100.0	2.7	70.1	28.8	41.3	27.2	
I 卸売業，小売業	100.0	5.2	72.4	8.5	63.9	22.3	
I50~55 卸売業	100.0	-	87.6	7.6	80.0	12.4	
I56~61 小売業	100.0	8.1	64.2	9.0	55.2	27.7	
J 金融業，保険業	100.0	0.0	91.4	-	91.4	8.6	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	0.0	93.5	8.8	84.8	6.5	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	88.9	5.7	83.2	11.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	4.9	71.9	13.2	58.7	23.2	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	1.2	87.3	20.1	67.2	11.5	
O 教育，学習支援業	100.0	11.8	85.9	19.7	66.2	2.3	
P 医療，福祉	100.0	2.0	69.1	21.5	47.6	28.9	
Q 複合サービス事業	100.0	-	99.6	1.0	98.6	0.4	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	95.8	11.2	84.5	3.3	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-3）

企業規模		100～999人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	3.5	85.1	27.3	57.8	11.3	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	8.2	91.6	40.7	50.8	0.2	
D 建設業	100.0	2.3	94.3	31.7	62.7	3.4	
E 製造業	100.0	0.3	89.9	27.1	62.9	9.7	
E1 消費関連	100.0	1.5	87.1	36.0	51.2	11.4	
E2 素材関連	100.0	-	87.7	34.1	53.6	12.3	
E3 機械関連	100.0	-	93.3	16.5	76.8	6.7	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.5	85.4	29.2	56.1	13.1	
G 情報通信業	100.0	1.3	91.7	6.5	85.2	7.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	10.0	82.5	53.6	28.9	7.5	
I 卸売業，小売業	100.0	1.4	86.0	29.3	56.6	12.6	
I50～55 卸売業	100.0	1.1	90.3	25.2	65.1	8.6	
I56～61 小売業	100.0	1.7	81.1	34.0	47.1	17.2	
J 金融業，保険業	100.0	-	97.0	-	97.0	3.0	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	5.0	85.1	20.4	64.7	9.9	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	90.1	8.6	81.4	9.9	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	5.1	75.6	33.8	41.8	19.3	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	6.5	84.4	32.9	51.5	9.1	
O 教育，学習支援業	100.0	9.1	81.8	27.2	54.6	9.0	
P 医療，福祉	100.0	3.9	78.9	24.6	54.3	17.2	
Q 複合サービス事業	100.0	1.0	98.9	30.4	68.6	0.0	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	13.3	73.0	23.3	49.7	13.8	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-4）

企業規模		300～999人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	2.5	86.5	25.0	61.5	10.9	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	X	X	X	X	
D 建設業	100.0	2.8	93.8	22.2	71.5	3.4	
E 製造業	100.0	0.0	89.9	19.7	70.3	10.1	
E1 消費関連	100.0	0.0	90.3	32.0	58.3	9.7	
E2 素材関連	100.0	-	84.8	22.5	62.2	15.2	
E3 機械関連	100.0	-	93.2	11.7	81.5	6.8	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	88.8	37.6	51.2	11.2	
G 情報通信業	100.0	-	97.6	5.1	92.5	2.4	
H 運輸業，郵便業	100.0	4.7	84.3	59.1	25.2	10.9	
I 卸売業，小売業	100.0	0.7	85.6	32.2	53.4	13.7	
I50～55 卸売業	100.0	1.5	94.3	32.0	62.3	4.3	
I56～61 小売業	100.0	0.0	76.7	32.4	44.3	23.3	
J 金融業，保険業	100.0	-	99.7	-	99.7	0.3	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	8.3	82.3	14.0	68.3	9.5	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	92.3	4.0	88.3	7.7	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	1.7	80.6	28.7	51.9	17.7	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	3.7	77.5	24.8	52.7	18.8	
O 教育，学習支援業	100.0	8.5	83.0	23.7	59.3	8.5	
P 医療，福祉	100.0	4.8	81.1	27.7	53.4	14.1	
Q 複合サービス事業	100.0	0.7	99.3	26.8	72.4	0.0	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.7	76.6	23.6	53.0	14.7	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-5）

企業規模		100～299人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	4.5	83.8	29.4	54.4	11.7	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	11.8	88.2	58.4	29.7	-	
D 建設業	100.0	1.7	94.9	40.9	54.0	3.4	
E 製造業	100.0	0.6	90.0	33.7	56.3	9.4	
E1 消費関連	100.0	2.7	84.3	39.4	44.9	12.9	
E2 素材関連	100.0	-	89.9	42.8	47.1	10.1	
E3 機械関連	100.0	-	93.4	21.6	71.8	6.6	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.1	81.8	20.5	61.3	15.1	
G 情報通信業	100.0	2.7	85.4	8.0	77.4	11.9	
H 運輸業，郵便業	100.0	13.4	81.3	50.0	31.3	5.3	
I 卸売業，小売業	100.0	2.0	86.3	26.6	59.8	11.6	
I50～55 卸売業	100.0	0.8	86.7	19.1	67.6	12.4	
I56～61 小売業	100.0	3.5	85.8	35.7	50.1	10.7	
J 金融業，保険業	100.0	-	92.3	-	92.3	7.7	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.4	88.2	27.4	60.8	10.3	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	87.9	13.3	74.7	12.1	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	8.0	71.3	38.1	33.2	20.7	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	8.5	89.1	38.5	50.7	2.4	
O 教育，学習支援業	100.0	9.8	80.5	30.9	49.7	9.7	
P 医療，福祉	100.0	3.1	77.1	22.0	55.1	19.8	
Q 複合サービス事業	100.0	2.0	98.0	40.5	57.5	0.0	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	17.5	69.7	23.0	46.7	12.9	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第8表 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合（6-6）

企業規模		30～99人		(単位：%)			
産 業	労働者計	週休1日制 又は 週休1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ²⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ¹⁾	完全週休 2日制		
T 調査産業計	100.0	7.9	84.5	39.3	45.1	7.6	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	4.5	90.6	70.3	20.4	4.9	
D 建設業	100.0	11.2	81.5	46.4	35.1	7.3	
E 製造業	100.0	2.2	92.2	53.1	39.1	5.6	
E1 消費関連	100.0	4.7	87.5	57.1	30.5	7.8	
E2 素材関連	100.0	2.3	97.1	59.2	37.9	0.7	
E3 機械関連	100.0	0.1	91.0	43.3	47.8	8.9	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.7	91.0	27.0	64.1	7.3	
G 情報通信業	100.0	0.1	90.0	10.1	79.8	10.0	
H 運輸業，郵便業	100.0	14.4	81.3	44.5	36.8	4.2	
I 卸売業，小売業	100.0	9.8	82.6	37.1	45.5	7.5	
I50～55 卸売業	100.0	7.1	82.8	38.7	44.1	10.1	
I56～61 小売業	100.0	13.2	82.5	35.0	47.4	4.4	
J 金融業，保険業	100.0	-	94.0	4.9	89.2	6.0	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	1.3	95.0	39.1	55.9	3.7	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	2.9	92.7	14.2	78.5	4.4	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	22.0	75.1	43.4	31.7	3.0	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	16.2	71.8	41.0	30.8	12.1	
O 教育，学習支援業	100.0	5.2	88.9	42.5	46.4	5.9	
P 医療，福祉	100.0	7.0	78.7	27.1	51.6	14.3	
Q 複合サービス事業	100.0	23.1	75.4	43.8	31.6	1.5	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.9	82.0	37.1	44.9	6.2	

注：「適用労働者」には、監視又は断続労働に従事する者及び監督又は管理の地位にある者などで労働時間の定めのない者は含まない。

- 1) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休など実質的に完全週休2日制より休日日数が少ないものをいう。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など実質的に完全週休2日制より休日日数が多いものをいう。

第9表 産業・企業規模、労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合及び労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にない	労働時間の定めのない監督又は管理の地位に不明	労働者計	労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者
T 調査産業計	100.0	35.8	64.2	-	100.0	3.7
1,000人以上	100.0	23.9	76.1	-	100.0	0.9
100～999人	100.0	43.2	56.8	-	100.0	4.7
300～999人	100.0	41.6	58.4	-	100.0	4.1
100～299人	100.0	43.7	56.3	-	100.0	5.2
30～99人	100.0	33.1	66.9	-	100.0	4.8
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	32.8	67.2	-	100.0	1.9
D 建設業	100.0	37.1	62.9	-	100.0	5.6
E 製造業	100.0	38.6	61.4	-	100.0	3.8
1,000人以上	100.0	15.3	84.7	-	100.0	0.5
100～999人	100.0	47.3	52.7	-	100.0	4.9
300～999人	100.0	46.5	53.5	-	100.0	5.1
100～299人	100.0	47.5	52.5	-	100.0	4.8
30～99人	100.0	35.6	64.4	-	100.0	4.9
E1 消費関連連	100.0	38.4	61.6	-	100.0	4.9
E2 素材関連連	100.0	41.5	58.5	-	100.0	3.7
E3 機械関連連	100.0	35.7	64.3	-	100.0	3.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.9	70.1	-	100.0	2.2
G 情報通信業	100.0	41.7	58.3	-	100.0	5.6
H 運輸業，郵便業	100.0	41.0	59.0	-	100.0	2.6
I 卸売業，小売業	100.0	33.2	66.8	-	100.0	4.1
I50～55 卸売業	100.0	35.6	64.4	-	100.0	4.7
I56～61 小売業	100.0	31.3	68.7	-	100.0	3.5
J 金融業，保険業	100.0	38.6	61.4	-	100.0	3.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	36.2	63.8	-	100.0	5.4
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	39.6	60.4	-	100.0	5.9
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	33.1	66.9	-	100.0	5.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	30.1	69.9	-	100.0	4.6
O 教育，学習支援業	100.0	37.9	62.1	-	100.0	3.0
P 医療，福祉	100.0	30.7	69.3	-	100.0	1.8
Q 複合サービス事業	100.0	30.3	69.7	-	100.0	4.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.1	59.9	-	100.0	3.8

第10表 産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数

産業・企業規模	全企業	年間休日総数階級									1企業 平均年間 休日総数 (日)
		69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上		
		(単位：%)									
T 調査産業計	100.0	2.2	2.4	4.2	7.0	32.2	18.7	30.4	2.9	110.5	
1,000人以上	100.0	0.2	1.2	0.7	1.6	21.2	22.2	50.0	2.9	116.8	
100～999人	100.0	0.7	2.2	1.7	4.8	28.8	21.7	37.2	2.9	113.5	
300～999人	100.0	0.2	1.0	1.0	4.0	27.7	20.6	42.4	3.1	115.2	
100～299人	100.0	0.9	2.6	1.9	5.1	29.1	22.0	35.5	2.9	112.9	
30～99人	100.0	2.8	2.5	5.4	8.1	34.0	17.4	27.0	2.9	109.0	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	1.4	5.2	10.4	54.7	11.7	16.7	-	106.7	
D 建設業	100.0	4.4	0.0	9.2	10.1	31.3	19.4	23.9	1.6	107.4	
E 製造業	100.0	-	0.1	2.4	5.0	30.3	30.2	30.3	1.6	112.9	
1,000人以上	100.0	-	-	-	-	3.7	16.1	77.9	2.3	122.0	
100～999人	100.0	-	0.3	0.4	3.1	15.7	32.7	44.4	3.4	117.3	
300～999人	100.0	-	-	0.5	0.6	10.2	23.0	61.9	3.9	120.6	
100～299人	100.0	-	0.4	0.4	3.9	17.3	35.6	39.1	3.2	116.3	
30～99人	100.0	-	-	3.4	5.9	37.4	29.6	22.9	0.8	110.8	
E1 消費関連	100.0	-	0.3	7.9	8.6	37.3	21.4	22.4	2.2	109.2	
E2 素材関連	100.0	-	-	-	5.8	35.2	32.7	25.0	1.3	112.1	
E3 機械関連	100.0	-	-	-	0.8	18.9	35.7	43.1	1.5	117.1	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	5.4	8.2	14.0	68.3	4.1	119.7	
G 情報通信業	100.0	1.1	-	0.4	2.1	5.7	5.0	76.5	9.2	123.1	
H 運輸業，郵便業	100.0	3.3	8.3	7.9	13.7	32.2	14.7	16.5	3.4	104.5	
I 卸売業，小売業	100.0	4.3	3.1	5.6	6.1	40.0	16.5	23.6	0.9	106.9	
150～55卸売業	100.0	2.1	-	2.1	5.9	30.8	17.4	40.2	1.5	112.9	
156～61小売業	100.0	6.0	5.5	8.3	6.2	47.3	15.8	10.5	0.4	102.2	
J 金融業，保険業	100.0	-	-	-	-	1.4	3.7	90.5	4.5	122.9	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	1.8	4.2	8.4	36.3	16.3	32.7	0.3	110.6	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	-	2.2	1.1	10.8	8.3	72.4	5.2	121.8	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	6.4	2.3	6.2	15.9	53.1	6.4	6.4	3.4	103.2	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	3.8	5.9	6.6	14.8	43.4	11.2	13.6	0.6	102.1	
O 教育，学習支援業	100.0	0.8	2.1	3.6	3.3	20.5	16.7	40.3	12.7	116.2	
P 医療，福祉	100.0	-	2.7	0.0	3.6	32.7	25.1	33.4	2.5	113.2	
Q 複合サービス事業	100.0	-	1.3	3.6	8.8	14.7	15.9	54.3	1.4	114.8	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	3.2	2.9	7.8	7.5	22.9	9.7	39.7	6.3	111.3	

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「1企業平均年間休日総数」はその平均である。

第11表 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び適用労働者1人平均年間休日総数

産業・企業規模	労働者計	年間休日総数階級								適用労働者 1人平均年 間休日総 数 (日)
		69日 以下	70～ 79日	80～ 89日	90～ 99日	100～ 109日	110～ 119日	120～ 129日	130日 以上	
T 調査産業計	100.0	0.5	1.2	1.7	3.5	20.0	20.4	50.0	2.8	116.1
1,000人以上	100.0	0.0	0.8	0.4	0.6	9.5	19.5	66.7	2.4	119.7
100～999人	100.0	0.2	1.5	1.1	3.4	23.1	22.0	45.4	3.1	115.8
300～999人	100.0	0.0	0.6	0.8	2.8	21.8	20.4	50.0	3.6	117.4
100～299人	100.0	0.4	2.4	1.5	4.0	24.2	23.6	41.2	2.7	114.3
30～99人	100.0	1.8	1.4	5.0	8.5	32.0	18.7	29.8	2.8	110.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	2.9	1.9	4.1	34.4	10.0	46.7	-	113.2
D 建設業	100.0	1.1	0.3	4.2	5.1	21.2	15.1	47.6	5.3	116.2
E 製造業	100.0	-	0.0	0.9	1.8	11.6	20.9	62.3	2.4	119.1
1,000人以上	100.0	-	-	-	-	1.1	9.3	87.8	1.7	122.8
100～999人	100.0	-	0.1	0.3	1.7	11.6	26.5	56.1	3.7	119.4
300～999人	100.0	-	-	0.5	0.2	8.3	19.0	67.4	4.6	121.9
100～299人	100.0	-	0.1	0.1	3.1	14.6	33.3	45.9	3.0	117.1
30～99人	100.0	-	-	4.3	6.0	34.1	33.9	20.6	1.1	110.7
E1 消費関連	100.0	-	0.2	4.7	4.8	23.9	24.1	39.6	2.8	113.9
E2 素材関連	100.0	-	-	-	2.5	16.1	29.8	49.4	2.3	117.9
E3 機械関連	100.0	-	-	-	0.3	4.3	14.6	78.5	2.3	121.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	0.6	0.8	5.3	92.8	0.6	123.2
G 情報通信業	100.0	-	-	0.6	0.6	5.2	5.4	82.7	5.6	123.8
H 運輸業，郵便業	100.0	1.3	5.9	4.9	9.1	32.9	31.2	13.5	1.2	106.7
I 卸売業，小売業	100.0	0.9	0.3	1.7	3.1	30.0	27.6	35.8	0.6	113.7
150～55卸売業	100.0	0.3	-	1.0	2.2	18.0	15.9	61.9	0.7	118.1
156～61小売業	100.0	1.5	0.5	2.3	3.9	41.5	39.0	10.8	0.5	109.4
J 金融業，保険業	100.0	-	-	-	-	0.0	0.6	95.2	4.2	123.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	0.7	2.2	2.3	18.4	19.8	54.7	2.0	116.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	-	-	0.6	0.2	3.6	8.6	81.1	5.9	124.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	2.6	0.5	2.9	9.9	59.2	16.3	7.5	1.1	105.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	2.4	2.8	3.3	11.8	38.5	15.6	24.5	1.1	107.5
O 教育，学習支援業	100.0	0.5	4.0	3.5	2.1	12.9	13.4	51.1	12.6	117.7
P 医療，福祉	100.0	-	3.1	0.4	3.1	24.9	31.8	35.8	1.0	113.4
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.1	0.4	1.8	3.9	8.0	85.1	0.7	122.0
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	0.9	1.1	2.4	6.0	21.2	8.9	52.9	6.5	116.8

注：企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数についての割合であり、「適用労働者1人平均年間休日総数」は、その適用を受ける労働者により加重平均したものである。

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計			性別			計	
産 業	業	企 業 規 模 計			1,000人以上			100～999	
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数
		日	日	%	日	日	%	日	日
T	調査産業計	17.9	10.1	56.6	18.7	11.3	60.8	17.6	9.8
C	鉱業，採石業，砂利採取業	18.2	11.6	63.9	X	X	X	18.9	12.2
D	建設業	18.4	9.8	53.2	19.2	10.4	54.3	19.1	10.4
E	製造業	18.6	11.4	61.6	19.8	13.4	67.7	18.1	10.7
E1	消費関連	17.6	9.3	52.7	18.3	10.1	55.1	17.7	9.5
E2	素材関連	18.2	11.4	62.7	19.0	13.1	68.8	18.2	11.3
E3	機械関連	19.3	12.5	64.6	20.4	14.2	69.9	18.3	11.1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19.5	14.3	73.3	19.7	15.0	75.8	18.7	12.0
G	情報通信業	19.2	12.5	65.1	20.1	14.0	69.7	18.9	11.9
H	運輸業，郵便業	18.1	10.0	55.1	19.4	12.1	62.5	17.3	9.0
I	卸売業，小売業	17.8	8.7	48.6	17.9	9.3	51.6	18.1	8.6
I50～55	卸売業	18.4	9.9	53.5	19.0	11.5	60.4	18.9	9.9
I56～61	小売業	17.3	7.6	44.3	17.3	8.0	46.4	17.3	7.4
J	金融業，保険業	19.3	11.0	57.3	19.6	11.5	58.7	18.7	10.5
K	不動産業，物品賃貸業	17.5	10.2	58.3	17.6	11.3	64.2	17.4	10.0
L	学術研究，専門・技術サービス業	18.7	10.9	58.3	19.0	11.6	61.1	18.8	10.9
M	宿泊業，飲食サービス業	16.3	7.3	45.0	16.5	9.1	55.0	15.9	6.2
N	生活関連サービス業，娯楽業	17.0	8.8	51.9	16.6	8.9	53.6	17.1	8.6
O	教育，学習支援業	18.2	8.9	48.6	19.2	9.1	47.3	17.9	8.5
P	医療，福祉	16.5	9.6	58.0	17.6	9.6	54.3	16.0	9.8
Q	複合サービス事業	18.8	9.0	47.7	18.8	9.3	49.4	18.7	8.9
R	サービス業(他に分類されないもの)	16.6	9.7	58.5	15.1	8.8	58.2	16.9	10.5

注：1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-1）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業	
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数		平均 取得率
	%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
	55.7	17.7	9.9	56.3	17.6	9.7	55.2	17.3	8.8	51.2	T
	64.5	X	X	X	18.0	11.1	61.9	17.4	9.4	54.2	C
	54.1	18.5	10.9	58.8	19.7	9.8	49.7	17.1	8.8	51.2	D
	59.1	18.2	11.0	60.2	18.1	10.5	58.0	17.2	9.2	53.5	E
	53.5	17.4	9.3	53.3	18.0	9.7	53.7	16.8	8.2	48.9	E1
	61.9	18.1	11.5	63.1	18.3	11.1	60.9	17.0	9.4	55.7	E2
	60.3	18.7	11.6	61.9	17.9	10.4	58.3	18.0	9.9	55.1	E3
	64.4	18.8	12.2	65.0	18.5	11.8	63.7	18.1	11.1	61.1	F
	63.0	19.3	12.5	64.7	18.4	11.2	60.9	17.5	9.9	56.6	G
	52.2	16.8	9.7	57.5	17.6	8.7	49.4	17.4	7.9	45.8	H
	47.7	18.1	8.6	47.4	18.1	8.7	48.0	16.9	7.7	45.5	I
	52.3	19.5	10.6	54.1	18.4	9.4	51.0	16.9	8.0	47.4	I50～55
	42.6	17.0	7.0	41.2	17.7	7.8	44.1	17.0	7.4	43.5	I56～61
	55.9	18.9	10.6	56.3	18.5	10.2	55.0	19.1	9.3	48.8	J
	57.6	18.5	10.6	57.4	16.4	9.5	57.8	17.4	8.8	50.7	K
	58.0	19.4	11.5	59.2	18.0	10.2	56.4	18.0	9.7	53.8	L
	39.2	16.3	7.3	44.7	15.4	5.3	34.3	16.9	6.7	39.8	M
	50.3	17.2	7.0	40.7	17.0	9.6	56.5	17.1	9.1	53.0	N
	47.6	17.4	7.6	43.6	18.4	9.6	52.3	17.6	9.2	52.1	O
	61.2	15.8	9.6	60.7	16.1	9.9	61.6	16.8	9.3	55.2	P
	47.6	18.6	8.8	47.4	19.1	9.2	48.1	19.3	8.3	42.9	Q
	62.2	16.5	9.8	59.5	17.3	11.1	64.5	18.8	9.9	52.4	R

年次有給休暇

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計			×		性別		男	
産	業	企業規模計			1,000人以上			100～999		
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数	
		日	日	%	日	日	%	日	日	
T	調査産業計	18.6	10.2	55.0	19.3	11.6	60.1	18.3	9.8	
C	鉱業，採石業，砂利採取業	18.3	11.5	62.9	X	X	X	19.1	12.0	
D	建設業	18.5	9.7	52.3	19.3	10.3	53.3	19.4	10.2	
E	製造業	18.8	11.4	60.6	19.9	13.3	66.7	18.3	10.7	
E1	消費関連	18.0	8.9	49.5	18.6	9.5	50.7	18.1	9.2	
E2	素材関連	18.2	11.2	61.6	19.1	13.0	68.0	18.4	11.2	
E3	機械関連	19.4	12.4	63.6	20.5	14.1	68.9	18.4	10.9	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	14.2	72.7	19.8	14.9	75.2	18.9	12.0	
G	情報通信業	19.5	12.6	64.6	20.4	14.1	69.2	19.1	12.0	
H	運輸業，郵便業	18.4	10.0	54.4	19.6	12.2	62.2	17.5	9.1	
I	卸売業，小売業	18.7	8.5	45.4	19.1	9.1	47.7	18.6	8.4	
I50～55	卸売業	18.8	9.5	50.5	19.4	11.2	57.8	19.0	9.5	
I56～61	小売業	18.7	7.5	40.0	18.9	7.7	40.7	18.2	7.1	
J	金融業，保険業	19.5	10.5	53.8	19.8	11.0	55.4	19.0	9.9	
K	不動産業，物品賃貸業	17.7	9.6	54.1	17.9	10.7	59.4	17.5	9.2	
L	学術研究，専門・技術サービス業	19.1	10.8	56.6	19.3	11.5	59.7	19.2	10.8	
M	宿泊業，飲食サービス業	19.0	8.0	42.0	20.1	11.2	55.8	17.4	5.8	
N	生活関連サービス業，娯楽業	17.7	8.2	46.2	17.4	8.4	48.0	17.8	7.8	
O	教育，学習支援業	18.7	8.4	44.8	19.4	8.8	45.2	18.4	8.0	
P	医療，福祉	17.4	9.5	54.8	18.6	8.9	47.5	16.7	9.6	
Q	複合サービス事業	19.3	8.4	43.7	19.4	8.8	45.4	19.2	8.3	
R	サービス業(他に分類されないもの)	17.3	9.5	55.1	15.5	8.7	56.1	17.8	10.5	

注：1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-2）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	
%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
53.4	18.5	9.9	53.8	18.1	9.6	53.0	17.9	8.7	48.4	T
63.0	X	X	X	18.2	11.0	60.7	17.5	9.4	54.0	C
52.7	18.8	10.8	57.5	20.1	9.6	47.9	17.1	8.7	51.0	D
58.1	18.5	10.8	58.6	18.2	10.5	57.6	17.4	8.8	50.9	E
51.2	17.8	8.9	50.1	18.3	9.5	52.1	17.1	7.5	43.9	E1
61.0	18.4	11.3	61.6	18.5	11.2	60.5	16.7	8.9	53.2	E2
59.2	18.9	11.4	60.2	17.8	10.3	57.9	18.3	9.6	52.7	E3
63.5	18.9	12.0	63.3	18.8	11.9	63.6	18.1	11.0	60.8	F
62.7	19.5	12.5	64.2	18.7	11.4	60.8	18.0	9.9	55.2	G
51.8	17.2	9.9	57.4	17.7	8.7	49.0	17.7	7.9	44.7	H
45.1	18.6	8.2	44.1	18.6	8.6	46.0	18.5	7.7	41.9	I
49.9	19.3	10.0	51.7	18.7	9.1	48.5	17.7	7.6	42.8	I50～55
38.9	17.9	6.5	36.3	18.5	7.8	42.0	19.5	8.0	40.9	I56～61
52.2	19.2	10.0	52.1	18.6	9.8	52.5	19.5	8.8	45.0	J
52.7	19.2	10.0	52.1	16.1	8.6	53.3	17.8	8.6	48.5	K
56.2	20.0	11.7	58.4	18.3	9.7	53.4	18.2	9.5	51.8	L
33.4	18.7	6.8	36.3	16.4	5.1	30.9	20.1	7.0	34.6	M
43.6	18.2	6.7	36.7	17.5	8.5	48.2	17.6	8.6	48.9	N
43.7	17.6	7.1	40.2	19.4	9.3	47.8	18.5	8.6	46.5	O
57.5	16.9	9.3	54.9	16.5	9.9	59.9	17.7	9.9	56.1	P
43.5	19.1	8.3	43.4	19.3	8.5	43.8	19.7	7.9	40.0	Q
58.7	18.2	10.2	56.2	17.5	10.7	60.8	19.1	9.1	47.9	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		計			×		性別		女	
産 業	業	企 業 規 模 計			1,000人以上			100～999		
		平均付与日数 ¹⁾	平均取得日数 ²⁾	平均取得率 ³⁾	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	平均付与日数	平均取得日数	
		日	日	%	日	日	%	日	日	
T	調査産業計	16.6	10.0	60.1	17.1	10.7	62.5	16.4	9.9	
C	鉱業，採石業，砂利採取業	17.6	12.3	69.9	X	X	X	17.6	13.8	
D	建設業	17.6	10.3	58.5	18.1	11.0	60.9	17.6	11.1	
E	製造業	17.7	11.6	65.2	18.9	13.8	73.2	17.5	10.9	
E1	消費関連	16.9	9.9	58.7	17.4	11.6	66.7	17.1	9.9	
E2	素材関連	17.8	12.0	67.4	18.6	13.6	73.2	17.4	11.4	
E3	機械関連	18.5	12.9	69.8	19.7	15.0	75.9	18.0	11.7	
F	電気・ガス・熱供給・水道業	19.0	14.7	77.2	19.4	15.5	80.0	17.6	12.3	
G	情報通信業	18.0	12.1	66.9	18.9	13.6	71.9	18.1	11.6	
H	運輸業，郵便業	16.7	9.9	59.3	17.9	11.5	64.2	16.1	8.8	
I	卸売業，小売業	16.1	8.9	55.3	16.1	9.5	59.0	17.1	9.2	
I50～55	卸売業	17.6	10.8	61.5	18.3	12.2	67.1	18.6	11.0	
I56～61	小売業	15.3	7.9	51.4	15.3	8.5	55.4	16.0	7.9	
J	金融業，保険業	18.9	11.8	62.5	19.2	12.2	63.4	18.3	11.3	
K	不動産業，物品賃貸業	17.0	11.4	67.1	17.0	12.7	74.9	17.2	11.5	
L	学術研究，専門・技術サービス業	17.7	11.2	63.2	17.9	11.7	65.4	17.6	11.1	
M	宿泊業，飲食サービス業	13.4	6.6	49.6	12.6	6.8	53.6	14.3	6.6	
N	生活関連サービス業，娯楽業	16.2	9.5	58.4	15.9	9.3	58.5	16.3	9.5	
O	教育，学習支援業	17.8	9.3	52.5	19.0	9.3	49.1	17.2	9.2	
P	医療，福祉	16.2	9.6	59.4	17.2	9.9	57.7	15.6	9.8	
Q	複合サービス事業	18.1	9.8	54.3	18.0	9.9	55.3	18.1	9.8	
R	サービス業(他に分類されないもの)	15.3	10.2	66.5	14.2	8.9	63.2	15.2	10.5	

注： 1) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。
 2) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。
 3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-3）

人	300～999人			100～299人			30～99人			産 業	
	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数	平均 取得率	平均 付与日数	平均 取得日数		平均 取得率
	%	日	日	%	日	日	%	日	日	%	
	60.3	16.2	9.9	61.3	16.6	9.9	59.5	16.2	9.1	56.2	T
	78.3	X	X	X	16.1	11.9	73.8	16.8	9.3	55.7	C
	62.8	16.8	11.4	67.9	18.2	10.8	59.2	17.3	9.0	52.1	D
	62.5	17.3	11.5	66.6	17.6	10.5	59.3	16.9	10.1	59.9	E
	58.0	16.6	10.0	60.1	17.5	9.9	56.4	16.4	9.0	55.0	E1
	65.8	17.2	12.0	69.7	17.5	11.0	62.9	17.8	11.4	64.4	E2
	65.2	18.0	12.6	70.4	18.0	10.8	60.0	17.0	11.0	64.4	E3
	69.9	18.0	13.2	73.4	16.9	10.9	64.3	18.3	11.5	62.7	F
	64.0	18.6	12.3	66.2	17.4	10.6	61.1	16.0	9.8	61.3	G
	54.7	15.1	8.7	57.8	16.9	8.8	52.2	15.1	8.4	55.6	H
	53.7	17.1	9.5	55.4	17.0	8.9	52.3	14.6	7.6	52.3	I
	59.3	20.2	12.3	60.7	17.5	10.2	58.2	15.2	9.0	59.2	I50～55
	49.2	15.3	7.9	51.4	16.6	7.9	47.3	14.3	6.8	47.4	I56～61
	61.6	18.4	11.5	62.6	18.2	10.8	59.4	18.5	10.2	55.1	J
	67.0	17.5	11.7	67.1	16.9	11.3	66.8	16.7	9.3	55.5	K
	63.2	17.8	11.0	62.1	17.4	11.2	64.3	17.4	10.4	59.6	L
	46.6	14.2	7.7	54.3	14.3	5.6	39.0	12.9	6.4	49.9	M
	58.2	16.1	7.3	45.7	16.5	10.9	66.1	16.4	9.6	58.8	N
	53.5	17.2	8.4	48.7	17.1	10.1	58.9	17.0	9.5	56.0	O
	62.8	15.4	9.7	63.3	15.9	9.9	62.3	16.5	9.1	54.9	P
	54.2	17.9	9.6	53.8	18.7	10.3	55.2	18.5	9.2	49.5	Q
	69.4	13.9	9.2	65.9	16.7	12.1	72.7	18.0	11.7	64.9	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		計			
産	業	企 業 規 模 計				1,000人以上				100～	
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[46.2]	18.2	10.3	56.7	[51.9]	19.0	11.7	61.8	[47.6]	17.8
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[20.7]	17.6	9.3	52.8	[X]	X	X	X	[-]	-
D	建設業	[51.0]	18.8	10.0	53.0	[63.1]	19.2	10.5	54.5	[55.6]	19.4
E	製造業	[54.4]	18.8	11.6	61.8	[61.0]	20.1	13.6	67.5	[57.8]	18.1
E1	消費関連	[46.1]	17.5	9.3	53.2	[49.5]	17.8	9.7	54.4	[49.4]	17.4
E2	素材関連	[56.5]	18.4	11.3	61.7	[73.9]	18.9	12.7	67.2	[55.8]	18.3
E3	機械関連	[59.9]	19.6	12.7	64.9	[58.3]	21.0	14.6	69.7	[65.9]	18.2
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[31.4]	19.2	14.2	74.0	[19.8]	X	X	X	[25.3]	19.5
G	情報通信業	[47.1]	20.3	13.6	66.9	[57.3]	21.7	15.6	71.9	[40.3]	19.4
H	運輸業,郵便業	[47.8]	17.7	10.2	57.4	[55.1]	18.3	12.8	69.7	[54.0]	17.2
I	卸売業,小売業	[42.8]	17.8	8.6	48.5	[57.7]	17.7	8.7	49.0	[55.7]	18.3
I50～55	卸売業	[48.6]	18.6	10.0	53.8	[42.7]	18.7	11.5	61.6	[58.8]	19.4
I56～61	小売業	[38.3]	17.2	7.6	44.3	[62.4]	17.3	7.6	43.9	[53.1]	17.2
J	金融業,保険業	[51.4]	19.5	10.7	55.1	[48.5]	19.9	11.3	56.5	[48.8]	18.6
K	不動産業,物品賃貸業	[46.5]	17.6	10.6	60.1	[43.3]	18.2	12.0	66.0	[43.0]	17.1
L	学術研究,専門・技術サービス業	[46.5]	19.0	10.9	57.6	[56.4]	19.5	11.6	59.5	[44.2]	19.0
M	宿泊業,飲食サービス業	[42.6]	17.2	8.6	49.9	[38.3]	16.6	10.7	64.5	[44.7]	16.7
N	生活関連サービス業,娯楽業	[45.5]	16.9	8.1	48.0	[57.6]	17.1	7.5	44.1	[49.3]	17.1
O	教育,学習支援業	[47.1]	18.0	9.0	49.6	[48.1]	18.8	9.1	48.3	[43.8]	18.0
P	医療,福祉	[40.6]	16.9	9.5	56.2	[37.7]	18.3	10.5	57.4	[33.2]	16.2
Q	複合サービス事業	[48.0]	18.3	9.1	50.1	[57.1]	18.9	9.8	52.0	[47.5]	18.1
R	サービス業(他に分類されないもの)	[41.4]	16.7	9.6	57.3	[42.7]	15.7	9.1	57.9	[38.7]	16.6

注：1) []内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-4）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.7	54.6	[46.7]	18.1	9.9	54.9	[47.9]	17.6	9.6	54.4	[45.5]	17.6	9.1	51.7	T
-	-	[X]	X	X	X	[-]	-	-	-	[24.2]	17.6	9.3	52.8	C
10.2	52.3	[67.2]	18.6	10.1	54.6	[52.5]	20.5	10.2	49.9	[50.0]	17.8	9.3	52.2	D
10.9	60.2	[59.9]	18.3	11.1	60.7	[57.1]	17.9	10.7	59.6	[52.8]	17.7	9.2	51.9	E
9.7	55.8	[57.4]	17.3	9.6	55.9	[47.3]	17.6	9.8	55.8	[44.7]	17.2	8.2	48.0	E1
11.1	60.6	[58.9]	18.3	10.9	59.7	[54.8]	18.3	11.2	61.3	[56.3]	17.8	9.8	55.1	E2
11.3	61.8	[62.3]	18.8	11.9	63.6	[67.2]	17.7	10.6	60.0	[57.0]	18.1	9.5	52.3	E3
12.4	63.7	[11.1]	X	X	X	[30.0]	19.3	13.7	71.3	[36.4]	17.0	9.6	56.6	F
12.0	61.9	[28.6]	20.0	12.8	63.7	[44.4]	19.0	11.5	60.8	[50.0]	17.5	10.0	56.8	G
9.3	54.1	[46.0]	17.1	10.3	60.3	[56.1]	17.2	8.8	51.1	[45.1]	17.6	7.3	41.7	H
8.6	47.2	[58.8]	18.4	9.1	49.5	[54.6]	18.2	8.2	45.0	[37.6]	16.5	8.4	51.0	I
9.9	51.0	[56.1]	20.7	11.8	56.7	[59.6]	18.4	8.5	46.2	[44.8]	16.7	8.7	52.1	150～55
7.5	43.2	[60.7]	16.7	7.2	43.2	[50.0]	17.9	7.8	43.3	[31.8]	16.4	8.1	49.6	156～61
10.1	54.5	[48.0]	18.8	10.2	54.4	[49.3]	18.1	9.9	54.7	[54.7]	19.9	9.3	46.6	J
9.3	54.3	[37.1]	18.1	10.3	56.7	[44.9]	16.2	8.4	51.7	[48.1]	17.5	10.1	57.8	K
11.3	59.1	[50.0]	19.8	12.4	62.7	[42.1]	18.3	10.1	55.1	[47.0]	18.1	9.3	51.2	L
6.8	41.0	[55.9]	17.4	8.2	47.4	[40.9]	15.7	4.9	31.1	[41.9]	20.5	8.6	42.1	M
8.2	48.1	[55.3]	18.0	6.3	34.7	[47.5]	16.6	9.4	57.1	[43.9]	16.5	8.4	50.8	N
8.7	48.1	[42.6]	18.7	7.9	42.4	[44.3]	17.1	9.8	57.4	[48.3]	17.0	9.2	54.1	O
9.4	57.6	[18.1]	16.0	9.1	56.8	[37.9]	16.3	9.5	58.0	[44.4]	17.3	9.4	54.3	P
8.9	49.3	[49.3]	18.1	8.6	47.2	[45.7]	17.9	9.9	55.2	[47.6]	17.9	9.1	50.9	Q
9.4	56.5	[46.9]	16.9	8.6	51.2	[35.6]	16.3	10.3	63.3	[42.6]	19.3	11.2	58.2	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		男			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	18.8	10.4	55.4	[…]	19.7	12.1	61.3	[…]	18.4
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[…]	17.9	9.6	53.5	[…]	-	-	-	[…]	-
D	建設業	[…]	19.0	9.9	52.0	[…]	19.5	10.4	53.6	[…]	19.7
E	製造業	[…]	19.0	11.5	60.6	[…]	20.3	13.5	66.4	[…]	18.2
E1	消費関連	[…]	17.9	8.8	49.2	[…]	18.5	9.3	49.9	[…]	17.7
E2	素材関連	[…]	18.4	11.0	60.2	[…]	18.9	12.5	66.1	[…]	18.5
E3	機械関連	[…]	19.7	12.6	64.0	[…]	21.1	14.5	68.8	[…]	18.3
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.2	14.1	73.6	[…]	X	X	X	[…]	19.6
G	情報通信業	[…]	20.6	13.7	66.2	[…]	21.9	15.6	71.2	[…]	19.7
H	運輸業,郵便業	[…]	18.0	10.3	57.2	[…]	18.5	13.0	70.4	[…]	17.4
I	卸売業,小売業	[…]	18.8	8.4	44.9	[…]	19.2	8.6	44.6	[…]	18.9
I50～55	卸売業	[…]	19.0	9.7	50.8	[…]	19.0	11.3	59.3	[…]	19.4
I56～61	小売業	[…]	18.5	7.3	39.3	[…]	19.2	7.1	37.1	[…]	18.2
J	金融業,保険業	[…]	19.7	10.2	51.4	[…]	20.2	10.7	53.2	[…]	18.9
K	不動産業,物品賃貸業	[…]	17.9	10.1	56.7	[…]	18.4	11.3	61.2	[…]	17.5
L	学術研究,専門・技術サービス業	[…]	19.3	10.8	56.1	[…]	19.7	11.5	58.3	[…]	19.4
M	宿泊業,飲食サービス業	[…]	20.1	9.7	48.2	[…]	19.0	13.5	70.9	[…]	18.7
N	生活関連サービス業,娯楽業	[…]	17.3	7.6	44.1	[…]	16.7	7.6	45.8	[…]	17.9
O	教育,学習支援業	[…]	18.5	8.4	45.2	[…]	19.3	8.1	42.1	[…]	18.5
P	医療,福祉	[…]	17.9	9.8	54.8	[…]	19.2	9.5	49.4	[…]	17.6
Q	複合サービス事業	[…]	18.7	8.6	46.1	[…]	19.5	9.2	47.3	[…]	18.5
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	17.8	9.7	54.6	[…]	17.3	9.8	56.8	[…]	17.6

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-5）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.7	52.6	[…]	18.9	9.9	52.3	[…]	18.0	9.5	52.8	[…]	18.1	8.9	49.2	T
-	-	[…]	-	-	-	[…]	-	-	-	[…]	17.9	9.6	53.5	C
10.0	50.8	[…]	19.0	10.0	52.9	[…]	20.7	10.0	48.3	[…]	17.8	9.2	51.9	D
10.7	58.8	[…]	18.5	10.9	58.7	[…]	17.9	10.5	58.9	[…]	17.8	8.7	49.1	E
9.2	52.2	[…]	17.7	9.4	53.0	[…]	17.7	9.0	51.1	[…]	17.8	7.5	42.3	E1
11.0	59.5	[…]	18.5	10.6	57.3	[…]	18.5	11.3	61.1	[…]	17.2	8.8	51.4	E2
11.1	60.9	[…]	19.0	11.7	61.9	[…]	17.5	10.5	59.7	[…]	18.5	9.4	50.6	E3
12.7	64.6	[…]	X	X	X	[…]	19.4	14.0	72.0	[…]	17.0	9.6	56.2	F
12.0	61.0	[…]	20.7	12.8	61.5	[…]	19.1	11.6	60.8	[…]	18.1	10.0	55.4	G
9.3	53.6	[…]	17.7	10.5	59.6	[…]	17.3	8.8	50.9	[…]	18.0	7.3	40.8	H
8.3	44.0	[…]	19.0	8.6	45.3	[…]	18.7	8.0	42.6	[…]	17.7	8.5	48.1	I
9.3	48.1	[…]	20.1	11.0	54.8	[…]	18.9	8.1	42.8	[…]	18.0	8.5	47.2	150～55
7.1	38.8	[…]	18.1	6.6	36.4	[…]	18.4	7.8	42.3	[…]	17.2	8.5	49.5	156～61
9.5	50.5	[…]	19.2	9.7	50.6	[…]	18.3	9.2	50.4	[…]	20.4	8.7	42.9	J
8.9	50.8	[…]	18.4	9.7	52.7	[…]	16.5	8.0	48.6	[…]	17.6	10.1	57.0	K
11.2	57.6	[…]	20.3	12.5	61.9	[…]	18.5	9.7	52.3	[…]	18.3	9.0	49.1	L
6.3	33.9	[…]	20.4	7.5	36.8	[…]	16.6	4.9	29.5	[…]	27.0	9.3	34.6	M
8.0	44.5	[…]	18.6	5.2	27.8	[…]	17.6	9.4	53.7	[…]	16.8	7.1	42.2	N
8.3	44.6	[…]	19.0	7.7	40.5	[…]	17.9	9.3	52.0	[…]	17.3	9.0	52.0	O
9.2	52.4	[…]	19.5	8.6	44.3	[…]	17.0	9.4	55.3	[…]	17.8	10.9	60.8	P
8.4	45.5	[…]	18.5	8.1	43.9	[…]	18.4	9.2	50.0	[…]	18.3	8.8	47.8	Q
9.2	52.5	[…]	19.1	9.1	47.4	[…]	16.2	9.4	58.1	[…]	19.3	10.7	55.2	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		有		×		性別		女			
産	業	企業規模計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	16.8	10.1	59.9	[…]	17.1	10.9	63.3	[…]	16.6
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	[…]	15.6	7.6	48.6	[…]	-	-	-	[…]	-
D	建設業	[…]	17.9	10.5	58.6	[…]	18.0	10.7	59.6	[…]	17.9
E	製造業	[…]	18.1	11.9	66.1	[…]	19.3	14.0	72.5	[…]	17.5
E1	消費関連	[…]	16.7	10.0	60.2	[…]	16.3	10.6	65.1	[…]	17.0
E2	素材関連	[…]	18.5	12.7	68.6	[…]	18.9	13.8	73.4	[…]	17.3
E3	機械関連	[…]	19.0	13.1	69.0	[…]	20.6	15.4	74.6	[…]	18.1
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	18.9	14.5	76.6	[…]	X	X	X	[…]	19.0
G	情報通信業	[…]	19.1	13.3	69.6	[…]	20.9	15.7	75.0	[…]	18.4
H	運輸業, 郵便業	[…]	16.0	9.5	59.4	[…]	17.0	11.1	65.1	[…]	15.6
I	卸売業, 小売業	[…]	16.0	9.0	56.1	[…]	15.4	8.9	57.4	[…]	17.2
I50～55	卸売業	[…]	17.5	10.9	62.3	[…]	17.7	12.3	69.3	[…]	19.4
I56～61	小売業	[…]	15.3	8.0	52.6	[…]	15.0	8.2	54.6	[…]	15.8
J	金融業, 保険業	[…]	19.0	11.5	60.6	[…]	19.6	12.0	61.2	[…]	18.1
K	不動産業, 物品賃貸業	[…]	17.1	11.6	68.1	[…]	17.7	13.9	78.4	[…]	16.4
L	学術研究, 専門・技術サービス業	[…]	18.1	11.3	62.3	[…]	18.7	11.8	63.0	[…]	17.9
M	宿泊業, 飲食サービス業	[…]	14.0	7.3	52.5	[…]	13.6	7.3	53.5	[…]	14.7
N	生活関連サービス業, 娯楽業	[…]	16.5	8.7	52.5	[…]	17.6	7.4	42.0	[…]	16.3
O	教育, 学習支援業	[…]	17.6	9.5	54.0	[…]	18.4	9.9	53.7	[…]	17.4
P	医療, 福祉	[…]	16.5	9.4	56.9	[…]	17.7	11.1	62.4	[…]	15.6
Q	複合サービス事業	[…]	17.6	10.0	56.8	[…]	18.0	10.6	59.1	[…]	17.4
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	14.6	9.3	63.8	[…]	12.6	7.7	60.5	[…]	14.9

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-6）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ある企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.9	59.5	[…]	16.4	10.0	61.0	[…]	16.8	9.8	58.1	[…]	16.7	9.4	56.1	T
-	-	[…]	-	-	-	[…]	-	-	-	[…]	15.6	7.6	48.6	C
11.0	61.5	[…]	16.2	10.8	66.8	[…]	19.5	11.2	57.3	[…]	17.8	9.7	54.2	D
11.4	65.1	[…]	17.3	11.8	68.0	[…]	17.8	11.1	62.4	[…]	17.5	10.3	59.1	E
10.8	63.7	[…]	16.4	10.3	62.6	[…]	17.6	11.4	64.7	[…]	16.5	9.0	54.1	E1
11.4	65.7	[…]	17.4	12.0	69.2	[…]	17.3	10.7	62.2	[…]	20.5	14.0	68.3	E2
11.9	65.8	[…]	18.0	12.8	71.4	[…]	18.2	11.1	61.0	[…]	16.7	9.9	59.3	E3
11.1	58.6	[…]	X	X	X	[…]	18.4	12.3	66.7	[…]	16.8	9.8	58.5	F
12.0	65.0	[…]	18.3	12.8	69.9	[…]	18.6	11.3	61.1	[…]	15.9	9.8	61.5	G
9.0	57.9	[…]	14.2	9.3	65.0	[…]	16.6	8.8	53.2	[…]	14.8	7.3	49.7	H
9.3	54.5	[…]	17.2	10.1	58.8	[…]	17.2	8.6	50.1	[…]	14.5	8.4	57.4	I
11.4	59.0	[…]	22.4	13.7	61.3	[…]	17.2	9.7	56.8	[…]	14.2	9.0	63.5	150～55
8.0	50.9	[…]	14.6	8.3	56.9	[…]	17.2	7.7	44.8	[…]	15.0	7.5	49.8	156～61
11.0	60.8	[…]	18.3	11.0	60.3	[…]	17.8	11.0	61.7	[…]	19.1	10.3	53.7	J
10.1	61.7	[…]	17.5	11.8	67.2	[…]	15.6	8.9	57.2	[…]	17.1	10.1	59.3	K
11.5	64.2	[…]	18.0	11.8	65.6	[…]	17.7	11.2	63.0	[…]	17.5	10.1	57.7	L
7.3	49.6	[…]	14.8	8.9	60.1	[…]	14.7	4.9	33.2	[…]	12.3	7.7	62.4	M
8.5	51.9	[…]	17.6	7.1	40.6	[…]	15.4	9.5	61.4	[…]	16.2	9.9	61.5	N
9.2	53.0	[…]	18.2	8.3	45.4	[…]	16.3	10.4	64.3	[…]	16.8	9.3	55.6	O
9.4	60.5	[…]	14.8	9.3	63.0	[…]	16.0	9.5	59.4	[…]	17.2	9.0	52.2	P
9.7	55.8	[…]	17.5	9.3	52.9	[…]	17.1	11.0	64.4	[…]	17.0	9.9	57.8	Q
9.7	64.7	[…]	14.0	8.1	57.6	[…]	16.7	12.7	76.1	[…]	19.3	12.9	67.1	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		計			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上				100～	
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[53.8]	17.6	9.9	56.5	[48.1]	18.3	10.9	59.6	[52.4]	17.4
C	鉱業，採石業，砂利採取業	[79.3]	18.2	11.9	65.1	[X]	X	X	X	[100.0]	18.9
D	建設業	[49.0]	17.7	9.5	53.4	[36.9]	19.0	10.2	54.0	[44.4]	18.7
E	製造業	[45.6]	18.2	11.2	61.2	[39.0]	19.2	13.1	68.1	[42.2]	18.3
E1	消費関連	[53.9]	17.8	9.3	52.2	[50.5]	18.8	10.5	55.8	[50.6]	18.0
E2	素材関連	[43.5]	17.8	11.5	64.4	[26.1]	19.3	13.9	72.0	[44.2]	18.1
E3	機械関連	[40.1]	18.8	12.1	64.2	[41.7]	19.3	13.5	70.3	[34.1]	18.5
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[68.6]	19.5	14.3	73.2	[80.2]	19.7	14.8	75.0	[74.7]	18.5
G	情報通信業	[52.9]	18.3	11.6	63.4	[42.7]	18.1	12.0	66.3	[59.7]	18.7
H	運輸業，郵便業	[52.2]	18.6	9.8	52.5	[44.9]	20.6	11.4	55.3	[46.0]	17.5
I	卸売業，小売業	[57.2]	17.8	8.7	48.8	[42.3]	18.3	10.1	55.3	[44.3]	17.8
I50～55	卸売業	[51.4]	18.3	9.7	53.2	[57.3]	19.3	11.5	59.4	[41.2]	18.2
I56～61	小売業	[61.7]	17.4	7.7	44.4	[37.6]	17.3	8.9	51.3	[46.9]	17.4
J	金融業，保険業	[48.6]	19.1	11.3	59.0	[51.5]	19.3	11.6	60.2	[51.2]	18.9
K	不動産業，物品賃貸業	[53.5]	17.3	9.7	56.3	[56.7]	16.5	10.0	60.2	[57.0]	17.5
L	学術研究，専門・技術サービス業	[53.5]	18.4	10.8	58.9	[43.6]	18.5	11.6	62.7	[55.8]	18.5
M	宿泊業，飲食サービス業	[57.4]	15.2	5.9	38.8	[61.7]	16.3	6.8	42.0	[55.3]	14.7
N	生活関連サービス業，娯楽業	[54.5]	17.0	9.5	56.0	[42.4]	16.2	10.0	61.6	[50.7]	17.0
O	教育，学習支援業	[52.9]	18.4	8.8	47.8	[51.9]	19.5	9.1	46.5	[56.2]	17.7
P	医療，福祉	[59.4]	16.3	9.6	59.0	[62.3]	17.5	9.4	53.5	[66.8]	15.8
Q	複合サービス事業	[52.0]	19.3	8.8	45.5	[42.9]	18.7	8.7	46.6	[52.5]	19.4
R	サービス業(他に分類されないもの)	[58.6]	16.6	9.9	59.5	[57.3]	14.6	8.5	58.5	[61.3]	17.1

注：1) []内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-7）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.9	56.9	[53.3]	17.2	10.0	57.7	[52.1]	17.5	9.8	56.0	[54.5]	16.9	8.6	50.7	T
12.2	64.5	[X]	X	X	X	[100.0]	18.0	11.1	61.9	[75.8]	17.3	9.5	54.6	C
10.6	56.8	[32.8]	18.4	12.3	67.0	[47.5]	18.9	9.4	49.6	[50.0]	16.3	8.1	49.8	D
10.5	57.5	[40.1]	18.2	10.8	59.5	[42.9]	18.3	10.2	55.6	[47.2]	16.6	9.2	55.7	E
9.2	51.2	[42.6]	17.6	8.7	49.5	[52.7]	18.3	9.5	52.1	[55.3]	16.1	8.1	50.5	E1
11.6	64.0	[41.1]	17.9	12.5	69.7	[45.2]	18.3	11.0	60.5	[43.7]	15.9	9.0	56.4	E2
10.7	57.6	[37.7]	18.6	11.1	59.4	[32.8]	18.4	10.0	54.2	[43.0]	17.8	10.6	59.3	E3
11.9	64.5	[88.9]	18.6	12.6	67.3	[70.0]	18.2	11.0	60.5	[63.6]	18.9	12.0	63.7	F
11.9	63.5	[71.4]	19.0	12.4	65.0	[55.6]	18.0	11.0	60.9	[50.0]	17.4	9.8	56.3	G
8.8	50.0	[54.0]	16.6	9.1	54.7	[43.9]	18.1	8.6	47.2	[54.9]	17.0	8.6	50.6	H
8.6	48.4	[41.2]	17.7	7.8	44.2	[45.4]	18.0	9.2	51.4	[62.4]	17.2	7.1	41.3	I
9.9	54.1	[43.9]	18.0	9.0	50.3	[40.4]	18.4	10.4	56.7	[55.2]	17.1	7.3	42.9	150～55
7.3	41.8	[39.3]	17.4	6.6	37.8	[50.0]	17.5	7.9	45.0	[68.2]	17.3	6.9	40.0	156～61
10.8	57.1	[52.0]	18.9	11.0	58.0	[50.7]	18.8	10.4	55.3	[45.3]	18.0	9.4	52.3	J
10.5	60.1	[62.9]	18.8	10.9	57.9	[55.1]	16.5	10.3	62.1	[51.9]	17.4	7.9	45.5	K
10.5	56.9	[50.0]	19.2	10.8	56.3	[57.9]	17.8	10.3	57.7	[53.0]	18.0	10.2	57.0	L
5.4	36.6	[44.1]	13.6	4.8	35.6	[59.1]	15.2	5.6	36.9	[58.1]	14.7	5.6	38.0	M
9.1	53.1	[44.7]	16.2	7.9	48.6	[52.5]	17.6	9.8	55.8	[56.1]	17.7	9.8	55.3	N
8.4	47.2	[57.4]	16.3	7.3	44.9	[55.7]	19.2	9.5	49.4	[51.7]	18.1	9.1	50.5	O
9.9	62.7	[81.9]	15.7	9.7	61.6	[62.1]	15.9	10.2	64.0	[55.6]	16.3	9.1	56.1	P
8.9	46.0	[50.7]	19.1	9.1	47.5	[54.3]	20.1	8.5	42.4	[52.4]	20.6	7.6	36.9	Q
11.5	67.3	[53.1]	16.0	11.2	70.3	[64.4]	17.9	11.7	65.4	[57.4]	18.5	9.1	49.1	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		男			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	18.3	10.0	54.5	[…]	18.9	11.1	58.6	[…]	18.1
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	[…]	18.3	11.7	63.9	[…]	X	X	X	[…]	19.1
D	建設業	[…]	17.8	9.4	52.7	[…]	19.1	10.0	52.7	[…]	19.0
E	製造業	[…]	18.5	11.2	60.5	[…]	19.4	13.0	67.0	[…]	18.5
E1	消費関連	[…]	18.1	9.0	49.7	[…]	18.7	9.7	51.5	[…]	18.5
E2	素材関連	[…]	18.1	11.6	64.1	[…]	19.5	14.0	71.8	[…]	18.3
E3	機械関連	[…]	19.0	12.0	63.0	[…]	19.5	13.5	69.2	[…]	18.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.6	14.2	72.6	[…]	19.8	14.8	74.5	[…]	18.7
G	情報通信業	[…]	18.6	11.7	63.0	[…]	18.4	12.2	65.9	[…]	18.9
H	運輸業, 郵便業	[…]	18.9	9.7	51.3	[…]	21.0	11.3	53.7	[…]	17.7
I	卸売業, 小売業	[…]	18.7	8.6	46.0	[…]	18.9	9.9	52.1	[…]	18.3
I50～55	卸売業	[…]	18.5	9.3	50.3	[…]	19.7	11.1	56.3	[…]	18.4
I56～61	小売業	[…]	18.9	7.7	40.9	[…]	18.2	8.7	47.7	[…]	18.1
J	金融業, 保険業	[…]	19.4	10.8	55.7	[…]	19.5	11.1	56.9	[…]	19.1
K	不動産業, 物品賃貸業	[…]	17.5	8.9	51.1	[…]	16.9	9.3	54.8	[…]	17.5
L	学術研究, 専門・技術サービス業	[…]	18.8	10.8	57.2	[…]	18.9	11.6	61.1	[…]	19.0
M	宿泊業, 飲食サービス業	[…]	17.6	6.0	33.8	[…]	21.9	7.6	34.6	[…]	15.8
N	生活関連サービス業, 娯楽業	[…]	18.0	8.7	48.4	[…]	18.4	9.3	50.4	[…]	17.6
O	教育, 学習支援業	[…]	18.8	8.4	44.4	[…]	19.4	9.3	48.0	[…]	18.2
P	医療, 福祉	[…]	17.1	9.4	54.8	[…]	18.5	8.7	46.9	[…]	16.3
Q	複合サービス事業	[…]	19.8	8.2	41.5	[…]	19.3	8.4	43.4	[…]	19.8
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	16.9	9.4	55.6	[…]	14.1	7.8	55.4	[…]	18.1

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-8）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
9.8	54.4	[…]	18.0	10.0	55.5	[…]	18.2	9.7	53.3	[…]	17.7	8.4	47.5	T
12.0	63.0	[…]	X	X	X	[…]	18.2	11.0	60.7	[…]	17.4	9.4	54.1	C
10.5	55.5	[…]	18.4	12.3	66.6	[…]	19.4	9.2	47.4	[…]	16.2	8.1	49.9	D
10.6	57.0	[…]	18.4	10.8	58.3	[…]	18.6	10.4	55.7	[…]	16.8	9.0	53.6	E
9.3	50.0	[…]	17.9	8.2	45.7	[…]	18.9	10.0	52.9	[…]	16.2	7.5	46.2	E1
11.6	63.5	[…]	18.2	12.6	69.5	[…]	18.4	11.0	59.6	[…]	16.2	9.0	55.6	E2
10.5	56.3	[…]	18.8	10.9	57.8	[…]	18.6	10.0	53.5	[…]	17.9	10.0	56.0	E3
11.8	63.2	[…]	18.8	12.3	65.4	[…]	18.5	11.1	60.2	[…]	18.8	11.9	63.4	F
12.0	63.5	[…]	19.1	12.4	65.0	[…]	18.5	11.2	60.8	[…]	17.9	9.8	55.0	G
8.8	49.7	[…]	16.8	9.2	55.1	[…]	18.3	8.5	46.6	[…]	17.3	8.5	49.3	H
8.5	46.5	[…]	18.0	7.6	42.3	[…]	18.6	9.3	49.9	[…]	19.2	7.1	36.9	I
9.6	52.1	[…]	18.2	8.6	47.5	[…]	18.6	10.3	55.5	[…]	17.4	6.8	38.8	150～55
7.1	39.1	[…]	17.7	6.4	36.2	[…]	18.5	7.7	41.7	[…]	21.5	7.5	34.9	156～61
10.3	53.8	[…]	19.2	10.3	53.5	[…]	19.0	10.3	54.2	[…]	18.2	8.9	48.8	J
9.5	54.2	[…]	20.0	10.3	51.5	[…]	15.9	9.0	56.4	[…]	17.8	7.6	42.4	K
10.4	54.8	[…]	19.8	10.9	55.2	[…]	18.1	9.8	54.4	[…]	18.2	10.1	55.2	L
5.1	32.6	[…]	14.4	5.0	34.5	[…]	16.3	5.2	32.0	[…]	15.9	5.5	34.5	M
7.5	42.7	[…]	17.8	8.0	44.7	[…]	17.5	7.2	41.0	[…]	18.4	10.1	55.1	N
7.8	43.0	[…]	16.4	6.5	40.0	[…]	20.3	9.3	45.6	[…]	19.5	8.3	42.3	O
9.8	60.2	[…]	16.4	9.4	57.5	[…]	16.2	10.4	63.9	[…]	17.5	9.0	51.5	P
8.3	41.7	[…]	19.7	8.4	42.9	[…]	20.2	7.8	38.6	[…]	21.0	7.2	34.2	Q
11.6	64.2	[…]	17.3	11.5	66.5	[…]	18.7	11.7	62.7	[…]	19.0	8.3	43.5	R

第12表 年次有給休暇の計画的付与制度の有無、性別、産業、企業規模別

年次有給休暇の計画的付与制度		無		×		性別		女			
産 業	業	企 業 規 模 計				1,000人以上			100～		
		年次有給休暇の計画的付与制度がない企業 ¹⁾	平均付与日数 ²⁾	平均取得日数 ³⁾	平均取得率 ⁴⁾	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	平均付与日数
		%	日	日	%	%	日	日	%	%	日
T	調査産業計	[…]	16.4	9.9	60.2	[…]	17.1	10.6	61.8	[…]	16.3
C	鉱業,採石業,砂利採取業	[…]	17.8	12.8	71.9	[…]	X	X	X	[…]	17.6
D	建設業	[…]	17.2	10.0	58.3	[…]	18.4	11.9	64.8	[…]	17.2
E	製造業	[…]	17.3	11.0	63.7	[…]	18.2	13.6	74.6	[…]	17.4
E1	消費関連	[…]	17.2	9.8	56.8	[…]	18.9	13.0	68.6	[…]	17.2
E2	素材関連	[…]	16.8	11.0	65.5	[…]	18.2	13.3	73.0	[…]	17.4
E3	機械関連	[…]	17.7	12.6	71.3	[…]	17.8	14.1	79.3	[…]	17.7
F	電気・ガス・熱供給・水道業	[…]	19.0	14.7	77.3	[…]	19.3	15.2	78.9	[…]	17.2
G	情報通信業	[…]	17.2	11.1	64.6	[…]	16.8	11.4	67.8	[…]	17.9
H	運輸業,郵便業	[…]	17.3	10.3	59.2	[…]	18.7	11.9	63.5	[…]	16.5
I	卸売業,小売業	[…]	16.3	8.9	54.5	[…]	17.1	10.5	61.1	[…]	16.9
I50～55	卸売業	[…]	17.7	10.7	60.7	[…]	18.6	12.2	65.8	[…]	17.6
I56～61	小売業	[…]	15.4	7.7	49.9	[…]	16.1	9.2	57.2	[…]	16.4
J	金融業,保険業	[…]	18.8	12.0	64.0	[…]	19.0	12.3	65.1	[…]	18.6
K	不動産業,物品賃貸業	[…]	17.0	11.2	66.2	[…]	15.9	11.0	69.2	[…]	17.7
L	学術研究,専門・技術サービス業	[…]	17.3	11.1	64.1	[…]	17.0	11.7	68.5	[…]	17.4
M	宿泊業,飲食サービス業	[…]	12.7	5.9	46.1	[…]	11.5	6.2	53.8	[…]	13.5
N	生活関連サービス業,娯楽業	[…]	15.9	10.3	64.7	[…]	15.0	10.3	69.0	[…]	16.3
O	教育,学習支援業	[…]	18.0	9.2	51.2	[…]	19.6	8.9	45.3	[…]	17.0
P	医療,福祉	[…]	16.0	9.7	60.7	[…]	17.1	9.6	56.6	[…]	15.6
Q	複合サービス事業	[…]	18.6	9.7	52.0	[…]	17.9	9.2	51.3	[…]	18.7
R	サービス業(他に分類されないもの)	[…]	16.0	11.0	68.7	[…]	15.7	10.3	65.5	[…]	15.4

注：1) […]内の数値は、全企業のうち、年次有給休暇の計画的付与制度がない企業割合である。

2) 「付与日数」には、繰越日数は含まない。

3) 「取得日数」は、1年間に実際に取得した日数である。

4) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率（9-9）

999人		300～999人				100～299人				30～99人				産 業
平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	年次有給休 暇の計画的 付与制度が ない企業	平均 付与 日数	平均 取得 日数	平均 取得率	
日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	%	日	日	%	
10.0	61.1	[…]	16.1	9.9	61.6	[…]	16.5	10.0	60.6	[…]	15.8	8.9	56.3	T
13.8	78.3	[…]	X	X	X	[…]	16.1	11.9	73.8	[…]	17.1	9.8	57.4	C
11.1	64.8	[…]	18.1	12.7	70.2	[…]	16.8	10.4	61.8	[…]	16.6	8.2	49.2	D
10.3	59.0	[…]	17.3	11.1	64.2	[…]	17.5	9.7	55.5	[…]	16.2	9.9	61.3	E
9.1	53.0	[…]	16.9	9.6	56.9	[…]	17.4	8.9	50.9	[…]	16.1	9.1	56.6	E1
11.5	66.1	[…]	16.8	12.0	71.1	[…]	17.7	11.3	63.7	[…]	15.2	9.0	59.3	E2
11.3	63.9	[…]	17.9	12.3	68.7	[…]	17.5	10.0	57.3	[…]	17.5	12.4	71.0	E3
12.6	73.0	[…]	17.8	13.8	77.7	[…]	16.2	10.2	63.0	[…]	19.3	12.6	65.3	F
11.4	63.6	[…]	18.7	12.2	64.9	[…]	16.6	10.1	61.2	[…]	16.0	9.8	61.1	G
8.6	51.9	[…]	15.7	8.3	52.6	[…]	17.3	8.9	51.2	[…]	15.5	9.6	61.6	H
8.9	52.6	[…]	17.0	8.4	49.3	[…]	16.8	9.2	54.6	[…]	14.7	7.2	49.0	I
10.5	59.6	[…]	17.2	10.3	59.6	[…]	17.8	10.6	59.6	[…]	16.3	8.9	54.3	150～55
7.6	46.7	[…]	16.9	7.0	41.2	[…]	16.1	8.1	50.2	[…]	14.0	6.5	46.4	156～61
11.6	62.3	[…]	18.5	12.0	64.6	[…]	18.6	10.6	57.2	[…]	17.8	10.1	57.0	J
12.5	70.5	[…]	17.4	11.7	67.1	[…]	18.0	13.4	74.5	[…]	16.4	8.6	52.6	K
10.9	62.5	[…]	17.6	10.5	59.7	[…]	17.2	11.2	65.3	[…]	17.3	10.7	61.9	L
5.7	41.9	[…]	12.8	4.7	36.7	[…]	13.9	6.2	44.4	[…]	13.2	5.7	43.0	M
10.9	66.8	[…]	13.6	7.7	56.3	[…]	17.8	12.6	71.1	[…]	16.6	9.2	55.6	N
9.2	53.9	[…]	16.3	8.5	52.3	[…]	17.7	9.8	55.4	[…]	17.2	9.7	56.3	O
10.0	63.7	[…]	15.5	9.8	63.4	[…]	15.8	10.1	64.0	[…]	15.9	9.2	57.9	P
9.9	52.8	[…]	18.2	10.0	54.7	[…]	20.1	9.7	48.2	[…]	19.8	8.5	43.2	Q
11.4	73.9	[…]	13.7	10.8	79.2	[…]	16.6	11.8	70.7	[…]	17.3	11.1	63.8	R

第13表 産業・企業規模、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の計画的付与制度がある企業 ¹⁾²⁾	年次有給休暇の			
			1～2日	3～4日	5～6日	7～8日
T 調査産業計	100.0	46.2 (100.0)	(7.7)	(7.4)	(69.1)	(2.6)
1,000人以上	100.0	51.9 (100.0)	(6.1)	(7.5)	(68.8)	(3.1)
100～999人	100.0	47.6 (100.0)	(8.2)	(8.6)	(71.6)	(2.5)
300～999人	100.0	46.7 (100.0)	(9.3)	(8.8)	(68.2)	(2.8)
100～299人	100.0	47.9 (100.0)	(7.9)	(8.6)	(72.8)	(2.4)
30～99人	100.0	45.5 (100.0)	(7.5)	(6.9)	(68.0)	(2.7)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	20.7 (100.0)	(-)	(-)	(62.5)	(-)
D 建設業	100.0	51.0 (100.0)	(10.3)	(4.0)	(66.2)	(1.0)
E 製造業	100.0	54.4 (100.0)	(11.9)	(12.3)	(62.4)	(2.8)
1,000人以上	100.0	61.0 (100.0)	(15.7)	(18.1)	(54.3)	(0.3)
100～999人	100.0	57.8 (100.0)	(11.6)	(14.4)	(63.3)	(2.0)
300～999人	100.0	59.9 (100.0)	(15.0)	(18.3)	(53.0)	(2.1)
100～299人	100.0	57.1 (100.0)	(10.5)	(13.2)	(66.7)	(2.0)
30～99人	100.0	52.8 (100.0)	(12.0)	(11.1)	(62.2)	(3.3)
E1 消費関連	100.0	46.1 (100.0)	(8.0)	(4.9)	(80.7)	(-)
E2 素材関連	100.0	56.5 (100.0)	(15.2)	(15.0)	(53.9)	(2.6)
E3 機械関連	100.0	59.9 (100.0)	(11.5)	(14.8)	(57.9)	(5.0)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	31.4 (100.0)	(15.7)	(2.4)	(59.0)	(2.4)
G 情報通信業	100.0	47.1 (100.0)	(12.9)	(6.7)	(64.1)	(4.6)
H 運輸業，郵便業	100.0	47.8 (100.0)	(9.5)	(3.2)	(78.9)	(2.7)
I 卸売業，小売業	100.0	42.8 (100.0)	(6.9)	(13.2)	(61.0)	(1.8)
I50～55 卸売業	100.0	48.6 (100.0)	(10.9)	(18.9)	(55.7)	(3.3)
I56～61 小売業	100.0	38.3 (100.0)	(2.9)	(7.4)	(66.3)	(0.2)
J 金融業，保険業	100.0	51.4 (100.0)	(2.7)	(6.2)	(67.2)	(5.5)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	46.5 (100.0)	(6.9)	(1.9)	(62.1)	(1.0)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	46.5 (100.0)	(0.7)	(9.4)	(69.6)	(3.8)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	42.6 (100.0)	(1.1)	(1.5)	(73.0)	(0.5)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	45.5 (100.0)	(7.7)	(9.5)	(67.7)	(3.7)
O 教育，学習支援業	100.0	47.1 (100.0)	(4.1)	(7.4)	(77.7)	(3.3)
P 医療，福祉	100.0	40.6 (100.0)	(4.7)	(0.0)	(84.5)	(3.3)
Q 複合サービス事業	100.0	48.0 (100.0)	(2.1)	(-)	(87.0)	(-)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	41.4 (100.0)	(4.1)	(5.6)	(68.7)	(4.1)

注：1) ()内の数値は、「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」を100とした割合である。
 2) 「年次有給休暇の計画的付与制度がある企業」には、計画的付与日数が「不明」の企業を含む。

付与日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

(単位：%)

計画的付与日数				1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数 (日)	年次有給休暇の計画的付与制度がない企業	産業・企業規模
9～10日	11～12日	13～14日	15日以上			
(5.2)	(1.9)	(0.5)	(3.7)	5.6	53.8	T 調査産業計
(3.9)	(1.4)	(0.8)	(3.4)	5.7	48.1	1,000人以上
(2.6)	(0.7)	(0.1)	(3.7)	5.3	52.4	100～999人
(3.4)	(0.5)	(0.4)	(3.4)	5.3	53.3	300～999人
(2.4)	(0.8)	(-)	(3.7)	5.3	52.1	100～299人
(6.3)	(2.5)	(0.7)	(3.8)	5.8	54.5	30～99人
(12.5)	(-)	(-)	(12.5)	7.9	79.3	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(6.6)	(-)	(-)	(7.0)	5.8	49.0	D 建設業
(2.8)	(1.4)	(1.1)	(3.5)	5.3	45.6	E 製造業
(-)	(1.7)	(-)	(4.8)	5.1	39.0	1,000人以上
(1.4)	(0.8)	(0.3)	(4.6)	5.2	42.2	100～999人
(3.7)	(-)	(1.1)	(3.7)	5.1	40.1	300～999人
(0.7)	(1.0)	(-)	(4.9)	5.2	42.9	100～299人
(3.5)	(1.7)	(1.6)	(2.9)	5.3	47.2	30～99人
(3.1)	(-)	(2.0)	(0.9)	5.1	53.9	E1 消費関連連
(3.7)	(1.8)	(-)	(6.0)	5.4	43.5	E2 素材関連連
(1.6)	(2.1)	(1.6)	(2.8)	5.2	40.1	E3 機械関連連
(7.4)	(-)	(-)	(13.0)	6.7	68.6	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(0.9)	(0.9)	(-)	(3.9)	5.3	52.9	G 情報通信業
(3.5)	(0.1)	(-)	(2.1)	5.1	52.2	H 運輸業，郵便業
(11.5)	(2.8)	(1.1)	(0.8)	5.6	57.2	I 卸売業，小売業
(7.4)	(-)	(2.2)	(0.4)	5.0	51.4	150～55卸売業
(15.6)	(5.6)	(-)	(1.3)	6.2	61.7	156～61小売業
(8.5)	(4.2)	(1.8)	(2.3)	6.1	48.6	J 金融業，保険業
(9.5)	(5.7)	(0.3)	(9.5)	6.9	53.5	K 不動産業，物品賃貸業
(3.1)	(0.7)	(-)	(9.5)	6.5	53.5	L 学術研究，専門・技術サービス業
(8.3)	(5.8)	(0.2)	(5.3)	6.5	57.4	M 宿泊業，飲食サービス業
(4.1)	(0.7)	(-)	(6.0)	5.7	54.5	N 生活関連サービス業，娯楽業
(2.6)	(0.7)	(-)	(2.6)	5.3	52.9	O 教育，学習支援業
(2.3)	(2.2)	(-)	(3.0)	5.6	59.4	P 医療，福祉
(3.9)	(0.3)	(1.1)	(4.7)	5.9	52.0	Q 複合サービス事業
(5.1)	(2.6)	(-)	(6.1)	6.1	58.6	R サービス業(他に分類されないもの)

第14表 産業・企業規模、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得

産業・企業規模	全企業	年次有給休暇の 時間単位取得制度 がある企業 ¹⁾²⁾		年次有給休暇の		
				1日	2日	3日
T 調査産業計	100.0	24.8	(100.0)	(0.5)	(3.2)	(2.2)
1,000人以上	100.0	36.7	(100.0)	(-)	(2.0)	(1.2)
100～999人	100.0	29.9	(100.0)	(0.6)	(3.6)	(2.0)
300～999人	100.0	31.1	(100.0)	(-)	(3.3)	(3.6)
100～299人	100.0	29.5	(100.0)	(0.9)	(3.7)	(1.4)
30～99人	100.0	22.3	(100.0)	(0.4)	(3.1)	(2.4)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	20.9	(100.0)	(-)	(-)	(-)
D 建設業	100.0	22.4	(100.0)	(-)	(4.9)	(5.1)
E 製造業	100.0	23.6	(100.0)	(2.4)	(2.3)	(2.1)
1,000人以上	100.0	35.9	(100.0)	(-)	(4.7)	(1.7)
100～999人	100.0	23.7	(100.0)	(3.9)	(2.4)	(2.9)
300～999人	100.0	31.1	(100.0)	(-)	(2.2)	(3.7)
100～299人	100.0	21.4	(100.0)	(5.6)	(2.5)	(2.5)
30～99人	100.0	23.2	(100.0)	(1.8)	(2.2)	(1.7)
E1 消費関連	100.0	23.8	(100.0)	(3.9)	(-)	(-)
E2 素材関連	100.0	24.9	(100.0)	(-)	(5.4)	(2.4)
E3 機械関連	100.0	22.1	(100.0)	(3.6)	(1.1)	(3.7)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	40.2	(100.0)	(-)	(-)	(5.5)
G 情報通信業	100.0	29.4	(100.0)	(-)	(7.3)	(13.4)
H 運輸業，郵便業	100.0	9.1	(100.0)	(-)	(33.9)	(1.3)
I 卸売業，小売業	100.0	18.5	(100.0)	(-)	(0.4)	(1.3)
I50～55 卸売業	100.0	17.1	(100.0)	(-)	(-)	(-)
I56～61 小売業	100.0	19.5	(100.0)	(-)	(0.7)	(2.2)
J 金融業，保険業	100.0	42.8	(100.0)	(-)	(1.0)	(-)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	24.2	(100.0)	(-)	(1.8)	(14.6)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	32.7	(100.0)	(-)	(1.6)	(3.3)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	15.9	(100.0)	(-)	(5.7)	(-)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	20.1	(100.0)	(-)	(7.9)	(6.4)
O 教育，学習支援業	100.0	46.9	(100.0)	(-)	(3.2)	(0.6)
P 医療，福祉	100.0	41.6	(100.0)	(-)	(1.0)	(0.3)
Q 複合サービス事業	100.0	47.6	(100.0)	(-)	(3.1)	(2.2)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	15.7	(100.0)	(-)	(3.0)	(0.5)

注：1) ()内の数値は、「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」を100とした割合である。
 2) 「年次有給休暇の時間単位取得制度がある企業」には、時間単位取得可能日数が「不明」の企業を含む。

可能日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数

(単位：%)

時間単位取得可能日数				1企業平均年次有給休暇の時間単位取得可能日数(日)	年次有給休暇の時間単位取得制度がない企業	産業・企業規模
4日	5日	6～9日	10日以上			
(1.2)	(63.0)	(1.0)	(21.3)	7.5	75.2	T 調査産業計
(1.0)	(85.3)	(1.9)	(5.2)	5.6	63.3	1,000人以上
(0.7)	(75.5)	(0.6)	(11.5)	6.2	70.1	100～999人
(0.8)	(82.8)	(1.0)	(5.3)	5.5	68.9	300～999人
(0.6)	(73.0)	(0.5)	(13.6)	6.4	70.5	100～299人
(1.5)	(54.9)	(1.1)	(27.6)	8.4	77.7	30～99人
(-)	(100.0)	(-)	(-)	5.0	79.1	C 鉱業，採石業，砂利採取業
(0.9)	(61.3)	(-)	(20.9)	8.1	77.6	D 建設業
(0.8)	(66.2)	(0.6)	(19.7)	7.3	76.4	E 製造業
(0.5)	(85.5)	(0.9)	(4.9)	5.3	64.1	1,000人以上
(2.6)	(69.8)	(2.0)	(13.4)	6.1	76.3	100～999人
(2.2)	(84.1)	(2.2)	(-)	4.9	68.9	300～999人
(2.8)	(63.5)	(1.9)	(19.3)	6.6	78.6	100～299人
(-)	(63.7)	(-)	(23.1)	8.0	76.8	30～99人
(-)	(65.4)	(1.2)	(23.9)	8.1	76.2	E1 消費関連連
(0.0)	(70.2)	(-)	(17.4)	6.8	75.1	E2 素材関連連
(2.4)	(62.3)	(0.7)	(18.2)	7.3	77.9	E3 機械関連連
(-)	(85.8)	(-)	(6.8)	5.6	59.8	F 電気・ガス・熱供給・水道業
(0.2)	(61.0)	(1.9)	(8.8)	5.2	70.6	G 情報通信業
(-)	(57.8)	(-)	(1.3)	4.0	90.9	H 運輸業，郵便業
(2.6)	(57.6)	(3.5)	(17.2)	7.1	81.5	I 卸売業，小売業
(6.4)	(60.1)	(0.2)	(15.5)	7.5	82.9	I50～55 卸売業
(-)	(55.8)	(5.8)	(18.4)	6.8	80.5	I56～61 小売業
(-)	(85.0)	(2.1)	(9.3)	6.2	57.2	J 金融業，保険業
(-)	(51.4)	(-)	(19.6)	6.1	75.8	K 不動産業，物品賃貸業
(0.6)	(67.8)	(0.6)	(19.6)	7.5	67.3	L 学術研究，専門・技術サービス業
(-)	(46.6)	(-)	(20.4)	7.2	84.1	M 宿泊業，飲食サービス業
(-)	(48.8)	(7.1)	(29.9)	8.0	79.9	N 生活関連サービス業，娯楽業
(0.2)	(67.0)	(-)	(24.6)	8.3	53.1	O 教育，学習支援業
(2.2)	(62.7)	(-)	(29.5)	8.5	58.4	P 医療，福祉
(1.1)	(80.3)	(-)	(8.3)	6.1	52.4	Q 複合サービス事業
(-)	(82.7)	(-)	(13.4)	6.5	84.3	R サービス業(他に分類されないもの)

第15表 産業・企業規模、特別休暇制度の有無、

産業・企業規模	全企業	特別休暇 制度がある 企業	特 別 休 暇 制 度 の		
			夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ シユ休暇
T 調 査 産 業 計	100.0	59.9	42.0	23.8	13.9
1,000 人 以 上	100.0	71.9	34.8	36.9	42.3
100 ～ 999 人	100.0	63.8	39.2	28.9	21.9
300 ～ 999 人	100.0	65.7	39.0	29.5	29.1
100 ～ 299 人	100.0	63.2	39.3	28.7	19.5
30 ～ 99 人	100.0	57.9	43.3	21.3	9.7
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	57.2	35.2	18.7	10.7
D 建 設 業	100.0	60.1	47.8	25.4	11.6
E 製 造 業	100.0	61.9	44.9	20.0	13.5
1,000 人 以 上	100.0	85.6	38.6	38.6	59.7
100 ～ 999 人	100.0	65.8	41.4	24.9	27.3
300 ～ 999 人	100.0	68.4	33.6	30.9	40.9
100 ～ 299 人	100.0	65.0	43.7	23.1	23.2
30 ～ 99 人	100.0	59.6	46.6	17.4	6.3
E1 消 費 関 連	100.0	58.4	45.4	21.0	6.9
E2 素 材 関 連	100.0	58.7	38.8	22.7	18.2
E3 機 械 関 連	100.0	68.4	50.8	16.3	14.8
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	77.9	55.1	40.2	42.3
G 情 報 通 信 業	100.0	79.2	52.7	30.7	24.8
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	44.7	36.8	9.7	3.3
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	55.4	39.8	22.4	13.8
I50～55 卸 売 業	100.0	67.4	52.7	27.0	20.3
I56～61 小 売 業	100.0	46.0	29.6	18.8	8.7
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	77.5	38.9	42.6	35.3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	69.0	53.9	23.3	16.8
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	81.1	65.5	30.9	21.6
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	45.6	21.4	24.9	16.5
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	50.8	30.2	18.8	13.2
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	81.3	62.5	45.7	14.2
P 医 療 , 福 祉	100.0	65.5	43.5	29.7	15.0
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	71.5	40.0	28.1	13.7
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	53.9	35.1	21.5	12.2

注：1)「左記以外の1週間以上の長期の休暇」には、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積点は含まない。

特別休暇制度の種類別企業割合

(単位：%)

種類 (複数回答)			特別休暇 制度がない 企業	産業・企業規模
ボランティア 休暇	教育訓練 休暇	左記以外の 1週間以上 の長期の 休暇 ¹⁾		
4.5	3.2	16.0	40.1	T 調査産業計
23.5	5.1	26.2	28.1	1,000人以上
6.9	2.5	19.6	36.2	100～999人
11.1	4.0	18.4	34.3	300～999人
5.6	1.9	20.0	36.8	100～299人
2.9	3.4	14.2	42.1	30～99人
4.4	2.6	20.4	42.8	C 鉱業，採石業，砂利採取業
2.7	5.7	15.6	39.9	D 建設業
2.9	3.0	19.2	38.1	E 製造業
34.8	5.7	36.1	14.4	1,000人以上
5.2	1.3	22.0	34.2	100～999人
15.5	3.7	19.3	31.6	300～999人
2.0	0.5	22.9	35.0	100～299人
1.0	3.7	17.5	40.4	30～99人
1.4	1.1	12.1	41.6	E1 消費関連
4.8	4.6	18.0	41.3	E2 素材関連
2.4	3.1	27.0	31.6	E3 機械関連
24.9	5.8	31.2	22.1	F 電気・ガス・熱供給・水道業
6.0	2.7	19.2	20.8	G 情報通信業
1.0	1.4	6.4	55.3	H 運輸業，郵便業
2.0	1.8	10.2	44.6	I 卸売業，小売業
2.5	2.2	13.1	32.6	I50～55 卸売業
1.7	1.4	7.9	54.0	I56～61 小売業
24.1	4.3	35.1	22.5	J 金融業，保険業
3.7	0.8	23.7	31.0	K 不動産業，物品賃貸業
13.0	6.5	25.5	18.9	L 学術研究，専門・技術サービス業
3.4	5.7	7.6	54.4	M 宿泊業，飲食サービス業
3.4	3.2	11.4	49.2	N 生活関連サービス業，娯楽業
10.7	3.8	24.5	18.7	O 教育，学習支援業
7.8	3.3	21.1	34.5	P 医療，福祉
4.2	1.1	33.6	28.5	Q 複合サービス事業
5.5	3.4	16.0	46.1	R サービス業(他に分類されないもの)

第16-1表 産業・企業規模、夏季休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	夏季休暇制度 がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均 1回当たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[42.0]	100.0	83.4	2.4	14.2	4.1	4.1	3.2	4.3
1,000人以上	[34.8]	100.0	87.7	2.2	10.1	4.7	4.7	5.6	5.5
100～999人	[39.2]	100.0	87.3	0.7	11.9	4.2	4.2	4.1	4.4
300～999人	[39.0]	100.0	89.0	0.3	10.7	4.3	4.3	X	4.6
100～299人	[39.3]	100.0	86.8	0.9	12.4	4.2	4.2	4.1	4.4
30～99人	[43.3]	100.0	81.9	3.1	15.1	4.1	4.1	3.0	4.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[35.2]	100.0	55.8	7.4	36.9	4.0	4.2	X	3.8
D 建設業	[47.8]	100.0	75.8	4.6	19.6	4.2	4.5	X	3.1
E 製造業	[44.9]	100.0	75.4	5.1	19.5	4.9	4.8	3.6	5.4
1,000人以上	[38.6]	100.0	81.7	1.5	16.8	5.7	5.3	X	8.0
100～999人	[41.4]	100.0	76.6	1.8	21.6	5.3	5.2	X	5.9
300～999人	[33.6]	100.0	85.3	-	14.7	5.5	5.2	-	7.0
100～299人	[43.7]	100.0	74.6	2.2	23.3	5.2	5.1	X	5.8
30～99人	[46.6]	100.0	74.7	6.5	18.8	4.7	4.7	3.5	5.2
E1 消費関連	[45.4]	100.0	64.8	13.1	22.1	4.0	3.9	3.5	4.4
E2 素材関連	[38.8]	100.0	79.1	3.5	17.4	5.1	5.0	X	5.6
E3 機械関連	[50.8]	100.0	81.0	-	19.0	5.5	5.3	-	6.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[55.1]	100.0	96.1	1.4	2.5	3.6	3.6	X	X
G 情報通信業	[52.7]	100.0	94.7	-	5.3	3.9	3.9	-	3.0
H 運輸業，郵便業	[36.8]	100.0	59.1	6.0	34.9	3.9	3.7	4.0	4.6
I 卸売業，小売業	[39.8]	100.0	88.3	1.3	10.5	3.9	4.0	X	3.3
I50～55 卸売業	[52.7]	100.0	87.7	2.0	10.3	3.7	3.8	X	2.9
I56～61 小売業	[29.6]	100.0	89.1	0.2	10.8	4.2	4.2	X	3.8
J 金融業，保険業	[38.9]	100.0	96.5	1.8	1.8	4.4	4.5	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	[53.9]	100.0	89.8	0.2	10.0	4.0	4.1	X	3.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[65.5]	100.0	94.0	-	6.0	4.0	4.0	-	3.2
M 宿泊業，飲食サービス業	[21.4]	100.0	86.2	5.5	8.3	3.4	3.4	X	3.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	[30.2]	100.0	86.3	4.2	9.4	3.1	3.2	X	2.7
O 教育，学習支援業	[62.5]	100.0	97.0	-	3.0	6.2	6.2	-	6.7
P 医療，福祉	[43.5]	100.0	91.7	0.1	8.3	3.6	3.7	X	2.9
Q 複合サービス事業	[40.0]	100.0	96.5	1.1	2.4	3.2	3.3	X	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[35.1]	100.0	76.6	-	23.4	3.6	3.3	-	5.2

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する夏季休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-2表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	病気休暇制度 がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均 1回当 たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[23.8]	100.0	44.5	18.1	37.4	157.9	75.1	220.9	240.2
1,000人以上	[36.9]	100.0	55.2	19.6	25.2	246.7	112.7	442.6	462.6
100～999人	[28.9]	100.0	45.3	16.4	38.4	196.3	96.4	355.8	268.0
300～999人	[29.5]	100.0	47.6	17.0	35.4	243.9	78.9	466.7	355.8
100～299人	[28.7]	100.0	44.5	16.2	39.4	179.9	102.1	310.6	237.5
30～99人	[21.3]	100.0	43.5	19.0	37.5	129.0	57.6	142.2	215.0
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[18.7]	100.0	58.4	13.9	27.7	104.2	50.9	X	X
D 建設業	[25.4]	100.0	41.1	28.2	30.7	122.2	26.2	73.1	277.9
E 製造業	[20.0]	100.0	41.6	17.7	40.7	183.2	56.6	300.9	273.1
1,000人以上	[38.6]	100.0	44.0	33.9	22.0	274.4	33.4	388.1	682.7
100～999人	[24.9]	100.0	46.5	17.9	35.6	241.0	80.2	481.0	284.1
300～999人	[30.9]	100.0	50.5	25.1	24.4	271.0	32.4	441.0	475.0
100～299人	[23.1]	100.0	44.9	14.9	40.1	228.8	101.4	504.7	229.8
30～99人	[17.4]	100.0	38.4	16.5	45.0	130.5	42.4	100.0	245.0
E1 消費関連	[21.0]	100.0	38.9	15.7	45.3	213.6	92.1	580.8	280.4
E2 素材関連	[22.7]	100.0	39.8	24.6	35.5	165.8	51.8	232.8	222.5
E3 機械関連	[16.3]	100.0	47.3	10.1	42.6	176.5	29.3	357.1	313.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[40.2]	100.0	77.6	15.2	7.2	272.9	103.5	836.0	X
G 情報通信業	[30.7]	100.0	37.8	15.8	46.4	214.5	84.9	535.7	238.3
H 運輸業，郵便業	[9.7]	100.0	26.3	14.2	59.5	139.6	23.6	329.6	153.2
I 卸売業，小売業	[22.4]	100.0	50.3	16.6	33.0	143.0	83.8	172.8	251.2
I50～55 卸売業	[27.0]	100.0	49.6	14.9	35.5	175.1	87.3	350.6	246.4
I56～61 小売業	[18.8]	100.0	51.1	18.6	30.3	108.7	80.5	55.3	260.8
J 金融業，保険業	[42.6]	100.0	66.3	24.9	8.8	288.5	158.5	687.6	349.5
K 不動産業，物品賃貸業	[23.3]	100.0	63.1	10.8	26.0	104.6	40.9	400.8	227.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	[30.9]	100.0	43.1	17.6	39.4	227.8	142.4	492.1	214.3
M 宿泊業，飲食サービス業	[24.9]	100.0	46.8	16.3	36.9	65.4	23.0	34.7	140.3
N 生活関連サービス業，娯楽業	[18.8]	100.0	51.2	8.5	40.3	264.7	151.5	X	837.4
O 教育，学習支援業	[45.7]	100.0	56.5	21.5	22.0	94.7	92.1	104.0	93.2
P 医療，福祉	[29.7]	100.0	41.5	15.8	42.8	135.3	75.2	121.6	209.1
Q 複合サービス事業	[28.1]	100.0	56.5	26.3	17.2	365.2	237.2	575.2	381.7
R サービス業(他に分類されないもの)	[21.5]	100.0	33.7	27.1	39.1	248.3	46.1	298.2	325.6

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する病気休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-3表 産業・企業規模、リフレッシュ休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	リフレッシュ休暇 制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均1回 当たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[13.9]	100.0	93.7	3.6	2.7	5.8	5.7	7.2	8.2
1,000人以上	[42.3]	100.0	94.2	2.7	3.1	6.9	7.0	5.5	6.0
100～999人	[21.9]	100.0	93.9	2.6	3.5	6.0	5.8	6.6	10.3
300～999人	[29.1]	100.0	96.3	2.5	1.2	6.1	6.1	5.3	X
100～299人	[19.5]	100.0	92.7	2.7	4.6	6.0	5.7	7.2	10.7
30～99人	[9.7]	100.0	93.5	4.6	1.9	5.4	5.3	8.0	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[10.7]	100.0	100.0	-	-	4.3	4.3	-	-
D 建設業	[11.6]	100.0	88.5	9.7	1.8	5.6	5.6	X	X
E 製造業	[13.5]	100.0	93.1	5.1	1.8	5.6	5.4	10.6	2.0
1,000人以上	[59.7]	100.0	95.5	1.7	2.7	6.7	6.8	X	4.9
100～999人	[27.3]	100.0	92.5	4.9	2.7	5.5	5.7	4.2	X
300～999人	[40.9]	100.0	95.3	4.7	-	6.1	6.1	5.7	-
100～299人	[23.2]	100.0	91.0	4.9	4.1	5.2	5.4	X	X
30～99人	[6.3]	100.0	93.6	6.4	-	5.6	4.4	X	-
E1 消費関連	[6.9]	100.0	95.6	-	4.4	5.6	5.8	-	X
E2 素材関連	[18.2]	100.0	95.5	2.5	2.0	5.2	5.2	X	2.4
E3 機械関連	[14.8]	100.0	89.1	10.5	0.4	6.2	5.5	12.3	X
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[42.3]	100.0	100.0	-	-	7.1	7.1	-	-
G 情報通信業	[24.8]	100.0	97.5	-	2.5	8.1	8.2	-	5.4
H 運輸業，郵便業	[3.3]	100.0	97.7	1.2	1.2	4.9	4.9	X	X
I 卸売業，小売業	[13.8]	100.0	92.3	5.3	2.4	6.0	6.2	2.2	5.8
I50～55 卸売業	[20.3]	100.0	94.0	5.3	0.8	6.4	6.7	X	X
I56～61 小売業	[8.7]	100.0	89.2	5.4	5.4	5.3	5.4	4.4	4.8
J 金融業，保険業	[35.3]	100.0	98.0	-	2.0	5.4	5.4	-	X
K 不動産業，物品賃貸業	[16.8]	100.0	100.0	-	-	5.4	5.4	-	-
L 学術研究，専門・技術サービス業	[21.6]	100.0	100.0	-	-	5.9	5.9	-	-
M 宿泊業，飲食サービス業	[16.5]	100.0	85.1	7.7	7.3	4.4	4.5	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[13.2]	100.0	95.2	1.6	3.2	6.8	6.8	X	X
O 教育，学習支援業	[14.2]	100.0	82.8	6.3	10.8	6.4	6.5	X	X
P 医療，福祉	[15.0]	100.0	98.0	-	2.0	5.8	5.3	-	X
Q 複合サービス事業	[13.7]	100.0	100.0	-	-	5.2	5.2	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	[12.2]	100.0	93.5	3.3	3.3	4.6	4.2	X	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するリフレッシュ休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-4表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	ボランティア休暇 制度がある企業 ¹⁾	賃金の支給状況			1企業平均 1回当 たり最高 付与日数 ²⁾	有給		無給	
		有給		無給		全額	一部		
		全額	一部						
T 調査産業計	[4.5]	100.0	81.8	4.7	13.6	20.5	8.3	81.5	80.8
1,000人以上	[23.5]	100.0	78.5	4.2	17.3	37.7	10.5	216.7	145.2
100～999人	[6.9]	100.0	77.4	4.3	18.3	25.9	8.3	128.9	94.9
300～999人	[11.1]	100.0	76.5	7.5	15.9	36.2	8.0	182.8	75.7
100～299人	[5.6]	100.0	78.0	2.1	19.9	19.3	8.4	X	112.4
30～99人	[2.9]	100.0	86.9	5.2	7.9	8.6	7.7	X	11.3
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[4.4]	100.0	100.0	-	-	5.0	5.0	-	-
D 建設業	[2.7]	100.0	91.3	-	8.7	5.0	5.0	-	X
E 製造業	[2.9]	100.0	72.9	8.9	18.2	53.4	21.5	238.0	50.9
1,000人以上	[34.8]	100.0	63.2	7.6	29.2	73.7	13.1	444.5	122.8
100～999人	[5.2]	100.0	65.1	13.7	21.2	43.7	12.1	191.1	2.5
300～999人	[15.5]	100.0	70.0	8.1	21.9	61.1	13.6	X	2.1
100～299人	[2.0]	100.0	53.5	26.8	19.7	3.0	X	X	X
30～99人	[1.0]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-
E1 消費関連連	[1.4]	100.0	58.4	3.9	37.6	60.7	9.3	X	3.8
E2 素材関連連	[4.8]	100.0	79.0	11.0	10.0	22.3	26.3	3.2	26.5
E3 機械関連連	[2.4]	100.0	67.7	7.3	25.0	99.6	18.2	698.9	97.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[24.9]	100.0	88.3	-	11.7	4.8	4.6	-	5.6
G 情報通信業	[6.0]	100.0	43.2	5.2	51.5	26.8	17.5	X	4.6
H 運輸業，郵便業	[1.0]	100.0	39.7	1.3	59.0	34.0	9.4	X	77.4
I 卸売業，小売業	[2.0]	100.0	86.3	0.8	12.9	43.2	13.6	X	X
I50～55 卸売業	[2.5]	100.0	98.6	1.4	-	18.6	18.8	X	-
I56～61 小売業	[1.7]	100.0	71.8	-	28.2	75.3	5.4	-	X
J 金融業，保険業	[24.1]	100.0	94.0	1.4	4.6	5.5	5.4	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	[3.7]	100.0	74.2	-	25.8	37.5	10.0	-	143.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	[13.0]	100.0	90.9	0.2	8.8	6.3	6.4	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	[3.4]	100.0	83.5	1.1	15.4	1.8	1.8	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[3.4]	100.0	95.5	-	4.5	5.7	5.4	-	X
O 教育，学習支援業	[10.7]	100.0	76.4	7.2	16.4	7.2	5.0	X	X
P 医療，福祉	[7.8]	100.0	96.8	1.4	1.8	8.7	4.7	X	159.7
Q 複合サービス事業	[4.2]	100.0	84.7	-	15.3	3.1	3.1	-	X
R サービス業(他に分類されないもの)	[5.5]	100.0	50.7	22.7	26.6	24.7	4.7	X	X

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するボランティア休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-5表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)								(単位：日)			
	教育訓練休暇制度がある企業 ¹⁾		賃金の支給状況			1企業平均1回当たり最高付与日数 ²⁾	有給		無給			
			有給		無給		全額	一部				
			全額	一部								
T 調査産業計	[3.2]	100.0	81.8	8.3	9.9	23.7	9.0	12.3	228.0			
1,000人以上	[5.1]	100.0	72.9	3.0	24.2	160.9	14.5	X	639.5			
100～999人	[2.5]	100.0	88.9	3.1	7.9	41.2	9.4	X	X			
300～999人	[4.0]	100.0	77.4	6.3	16.3	95.6	19.3	X	X			
100～299人	[1.9]	100.0	97.0	1.0	2.0	4.3	4.3	X	X			
30～99人	[3.4]	100.0	80.1	10.1	9.7	8.1	8.5	X	X			
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[2.6]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-			
D 建設業	[5.7]	100.0	80.9	19.1	-	10.0	10.0	X	-			
E 製造業	[3.0]	100.0	97.4	0.2	2.4	23.0	16.0	X	392.3			
1,000人以上	[5.7]	100.0	66.9	5.7	27.4	161.2	26.4	X	392.3			
100～999人	[1.3]	100.0	89.4	-	10.6	38.3	38.3	-	X			
300～999人	[3.7]	100.0	84.2	-	15.8	38.3	38.3	-	X			
100～299人	[0.5]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-			
30～99人	[3.7]	100.0	100.0	-	-	13.4	13.4	-	-			
E1 消費関連	[1.1]	100.0	96.4	-	3.6	4.1	X	-	X			
E2 素材関連	[4.6]	100.0	97.6	-	2.4	29.4	29.4	-	X			
E3 機械関連	[3.1]	100.0	97.4	0.7	2.0	24.0	9.6	X	611.7			
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[5.8]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-			
G 情報通信業	[2.7]	100.0	85.7	-	14.3	311.2	7.2	-	968.2			
H 運輸業，郵便業	[1.4]	100.0	100.0	-	-	4.3	4.3	-	-			
I 卸売業，小売業	[1.8]	100.0	100.0	-	-	4.8	4.8	-	-			
I50～55 卸売業	[2.2]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-			
I56～61 小売業	[1.4]	100.0	100.0	-	-	5.9	5.9	-	-			
J 金融業，保険業	[4.3]	100.0	69.2	14.8	16.1	9.3	5.2	X	X			
K 不動産業，物品賃貸業	[0.8]	100.0	47.4	-	52.6	X	X	-	X			
L 学術研究，専門・技術サービス業	[6.5]	100.0	83.2	16.8	-	4.4	4.4	X	-			
M 宿泊業，飲食サービス業	[5.7]	100.0	40.0	40.0	20.0	5.7	X	X	X			
N 生活関連サービス業，娯楽業	[3.2]	100.0	100.0	-	-	3.9	3.9	-	-			
O 教育，学習支援業	[3.8]	100.0	91.7	3.4	4.9	16.1	10.2	X	X			
P 医療，福祉	[3.3]	100.0	68.7	-	31.3	2.4	2.4	-	X			
Q 複合サービス事業	[1.1]	100.0	100.0	-	-	X	X	-	-			
R サービス業(他に分類されないもの)	[3.4]	100.0	87.0	5.4	7.5	70.0	1.1	X	X			

注:1) [] 内の数値は、全企業に対する教育訓練休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第16-6表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合及び1企業平均1回当たり最高付与日数

産業・企業規模	(単位：%)					(単位：日)			
	その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業 ¹⁾		賃金の支給状況			1企業平均1回当たり最高付与日数 ²⁾	有給		無給
			有給		無給		全額	一部	
			全額	一部					
T 調査産業計	[16.0]	100.0	80.2	2.2	17.6	30.3	14.4	91.7	112.9
1,000人以上	[26.2]	100.0	88.5	3.3	8.2	37.7	24.0	189.5	132.6
100～999人	[19.6]	100.0	83.1	4.1	12.7	30.7	10.0	95.9	185.0
300～999人	[18.4]	100.0	85.1	3.1	11.7	38.7	13.3	532.0	143.7
100～299人	[20.0]	100.0	82.5	4.4	13.0	28.3	9.0	19.7	198.8
30～99人	[14.2]	100.0	78.1	1.0	20.9	29.6	16.5	X	88.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	[20.4]	100.0	74.6	-	25.4	7.4	7.4	-	X
D 建設業	[15.6]	100.0	91.3	1.3	7.3	9.0	9.0	X	X
E 製造業	[19.2]	100.0	69.7	5.0	25.3	29.3	9.0	201.6	71.4
1,000人以上	[36.1]	100.0	76.3	6.2	17.5	35.7	12.7	231.3	42.1
100～999人	[22.0]	100.0	69.1	8.9	22.0	65.3	10.2	197.0	231.8
300～999人	[19.3]	100.0	72.8	3.5	23.6	68.9	13.6	X	30.0
100～299人	[22.9]	100.0	68.2	10.2	21.6	64.3	9.2	X	286.7
30～99人	[17.5]	100.0	69.6	2.9	27.5	11.0	8.1	X	18.2
E1 消費関連	[12.1]	100.0	56.4	0.3	43.3	41.5	8.2	X	85.2
E2 素材関連	[18.0]	100.0	72.4	7.6	19.9	18.8	9.0	X	44.0
E3 機械関連	[27.0]	100.0	73.2	5.1	21.7	32.2	9.3	261.8	88.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[31.2]	100.0	88.8	4.4	6.8	12.5	11.5	X	X
G 情報通信業	[19.2]	100.0	96.7	0.6	2.7	25.0	20.0	X	X
H 運輸業，郵便業	[6.4]	100.0	30.8	-	69.2	9.6	10.6	-	X
I 卸売業，小売業	[10.2]	100.0	94.1	0.2	5.7	12.7	11.3	X	90.3
I50～55 卸売業	[13.1]	100.0	89.8	0.4	9.8	15.1	12.6	X	102.0
I56～61 小売業	[7.9]	100.0	99.7	-	0.3	9.8	9.8	-	X
J 金融業，保険業	[35.1]	100.0	98.8	1.2	-	23.0	23.0	X	-
K 不動産業，物品賃貸業	[23.7]	100.0	81.9	0.8	17.3	19.8	9.4	X	75.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	[25.5]	100.0	90.2	0.9	8.9	13.4	10.2	X	41.5
M 宿泊業，飲食サービス業	[7.6]	100.0	78.9	2.6	18.5	31.9	30.7	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	[11.4]	100.0	81.3	4.2	14.5	59.7	8.0	X	X
O 教育，学習支援業	[24.5]	100.0	85.5	3.8	10.7	19.5	18.2	34.8	23.4
P 医療，福祉	[21.1]	100.0	81.0	1.4	17.6	44.9	20.2	X	187.7
Q 複合サービス事業	[33.6]	100.0	88.9	2.8	8.3	17.1	9.3	X	99.1
R サービス業(他に分類されないもの)	[16.0]	100.0	76.8	-	23.2	50.5	10.6	-	233.4

注:1) [] 内の数値は、全企業に対するその他1週間以上の長期の休暇制度がある企業割合である。

2) 「1企業平均1回当たり最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-1表 産業・企業規模、病気休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	病気休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	142.3	67.1	190.5	215.8
1,000人以上	158.8	90.6	227.4	273.2
100～999人	149.2	78.7	186.5	219.0
300～999人	156.1	69.4	244.0	247.8
100～299人	146.1	83.6	165.2	207.9
30～99人	136.9	58.0	190.1	211.6
C 鉱業，採石業，砂利採取業	96.5	53.1	X	X
D 建設業	166.3	39.3	111.4	314.1
E 製造業	144.9	34.4	167.4	237.0
1,000人以上	153.8	28.1	206.3	335.3
100～999人	143.4	36.1	182.7	271.2
300～999人	124.7	22.8	189.8	245.3
100～299人	154.8	45.2	178.8	285.6
30～99人	145.0	33.7	X	219.8
E1 消費関連	169.5	54.7	212.1	257.6
E2 素材関連	147.0	29.9	165.3	222.4
E3 機械関連	119.8	20.4	144.9	226.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	162.5	96.3	365.0	X
G 情報通信業	175.7	76.4	299.7	216.9
H 運輸業，郵便業	136.4	27.6	221.5	166.9
I 卸売業，小売業	120.6	66.2	142.0	216.4
150～55卸売業	125.8	41.6	191.6	206.4
156～61小売業	113.1	90.3	67.6	249.2
J 金融業，保険業	175.6	122.1	282.3	254.7
K 不動産業，物品賃貸業	83.3	36.5	330.5	159.7
L 学術研究，専門・技術サービス業	169.4	132.0	147.7	216.4
M 宿泊業，飲食サービス業	83.4	36.7	X	162.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	144.5	114.0	X	295.8
O 教育，学習支援業	82.3	77.8	93.1	88.5
P 医療，福祉	138.7	84.0	183.1	183.8
Q 複合サービス事業	229.4	175.3	258.6	314.2
R サービス業(他に分類されないもの)	235.7	44.8	328.2	278.1

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-2表 産業・企業規模、ボランティア休暇制度がある企業の賃金の支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	ボランティア休暇制度がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	19.0	9.0	62.8	89.8
1,000人以上	27.1	11.8	79.0	96.9
100～999人	24.0	9.0	74.3	101.4
300～999人	29.7	10.0	105.1	101.7
100～299人	20.1	8.3	X	101.2
30～99人	8.0	8.1	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	5.0	5.0	-	-
D 建設業	5.9	6.1	-	X
E 製造業	34.1	14.7	96.4	48.7
1,000人以上	50.1	12.3	155.5	109.7
100～999人	25.8	15.9	82.9	2.5
300～999人	35.3	18.1	X	2.1
100～299人	3.0	X	X	X
30～99人	X	X	-	-
E1 消費関連	19.1	6.7	X	3.8
E2 素材関連	8.6	8.4	3.1	28.1
E3 機械関連	62.1	22.5	324.5	86.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	5.5	5.4	-	X
G 情報通信業	33.9	18.0	X	4.1
H 運輸業，郵便業	38.3	35.5	X	41.0
I 卸売業，小売業	53.8	22.4	X	X
150～55 卸売業	16.6	16.8	X	-
156～61 小売業	95.0	29.9	-	X
J 金融業，保険業	9.1	9.2	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	36.5	9.8	-	143.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	6.5	6.6	X	X
M 宿泊業，飲食サービス業	3.9	3.9	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	2.9	2.9	-	X
O 教育，学習支援業	5.4	4.9	X	X
P 医療，福祉	6.7	5.0	X	X
Q 複合サービス事業	5.7	5.7	-	X
R サービス業(他に分類されないもの)	36.2	4.2	X	X

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-3表 産業・企業規模、教育訓練休暇制度がある企業の賃金の支給状況別
1企業平均年間の最高付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	教育訓練休暇制度 がある企業	賃金の支給		
		有給		無給
		全額	一部	
T 調査産業計	27.5	18.5	26.1	122.7
1,000人以上	93.7	21.6	X	293.4
100～999人	31.0	10.0	41.5	X
300～999人	67.2	20.5	X	X
100～299人	7.3	4.8	X	X
30～99人	20.2	22.2	X	X
C 鉱業，採石業，砂利採取業	X	X	-	-
D 建設業	59.2	59.2	X	-
E 製造業	17.3	11.1	X	165.0
1,000人以上	92.2	28.4	X	165.0
100～999人	38.3	38.3	-	X
300～999人	38.3	38.3	-	X
100～299人	X	X	-	-
30～99人	4.5	4.5	-	-
E1 消費関連連	4.1	X	-	X
E2 素材関連連	12.1	12.1	-	X
E3 機械関連連	30.7	15.6	X	246.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	231.6	231.6	-	-
G 情報通信業	129.7	3.6	-	365.0
H 運輸業，郵便業	6.2	6.2	-	-
I 卸売業，小売業	23.0	23.0	-	-
150～55卸売業	X	X	-	-
156～61小売業	X	X	-	-
J 金融業，保険業	41.4	6.6	X	X
K 不動産業，物品賃貸業	X	X	-	X
L 学術研究，専門・技術サービス業	4.3	4.3	X	-
M 宿泊業，飲食サービス業	X	X	X	X
N 生活関連サービス業，娯楽業	X	X	-	-
O 教育，学習支援業	14.5	11.6	X	X
P 医療，福祉	40.1	40.1	-	X
Q 複合サービス事業	X	X	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	56.2	1.1	X	X

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第17-4表 産業・企業規模、その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業の賃金の支給状況別1企業平均年間の最高付与日数

					(単位：日)														
産業・企業規模					その他1週間以上の長期の休暇制度がある企業	賃金の支給			無給										
						有給													
						全額	一部												
T	調	査	産	業	計	36.6	15.0	45.2	121.5										
	1,000	人	以	上		29.3	18.8	87.9	84.0										
	100	～	999	人		34.7	12.6	47.0	149.1										
	300	～	999	人		36.2	19.9	X	110.9										
	100	～	299	人		34.2	10.1	20.0	157.8										
	30	～	99	人		38.4	16.2	X	112.2										
C	鉱	業	，	採	石	業	，	砂	利	採	取	業	7.4	7.4	-	X			
D	建	設	業			11.3	11.7	X	X										
E	製	造	業			32.3	9.9	87.3	61.2										
	1,000	人	以	上		30.6	15.3	103.0	42.1										
	100	～	999	人		66.1	10.5	84.9	163.5										
	300	～	999	人		48.9	16.9	X	46.6										
	100	～	299	人		71.4	8.0	X	185.5										
	30	～	99	人		15.0	9.1	X	23.1										
E1	消	費	関	連		38.8	8.6	X	67.1										
E2	素	材	関	連		25.6	10.0	X	44.6										
E3	機	械	関	連		34.5	10.7	94.2	78.3										
F	電	気	・	ガ	ス	・	熱	供	給	・	水	道	業	41.1	17.3	X	X		
G	情	報	通	信	業	23.2	20.4	X	X										
H	運	輸	業	，	郵	便	業	-	X										
I	卸	売	業	，	小	売	業	X	90.3										
	150～55	卸	売	業		23.4	18.4	X	102.0										
	156～61	小	売	業		8.9	8.9	-	X										
J	金	融	業	，	保	険	業	X	-										
K	不	動	産	業	，	物	品	賃	貸	業	15.2	11.3	X	44.9					
L	学	術	研	究	，	専	門	・	技	術	サ	ー	ビ	ス	業	10.5	8.9	X	X
M	宿	泊	業	，	飲	食	サ	ー	ビ	ス	業	23.8	23.8	X	X				
N	生	活	関	連	サ	ー	ビ	ス	業	，	娛	楽	業	66.8	7.4	X	X		
O	教	育	，	学	習	支	援	業	19.0	19.3	25.5	X							
P	医	療	，	福	祉				54.4	17.4	X	264.9							
Q	複	合	サ	ー	ビ	ス	事	業	25.8	11.7	X	99.1							
R	サ	ー	ビ	ス	業	(他	に	分	類	さ	れ	な	い	も	の)	100.4	14.9	-	261.0

注：「1企業平均年間の最高付与日数」は、各企業の休暇制度で定められている最高付与日数の平均である。

第18表 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、

産業・企業規模	全企業	夏季 休暇	利用状況		病気 休暇	利用状況		リフレッ シュ休暇	利用状況	
			有	無		有	無		有	無
T 調査産業計	100.0	42.0	40.7	1.3	23.8	14.7	9.1	13.9	10.8	3.1
1,000人以上	100.0	34.8	34.6	0.1	36.9	34.4	2.5	42.3	40.3	2.0
100～999人	100.0	39.2	38.4	0.8	28.9	22.1	6.8	21.9	19.0	2.9
300～999人	100.0	39.0	38.3	0.7	29.5	26.0	3.5	29.1	27.7	1.4
100～299人	100.0	39.3	38.4	0.9	28.7	20.8	7.9	19.5	16.2	3.4
30～99人	100.0	43.3	41.8	1.5	21.3	11.0	10.3	9.7	6.5	3.2
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	35.2	35.2	-	18.7	10.9	7.8	10.7	5.4	5.3
D 建設業	100.0	47.8	46.5	1.4	25.4	13.2	12.1	11.6	6.9	4.7
E 製造業	100.0	44.9	43.9	1.0	20.0	13.3	6.7	13.5	10.8	2.8
1,000人以上	100.0	38.6	38.6	-	38.6	36.9	1.7	59.7	55.6	4.1
100～999人	100.0	41.4	40.0	1.4	24.9	18.9	6.0	27.3	23.4	4.0
300～999人	100.0	33.6	33.0	0.6	30.9	29.3	1.5	40.9	38.7	2.1
100～299人	100.0	43.7	42.1	1.6	23.1	15.7	7.3	23.2	18.7	4.5
30～99人	100.0	46.6	45.7	0.9	17.4	10.2	7.2	6.3	4.1	2.2
E1 消費関連	100.0	45.4	44.1	1.2	21.0	12.4	8.7	6.9	5.7	1.2
E2 素材関連	100.0	38.8	37.7	1.1	22.7	13.5	9.2	18.2	14.2	4.0
E3 機械関連	100.0	50.8	50.0	0.8	16.3	13.8	2.4	14.8	11.8	3.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	55.1	53.7	1.4	40.2	29.8	10.4	42.3	37.3	5.1
G 情報通信業	100.0	52.7	52.7	-	30.7	22.3	8.4	24.8	21.3	3.5
H 運輸業，郵便業	100.0	36.8	34.9	1.8	9.7	6.5	3.2	3.3	3.1	0.1
I 卸売業，小売業	100.0	39.8	38.0	1.8	22.4	11.7	10.7	13.8	11.3	2.5
150～55 卸売業	100.0	52.7	50.0	2.7	27.0	13.3	13.7	20.3	15.2	5.1
156～61 小売業	100.0	29.6	28.5	1.1	18.8	10.5	8.3	8.7	8.3	0.5
J 金融業，保険業	100.0	38.9	38.9	-	42.6	33.0	9.6	35.3	30.1	5.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	53.9	53.7	0.1	23.3	19.8	3.5	16.8	14.6	2.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	65.5	63.1	2.4	30.9	18.5	12.4	21.6	15.8	5.8
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	21.4	18.0	3.4	24.9	11.2	13.7	16.5	13.1	3.4
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	30.2	29.8	0.5	18.8	10.4	8.4	13.2	5.9	7.3
O 教育，学習支援業	100.0	62.5	60.0	2.5	45.7	23.4	22.3	14.2	7.8	6.4
P 医療，福祉	100.0	43.5	43.5	-	29.7	20.0	9.6	15.0	11.9	3.0
Q 複合サービス事業	100.0	40.0	39.0	1.0	28.1	19.1	9.0	13.7	13.0	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.1	33.3	1.9	21.5	16.4	5.1	12.2	10.1	2.2

令和2年の利用状況別企業割合

(単位：%)

ボランティア 休暇	利用状況		教育訓 練休暇	利用状況		左記以外 の1週間 以上の長期 の休暇	利用状況		産業・企業規模
	有	無		有	無		有	無	
	4.5	0.8		3.8	3.2		1.7	1.5	
23.5	10.1	13.4	5.1	2.8	2.3	26.2	24.6	1.6	1,000人以上
6.9	0.9	6.0	2.5	1.3	1.2	19.6	16.4	3.2	100～999人
11.1	2.4	8.7	4.0	1.9	2.1	18.4	15.0	3.4	300～999人
5.6	0.4	5.1	1.9	1.0	0.9	20.0	16.9	3.1	100～299人
2.9	0.4	2.5	3.4	1.8	1.5	14.2	9.3	4.9	30～99人
4.4	0.9	3.5	2.6	2.6	-	20.4	12.6	7.8	C 鉱業,採石業,砂利採取業
2.7	1.1	1.7	5.7	4.5	1.2	15.6	13.0	2.7	D 建設業
2.9	0.6	2.3	3.0	1.0	2.0	19.2	16.7	2.6	E 製造業
34.8	14.7	20.1	5.7	2.5	3.2	36.1	35.1	1.0	1,000人以上
5.2	1.1	4.1	1.3	0.2	1.1	22.0	19.3	2.7	100～999人
15.5	4.7	10.7	3.7	0.7	3.0	19.3	14.7	4.6	300～999人
2.0	-	2.0	0.5	-	0.5	22.9	20.7	2.1	100～299人
1.0	-	1.0	3.7	1.3	2.3	17.5	15.0	2.6	30～99人
1.4	0.4	0.9	1.1	1.0	0.1	12.1	9.9	2.2	E1 消費関連
4.8	0.6	4.2	4.6	1.0	3.6	18.0	16.4	1.6	E2 素材関連
2.4	0.8	1.6	3.1	1.1	2.0	27.0	23.1	3.9	E3 機械関連
24.9	7.9	17.1	5.8	1.7	4.1	31.2	19.6	11.7	F 電気・ガス・熱供給・水道業
6.0	0.5	5.5	2.7	0.4	2.3	19.2	14.9	4.2	G 情報通信業
1.0	0.1	0.8	1.4	0.7	0.8	6.4	3.4	2.9	H 運輸業,郵便業
2.0	0.2	1.9	1.8	1.0	0.8	10.2	7.9	2.3	I 卸売業,小売業
2.5	0.4	2.1	2.2	2.2	0.0	13.1	9.7	3.4	150～55 卸売業
1.7	0.0	1.7	1.4	-	1.4	7.9	6.5	1.4	156～61 小売業
24.1	6.1	18.0	4.3	1.7	2.6	35.1	31.3	3.8	J 金融業,保険業
3.7	0.5	3.2	0.8	0.2	0.6	23.7	20.8	2.9	K 不動産業,物品賃貸業
13.0	3.3	9.7	6.5	3.6	2.8	25.5	16.4	9.0	L 学術研究,専門・技術サービス業
3.4	1.6	1.8	5.7	2.3	3.4	7.6	4.8	2.8	M 宿泊業,飲食サービス業
3.4	0.1	3.3	3.2	1.3	1.9	11.4	7.3	4.2	N 生活関連サービス業,娯楽業
10.7	0.8	9.8	3.8	1.9	1.8	24.5	19.8	4.7	O 教育,学習支援業
7.8	1.2	6.6	3.3	2.2	1.2	21.1	11.8	9.3	P 医療,福祉
4.2	2.0	2.2	1.1	0.1	1.0	33.6	28.3	5.2	Q 複合サービス事業
5.5	0.3	5.2	3.4	3.1	0.3	16.0	10.1	5.9	R サービス業(他に分類されないもの)

第19表 産業・企業規模、変形労働時間制の採用の有無、
変形労働時間制の種類別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類 (複数回答)			変形労働時間制を採用していない企業
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	
T 調査産業計	100.0	59.6	31.4	25.0	6.5	40.4
1,000人以上	100.0	76.4	21.3	49.8	28.7	23.6
100～999人	100.0	64.7	29.6	32.1	10.4	35.3
300～999人	100.0	69.5	25.1	39.0	15.6	30.5
100～299人	100.0	63.1	31.1	29.8	8.7	36.9
30～99人	100.0	56.9	32.5	21.3	4.1	43.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	76.7	61.1	10.1	10.3	23.3
D 建設業	100.0	54.7	44.7	11.2	3.4	45.3
E 製造業	100.0	65.3	51.6	10.2	7.9	34.7
1,000人以上	100.0	82.5	30.1	36.1	60.8	17.5
100～999人	100.0	70.3	46.9	17.7	15.6	29.7
300～999人	100.0	75.7	40.9	21.1	32.9	24.3
100～299人	100.0	68.6	48.7	16.7	10.3	31.4
30～99人	100.0	62.7	54.3	6.3	3.0	37.3
E1 消費関連	100.0	66.7	52.9	12.3	6.0	33.3
E2 素材関連	100.0	73.3	60.2	11.4	5.9	26.7
E3 機械関連	100.0	55.8	41.6	7.2	11.5	44.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.7	23.8	48.9	15.4	33.3
G 情報通信業	100.0	45.3	6.3	15.4	27.7	54.7
H 運輸業，郵便業	100.0	65.8	39.8	27.9	2.8	34.2
I 卸売業，小売業	100.0	55.0	29.6	21.6	6.2	45.0
I50～55 卸売業	100.0	52.0	38.1	7.9	8.1	48.0
I56～61 小売業	100.0	57.4	22.8	32.5	4.7	42.6
J 金融業，保険業	100.0	26.3	3.2	12.8	12.8	73.7
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	51.1	29.1	16.0	10.5	48.9
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	37.6	14.9	8.1	20.3	62.4
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	61.0	21.4	40.3	1.7	39.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	59.1	24.1	31.5	5.5	40.9
O 教育，学習支援業	100.0	65.8	41.5	23.1	5.8	34.2
P 医療，福祉	100.0	66.5	12.6	53.2	1.7	33.5
Q 複合サービス事業	100.0	59.1	39.3	22.8	16.7	40.9
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	54.2	31.4	18.3	8.1	45.8

注：1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

第20表 産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、
変形労働時間制の種類別適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の変形労働時間制	1か月単位の変形労働時間制	フレックスタイム制	
T 調査産業計	100.0	48.9	17.8	21.5	9.5	51.1
1,000人以上	100.0	45.8	7.3	22.4	16.0	54.2
100～999人	100.0	51.0	20.9	23.1	6.8	49.0
300～999人	100.0	51.8	17.7	25.1	8.9	48.2
100～299人	100.0	50.2	23.8	21.4	4.8	49.8
30～99人	100.0	50.5	31.1	16.4	2.6	49.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	67.3	33.3	6.9	27.0	32.7
D 建設業	100.0	36.9	24.9	7.8	4.2	63.1
E 製造業	100.0	53.5	26.8	8.9	17.8	46.5
1,000人以上	100.0	50.6	8.8	9.0	32.8	49.4
100～999人	100.0	54.9	34.2	10.9	9.6	45.1
300～999人	100.0	53.4	27.3	10.3	15.7	46.6
100～299人	100.0	56.2	40.6	11.5	4.1	43.8
30～99人	100.0	57.2	51.1	4.4	1.7	42.8
E1 消費関連連	100.0	58.2	35.4	14.9	8.0	41.8
E2 素材関連連	100.0	57.2	34.5	10.6	12.1	42.8
E3 機械関連連	100.0	49.3	18.5	5.4	25.4	50.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.9	2.8	17.3	44.9	35.1
G 情報通信業	100.0	38.9	1.5	7.7	29.7	61.1
H 運輸業，郵便業	100.0	65.6	29.7	33.9	1.7	34.4
I 卸売業，小売業	100.0	51.5	20.1	25.6	5.8	48.5
I50～55 卸売業	100.0	41.4	23.8	7.2	10.3	58.6
I56～61 小売業	100.0	60.0	16.9	41.0	2.0	40.0
J 金融業，保険業	100.0	21.3	0.1	11.7	9.3	78.7
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	47.8	17.9	17.8	12.1	52.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	33.9	6.3	6.5	21.2	66.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	59.5	20.1	37.7	1.2	40.5
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	51.6	17.2	26.4	4.9	48.4
O 教育，学習支援業	100.0	44.9	18.8	24.5	1.4	55.1
P 医療，福祉	100.0	50.6	4.8	45.1	0.4	49.4
Q 複合サービス事業	100.0	12.9	5.6	5.0	2.3	87.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	43.3	16.5	21.0	5.8	56.7

注：1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の変形労働時間制」を含む。

第21表 産業・企業規模、みなし労働時間制の採用の有無、
みなし労働時間制の種類別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類 (複数回答)			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	13.1	11.4	2.0	0.4	86.9
1,000人以上	100.0	25.6	17.5	9.1	4.7	74.4
100～999人	100.0	13.7	11.4	2.7	0.7	86.3
300～999人	100.0	16.5	13.2	4.1	1.6	83.5
100～299人	100.0	12.8	10.8	2.3	0.4	87.2
30～99人	100.0	12.4	11.1	1.5	0.2	87.6
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	7.4	7.4	-	-	92.6
D 建設業	100.0	8.0	7.7	0.5	0.2	92.0
E 製造業	100.0	14.7	13.4	1.9	0.5	85.3
1,000人以上	100.0	32.6	21.7	16.4	7.2	67.4
100～999人	100.0	15.8	14.2	2.0	0.3	84.2
300～999人	100.0	17.2	14.9	4.3	1.2	82.8
100～299人	100.0	15.4	14.0	1.3	-	84.6
30～99人	100.0	13.7	12.9	1.3	0.4	86.3
E1 消費関連	100.0	17.5	15.7	1.8	1.1	82.5
E2 素材関連	100.0	16.0	15.5	2.0	0.1	84.0
E3 機械関連	100.0	10.8	9.3	1.7	0.4	89.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.0	5.0	1.0	1.0	94.0
G 情報通信業	100.0	27.6	13.3	16.5	4.1	72.4
H 運輸業, 郵便業	100.0	8.4	8.3	0.2	-	91.6
I 卸売業, 小売業	100.0	21.7	19.3	2.4	0.2	78.3
I50～55 卸売業	100.0	30.9	29.1	1.9	0.2	69.1
I56～61 小売業	100.0	14.4	11.6	2.7	0.2	85.6
J 金融業, 保険業	100.0	16.7	12.8	2.4	3.3	83.3
K 不動産業, 物品賃貸業	100.0	8.9	8.2	2.4	1.3	91.1
L 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	24.1	19.2	7.4	0.8	75.9
M 宿泊業, 飲食サービス業	100.0	9.4	9.4	0.0	0.1	90.6
N 生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	21.4	21.0	0.5	0.5	78.6
O 教育, 学習支援業	100.0	13.3	7.6	6.5	0.2	86.7
P 医療, 福祉	100.0	2.4	2.4	0.0	-	97.6
Q 複合サービス事業	100.0	8.5	8.0	0.5	-	91.5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	8.6	7.2	1.2	0.2	91.4

第22表 産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、
みなし労働時間制の種類別適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	みなし労働時間制の種類			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外 みなし労働時間制	専門業務型 裁量労働制	企画業務型 裁量労働制	
T 調査産業計	100.0	8.2	6.7	1.2	0.3	91.8
1,000人以上	100.0	10.0	7.7	1.8	0.5	90.0
100～999人	100.0	7.0	5.9	1.0	0.1	93.0
300～999人	100.0	7.8	6.2	1.4	0.2	92.2
100～299人	100.0	6.2	5.5	0.6	0.0	93.8
30～99人	100.0	7.3	6.4	0.8	0.1	92.7
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	12.7	12.7	-	-	87.3
D 建設業	100.0	4.5	4.0	0.3	0.2	95.5
E 製造業	100.0	5.7	5.0	0.5	0.3	94.3
1,000人以上	100.0	7.1	5.7	1.0	0.4	92.9
100～999人	100.0	4.8	4.6	0.1	0.0	95.2
300～999人	100.0	3.2	2.9	0.2	0.1	96.8
100～299人	100.0	6.2	6.2	0.1	-	93.8
30～99人	100.0	4.7	4.2	0.1	0.4	95.3
E1 消費関連	100.0	5.5	4.6	0.4	0.6	94.5
E2 素材関連	100.0	8.1	7.6	0.4	0.1	91.9
E3 機械関連	100.0	4.4	3.5	0.6	0.3	95.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.3	1.2	0.0	0.1	98.7
G 情報通信業	100.0	17.7	6.0	9.9	1.8	82.3
H 運輸業，郵便業	100.0	6.8	6.4	0.4	-	93.2
I 卸売業，小売業	100.0	11.1	10.7	0.2	0.2	88.9
I50～55 卸売業	100.0	15.1	14.6	0.3	0.2	84.9
I56～61 小売業	100.0	7.7	7.4	0.1	0.2	92.3
J 金融業，保険業	100.0	16.0	14.9	0.0	1.0	84.0
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	7.0	6.3	0.6	0.1	93.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	16.3	10.8	4.9	0.6	83.7
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	7.8	7.8	-	0.0	92.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	14.2	13.9	0.1	0.3	85.8
O 教育，学習支援業	100.0	16.4	5.6	10.6	0.2	83.6
P 医療，福祉	100.0	3.5	3.4	0.1	-	96.5
Q 複合サービス事業	100.0	4.8	4.8	-	-	95.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.0	4.6	0.3	0.0	95.0

第23表 産業・企業規模、専門業務型裁量労働制

産業・企業規模	全企業	専門業務型裁量労働制を採用している企業	適用業務の						
			新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント
T 調査産業計	100.0	2.0	0.6	0.8	0.3	0.5	0.4	0.1	0.2
1,000人以上	100.0	9.1	6.1	3.7	0.2	0.8	0.2	-	0.9
100～999人	100.0	2.7	1.1	1.2	0.5	0.7	0.2	0.2	0.3
300～999人	100.0	4.1	1.5	1.2	0.3	0.8	0.3	0.1	0.3
100～299人	100.0	2.3	0.9	1.2	0.5	0.7	0.1	0.2	0.4
30～99人	100.0	1.5	0.3	0.5	0.2	0.3	0.5	0.1	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	0.5	0.1	0.1	0.1	0.3	-	0.2	-
E 製造業	100.0	1.9	1.2	0.7	0.1	0.6	-	0.1	0.0
1,000人以上	100.0	16.4	16.4	6.4	-	1.6	-	-	0.2
100～999人	100.0	2.0	1.9	0.9	0.4	0.8	-	0.4	-
300～999人	100.0	4.3	3.8	0.7	-	0.5	-	-	-
100～299人	100.0	1.3	1.3	0.9	0.5	0.9	-	0.5	-
30～99人	100.0	1.3	0.4	0.4	-	0.5	-	-	-
E1 消費関連	100.0	1.8	0.8	1.3	-	0.4	-	-	0.0
E2 素材関連	100.0	2.0	1.0	0.4	0.3	1.4	-	0.3	-
E3 機械関連	100.0	1.7	1.7	0.3	-	0.1	-	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	-
G 情報通信業	100.0	16.5	4.6	11.0	2.5	0.4	4.0	-	3.7
H 運輸業，郵便業	100.0	0.2	0.0	0.0	-	-	-	-	-
I 卸売業，小売業	100.0	2.4	0.3	0.8	0.3	1.0	0.6	-	-
I50～55 卸売業	100.0	1.9	0.4	0.1	0.4	1.9	-	-	-
I56～61 小売業	100.0	2.7	0.3	1.4	0.3	0.3	1.1	-	-
J 金融業，保険業	100.0	2.4	0.4	1.6	-	-	-	-	-
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	2.4	0.4	0.4	0.2	0.4	1.5	-	-
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	7.4	2.2	1.9	1.1	0.9	1.8	0.5	1.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.5	-	0.3	-	0.5	-	-	-
O 教育，学習支援業	100.0	6.5	0.7	0.0	-	-	0.1	-	-
P 医療，福祉	100.0	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-
Q 複合サービス事業	100.0	0.5	0.5	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.2	1.1	0.2	1.1	1.1	1.1	1.1	-

注：「専門業務型裁量労働制を採用している企業」には、「適用業務の種類」が「不明」の企業を含む。

を採用している企業の適用業務別企業割合

(単位：%)

種 類 (複 数 回 答)												産業・企業規模
インテリア アコーデ ィネーター	ゲーム用 ソフト ウェアの 創作	証券アナ リスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産 鑑定士	弁理士	税理士	中小企業 診断士	
0.0	0.1	0.0	0.0	0.2	-	-	0.1	-	0.0	-	-	T
-	0.3	0.2	-	2.3	-	-	-	-	-	-	-	1,000人以上
0.1	0.2	0.0	0.0	0.4	-	-	0.1	-	0.0	-	-	100~999人
0.1	0.1	0.0	-	1.1	-	-	0.1	-	-	-	-	300~999人
0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	-	-	0.1	-	0.0	-	-	100~299人
0.0	-	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	-	-	30~99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C
0.3	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	D
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E
-	0.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000人以上
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100~999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300~999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100~299人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30~99人
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F
-	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	G
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	I
-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150~55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156~61
-	-	1.6	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	J
1.3	-	-	-	-	-	-	1.3	-	-	-	-	K
-	0.3	0.0	-	0.2	-	-	1.4	-	0.3	-	-	L
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	M
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N
-	-	-	-	6.3	-	-	-	-	-	-	-	O
-	-	-	-	0.0	-	-	-	-	-	-	-	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R

第24表 産業・企業規模、専門業務型裁量
(当該業務がある)

産業・企業規模	適用業務の							
	新商品又は新技術の研究開発等	情報処理システムの分析又は設計	記事又は放送番組の取材又は編集	デザイナー	プロデューサー又はディレクター	コピーライター	システムコンサルタント	インテリアコーディネーター
T 調査産業計	6.3	10.6	22.2	15.7	40.4	49.1	25.6	8.7
1,000人以上	17.8	10.9	5.6	14.9	31.6	-	45.3	-
100～999人	6.6	9.2	22.9	18.9	21.1	42.3	32.4	10.7
300～999人	7.7	6.1	11.8	27.2	38.0	33.0	20.7	39.2
100～299人	6.1	11.1	27.7	17.0	14.3	43.6	37.5	7.7
30～99人	4.2	12.1	24.2	13.7	46.4	58.7	14.3	8.0
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	2.5	3.6	15.3	42.7	-	X	-	5.5
E 製造業	4.0	6.9	22.9	14.1	-	71.1	7.3	-
1,000人以上	19.1	9.8	-	12.6	-	-	X	-
100～999人	4.2	4.6	30.9	14.8	-	X	-	-
300～999人	6.1	2.0	-	10.4	-	-	-	-
100～299人	3.4	6.4	X	15.8	-	X	-	-
30～99人	1.9	10.0	-	13.7	-	-	-	-
E1 消費関連連	2.7	13.4	-	6.9	-	-	X	-
E2 素材関連連	3.6	5.9	55.1	23.7	-	X	-	-
E3 機械関連連	5.4	2.8	-	3.8	-	-	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	13.3	9.2	-	-	-	-	-	-
G 情報通信業	22.2	17.2	16.7	3.7	26.2	-	24.1	-
H 運輸業, 郵便業	2.1	2.3	-	-	-	-	-	-
I 卸売業, 小売業	3.6	12.6	42.2	16.9	86.9	-	-	-
I50～55 卸売業	3.6	0.7	36.1	31.1	-	-	-	-
I56～61 小売業	3.4	45.3	50.5	4.7	X	-	-	-
J 金融業, 保険業	6.4	9.4	-	-	-	-	-	-
K 不動産業, 物品賃貸業	14.9	8.9	11.8	X	X	-	-	63.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	14.9	14.4	34.3	14.9	41.0	19.3	53.7	-
M 宿泊業, 飲食サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-
N 生活関連サービス業, 娯楽業	-	8.3	-	22.8	-	-	-	-
O 教育, 学習支援業	57.9	0.5	-	-	X	-	-	-
P 医療, 福祉	18.6	-	-	-	-	-	-	-
Q 複合サービス事業	9.9	-	-	-	-	-	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	28.9	4.3	34.1	52.9	X	X	-	-

注：専門業務型裁量労働制適用業務がある企業に対する採用企業割合である。

労働制適用業務別採用企業割合 企業＝100)

(単位：%)

種 類 (複 数 回 答)											産業・企業規模
ゲーム用 ソフト ウェア の創作	証券ア ナリスト	金融商品 の開発	大学に おける 教授研究	公認 会計士	弁護士	建築士	不動産 鑑定士	弁理士	税理士	中小企業 診断士	
30.1	19.1	8.3	33.4	-	-	2.2	-	4.3	-	-	T
71.1	17.8	-	48.2	-	-	-	-	-	-	-	1,000人以上
84.1	22.3	16.6	31.1	-	-	3.1	-	9.9	-	-	100～999人
X	14.3	-	40.6	-	-	3.2	-	-	-	-	300～999人
81.8	28.6	X	20.0	-	-	3.0	-	11.0	-	-	100～299人
-	-	-	28.6	-	-	2.0	-	-	-	-	30～99人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	C
-	-	-	-	-	-	1.1	-	-	-	-	D
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,000人以上
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100～999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	300～999人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100～299人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30～99人
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	E3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	F
27.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	G
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	H
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	I
X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150～55
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	156～61
-	18.2	10.2	-	-	-	-	-	-	-	-	J
-	-	-	-	-	-	8.1	-	-	-	-	K
X	X	-	100.0	-	-	7.5	-	15.7	-	-	L
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	M
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	N
-	-	-	34.0	-	-	-	-	-	-	-	O
-	-	-	5.1	-	-	-	-	-	-	-	P
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	Q
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R

第25表 産業・企業規模、高度プロフェッショナル制度の採用の有無別
企業割合及び適用労働者割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	高度プロフェッショナル制度		労働者計	高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者
		を採用している企業	を採用していない企業		
T 調査産業計	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
1,000人以上	100.0	0.3	99.7	100.0	0.0
100～999人	100.0	-	100.0	100.0	-
300～999人	100.0	-	100.0	100.0	-
100～299人	100.0	-	100.0	100.0	-
30～99人	100.0	-	100.0	100.0	-
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	100.0	100.0	-
D 建設業	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
E 製造業	100.0	-	100.0	100.0	-
1,000人以上	100.0	-	100.0	100.0	-
100～999人	100.0	-	100.0	100.0	-
300～999人	100.0	-	100.0	100.0	-
100～299人	100.0	-	100.0	100.0	-
30～99人	100.0	-	100.0	100.0	-
E1 消費関連	100.0	-	100.0	100.0	-
E2 素材関連	100.0	-	100.0	100.0	-
E3 機械関連	100.0	-	100.0	100.0	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	100.0	-
G 情報通信業	100.0	-	100.0	100.0	-
H 運輸業，郵便業	100.0	-	100.0	100.0	-
I 卸売業，小売業	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
I50～55 卸売業	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0
I56～61 小売業	100.0	-	100.0	100.0	-
J 金融業，保険業	100.0	-	100.0	100.0	-
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	100.0	100.0	-
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.1	99.9	100.0	0.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	100.0	100.0	-
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	-	100.0	100.0	-
O 教育，学習支援業	100.0	-	100.0	100.0	-
P 医療，福祉	100.0	-	100.0	100.0	-
Q 複合サービス事業	100.0	-	100.0	100.0	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	-	100.0	100.0	-

第26表 産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	全企業	全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の4分の3程度いる	ほとんど全員	全員	不明
T 調査産業計	100.0	13.8	3.3	1.7	4.5	6.8	33.6	34.8	1.6
1,000人以上	100.0	7.6	6.2	3.2	7.6	14.0	48.9	8.0	4.5
100～999人	100.0	11.0	3.5	2.6	5.4	9.5	44.6	21.5	1.8
300～999人	100.0	12.0	3.1	2.7	5.4	10.5	45.9	18.1	2.3
100～299人	100.0	10.6	3.6	2.6	5.4	9.2	44.1	22.6	1.7
30～99人	100.0	15.1	3.1	1.2	4.1	5.5	28.6	41.1	1.4
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	15.6	-	-	1.4	2.3	32.8	48.0	-
D 建設業	100.0	15.7	3.8	1.9	3.5	7.1	34.0	33.7	0.3
E 製造業	100.0	13.6	1.3	1.8	3.6	6.9	31.5	40.4	0.8
1,000人以上	100.0	6.2	5.3	0.6	7.2	13.1	55.8	6.8	5.0
100～999人	100.0	12.9	2.3	2.0	4.6	9.4	43.2	24.1	1.6
300～999人	100.0	11.3	2.4	1.7	6.6	14.0	48.0	12.3	3.6
100～299人	100.0	13.3	2.2	2.1	4.0	7.9	41.7	27.7	0.9
30～99人	100.0	14.1	0.8	1.8	3.1	5.7	25.7	48.3	0.4
E1 消費関連	100.0	14.6	2.2	2.3	4.0	6.1	25.6	43.8	1.3
E2 素材関連	100.0	12.5	0.2	1.8	3.5	6.6	30.6	44.0	0.8
E3 機械関連	100.0	13.8	1.7	1.3	3.3	8.1	37.7	33.6	0.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	8.7	3.1	0.8	5.8	4.9	57.8	17.0	1.9
G 情報通信業	100.0	5.6	6.9	1.3	1.3	20.8	51.2	10.1	2.7
H 運輸業，郵便業	100.0	9.4	3.2	8.3	14.5	15.9	30.5	16.3	1.8
I 卸売業，小売業	100.0	17.8	4.1	0.9	3.2	4.1	35.2	33.4	1.4
I50～55 卸売業	100.0	16.0	2.5	0.0	2.8	2.9	34.3	39.8	1.6
I56～61 小売業	100.0	19.2	5.3	1.7	3.4	5.1	35.8	28.4	1.2
J 金融業，保険業	100.0	9.7	0.4	0.8	1.8	4.5	44.4	36.7	1.6
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	13.7	0.7	1.0	2.1	5.1	36.8	37.2	3.5
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	12.6	6.7	1.3	4.2	5.3	45.9	22.9	1.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	13.2	6.4	2.1	11.4	6.7	28.3	29.1	2.8
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	16.9	4.6	1.4	2.6	4.4	30.0	37.2	2.8
O 教育，学習支援業	100.0	13.9	1.7	0.4	1.6	3.5	26.8	51.2	0.9
P 医療，福祉	100.0	13.3	1.5	0.0	3.9	5.6	31.7	42.1	1.8
Q 複合サービス事業	100.0	18.5	3.8	1.9	0.4	7.4	44.0	24.0	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	11.4	5.5	0.7	2.4	4.7	36.6	36.8	2.0

第27表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別
企業割合及び平均勤務間隔時間

産業・企業規模	全企業	導入している	(単位：%)			
			制度導入企業の 平均勤務 間隔時間 (時間：分)	導入を予定又 は 検討している	導入予定はな く、検討もし ていない	不明
T 調査産業計	100.0	4.6	10 : 57	13.8	80.2	1.4
1,000人以上	100.0	14.5	9 : 55	24.8	60.1	0.5
100～999人	100.0	5.8	10 : 47	18.4	74.7	1.1
300～999人	100.0	7.7	10 : 14	21.1	71.1	0.1
100～299人	100.0	5.1	11 : 05	17.5	75.9	1.4
30～99人	100.0	3.9	11 : 11	11.6	83.1	1.5
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	5.2	X	8.7	86.1	-
D 建設業	100.0	2.0	12 : 34	14.0	82.9	1.1
E 製造業	100.0	5.1	10 : 51	14.7	79.6	0.6
1,000人以上	100.0	18.5	10 : 01	24.3	56.7	0.5
100～999人	100.0	8.2	10 : 36	24.0	67.6	0.1
300～999人	100.0	14.8	10 : 03	28.4	56.2	0.6
100～299人	100.0	6.2	11 : 01	22.7	71.1	-
30～99人	100.0	3.3	11 : 14	10.5	85.4	0.8
E1 消費関連	100.0	7.4	10 : 54	14.2	76.5	1.9
E2 素材関連	100.0	1.8	10 : 02	16.5	81.7	0.1
E3 機械関連	100.0	6.4	11 : 01	13.3	80.3	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.7	9 : 09	20.3	73.0	-
G 情報通信業	100.0	9.2	10 : 02	29.3	60.4	1.1
H 運輸業，郵便業	100.0	9.2	8 : 51	14.9	73.8	2.1
I 卸売業，小売業	100.0	2.6	10 : 40	13.2	82.4	1.9
150～55卸売業	100.0	2.7	11 : 21	12.9	83.4	1.1
156～61小売業	100.0	2.4	10 : 03	13.5	81.6	2.5
J 金融業，保険業	100.0	10.3	10 : 29	8.6	81.1	-
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	3.6	11 : 38	15.8	79.3	1.3
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	6.8	9 : 09	12.8	78.3	2.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	7.5	10 : 42	20.6	68.7	3.2
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	6.8	12 : 07	14.8	74.5	3.8
O 教育，学習支援業	100.0	5.6	11 : 47	9.1	85.3	-
P 医療，福祉	100.0	2.3	13 : 58	9.8	87.3	0.6
Q 複合サービス事業	100.0	1.5	12 : 05	7.8	90.7	-
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	4.3	12 : 15	10.3	84.2	1.2

注：「1企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている
間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

第28表 産業・企業規模、勤務間インターバル制度を

産業・企業規模	全企業	導入予定はなく、 検討もしていない企業		
		夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため	導入予定はなく、 人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため	
T 調査産業計	100.0	80.2 (100.0)	7.5 (9.3)	7.5 (9.3)
1,000人以上	100.0	60.1 (100.0)	9.8 (16.3)	10.8 (17.9)
100～999人	100.0	74.7 (100.0)	9.4 (12.6)	8.8 (11.8)
300～999人	100.0	71.1 (100.0)	10.9 (15.3)	11.3 (15.9)
100～299人	100.0	75.9 (100.0)	9.0 (11.8)	8.0 (10.5)
30～99人	100.0	83.1 (100.0)	6.6 (7.9)	6.8 (8.2)
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	86.1 (100.0)	6.5 (7.6)	2.7 (3.1)
D 建設業	100.0	82.9 (100.0)	9.1 (11.0)	14.9 (18.0)
E 製造業	100.0	79.6 (100.0)	2.5 (3.1)	6.8 (8.5)
1,000人以上	100.0	56.7 (100.0)	6.2 (10.9)	11.2 (19.7)
100～999人	100.0	67.6 (100.0)	3.7 (5.5)	9.2 (13.6)
300～999人	100.0	56.2 (100.0)	6.2 (11.0)	8.9 (15.8)
100～299人	100.0	71.1 (100.0)	2.9 (4.1)	9.3 (13.1)
30～99人	100.0	85.4 (100.0)	1.8 (2.2)	5.6 (6.6)
E1 消費関連	100.0	76.5 (100.0)	2.3 (3.1)	5.0 (6.5)
E2 素材関連	100.0	81.7 (100.0)	3.0 (3.7)	5.7 (7.0)
E3 機械関連	100.0	80.3 (100.0)	2.0 (2.5)	9.6 (11.9)
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	73.0 (100.0)	14.5 (19.9)	0.8 (1.0)
G 情報通信業	100.0	60.4 (100.0)	9.8 (16.3)	7.1 (11.8)
H 運輸業，郵便業	100.0	73.8 (100.0)	18.8 (25.5)	10.5 (14.2)
I 卸売業，小売業	100.0	82.4 (100.0)	5.9 (7.2)	5.7 (7.0)
150～55卸売業	100.0	83.4 (100.0)	3.0 (3.6)	2.1 (2.5)
156～61小売業	100.0	81.6 (100.0)	8.2 (10.1)	8.6 (10.6)
J 金融業，保険業	100.0	81.1 (100.0)	2.6 (3.1)	2.2 (2.7)
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	79.3 (100.0)	6.6 (8.3)	4.2 (5.3)
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	78.3 (100.0)	6.2 (7.9)	8.6 (11.0)
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	68.7 (100.0)	11.7 (17.0)	8.5 (12.3)
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	74.5 (100.0)	6.2 (8.3)	9.2 (12.4)
O 教育，学習支援業	100.0	85.3 (100.0)	1.4 (1.6)	2.5 (3.0)
P 医療，福祉	100.0	87.3 (100.0)	11.0 (12.6)	8.3 (9.5)
Q 複合サービス事業	100.0	90.7 (100.0)	1.9 (2.1)	12.4 (13.6)
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	84.2 (100.0)	4.8 (5.7)	4.4 (5.2)

138 注：()内の数値は、「導入予定はなく、検討もしていない企業」を100とした割合である。

導入していない理由別企業割合

(単位：%)

検討もしていない理由（複数回答）					産業・企業規模
当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため	その他	当該制度を知らなかったため	不明	
7.1 (8.8)	46.0 (57.4)	5.3 (6.7)	15.4 (19.2)	0.8 (1.0)	T
13.2 (21.9)	27.2 (45.2)	11.1 (18.5)	1.8 (3.0)	1.0 (1.7)	1,000人以上
10.1 (13.5)	42.5 (56.9)	7.0 (9.4)	8.8 (11.8)	0.6 (0.8)	100～999人
12.5 (17.6)	39.7 (55.9)	9.5 (13.4)	4.8 (6.7)	0.1 (0.2)	300～999人
9.3 (12.2)	43.4 (57.2)	6.1 (8.1)	10.1 (13.3)	0.8 (1.1)	100～299人
5.6 (6.8)	48.1 (58.0)	4.5 (5.4)	18.6 (22.3)	0.9 (1.0)	30～ 99人
6.5 (7.6)	42.3 (49.1)	12.6 (14.7)	20.7 (24.1)	- (-)	C
11.2 (13.6)	33.7 (40.6)	4.3 (5.1)	25.3 (30.5)	- (-)	D
8.3 (10.4)	50.2 (63.0)	4.0 (5.0)	15.8 (19.8)	0.5 (0.6)	E
17.0 (30.0)	28.6 (50.5)	11.9 (21.1)	- (-)	0.2 (0.3)	1,000人以上
11.0 (16.3)	39.8 (58.9)	6.7 (9.9)	6.2 (9.2)	0.5 (0.7)	100～999人
11.4 (20.3)	29.5 (52.5)	10.4 (18.4)	2.6 (4.6)	- (-)	300～999人
10.9 (15.3)	43.0 (60.4)	5.5 (7.8)	7.3 (10.3)	0.6 (0.8)	100～299人
6.8 (8.0)	55.2 (64.7)	2.6 (3.0)	20.3 (23.8)	0.5 (0.6)	30～ 99人
4.4 (5.7)	46.1 (60.2)	4.0 (5.2)	18.6 (24.3)	- (-)	E1
10.4 (12.7)	51.5 (63.1)	3.5 (4.3)	14.8 (18.1)	1.0 (1.2)	E2
9.6 (11.9)	52.5 (65.5)	4.4 (5.4)	14.2 (17.8)	0.4 (0.5)	E3
6.6 (9.0)	51.3 (70.2)	3.9 (5.3)	2.2 (3.0)	- (-)	F
6.9 (11.5)	30.7 (50.8)	9.2 (15.3)	3.9 (6.5)	- (-)	G
7.0 (9.4)	25.2 (34.2)	8.5 (11.6)	17.9 (24.2)	- (-)	H
7.2 (8.7)	47.6 (57.8)	6.8 (8.2)	17.3 (20.9)	0.5 (0.6)	I
6.9 (8.3)	55.7 (66.8)	7.0 (8.4)	12.0 (14.4)	1.1 (1.3)	I50～55
7.3 (9.0)	41.2 (50.6)	6.6 (8.1)	21.4 (26.2)	0.1 (0.1)	I56～61
9.5 (11.7)	62.4 (77.0)	6.8 (8.4)	3.5 (4.3)	0.3 (0.4)	J
4.8 (6.1)	49.4 (62.3)	5.3 (6.6)	12.3 (15.6)	2.7 (3.3)	K
9.4 (12.0)	44.4 (56.7)	10.5 (13.4)	10.3 (13.1)	0.3 (0.4)	L
7.1 (10.4)	34.7 (50.5)	2.2 (3.2)	11.7 (17.0)	1.2 (1.7)	M
4.2 (5.7)	40.2 (53.9)	6.5 (8.8)	17.0 (22.9)	1.3 (1.7)	N
5.2 (6.1)	58.7 (68.8)	9.4 (11.0)	11.2 (13.1)	0.8 (0.9)	O
6.5 (7.4)	54.2 (62.1)	3.2 (3.7)	13.8 (15.8)	1.8 (2.0)	P
11.4 (12.5)	51.2 (56.5)	12.1 (13.4)	13.2 (14.5)	- (-)	Q
3.5 (4.1)	55.1 (65.4)	4.2 (5.0)	16.0 (19.0)	1.1 (1.3)	R

賃金制度

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-1）

中小企業該当区分		計 ¹⁾				(単位：%)	
産 業・企業規模	全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ²⁾³⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない		
			一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている			
T 調 査 産 業 計	100.0	93.8	84.7	8.2	6.2		
1,000 人 以 上	100.0	99.0	86.9	11.8	1.0		
100 ~ 999 人	100.0	96.4	86.3	9.4	3.6		
300 ~ 999 人	100.0	97.6	85.1	11.5	2.4		
100 ~ 299 人	100.0	96.0	86.8	8.7	4.0		
30 ~ 99 人	100.0	92.5	83.9	7.6	7.5		
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	92.2	83.5	8.7	7.8		
D 建 設 業	100.0	93.9	84.1	7.6	6.1		
E 製 造 業	100.0	96.5	90.2	5.6	3.5		
1,000 人 以 上	100.0	100.0	85.8	13.6	-		
100 ~ 999 人	100.0	98.8	91.2	7.2	1.2		
300 ~ 999 人	100.0	99.4	88.2	9.7	0.6		
100 ~ 299 人	100.0	98.6	92.1	6.5	1.4		
30 ~ 99 人	100.0	95.4	89.9	4.6	4.6		
E1 消 費 関 連	100.0	97.5	90.3	6.0	2.5		
E2 素 材 関 連	100.0	94.9	91.3	2.5	5.1		
E3 機 械 関 連	100.0	97.2	88.8	8.3	2.8		
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	100.0	99.2	83.5	13.1	0.8		
G 情 報 通 信 業	100.0	97.6	87.5	9.5	2.4		
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	90.3	83.9	4.8	9.7		
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	93.4	83.5	8.9	6.6		
I50~55 卸 売 業	100.0	94.8	84.6	8.1	5.2		
I56~61 小 売 業	100.0	92.2	82.6	9.5	7.8		
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	99.3	81.5	17.8	0.7		
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	84.3	77.8	6.5	15.7		
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	96.6	86.8	8.6	3.4		
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	92.5	84.6	6.7	7.5		
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	94.1	80.8	13.3	5.9		
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	85.3	71.2	13.8	14.7		
P 医 療 , 福 祉	100.0	92.4	83.0	8.9	7.6		
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	97.3	80.2	17.1	2.7		
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	96.8	85.8	10.0	3.2		

注：1) 「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

3) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-2）

中小企業該当区分		中小企業に該当				(単位：%)	
産 業・企業規模		全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ¹⁾²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない	
				一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
T	調 査 産 業 計	100.0	94.4	86.4	7.1	5.6	
	1,000 人 以 上	100.0	98.4	92.0	5.9	1.6	
	100 ~ 999 人	100.0	96.2	89.1	6.6	3.8	
	300 ~ 999 人	100.0	97.7	91.3	5.2	2.3	
	100 ~ 299 人	100.0	95.9	88.7	6.8	4.1	
	30 ~ 99 人	100.0	93.8	85.5	7.2	6.2	
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	91.7	83.4	8.3	8.3	
D	建 設 業	100.0	94.3	83.6	8.2	5.7	
E	製 造 業	100.0	96.8	91.1	4.9	3.2	
	1,000 人 以 上	100.0	100.0	85.2	14.8	-	
	100 ~ 999 人	100.0	98.6	92.0	6.3	1.4	
	300 ~ 999 人	100.0	98.9	91.0	6.0	1.1	
	100 ~ 299 人	100.0	98.5	92.2	6.3	1.5	
	30 ~ 99 人	100.0	96.2	90.8	4.4	3.8	
	E1 消 費 関 連	100.0	98.3	92.0	5.1	1.7	
	E2 素 材 関 連	100.0	95.5	92.4	2.0	4.5	
	E3 機 械 関 連	100.0	96.8	89.1	7.7	3.2	
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	100.0	99.0	82.1	13.4	1.0	
G	情 報 通 信 業	100.0	98.6	90.1	8.0	1.4	
H	運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	89.9	84.0	4.1	10.1	
I	卸 売 業 , 小 売 業	100.0	94.4	85.2	8.0	5.6	
	I50~55 卸 売 業	100.0	95.7	85.6	7.5	4.3	
	I56~61 小 売 業	100.0	93.4	85.0	8.3	6.6	
J	金 融 業 , 保 険 業	100.0	98.9	82.9	16.0	1.1	
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	84.9	79.5	5.4	15.1	
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	97.2	89.8	6.1	2.8	
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	94.5	86.6	6.7	5.5	
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	93.6	82.2	11.2	6.4	
O	教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	86.8	72.7	14.1	13.2	
P	医 療 , 福 祉	100.0	93.4	86.6	6.7	6.6	
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	96.4	82.9	13.5	3.6	
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	96.3	86.6	8.5	3.7	

注：1) 1 か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第29表 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合（3-3）

中小企業該当区分		中小企業に該当しない				(単位：%)	
産 業・企業規模		全企業	時間外労働の割増賃金率を定めている ¹⁾²⁾	時間外労働の割増賃金率の定め方		時間外労働の割増賃金率を定めていない	
				一律に定めている	時間外労働時間数等に応じて異なる率を定めている		
T	調 査 産 業 計	100.0	92.4	78.4	13.5	7.6	
	1,000 人 以 上	100.0	99.2	85.3	13.7	0.8	
	100 ～ 999 人	100.0	97.5	81.0	15.6	2.5	
	300 ～ 999 人	100.0	98.5	80.2	17.7	1.5	
	100 ～ 299 人	100.0	96.8	81.7	14.2	3.2	
	30 ～ 99 人	100.0	83.9	73.3	10.6	16.1	
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	100.0	85.5	14.5	-	
D	建 設 業	100.0	91.2	88.8	2.3	8.8	
E	製 造 業	100.0	93.0	81.8	10.7	7.0	
	1,000 人 以 上	100.0	100.0	85.7	13.6	-	
	100 ～ 999 人	100.0	100.0	89.5	9.7	-	
	300 ～ 999 人	100.0	100.0	85.2	13.6	-	
	100 ～ 299 人	100.0	100.0	100.0	-	-	
	30 ～ 99 人	100.0	77.0	66.5	10.4	23.0	
	E1 消 費 関 連	100.0	88.6	72.2	16.0	11.4	
	E2 素 材 関 連	100.0	89.5	80.8	7.5	10.5	
	E3 機 械 関 連	100.0	100.0	90.2	9.8	-	
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	100.0	100.0	87.7	12.3	-	
G	情 報 通 信 業	100.0	94.9	78.4	15.5	5.1	
H	運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	91.4	88.9	2.5	8.6	
I	卸 売 業 , 小 売 業	100.0	94.6	80.1	14.5	5.4	
	I50～55 卸 売 業	100.0	98.5	86.6	12.0	1.5	
	I56～61 小 売 業	100.0	91.7	75.4	16.3	8.3	
J	金 融 業 , 保 険 業	100.0	100.0	80.7	19.3	-	
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	84.4	72.5	12.0	15.6	
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	100.0	76.2	23.8	-	
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	90.1	82.0	8.1	9.9	
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	100.0	97.1	72.6	24.5	2.9	
O	教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	81.6	67.4	13.1	18.4	
P	医 療 , 福 祉	100.0	89.9	75.2	13.8	10.1	
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	97.9	78.6	19.3	2.1	
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	100.0	80.6	19.4	-	

注：1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) 「時間外労働の割増賃金率を定めている」企業には、「時間外労働の割増賃金率の定め方」が「不明」の企業を含む。

第30表 産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

産 業 ・ 企 業 規 模	時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業 ^{1) 2) 3)}		時間外労働の割増賃金率				
			25%	26%以上	26~34%	35~49%	50%以上
T 調 査 産 業 計	[84.7]	100.0	94.5	5.5	4.5	0.6	0.4
1,000 人 以 上	[86.9]	100.0	80.0	20.0	18.0	1.0	0.9
100 ~ 999 人	[86.3]	100.0	90.1	9.9	9.0	0.5	0.4
300 ~ 999 人	[85.1]	100.0	86.3	13.7	13.2	0.2	0.3
100 ~ 299 人	[86.8]	100.0	91.4	8.6	7.6	0.6	0.4
30 ~ 99 人	[83.9]	100.0	96.9	3.1	2.2	0.6	0.4
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[83.5]	100.0	91.9	8.1	5.9	2.2	-
D 建 設 業	[84.1]	100.0	95.5	4.5	4.4	-	0.1
E 製 造 業	[90.2]	100.0	87.8	12.2	11.3	0.7	0.1
1,000 人 以 上	[85.8]	100.0	41.5	58.5	56.6	1.9	-
100 ~ 999 人	[91.2]	100.0	73.1	26.9	25.5	0.9	0.5
300 ~ 999 人	[88.2]	100.0	62.3	37.7	37.7	-	-
100 ~ 299 人	[92.1]	100.0	76.3	23.7	21.9	1.2	0.6
30 ~ 99 人	[89.9]	100.0	95.5	4.5	4.0	0.6	-
E1 消 費 関 連	[90.3]	100.0	96.2	3.8	3.8	0.0	-
E2 素 材 関 連	[91.3]	100.0	84.3	15.7	13.9	1.8	-
E3 機 械 関 連	[88.8]	100.0	83.8	16.2	15.7	0.1	0.4
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[83.5]	100.0	68.6	31.4	29.6	0.9	0.9
G 情 報 通 信 業	[87.5]	100.0	95.0	5.0	4.8	0.2	-
H 運 輸 業 , 郵 便 業	[83.9]	100.0	94.9	5.1	3.6	1.5	-
I 卸 売 業 , 小 売 業	[83.5]	100.0	95.8	4.2	2.7	0.8	0.8
I50~55 卸 売 業	[84.6]	100.0	95.6	4.4	3.1	1.3	-
I56~61 小 売 業	[82.6]	100.0	95.9	4.1	2.3	0.4	1.4
J 金 融 業 , 保 険 業	[81.5]	100.0	93.8	6.2	5.4	-	0.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[77.8]	100.0	97.5	2.5	2.5	-	-
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[86.8]	100.0	89.0	11.0	8.4	0.0	2.5
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[84.6]	100.0	100.0	0.0	-	-	0.0
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[80.8]	100.0	95.8	4.2	2.1	0.2	1.9
O 教 育 , 学 習 支 援 業	[71.2]	100.0	93.3	6.7	4.3	1.3	1.1
P 医 療 , 福 祉	[83.0]	100.0	99.6	0.4	-	-	0.4
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[80.2]	100.0	99.4	0.6	0.6	-	-
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[85.8]	100.0	95.1	4.9	3.6	1.3	-

注：1) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を除く。

2) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業割合である。

3) 「時間外労働の割増賃金率を一律に定めている企業」には、「時間外労働の割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第31表 産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の締結の有無及び
限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合

(単位：%)

産 業・企業規模	時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ¹⁾	特別条項付き 時間外労働協定 を結んでいる ²⁾³⁾	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率					特別条項付 き時間外勞 働協定を結 んでいない
			25%	26%以上	26~34%	35~49%	50%以上	
T 調 査 産 業 計	[93.8] 100.0	46.3 (100.0)	(79.2)	(19.5)	(9.5)	(4.6)	(5.4)	53.7
1,000 人 以 上	[99.0] 100.0	84.7 (100.0)	(64.2)	(32.8)	(15.8)	(3.2)	(13.7)	15.3
100 ~ 999 人	[96.4] 100.0	61.3 (100.0)	(75.5)	(23.6)	(14.1)	(3.0)	(6.5)	38.7
300 ~ 999 人	[97.6] 100.0	70.5 (100.0)	(71.7)	(27.8)	(16.0)	(2.6)	(9.2)	29.5
100 ~ 299 人	[96.0] 100.0	58.2 (100.0)	(77.0)	(21.9)	(13.3)	(3.2)	(5.4)	41.8
30 ~ 99 人	[92.5] 100.0	38.4 (100.0)	(82.9)	(15.6)	(5.9)	(5.7)	(4.1)	61.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	[92.2] 100.0	55.0 (100.0)	(64.5)	(30.4)	(15.6)	(4.4)	(10.4)	45.0
D 建 設 業	[93.9] 100.0	36.7 (100.0)	(73.2)	(26.1)	(6.7)	(11.4)	(8.0)	63.3
E 製 造 業	[96.5] 100.0	66.6 (100.0)	(77.1)	(20.8)	(16.9)	(1.3)	(2.7)	33.4
1,000 人 以 上	[100.0] 100.0	88.9 (100.0)	(33.6)	(62.3)	(42.3)	(4.1)	(15.9)	11.1
100 ~ 999 人	[98.8] 100.0	81.5 (100.0)	(62.4)	(36.5)	(28.8)	(3.1)	(4.6)	18.5
300 ~ 999 人	[99.4] 100.0	88.0 (100.0)	(49.5)	(49.9)	(36.6)	(2.2)	(11.1)	12.0
100 ~ 299 人	[98.6] 100.0	79.4 (100.0)	(66.8)	(32.0)	(26.1)	(3.4)	(2.4)	20.6
30 ~ 99 人	[95.4] 100.0	59.4 (100.0)	(88.1)	(9.4)	(8.5)	(-)	(0.9)	40.6
E1 消 費 関 連	[97.5] 100.0	58.3 (100.0)	(87.5)	(11.7)	(7.5)	(2.1)	(2.1)	41.7
E2 素 材 関 連	[94.9] 100.0	65.1 (100.0)	(72.5)	(24.1)	(19.0)	(1.4)	(3.8)	34.9
E3 機 械 関 連	[97.2] 100.0	75.7 (100.0)	(73.9)	(24.3)	(21.6)	(0.6)	(2.2)	24.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	[99.2] 100.0	59.7 (100.0)	(58.6)	(41.4)	(34.5)	(4.6)	(2.3)	40.3
G 情 報 通 信 業	[97.6] 100.0	79.9 (100.0)	(80.6)	(18.9)	(7.4)	(6.6)	(4.8)	20.1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	[90.3] 100.0	45.5 (100.0)	(88.1)	(11.8)	(4.3)	(1.4)	(6.1)	54.5
I 卸 売 業 , 小 売 業	[93.4] 100.0	43.2 (100.0)	(80.2)	(18.4)	(5.5)	(6.2)	(6.8)	56.8
I50~55 卸 売 業	[94.8] 100.0	44.4 (100.0)	(80.9)	(16.5)	(7.8)	(3.3)	(5.5)	55.6
I56~61 小 売 業	[92.2] 100.0	42.2 (100.0)	(79.6)	(20.0)	(3.5)	(8.7)	(7.8)	57.8
J 金 融 業 , 保 険 業	[99.3] 100.0	57.8 (100.0)	(65.9)	(32.5)	(8.4)	(7.1)	(17.0)	42.2
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[84.3] 100.0	53.8 (100.0)	(84.3)	(14.2)	(4.1)	(0.4)	(9.7)	46.2
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[96.6] 100.0	63.5 (100.0)	(71.7)	(27.9)	(13.2)	(2.2)	(12.5)	36.5
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[92.5] 100.0	54.2 (100.0)	(76.9)	(18.8)	(2.3)	(6.6)	(10.0)	45.8
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[94.1] 100.0	44.9 (100.0)	(80.8)	(19.0)	(6.9)	(6.7)	(5.4)	55.1
O 教 育 , 学 習 支 援 業	[85.3] 100.0	36.6 (100.0)	(71.4)	(28.3)	(8.8)	(10.3)	(9.3)	63.4
P 医 療 , 福 祉	[92.4] 100.0	15.3 (100.0)	(90.7)	(9.3)	(5.6)	(2.2)	(1.4)	84.7
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[97.3] 100.0	67.6 (100.0)	(70.1)	(29.9)	(2.9)	(6.0)	(21.0)	32.4
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[96.8] 100.0	43.7 (100.0)	(80.9)	(19.1)	(8.0)	(9.7)	(1.4)	56.3

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業を100とした割合である。

3) 「特別条項付き時間外労働協定を結んでいる」企業には、「限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率」が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		計 ¹⁾					
産 業・企業規模		時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ²⁾		1 か月60時間を超える 時間外労働に係る 割増賃金率を 定めている ³⁾⁴⁾	1 か月60時間		
					25～49%	25%	
T	調 査 産 業 計	[93.8]	100.0	32.5	(100.0)	(42.5)	(37.7)
	1,000 人 以 上	[99.0]	100.0	84.4	(100.0)	(4.4)	(3.9)
	100 ～ 999 人	[96.4]	100.0	43.5	(100.0)	(23.9)	(20.9)
	300 ～ 999 人	[97.6]	100.0	63.7	(100.0)	(12.3)	(10.8)
	100 ～ 299 人	[96.0]	100.0	36.7	(100.0)	(30.8)	(26.8)
	30 ～ 99 人	[92.5]	100.0	25.9	(100.0)	(60.3)	(53.7)
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[92.2]	100.0	32.1	(100.0)	(79.1)	(57.0)
D	建 設 業	[93.9]	100.0	27.8	(100.0)	(56.3)	(42.2)
E	製 造 業	[96.5]	100.0	31.4	(100.0)	(56.6)	(50.7)
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	89.3	(100.0)	(1.7)	(1.7)
	100 ～ 999 人	[98.8]	100.0	41.1	(100.0)	(27.3)	(22.2)
	300 ～ 999 人	[99.4]	100.0	68.2	(100.0)	(3.9)	(3.9)
	100 ～ 299 人	[98.6]	100.0	32.8	(100.0)	(42.2)	(33.9)
	30 ～ 99 人	[95.4]	100.0	25.3	(100.0)	(83.7)	(76.5)
	E1 消 費 関 連	[97.5]	100.0	32.8	(100.0)	(61.4)	(57.5)
	E2 素 材 関 連	[94.9]	100.0	24.2	(100.0)	(47.9)	(40.5)
	E3 機 械 関 連	[97.2]	100.0	37.4	(100.0)	(58.5)	(51.8)
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[99.2]	100.0	44.9	(100.0)	(9.7)	(9.7)
G	情 報 通 信 業	[97.6]	100.0	40.1	(100.0)	(26.4)	(26.4)
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[90.3]	100.0	22.8	(100.0)	(59.1)	(54.9)
I	卸 売 業 , 小 売 業	[93.4]	100.0	37.0	(100.0)	(40.9)	(35.8)
	I50～55 卸 売 業	[94.8]	100.0	34.9	(100.0)	(44.1)	(36.1)
	I56～61 小 売 業	[92.2]	100.0	38.8	(100.0)	(38.6)	(35.5)
J	金 融 業 , 保 険 業	[99.3]	100.0	53.7	(100.0)	(7.5)	(5.0)
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[84.3]	100.0	38.3	(100.0)	(26.7)	(26.1)
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[96.6]	100.0	40.7	(100.0)	(37.9)	(30.6)
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[92.5]	100.0	46.2	(100.0)	(57.6)	(54.1)
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[94.1]	100.0	36.0	(100.0)	(53.6)	(48.5)
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[85.3]	100.0	36.4	(100.0)	(16.4)	(16.4)
P	医 療 , 福 祉	[92.4]	100.0	24.3	(100.0)	(21.2)	(21.2)
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[97.3]	100.0	69.4	(100.0)	(6.0)	(6.0)
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[96.8]	100.0	27.6	(100.0)	(37.0)	(26.1)

注：1) 「中小企業該当区分計」には、中小企業該当区分が不明の企業を含む。

2) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

3) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

4) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-1）

					(単位：%)	産 業・企業規模
を超える時間外労働に係る割増賃金率					1 か月60時間を を超える時間外労働 に係る割増賃 金率を定めてい ない	
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(4.8)	(56.7)	(55.5)	(0.1)	(1.0)	67.5	T 調 査 産 業 計
(0.5)	(95.4)	(93.4)	(1.0)	(1.1)	15.6	1,000 人 以 上
(3.1)	(75.5)	(74.2)	(0.2)	(1.2)	56.5	100 ～ 999 人
(1.6)	(87.2)	(85.1)	(0.3)	(1.8)	36.3	300 ～ 999 人
(4.0)	(68.7)	(67.7)	(0.1)	(0.8)	63.3	100 ～ 299 人
(6.6)	(38.6)	(37.7)	(-)	(0.9)	74.1	30 ～ 99 人
(22.1)	(20.9)	(20.9)	(-)	(-)	67.9	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(14.1)	(43.7)	(43.3)	(0.2)	(0.2)	72.2	D 建 設 業
(5.9)	(43.3)	(42.5)	(0.4)	(0.4)	68.6	E 製 造 業
(-)	(98.3)	(94.2)	(3.9)	(0.2)	10.7	1,000 人 以 上
(5.1)	(72.5)	(71.1)	(0.3)	(1.0)	58.9	100 ～ 999 人
(-)	(95.4)	(94.6)	(0.9)	(-)	31.8	300 ～ 999 人
(8.3)	(57.8)	(56.1)	(-)	(1.7)	67.2	100 ～ 299 人
(7.2)	(16.3)	(16.3)	(-)	(-)	74.7	30 ～ 99 人
(3.8)	(38.3)	(38.2)	(0.1)	(-)	67.2	E1 消 費 関 連
(7.3)	(52.1)	(50.0)	(0.5)	(1.6)	75.8	E2 素 材 関 連
(6.7)	(41.5)	(41.0)	(0.5)	(-)	62.6	E3 機 械 関 連
(-)	(90.3)	(90.3)	(-)	(-)	55.1	F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業
(-)	(72.4)	(72.4)	(-)	(-)	59.9	G 情 報 通 信 業
(4.3)	(40.9)	(40.7)	(-)	(0.1)	77.2	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(5.1)	(57.3)	(56.4)	(-)	(0.9)	63.0	I 卸 売 業 , 小 売 業
(8.0)	(55.9)	(54.2)	(-)	(1.7)	65.1	I50～55 卸 売 業
(3.0)	(58.4)	(58.0)	(-)	(0.4)	61.2	I56～61 小 売 業
(2.6)	(92.5)	(91.2)	(0.6)	(0.6)	46.3	J 金 融 業 , 保 険 業
(0.6)	(73.3)	(71.3)	(-)	(2.0)	61.7	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(7.2)	(62.1)	(60.9)	(1.2)	(-)	59.3	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(3.4)	(39.3)	(39.3)	(-)	(-)	53.8	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(5.2)	(45.4)	(45.3)	(-)	(0.1)	64.0	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(82.6)	(81.5)	(-)	(1.1)	63.6	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(-)	(78.8)	(73.8)	(-)	(5.0)	75.7	P 医 療 , 福 祉
(-)	(93.3)	(93.3)	(-)	(-)	30.6	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(10.9)	(63.0)	(62.4)	(-)	(0.5)	72.4	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。

労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		中小企業に該当					
産 業・企業規模		時間外労働の 割増賃金率を 定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える 時間外労働に係る 割増賃金率を 定めている ²⁾³⁾		1か月60時間	
						25～49%	25%
T	調 査 産 業 計	[94.4]	100.0	28.3	(100.0)	(58.8)	(52.1)
	1,000 人 以 上	[98.4]	100.0	54.7	(100.0)	(28.2)	(24.9)
	100 ～ 999 人	[96.2]	100.0	34.3	(100.0)	(43.7)	(38.1)
	300 ～ 999 人	[97.7]	100.0	45.4	(100.0)	(35.7)	(31.1)
	100 ～ 299 人	[95.9]	100.0	32.0	(100.0)	(46.2)	(40.2)
	30 ～ 99 人	[93.8]	100.0	26.0	(100.0)	(65.9)	(58.7)
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[91.7]	100.0	30.3	(100.0)	(90.0)	(64.9)
D	建 設 業	[94.3]	100.0	24.9	(100.0)	(71.5)	(53.6)
E	製 造 業	[96.8]	100.0	27.9	(100.0)	(70.0)	(62.7)
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	59.5	(100.0)	(10.2)	(10.2)
	100 ～ 999 人	[98.6]	100.0	34.5	(100.0)	(39.0)	(31.7)
	300 ～ 999 人	[98.9]	100.0	45.0	(100.0)	(11.4)	(11.4)
	100 ～ 299 人	[98.5]	100.0	32.7	(100.0)	(45.4)	(36.5)
	30 ～ 99 人	[96.2]	100.0	25.2	(100.0)	(86.8)	(79.3)
	E1 消 費 関 連	[98.3]	100.0	30.3	(100.0)	(71.7)	(67.2)
	E2 素 材 関 連	[95.5]	100.0	20.0	(100.0)	(63.6)	(53.9)
	E3 機 械 関 連	[96.8]	100.0	33.7	(100.0)	(72.5)	(64.3)
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[99.0]	100.0	36.1	(100.0)	(15.6)	(15.6)
G	情 報 通 信 業	[98.6]	100.0	28.6	(100.0)	(46.5)	(46.5)
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[89.9]	100.0	21.4	(100.0)	(71.4)	(66.2)
I	卸 売 業 , 小 売 業	[94.4]	100.0	31.4	(100.0)	(58.1)	(50.9)
	I50～55 卸 売 業	[95.7]	100.0	27.8	(100.0)	(66.0)	(54.0)
	I56～61 小 売 業	[93.4]	100.0	34.4	(100.0)	(52.9)	(48.8)
J	金 融 業 , 保 険 業	[98.9]	100.0	34.1	(100.0)	(19.6)	(12.9)
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[84.9]	100.0	30.6	(100.0)	(40.5)	(39.6)
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[97.2]	100.0	33.2	(100.0)	(54.8)	(44.3)
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[94.5]	100.0	44.1	(100.0)	(68.2)	(64.2)
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[93.6]	100.0	34.2	(100.0)	(67.5)	(61.0)
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[86.8]	100.0	27.4	(100.0)	(29.6)	(29.6)
P	医 療 , 福 祉	[93.4]	100.0	20.9	(100.0)	(35.3)	(35.3)
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[96.4]	100.0	37.9	(100.0)	(30.2)	(30.2)
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[96.3]	100.0	25.2	(100.0)	(47.2)	(33.3)

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

3) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-2）

(単位：%)

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産 業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(6.7)	(40.7)	(40.0)	(0.1)	(0.7)	71.7	T 調 査 産 業 計
(3.3)	(71.8)	(70.4)	(0.9)	(0.5)	45.3	1,000 人 以 上
(5.6)	(55.8)	(55.5)	(0.3)	(0.1)	65.7	100 ～ 999 人
(4.6)	(63.0)	(62.3)	(0.5)	(0.2)	54.6	300 ～ 999 人
(6.0)	(53.6)	(53.5)	(0.2)	(-)	68.0	100 ～ 299 人
(7.2)	(33.6)	(32.6)	(-)	(1.0)	74.0	30 ～ 99 人
(25.1)	(10.0)	(10.0)	(-)	(-)	69.7	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(17.9)	(28.5)	(28.2)	(-)	(0.3)	75.1	D 建 設 業
(7.3)	(29.9)	(29.7)	(0.2)	(-)	72.1	E 製 造 業
(-)	(89.8)	(83.3)	(6.6)	(-)	40.5	1,000 人 以 上
(7.2)	(60.6)	(60.2)	(0.5)	(-)	65.5	100 ～ 999 人
(-)	(86.5)	(84.0)	(2.5)	(-)	55.0	300 ～ 999 人
(8.9)	(54.6)	(54.6)	(-)	(-)	67.3	100 ～ 299 人
(7.5)	(13.2)	(13.2)	(-)	(-)	74.8	30 ～ 99 人
(4.5)	(28.0)	(27.8)	(0.1)	(-)	69.7	E1 消 費 関 連
(9.7)	(36.4)	(35.8)	(0.6)	(-)	80.0	E2 素 材 関 連
(8.3)	(27.5)	(27.5)	(-)	(-)	66.3	E3 機 械 関 連
(-)	(84.4)	(84.4)	(-)	(-)	63.9	F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業
(-)	(53.5)	(53.5)	(-)	(-)	71.4	G 情 報 通 信 業
(5.2)	(28.6)	(28.6)	(-)	(-)	78.6	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(7.3)	(41.9)	(41.9)	(-)	(-)	68.6	I 卸 売 業 , 小 売 業
(12.0)	(34.0)	(34.0)	(-)	(-)	72.2	I50～55 卸 売 業
(4.1)	(47.1)	(47.1)	(-)	(-)	65.6	I56～61 小 売 業
(6.7)	(80.4)	(80.4)	(-)	(-)	65.9	J 金 融 業 , 保 険 業
(0.9)	(59.5)	(59.5)	(-)	(-)	69.4	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(10.4)	(45.2)	(44.0)	(1.2)	(-)	66.8	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(4.1)	(28.1)	(28.1)	(-)	(-)	55.9	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(6.5)	(32.5)	(32.4)	(-)	(0.1)	65.8	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(68.5)	(68.5)	(-)	(-)	72.6	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(-)	(64.7)	(57.9)	(-)	(6.8)	79.1	P 医 療 , 福 祉
(-)	(69.8)	(69.8)	(-)	(-)	62.1	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(13.9)	(52.8)	(52.8)	(-)	(-)	74.8	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。
労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第32表 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働

中小企業該当区分		中小企業に該当しない							
産 業・企業規模		時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ²⁾³⁾		1か月60時間			
						25～49%	25%		
T	調 査 産 業 計	[92.4]	100.0	53.4	(100.0)	(-)	(-)		
	1,000 人 以 上	[99.2]	100.0	93.7	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 999 人	[97.5]	100.0	65.1	(100.0)	(-)	(-)		
	300 ～ 999 人	[98.5]	100.0	81.2	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 299 人	[96.8]	100.0	53.1	(100.0)	(-)	(-)		
	30 ～ 99 人	[83.9]	100.0	23.4	(100.0)	(-)	(-)		
C	鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[100.0]	100.0	58.1	(100.0)	(-)	(-)		
D	建 設 業	[91.2]	100.0	49.0	(100.0)	(-)	(-)		
E	製 造 業	[93.0]	100.0	68.1	(100.0)	(-)	(-)		
	1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	95.2	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 999 人	[100.0]	100.0	76.7	(100.0)	(-)	(-)		
	300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	92.6	(100.0)	(-)	(-)		
	100 ～ 299 人	[100.0]	100.0	37.4	(100.0)	(-)	(-)		
	30 ～ 99 人	[77.0]	100.0	27.1	(100.0)	(X)	(X)		
	E1 消 費 関 連	[88.6]	100.0	63.2	(100.0)	(-)	(-)		
	E2 素 材 関 連	[89.5]	100.0	67.5	(100.0)	(-)	(-)		
	E3 機 械 関 連	[100.0]	100.0	72.1	(100.0)	(-)	(-)		
F	電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	[100.0]	100.0	77.8	(100.0)	(-)	(-)		
G	情 報 通 信 業	[94.9]	100.0	84.8	(100.0)	(-)	(-)		
H	運 輸 業 , 郵 便 業	[91.4]	100.0	38.9	(100.0)	(-)	(-)		
I	卸 売 業 , 小 売 業	[94.6]	100.0	63.6	(100.0)	(-)	(-)		
	I50～55 卸 売 業	[98.5]	100.0	72.0	(100.0)	(-)	(-)		
	I56～61 小 売 業	[91.7]	100.0	56.9	(100.0)	(-)	(-)		
J	金 融 業 , 保 険 業	[100.0]	100.0	85.2	(100.0)	(-)	(-)		
K	不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[84.4]	100.0	76.6	(100.0)	(-)	(-)		
L	学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0	81.9	(100.0)	(-)	(-)		
M	宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[90.1]	100.0	62.8	(100.0)	(-)	(-)		
N	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業	[97.1]	100.0	46.6	(100.0)	(-)	(-)		
O	教 育 , 学 習 支 援 業	[81.6]	100.0	62.0	(100.0)	(-)	(-)		
P	医 療 , 福 祉	[89.9]	100.0	32.1	(100.0)	(-)	(-)		
Q	複 合 サ ー ビ ス 事 業	[97.9]	100.0	87.6	(100.0)	(-)	(-)		
R	サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[100.0]	100.0	43.0	(100.0)	(-)	(-)		

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合

3) 「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業には、「1か月60時間を超える時間外

に係る割増賃金率の定めの有無及び割増賃金率階級別企業割合（3-3）

(単位：%)

を超える時間外労働に係る割増賃金率					1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	産 業・企業規模
26～49%	50%以上	50%	51～59%	60%以上		
(-)	(99.6)	(97.4)	(0.3)	(1.9)	46.6	T 調 査 産 業 計
(-)	(99.8)	(97.6)	(1.0)	(1.2)	6.3	1,000 人 以 上
(-)	(99.4)	(96.7)	(0.1)	(2.6)	34.9	100 ～ 999 人
(-)	(100.0)	(97.1)	(0.2)	(2.7)	18.8	300 ～ 999 人
(-)	(98.8)	(96.3)	(-)	(2.5)	46.9	100 ～ 299 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	76.6	30 ～ 99 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	41.9	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
(-)	(100.0)	(99.0)	(1.0)	(-)	51.0	D 建 設 業
(-)	(100.0)	(96.8)	(1.1)	(2.2)	31.9	E 製 造 業
(-)	(100.0)	(96.1)	(3.7)	(0.2)	4.8	1,000 人 以 上
(-)	(100.0)	(96.6)	(-)	(3.4)	23.3	100 ～ 999 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	7.4	300 ～ 999 人
(-)	(100.0)	(75.6)	(-)	(24.4)	62.6	100 ～ 299 人
(X)	(X)	(X)	(X)	(X)	72.9	30 ～ 99 人
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	36.8	E1 消 費 関 連
(-)	(100.0)	(93.5)	(0.2)	(6.3)	32.5	E2 素 材 関 連
(-)	(100.0)	(97.6)	(2.4)	(-)	27.9	E3 機 械 関 連
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	22.2	F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業
(-)	(97.4)	(97.4)	(-)	(-)	15.2	G 情 報 通 信 業
(-)	(100.0)	(99.3)	(-)	(0.7)	61.1	H 運 輸 業 , 郵 便 業
(-)	(99.9)	(96.6)	(-)	(3.3)	36.4	I 卸 売 業 , 小 売 業
(-)	(100.0)	(94.9)	(-)	(5.1)	28.0	I50～55 卸 売 業
(-)	(99.7)	(98.2)	(-)	(1.5)	43.1	I56～61 小 売 業
(-)	(100.0)	(98.0)	(1.0)	(1.0)	14.8	J 金 融 業 , 保 険 業
(-)	(100.0)	(94.2)	(-)	(5.8)	23.4	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
(-)	(99.7)	(98.7)	(1.1)	(-)	18.1	L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業
(-)	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	37.2	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
(-)	(95.4)	(95.4)	(-)	(-)	53.4	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
(-)	(100.0)	(97.6)	(-)	(2.4)	38.0	O 教 育 , 学 習 支 援 業
(-)	(100.0)	(97.6)	(-)	(2.4)	67.9	P 医 療 , 福 祉
(-)	(99.1)	(99.1)	(-)	(-)	12.4	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
(-)	(100.0)	(97.5)	(-)	(2.5)	57.0	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

である。

労働に係る割増賃金率が「不明」の企業を含む。

第33表 産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数

中小企業該当区分				中小企業に該当しない				
産 業 ・ 企 業 規 模	時間外労働の割増賃金率を定めている企業 ¹⁾		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている ²⁾		代替休暇制度		1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていない	
	%	%	%	%	制度がある	制度がない		
					人	平均代替休暇取得労働者数		
T 調 査 産 業 計	[92.4]	100.0	53.4	(100.0)	(24.6)	39.5	(75.4)	46.6
1,000 人 以 上	[99.2]	100.0	93.7	(100.0)	(16.6)	155.4	(83.4)	6.3
100 ～ 999 人	[97.5]	100.0	65.1	(100.0)	(21.8)	28.2	(78.2)	34.9
300 ～ 999 人	[98.5]	100.0	81.2	(100.0)	(19.8)	50.8	(80.2)	18.8
100 ～ 299 人	[96.8]	100.0	53.1	(100.0)	(24.0)	6.8	(76.0)	46.9
30 ～ 99 人	[83.9]	100.0	23.4	(100.0)	(46.6)	10.1	(53.4)	76.6
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	[100.0]	100.0	58.1	(100.0)	(25.0)	X	(75.0)	41.9
D 建 設 業	[91.2]	100.0	49.0	(100.0)	(33.6)	91.7	(66.4)	51.0
E 製 造 業	[93.0]	100.0	68.1	(100.0)	(28.8)	68.0	(71.2)	31.9
1,000 人 以 上	[100.0]	100.0	95.2	(100.0)	(22.4)	200.0	(77.6)	4.8
100 ～ 999 人	[100.0]	100.0	76.7	(100.0)	(28.5)	38.4	(71.5)	23.3
300 ～ 999 人	[100.0]	100.0	92.6	(100.0)	(28.7)	43.6	(71.3)	7.4
100 ～ 299 人	[100.0]	100.0	37.4	(100.0)	(26.8)	X	(73.2)	62.6
30 ～ 99 人	[77.0]	100.0	27.1	(100.0)	(X)	X	(X)	72.9
E1 消 費 関 連	[88.6]	100.0	63.2	(100.0)	(27.0)	0.4	(73.0)	36.8
E2 素 材 関 連	[89.5]	100.0	67.5	(100.0)	(24.4)	84.0	(75.6)	32.5
E3 機 械 関 連	[100.0]	100.0	72.1	(100.0)	(33.6)	90.5	(66.4)	27.9
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	[100.0]	100.0	77.8	(100.0)	(17.2)	9.6	(82.8)	22.2
G 情 報 通 信 業	[94.9]	100.0	84.8	(100.0)	(23.8)	82.0	(76.2)	15.2
H 運 輸 業 , 郵 便 業	[91.4]	100.0	38.9	(100.0)	(3.9)	71.8	(96.1)	61.1
I 卸 売 業 , 小 売 業	[94.6]	100.0	63.6	(100.0)	(22.1)	30.1	(77.9)	36.4
I50～55 卸 売 業	[98.5]	100.0	72.0	(100.0)	(26.1)	42.4	(73.9)	28.0
I56～61 小 売 業	[91.7]	100.0	56.9	(100.0)	(18.1)	12.2	(81.9)	43.1
J 金 融 業 , 保 険 業	[100.0]	100.0	85.2	(100.0)	(21.1)	23.0	(78.9)	14.8
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	[84.4]	100.0	76.6	(100.0)	(16.7)	55.3	(83.3)	23.4
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	[100.0]	100.0	81.9	(100.0)	(23.6)	63.5	(76.4)	18.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	[90.1]	100.0	62.8	(100.0)	(1.0)	X	(99.0)	37.2
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	[97.1]	100.0	46.6	(100.0)	(41.6)	32.9	(58.4)	53.4
O 教 育 , 学 習 支 援 業	[81.6]	100.0	62.0	(100.0)	(37.7)	12.6	(62.3)	38.0
P 医 療 , 福 祉	[89.9]	100.0	32.1	(100.0)	(33.7)	13.7	(66.3)	67.9
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	[97.9]	100.0	87.6	(100.0)	(18.2)	40.4	(81.8)	12.4
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	[100.0]	100.0	43.0	(100.0)	(7.5)	4.3	(92.5)	57.0

注：1) []内の数値は、全企業のうち、時間外労働の割増賃金率を定めている企業割合である。

2) ()内の数値は、「1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている」企業を100とした割合である。

第34表 産業・企業規模、休日労働の割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

産 業・企業規模		全企業	休日労働の割増賃金率を定めている企業					不明	平均割増賃金率	休日労働の割増賃金率を定めていない企業	
			35%	36%以上	36~49%	50%以上	割合			割合	
T 調査産業計		100.0	87.8	82.2	4.7	2.0	2.8	0.8	35.6	12.2	
	1,000人以上	100.0	96.5	82.2	14.1	11.9	2.2	0.2	36.3	3.5	
	100～999人	100.0	92.8	85.8	6.4	3.9	2.6	0.4	35.7	7.2	
	300～999人	100.0	94.3	84.9	9.0	5.6	3.5	0.3	36.0	5.7	
	100～299人	100.0	92.2	86.2	5.6	3.3	2.3	0.4	35.6	7.8	
	30～99人	100.0	85.4	80.7	3.7	0.9	2.9	1.0	35.6	14.6	
C 鉱業，採石業，砂利採取業		100.0	92.2	87.3	5.0	5.0	-	-	35.2	7.8	
D 建設業		100.0	96.1	90.7	4.4	1.1	3.3	1.1	35.6	3.9	
E 製造業		100.0	94.4	85.4	7.3	4.6	2.7	1.5	35.7	5.6	
	1,000人以上	100.0	98.8	55.1	43.7	41.4	2.3	-	38.5	1.2	
	100～999人	100.0	97.3	81.6	14.7	10.6	4.0	0.6	36.3	2.7	
	300～999人	100.0	98.5	76.1	21.9	17.6	4.3	0.5	36.9	1.5	
	100～299人	100.0	97.0	83.4	12.4	8.5	3.9	0.6	36.1	3.0	
	30～99人	100.0	93.0	88.0	3.1	0.9	2.1	1.9	35.4	7.0	
	E1 消費関連	100.0	90.5	86.8	2.6	0.3	2.3	1.0	35.4	9.5	
	E2 素材関連	100.0	95.9	86.1	6.8	5.1	1.7	3.0	35.6	4.1	
	E3 機械関連	100.0	96.3	83.5	12.0	8.0	4.1	0.4	36.2	3.7	
F 電気・ガス・熱供給・水道業		100.0	91.7	80.0	11.7	10.4	1.4	-	35.7	8.3	
G 情報通信業		100.0	95.3	89.8	5.1	3.6	1.5	0.4	35.6	4.7	
H 運輸業，郵便業		100.0	87.9	79.9	7.1	2.0	5.2	0.9	36.1	12.1	
I 卸売業，小売業		100.0	79.4	75.9	3.3	0.9	2.4	0.2	35.5	20.6	
	I50～55 卸売業	100.0	81.8	77.1	4.5	1.3	3.2	0.2	35.7	18.2	
	I56～61 小売業	100.0	77.5	74.8	2.4	0.6	1.8	0.3	35.4	22.5	
J 金融業，保険業		100.0	96.1	86.8	8.9	2.0	6.9	0.4	36.3	3.9	
K 不動産業，物品賃貸業		100.0	82.2	80.2	2.0	0.2	1.8	-	35.4	17.8	
L 学術研究，専門・技術サービス業		100.0	95.6	86.0	9.4	6.0	3.4	0.2	35.9	4.4	
M 宿泊業，飲食サービス業		100.0	80.1	74.3	3.5	0.5	3.0	2.3	35.6	19.9	
N 生活関連サービス業，娯楽業		100.0	83.2	77.1	4.6	0.2	4.5	1.3	35.8	16.8	
O 教育，学習支援業		100.0	74.3	71.3	3.0	1.9	1.2	-	35.4	25.7	
P 医療，福祉		100.0	89.3	85.5	3.9	0.9	2.9	-	35.5	10.7	
Q 複合サービス事業		100.0	93.4	90.7	2.7	0.5	2.2	-	35.4	6.6	
R サービス業(他に分類されないもの)		100.0	88.2	85.8	1.3	1.1	0.2	1.1	35.2	11.8	

第35表 産業・企業規模、深夜労働の割増賃金率の定めの有無、割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

(単位：%)

産 業・企業規模	全企業	深夜労働 の割増賃 金率を定 めている 企業	深夜労働の割増賃金率の定め				不明	平均割 増賃金 率	深夜労働 の割増賃 金率を定 めていな い企業
			25%	26% 以上	26~ 49%	50% 以上			
T 調 査 産 業 計	100.0	85.5	55.8	28.6	8.7	19.8	1.2	31.9	14.5
1,000 人 以 上	100.0	97.9	63.9	33.3	18.0	15.3	0.8	30.7	2.1
100 ~ 999 人	100.0	92.2	61.0	29.9	10.8	19.1	1.3	31.5	7.8
300 ~ 999 人	100.0	95.8	64.4	30.3	12.5	17.8	1.1	31.1	4.2
100 ~ 299 人	100.0	91.0	59.8	29.8	10.2	19.6	1.3	31.7	9.0
30 ~ 99 人	100.0	82.4	53.4	27.8	7.6	20.3	1.1	32.1	17.6
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	76.7	31.3	45.3	19.4	25.9	-	35.9	23.3
D 建 設 業	100.0	91.5	58.7	31.6	11.2	20.5	1.2	31.9	8.5
E 製 造 業	100.0	91.8	52.5	36.7	17.8	19.0	2.6	32.1	8.2
1,000 人 以 上	100.0	99.4	33.9	64.1	52.6	11.5	1.4	33.2	0.6
100 ~ 999 人	100.0	95.8	51.4	42.2	26.4	15.7	2.2	32.0	4.2
300 ~ 999 人	100.0	98.4	48.9	47.6	35.3	12.3	1.8	31.4	1.6
100 ~ 299 人	100.0	95.0	52.2	40.5	23.7	16.8	2.3	32.2	5.0
30 ~ 99 人	100.0	89.8	53.5	33.6	13.0	20.6	2.8	32.2	10.2
E1 消 費 関 連	100.0	89.0	56.7	29.3	11.5	17.9	2.9	31.6	11.0
E2 素 材 関 連	100.0	92.7	53.8	35.6	19.2	16.4	3.3	31.6	7.3
E3 機 械 関 連	100.0	93.3	47.2	44.6	21.9	22.7	1.5	33.1	6.7
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	100.0	95.2	49.2	44.4	19.3	25.0	1.6	34.9	4.8
G 情 報 通 信 業	100.0	93.4	64.5	27.0	9.1	17.9	0.7	30.9	6.6
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	88.0	69.8	18.3	3.3	15.0	-	29.8	12.0
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	80.2	57.0	22.6	7.6	15.0	0.6	30.9	19.8
I50~55 卸 売 業	100.0	80.6	51.7	28.8	9.7	19.1	0.2	32.4	19.4
I56~61 小 売 業	100.0	79.9	61.2	17.7	5.9	11.8	1.0	29.6	20.1
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	94.0	44.6	47.7	6.4	41.3	1.8	36.8	6.0
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	81.5	60.8	20.2	2.7	17.5	0.4	30.9	18.5
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	92.2	53.2	38.2	9.1	29.0	0.8	33.8	7.8
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	87.7	72.2	13.2	5.9	7.3	2.3	27.7	12.3
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	77.8	62.2	15.6	2.0	13.6	-	29.6	22.2
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	60.6	37.7	22.9	4.4	18.5	0.0	33.3	39.4
P 医 療 , 福 祉	100.0	83.1	43.4	39.4	4.6	34.8	0.3	36.1	16.9
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	93.6	41.1	51.7	4.6	47.0	0.9	38.4	6.4
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	86.0	61.8	22.1	8.6	13.5	2.1	30.0	14.0

勞 働 費 用

第36表 産業、企業規模別、

産 業、企業規模	労働費用総額	現金給与額	賞与・期末手当		現金給与以外の労働費用	法定福利費
			毎月きまって支給する給与			
計						
T 調査産業計	408,140	334,845	273,117	61,728	73,296	50,283
C 鉱業，採石業，砂利採取業	581,989	475,356	373,117	102,239	106,633	77,169
D 建設業	531,612	434,862	343,675	91,187	96,750	67,247
E 製造業	476,149	384,593	306,014	78,578	91,556	61,665
E1 消費関連	399,604	327,041	271,078	55,964	72,563	49,906
E2 素材関連	487,324	391,212	306,873	84,339	96,113	63,761
E3 機械関連	514,876	415,013	326,789	88,224	99,863	67,337
F 電気・ガス・熱供給・水道業	618,799	429,788	285,198	144,589	189,011	104,883
G 情報通信業	577,690	466,023	361,339	104,684	111,667	75,580
H 運輸業，郵便業	378,498	312,044	275,247	36,798	66,454	49,793
I 卸売業，小売業	354,143	291,000	242,784	48,216	63,143	44,138
I50～55 卸売業	506,038	408,082	321,579	86,503	97,956	63,707
I56～61 小売業	277,878	232,214	203,221	28,993	45,664	34,313
J 金融業，保険業	610,565	472,669	349,733	122,936	137,896	72,745
K 不動産業，物品賃貸業	490,511	392,854	317,560	75,294	97,656	60,857
L 学術研究，専門・技術サービス業	608,696	498,544	381,470	117,074	110,153	73,740
M 宿泊業，飲食サービス業	216,886	185,465	175,082	10,383	31,422	22,772
N 生活関連サービス業，娯楽業	312,298	265,034	242,376	22,657	47,264	35,851
O 教育，学習支援業	465,097	386,667	304,968	81,700	78,430	51,851
P 医療，福祉	361,190	304,970	248,330	56,640	56,220	40,510
Q 複合サービス事業	408,337	322,735	254,371	68,364	85,602	52,247
R サービス業(他に分類されないもの)	290,078	243,443	210,368	33,075	46,635	35,987
1,000人以上						
T 調査産業計	450,720	365,787	289,691	76,096	84,933	54,348
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-
D 建設業	651,802	527,189	381,368	145,821	124,613	81,966
E 製造業	604,077	479,573	360,302	119,271	124,504	74,480
E1 消費関連	499,416	408,037	317,155	90,883	91,379	60,180
E2 素材関連	668,514	521,717	376,370	145,347	146,797	80,412
E3 機械関連	618,268	490,088	370,657	119,431	128,180	77,652
F 電気・ガス・熱供給・水道業	667,682	405,682	225,663	180,019	262,001	140,449
G 情報通信業	679,165	535,478	392,979	142,499	143,687	88,315
H 運輸業，郵便業	381,428	315,498	269,841	45,657	65,930	47,698
I 卸売業，小売業	341,654	277,856	231,366	46,490	63,799	42,927
I50～55 卸売業	669,368	524,235	400,277	123,957	145,134	87,687
I56～61 小売業	262,754	218,538	190,699	27,838	44,216	32,151
J 金融業，保険業	653,887	505,744	360,288	145,457	148,143	72,092
K 不動産業，物品賃貸業	529,752	407,512	323,078	84,434	122,240	60,210
L 学術研究，専門・技術サービス業	715,958	584,093	434,806	149,287	131,865	85,402
M 宿泊業，飲食サービス業	207,881	181,450	169,116	12,334	26,431	20,408
N 生活関連サービス業，娯楽業	389,001	341,471	313,881	27,590	47,530	35,255
O 教育，学習支援業	513,822	429,939	334,467	95,473	83,883	57,052
P 医療，福祉	352,043	298,608	253,317	45,291	53,436	41,344
Q 複合サービス事業	413,398	330,580	257,101	73,479	82,818	50,560
R サービス業(他に分類されないもの)	343,961	284,040	238,595	45,445	59,921	44,617

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の

常用労働者1人1か月平均労働費用（3-1）

（単位：円）

						産 業、企業規模
法定外 福利費	現物給与 の費用	退職給付等 の費用	教育訓練費	募集費	その他の 労働費用 ^{注)}	
						計
4,882	481	15,955	670	718	306	T 調 査 産 業 計
4,829	667	19,095	2,013	941	1,918	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
7,769	949	18,233	966	883	702	D 建 設 業
7,134	433	20,651	631	568	474	E 製 造 業
6,750	530	13,384	667	709	617	E1 消 費 関 連
7,681	565	22,599	516	545	446	E2 素 材 関 連
6,970	278	23,679	693	499	407	E3 機 械 関 連
14,450	394	66,574	1,517	607	586	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
6,652	590	25,555	1,604	1,479	208	G 情 報 通 信 業
4,487	522	10,064	523	697	369	H 運 輸 業 , 郵 便 業
4,171	459	12,742	682	716	236	I 卸 売 業 , 小 売 業
8,244	714	23,427	608	941	315	I50~55 卸 売 業
2,125	331	7,377	719	603	196	I56~61 小 売 業
8,761	1,241	52,830	1,121	668	531	J 金 融 業 , 保 険 業
6,910	268	27,169	737	1,343	371	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
8,479	267	25,509	857	820	480	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2,494	2,068	2,610	568	741	169	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
3,788	279	5,912	324	942	168	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
1,904	123	23,445	685	293	129	O 教 育 , 学 習 支 援 業
3,175	39	11,007	539	762	189	P 医 療 , 福 祉
2,237	26	29,935	710	123	325	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
2,903	389	6,172	389	635	160	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)
						1,000人以上
5,639	444	22,985	802	481	233	T 調 査 産 業 計
-	-	-	-	-	-	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
9,159	792	29,634	1,204	1,022	836	D 建 設 業
10,125	744	37,651	676	455	373	E 製 造 業
7,512	770	21,341	584	676	317	E1 消 費 関 連
14,490	1,646	48,671	508	589	483	E2 素 材 関 連
9,297	346	39,442	786	308	348	E3 機 械 関 連
19,713	-	100,393	1,238	68	140	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
6,746	-	47,025	783	736	83	G 情 報 通 信 業
5,875	324	10,159	498	797	578	H 運 輸 業 , 郵 便 業
4,303	312	14,819	880	422	137	I 卸 売 業 , 小 売 業
14,219	345	41,864	387	508	124	I50~55 卸 売 業
1,915	304	8,307	999	401	140	I56~61 小 売 業
10,628	1,436	62,231	907	409	440	J 金 融 業 , 保 険 業
8,660	92	52,109	386	580	202	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
10,370	0	34,861	588	358	286	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2,121	892	1,505	953	455	97	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
4,349	171	6,272	477	969	37	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娛 楽 業
1,681	107	23,851	938	170	83	O 教 育 , 学 習 支 援 業
2,488	41	7,664	1,084	657	157	P 医 療 , 福 祉
2,646	23	27,933	985	109	561	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
3,219	716	10,483	421	293	172	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第36表 産業、企業規模別、

産 業、企業規模	労働費用総額	現金給与額	賞与・期末手当		現金給与以外の労働費用	法定福利費
			毎月きまって支給する給与			
100～999人						
T 調査産業計	403,423	332,184	270,587	61,597	71,239	49,423
C 鉱業，採石業，砂利採取業	785,264	638,352	479,437	158,915	146,911	98,205
D 建設業	551,529	445,216	353,103	92,114	106,313	69,092
E 製造業	461,583	374,520	299,708	74,813	87,062	60,856
E1 消費関連	405,385	329,612	272,886	56,726	75,773	50,779
E2 素材関連	476,989	385,688	304,124	81,564	91,301	63,280
E3 機械関連	483,310	392,801	312,435	80,366	90,509	65,025
F 電気・ガス・熱供給・水道業	602,118	477,031	357,495	119,536	125,087	71,678
G 情報通信業	540,529	443,210	352,349	90,861	97,318	70,791
H 運輸業，郵便業	395,889	324,627	285,307	39,320	71,262	51,892
I 卸売業，小売業	383,643	317,123	258,457	58,666	66,520	46,334
I50～55 卸売業	478,332	390,548	303,508	87,040	87,784	57,927
I56～61 小売業	307,901	258,390	222,421	35,969	49,511	37,061
J 金融業，保険業	545,565	421,165	334,684	86,480	124,401	74,611
K 不動産業，物品賃貸業	478,606	390,799	317,320	73,479	87,808	63,642
L 学術研究，専門・技術サービス業	557,630	456,965	357,560	99,405	100,664	66,956
M 宿泊業，飲食サービス業	214,054	180,543	172,240	8,302	33,512	21,653
N 生活関連サービス業，娯楽業	287,045	242,388	224,461	17,927	44,657	34,784
O 教育，学習支援業	426,494	350,948	281,611	69,337	75,546	47,546
P 医療，福祉	375,519	317,448	249,547	67,901	58,071	40,287
Q 複合サービス事業	404,694	318,449	253,516	64,933	86,245	52,619
R サービス業(他に分類されないもの)	249,749	211,562	187,106	24,456	38,187	29,216
300～999人						
T 調査産業計	415,532	340,495	277,640	62,855	75,037	50,804
C 鉱業，採石業，砂利採取業	1,155,205	953,500	696,505	256,996	201,705	128,242
D 建設業	570,949	461,855	356,655	105,200	109,093	71,720
E 製造業	509,385	413,326	322,788	90,538	96,059	65,959
E1 消費関連	456,322	369,944	301,156	68,788	86,378	57,113
E2 素材関連	534,528	428,509	323,433	105,076	106,019	72,138
E3 機械関連	519,147	424,757	332,935	91,822	94,390	66,310
F 電気・ガス・熱供給・水道業	648,473	510,965	371,257	139,708	137,508	72,442
G 情報通信業	556,115	457,693	361,576	96,116	98,422	70,176
H 運輸業，郵便業	408,537	338,353	297,184	41,169	70,184	55,415
I 卸売業，小売業	383,532	317,299	255,119	62,180	66,233	44,826
I50～55 卸売業	503,428	410,739	315,056	95,683	92,689	59,299
I56～61 小売業	300,942	252,933	213,832	39,102	48,009	34,856
J 金融業，保険業	542,003	412,787	326,541	86,246	129,215	79,820
K 不動産業，物品賃貸業	470,661	390,290	316,968	73,321	80,371	56,945
L 学術研究，専門・技術サービス業	549,182	449,936	347,364	102,572	99,246	63,809
M 宿泊業，飲食サービス業	197,971	172,511	163,619	8,892	25,461	19,398
N 生活関連サービス業，娯楽業	288,212	237,301	220,310	16,991	50,912	35,643
O 教育，学習支援業	436,356	357,773	285,228	72,545	78,583	49,442
P 医療，福祉	398,053	328,316	279,597	48,719	69,738	44,663
Q 複合サービス事業	402,181	316,634	252,878	63,755	85,548	51,489
R サービス業(他に分類されないもの)	233,218	194,195	170,874	23,321	39,022	29,618

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の

常用労働者1人1か月平均労働費用（3-2）

（単位：円）

						産 業、企業規模
法定外 福利費	現物給与 の費用	退職給付等 の費用	教育訓練費	募集費	その他の 労働費用 ^{注)}	
						100～999人
4,557	582	14,700	687	907	382	T 調 査 産 業 計
3,271	570	34,204	4,303	2,139	4,219	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
9,977	1,807	22,144	1,211	1,236	847	D 建 設 業
6,231	324	17,608	746	680	617	E 製 造 業
7,822	398	14,248	765	843	919	E1 消 費 関 連
6,045	364	19,736	702	599	574	E2 素 材 関 連
5,414	248	17,939	770	646	469	E3 機 械 関 連
10,608	1,111	37,130	2,175	1,300	1,085	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
6,092	942	14,959	1,986	2,201	349	G 情 報 通 信 業
3,992	920	12,724	671	727	335	H 運 輸 業 , 郵 便 業
4,635	485	13,023	697	989	357	I 卸 売 業 , 小 売 業
7,305	988	19,207	843	1,109	405	I50～55 卸 売 業
2,499	83	8,075	580	894	319	I56～61 小 売 業
5,239	412	40,856	1,489	1,068	726	J 金 融 業 , 保 険 業
5,602	463	14,449	1,139	2,036	477	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
7,766	244	22,778	1,102	1,110	709	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2,272	4,655	3,578	139	1,051	165	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
3,395	221	4,749	349	976	183	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業
1,841	12	25,338	173	429	206	O 教 育 , 学 習 支 援 業
2,911	52	13,463	418	743	197	P 医 療 , 福 祉
2,094	20	30,499	638	128	247	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
2,736	385	4,298	442	971	138	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)
						300～999人
4,567	276	17,295	710	980	404	T 調 査 産 業 計
838	-	52,148	9,996	3,955	6,526	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
9,493	1,335	22,646	1,342	1,388	1,170	D 建 設 業
6,757	339	20,715	796	829	664	E 製 造 業
8,198	759	17,030	949	1,006	1,323	E1 消 費 関 連
7,405	365	24,145	771	720	475	E2 素 材 関 連
5,638	117	20,312	738	812	463	E3 機 械 関 連
12,680	184	48,142	2,042	831	1,187	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
5,955	696	17,208	2,085	1,956	346	G 情 報 通 信 業
4,877	509	7,488	634	812	448	H 運 輸 業 , 郵 便 業
5,179	141	13,458	948	1,308	374	I 卸 売 業 , 小 売 業
9,301	242	20,474	1,191	1,622	561	I50～55 卸 売 業
2,339	72	8,625	781	1,091	245	I56～61 小 売 業
4,842	310	41,517	1,229	832	665	J 金 融 業 , 保 険 業
4,450	57	15,448	995	1,823	653	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
7,620	75	24,840	893	1,118	890	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2,225	110	2,307	147	1,055	219	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
4,838	24	8,500	522	1,048	336	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業
1,549	19	26,665	112	612	183	O 教 育 , 学 習 支 援 業
2,405	57	21,575	293	607	137	P 医 療 , 福 祉
2,038	13	30,993	664	108	242	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
2,248	656	4,892	387	1,085	137	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第36表 産業、企業規模別、

産 業、企業規模	労働費用総額	現金給与額	現金給与以外の労働費用		法定福利費
			毎月きまって支給する給与	賞与・期末手当	
100～299人					
T 調査産業計	391,151	323,761	263,440	60,322	48,024
C 鉱業，採石業，砂利採取業	560,592	446,957	347,608	99,349	79,963
D 建設業	536,410	432,262	350,336	81,925	67,045
E 製造業	417,863	339,028	278,598	60,430	56,189
E1 消費関連	366,202	298,587	251,140	47,447	45,907
E2 素材関連	433,213	353,110	289,434	63,677	56,540
E3 機械関連	441,178	355,231	288,335	66,896	63,513
F 電気・ガス・熱供給・水道業	546,180	436,082	340,887	95,195	70,757
G 情報通信業	522,585	426,538	341,727	84,811	71,498
H 運輸業，郵便業	389,160	317,325	278,989	38,336	50,017
I 卸売業，小売業	383,765	316,930	262,111	54,819	47,985
I50～55 卸売業	455,205	371,941	292,866	79,075	56,663
I56～61 小売業	316,647	265,247	233,216	32,031	39,833
J 金融業，保険業	551,424	434,940	348,074	86,865	66,046
K 不動産業，物品賃貸業	486,149	391,282	317,653	73,628	70,000
L 学術研究，専門・技術サービス業	567,357	465,058	369,299	95,759	70,579
M 宿泊業，飲食サービス業	238,673	192,837	185,437	7,400	25,106
N 生活関連サービス業，娯楽業	286,282	245,716	227,177	18,539	34,223
O 教育，学習支援業	411,303	340,436	276,041	64,395	44,626
P 医療，福祉	353,840	306,993	220,638	86,355	36,077
Q 複合サービス事業	411,925	323,674	255,351	68,323	55,872
R サービス業(他に分類されないもの)	271,232	234,132	208,201	25,930	28,694
30～99人					
T 調査産業計	352,005	292,370	252,786	39,584	45,819
C 鉱業，採石業，砂利採取業	458,118	376,030	308,327	67,702	64,350
D 建設業	448,043	375,972	314,054	61,918	57,650
E 製造業	354,299	292,491	254,582	37,909	48,026
E1 消費関連	311,485	259,050	231,824	27,226	40,376
E2 素材関連	365,420	299,466	257,621	41,844	51,595
E3 機械関連	387,818	320,655	275,726	44,928	52,180
F 電気・ガス・熱供給・水道業	504,389	404,741	316,006	88,735	65,631
G 情報通信業	467,697	383,490	319,864	63,627	62,122
H 運輸業，郵便業	343,374	285,183	262,630	22,553	48,209
I 卸売業，小売業	316,030	261,890	233,176	28,714	41,928
I50～55 卸売業	398,538	326,253	281,495	44,758	52,171
I56～61 小売業	260,973	218,940	200,933	18,007	35,092
J 金融業，保険業	510,980	406,969	321,147	85,823	69,382
K 不動産業，物品賃貸業	437,901	367,238	306,588	60,650	55,267
L 学術研究，専門・技術サービス業	501,137	414,272	325,336	88,935	64,245
M 宿泊業，飲食サービス業	253,414	210,216	201,515	8,701	33,228
N 生活関連サービス業，娯楽業	291,326	238,594	210,456	28,139	38,790
O 教育，学習支援業	367,623	303,495	245,922	57,573	41,878
P 医療，福祉	335,241	281,025	241,282	39,743	40,335
Q 複合サービス事業	441,632	352,031	254,133	97,898	54,945
R サービス業(他に分類されないもの)	309,678	261,303	225,050	36,253	39,772

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の

常用労働者1人1か月平均労働費用（3-3）

（単位：円）

法定外 福利費	現物給与 の費用	退職給付等 の費用	教育訓練費	募集費	その他の 労働費用 ^{注)}	産 業、企業規模
						100～299人
4,546	893	12,071	664	833	359	T 調 査 産 業 計
4,749	917	23,306	846	1,036	2,818	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
10,354	2,174	21,753	1,110	1,118	595	D 建 設 業
5,749	311	14,766	700	543	575	E 製 造 業
7,532	120	12,107	623	717	609	E1 消 費 関 連
5,011	364	16,382	650	507	650	E2 素 材 関 連
5,151	401	15,148	808	450	475	E3 機 械 関 連
8,107	2,229	23,842	2,336	1,865	961	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
6,249	1,225	12,369	1,872	2,482	352	G 情 報 通 信 業
3,521	1,138	15,510	691	682	275	H 運 輸 業 , 郵 便 業
4,040	862	12,546	422	641	339	I 卸 売 業 , 小 売 業
5,466	1,675	18,040	523	636	262	I50～55 卸 売 業
2,700	98	7,385	327	646	412	I56～61 小 売 業
5,891	579	39,770	1,916	1,457	826	J 金 融 業 , 保 険 業
6,697	847	13,501	1,276	2,238	310	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
7,934	439	20,403	1,342	1,100	500	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
2,344	11,611	5,523	127	1,043	82	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
2,452	350	2,295	236	928	82	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業
2,292	-	23,295	268	147	241	O 教 育 , 学 習 支 援 業
3,397	47	5,659	539	873	255	P 医 療 , 福 祉
2,252	39	29,076	563	186	262	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
3,369	33	3,526	515	823	140	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)
						30～99人
4,414	318	7,732	424	675	253	T 調 査 産 業 計
5,779	727	9,887	618	211	516	C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業
4,682	111	8,138	580	431	478	D 建 設 業
5,524	300	6,895	324	460	280	E 製 造 業
4,373	560	5,692	570	513	350	E1 消 費 関 連
5,661	124	7,881	139	399	154	E2 素 材 関 連
6,613	221	7,057	270	473	349	E3 機 械 関 連
6,402	99	24,799	997	809	910	F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業
8,005	852	9,836	2,268	1,045	79	G 情 報 通 信 業
3,892	5	5,071	278	532	203	H 運 輸 業 , 郵 便 業
2,839	727	7,491	208	761	187	I 卸 売 業 , 小 売 業
4,128	431	14,001	262	992	299	I50～55 卸 売 業
1,978	924	3,147	172	607	113	I56～61 小 売 業
8,439	3,737	19,501	1,346	1,195	411	J 金 融 業 , 保 険 業
6,502	152	6,593	472	1,215	463	K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業
6,248	800	13,060	919	1,161	432	L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業
4,246	1	4,050	283	977	414	M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業
4,093	514	8,110	116	842	266	N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業
2,913	446	17,401	915	449	125	O 教 育 , 学 習 支 援 業
4,372	5	8,052	363	893	196	P 医 療 , 福 祉
2,452	136	31,143	452	103	370	Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業
2,874	11	4,943	242	344	190	R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)

制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第37表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均労働費用の構成比（3-1）

(単位：%)

産 業、企業規模	労働費用 総額	現金給与額			現金給 与以外 の労働 費用	法定 福利費	法定外 福利費	現物 給与の 費用	退職給 付等の 費用	教育 訓練費	募集費	その他 の労働 費用 ^{注)}
		現 金 給与額	毎月き まっ て 支 給 す る 給 与	賞与・ 期末 手当								
計												
T 調査産業計	100.0	82.0	66.9	15.1	18.0	12.3	1.2	0.1	3.9	0.2	0.2	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.7	64.1	17.6	18.3	13.3	0.8	0.1	3.3	0.3	0.2	0.3
D 建設業	100.0	81.8	64.6	17.2	18.2	12.6	1.5	0.2	3.4	0.2	0.2	0.1
E 製造業	100.0	80.8	64.3	16.5	19.2	13.0	1.5	0.1	4.3	0.1	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	81.8	67.8	14.0	18.2	12.5	1.7	0.1	3.3	0.2	0.2	0.2
E2 素材関連	100.0	80.3	63.0	17.3	19.7	13.1	1.6	0.1	4.6	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	80.6	63.5	17.1	19.4	13.1	1.4	0.1	4.6	0.1	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	69.5	46.1	23.4	30.5	16.9	2.3	0.1	10.8	0.2	0.1	0.1
G 情報通信業	100.0	80.7	62.5	18.1	19.3	13.1	1.2	0.1	4.4	0.3	0.3	0.0
H 運輸業，郵便業	100.0	82.4	72.7	9.7	17.6	13.2	1.2	0.1	2.7	0.1	0.2	0.1
I 卸売業，小売業	100.0	82.2	68.6	13.6	17.8	12.5	1.2	0.1	3.6	0.2	0.2	0.1
I50～55 卸売業	100.0	80.6	63.5	17.1	19.4	12.6	1.6	0.1	4.6	0.1	0.2	0.1
I56～61 小売業	100.0	83.6	73.1	10.4	16.4	12.3	0.8	0.1	2.7	0.3	0.2	0.1
J 金融業，保険業	100.0	77.4	57.3	20.1	22.6	11.9	1.4	0.2	8.7	0.2	0.1	0.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	80.1	64.7	15.4	19.9	12.4	1.4	0.1	5.5	0.2	0.3	0.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	81.9	62.7	19.2	18.1	12.1	1.4	0.0	4.2	0.1	0.1	0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	85.5	80.7	4.8	14.5	10.5	1.1	1.0	1.2	0.3	0.3	0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	84.9	77.6	7.3	15.1	11.5	1.2	0.1	1.9	0.1	0.3	0.1
O 教育，学習支援業	100.0	83.1	65.6	17.6	16.9	11.1	0.4	0.0	5.0	0.1	0.1	0.0
P 医療，福祉	100.0	84.4	68.8	15.7	15.6	11.2	0.9	0.0	3.0	0.1	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	79.0	62.3	16.7	21.0	12.8	0.5	0.0	7.3	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.9	72.5	11.4	16.1	12.4	1.0	0.1	2.1	0.1	0.2	0.1
1,000人以上												
T 調査産業計	100.0	81.2	64.3	16.9	18.8	12.1	1.3	0.1	5.1	0.2	0.1	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	80.9	58.5	22.4	19.1	12.6	1.4	0.1	4.5	0.2	0.2	0.1
E 製造業	100.0	79.4	59.6	19.7	20.6	12.3	1.7	0.1	6.2	0.1	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	81.7	63.5	18.2	18.3	12.1	1.5	0.2	4.3	0.1	0.1	0.1
E2 素材関連	100.0	78.0	56.3	21.7	22.0	12.0	2.2	0.2	7.3	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	79.3	60.0	19.3	20.7	12.6	1.5	0.1	6.4	0.1	0.0	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	60.8	33.8	27.0	39.2	21.0	3.0	-	15.0	0.2	0.0	0.0
G 情報通信業	100.0	78.8	57.9	21.0	21.2	13.0	1.0	-	6.9	0.1	0.1	0.0
H 運輸業，郵便業	100.0	82.7	70.7	12.0	17.3	12.5	1.5	0.1	2.7	0.1	0.2	0.2
I 卸売業，小売業	100.0	81.3	67.7	13.6	18.7	12.6	1.3	0.1	4.3	0.3	0.1	0.0
I50～55 卸売業	100.0	78.3	59.8	18.5	21.7	13.1	2.1	0.1	6.3	0.1	0.1	0.0
I56～61 小売業	100.0	83.2	72.6	10.6	16.8	12.2	0.7	0.1	3.2	0.4	0.2	0.1
J 金融業，保険業	100.0	77.3	55.1	22.2	22.7	11.0	1.6	0.2	9.5	0.1	0.1	0.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	76.9	61.0	15.9	23.1	11.4	1.6	0.0	9.8	0.1	0.1	0.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	81.6	60.7	20.9	18.4	11.9	1.4	0.0	4.9	0.1	0.0	0.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	87.3	81.4	5.9	12.7	9.8	1.0	0.4	0.7	0.5	0.2	0.0
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	87.8	80.7	7.1	12.2	9.1	1.1	0.0	1.6	0.1	0.2	0.0
O 教育，学習支援業	100.0	83.7	65.1	18.6	16.3	11.1	0.3	0.0	4.6	0.2	0.0	0.0
P 医療，福祉	100.0	84.8	72.0	12.9	15.2	11.7	0.7	0.0	2.2	0.3	0.2	0.0
Q 複合サービス事業	100.0	80.0	62.2	17.8	20.0	12.2	0.6	0.0	6.8	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.6	69.4	13.2	17.4	13.0	0.9	0.2	3.0	0.1	0.1	0.0

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第37表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均労働費用の構成比（3-2）

(単位：%)

産業、企業規模	労働費用 総額	現金			現金給 与以外 の労働 費用	法定 福利費	法定外 福利費	現物 給与の 費用	退職給 付等の 費用	教育 訓練費	募集費	その他 の労働 費用 ^{注)}
		給与額	毎月 きま つて 支給 する 給与	賞与・ 期末 手当								
100～999人												
T 調査産業計	100.0	82.3	67.1	15.3	17.7	12.3	1.1	0.1	3.6	0.2	0.2	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	81.3	61.1	20.2	18.7	12.5	0.4	0.1	4.4	0.5	0.3	0.5
D 建設業	100.0	80.7	64.0	16.7	19.3	12.5	1.8	0.3	4.0	0.2	0.2	0.2
E 製造業	100.0	81.1	64.9	16.2	18.9	13.2	1.3	0.1	3.8	0.2	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	81.3	67.3	14.0	18.7	12.5	1.9	0.1	3.5	0.2	0.2	0.2
E2 素材関連	100.0	80.9	63.8	17.1	19.1	13.3	1.3	0.1	4.1	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	81.3	64.6	16.6	18.7	13.5	1.1	0.1	3.7	0.2	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79.2	59.4	19.9	20.8	11.9	1.8	0.2	6.2	0.4	0.2	0.2
G 情報通信業	100.0	82.0	65.2	16.8	18.0	13.1	1.1	0.2	2.8	0.4	0.4	0.1
H 運輸業、郵便業	100.0	82.0	72.1	9.9	18.0	13.1	1.0	0.2	3.2	0.2	0.2	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	82.7	67.4	15.3	17.3	12.1	1.2	0.1	3.4	0.2	0.3	0.1
I50～55 卸売業	100.0	81.6	63.5	18.2	18.4	12.1	1.5	0.2	4.0	0.2	0.2	0.1
I56～61 小売業	100.0	83.9	72.2	11.7	16.1	12.0	0.8	0.0	2.6	0.2	0.3	0.1
J 金融業、保険業	100.0	77.2	61.3	15.9	22.8	13.7	1.0	0.1	7.5	0.3	0.2	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	81.7	66.3	15.4	18.3	13.3	1.2	0.1	3.0	0.2	0.4	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	81.9	64.1	17.8	18.1	12.0	1.4	0.0	4.1	0.2	0.2	0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	84.3	80.5	3.9	15.7	10.1	1.1	2.2	1.7	0.1	0.5	0.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.4	78.2	6.2	15.6	12.1	1.2	0.1	1.7	0.1	0.3	0.1
O 教育、学習支援業	100.0	82.3	66.0	16.3	17.7	11.1	0.4	0.0	5.9	0.0	0.1	0.0
P 医療、福祉	100.0	84.5	66.5	18.1	15.5	10.7	0.8	0.0	3.6	0.1	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	78.7	62.6	16.0	21.3	13.0	0.5	0.0	7.5	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	84.7	74.9	9.8	15.3	11.7	1.1	0.2	1.7	0.2	0.4	0.1
300～999人												
T 調査産業計	100.0	81.9	66.8	15.1	18.1	12.2	1.1	0.1	4.2	0.2	0.2	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	82.5	60.3	22.2	17.5	11.1	0.1	-	4.5	0.9	0.3	0.6
D 建設業	100.0	80.9	62.5	18.4	19.1	12.6	1.7	0.2	4.0	0.2	0.2	0.2
E 製造業	100.0	81.1	63.4	17.8	18.9	12.9	1.3	0.1	4.1	0.2	0.2	0.1
E1 消費関連	100.0	81.1	66.0	15.1	18.9	12.5	1.8	0.2	3.7	0.2	0.2	0.3
E2 素材関連	100.0	80.2	60.5	19.7	19.8	13.5	1.4	0.1	4.5	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	81.8	64.1	17.7	18.2	12.8	1.1	0.0	3.9	0.1	0.2	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.8	57.3	21.5	21.2	11.2	2.0	0.0	7.4	0.3	0.1	0.2
G 情報通信業	100.0	82.3	65.0	17.3	17.7	12.6	1.1	0.1	3.1	0.4	0.4	0.1
H 運輸業、郵便業	100.0	82.8	72.7	10.1	17.2	13.6	1.2	0.1	1.8	0.2	0.2	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	82.7	66.5	16.2	17.3	11.7	1.4	0.0	3.5	0.2	0.3	0.1
I50～55 卸売業	100.0	81.6	62.6	19.0	18.4	11.8	1.8	0.0	4.1	0.2	0.3	0.1
I56～61 小売業	100.0	84.0	71.1	13.0	16.0	11.6	0.8	0.0	2.9	0.3	0.4	0.1
J 金融業、保険業	100.0	76.2	60.2	15.9	23.8	14.7	0.9	0.1	7.7	0.2	0.2	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	82.9	67.3	15.6	17.1	12.1	0.9	0.0	3.3	0.2	0.4	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	81.9	63.3	18.7	18.1	11.6	1.4	0.0	4.5	0.2	0.2	0.2
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	87.1	82.6	4.5	12.9	9.8	1.1	0.1	1.2	0.1	0.5	0.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	82.3	76.4	5.9	17.7	12.4	1.7	0.0	2.9	0.2	0.4	0.1
O 教育、学習支援業	100.0	82.0	65.4	16.6	18.0	11.3	0.4	0.0	6.1	0.0	0.1	0.0
P 医療、福祉	100.0	82.5	70.2	12.2	17.5	11.2	0.6	0.0	5.4	0.1	0.2	0.0
Q 複合サービス事業	100.0	78.7	62.9	15.9	21.3	12.8	0.5	0.0	7.7	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	83.3	73.3	10.0	16.7	12.7	1.0	0.3	2.1	0.2	0.5	0.1

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第37表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均労働費用の構成比（3-3）

(単位：%)

産業、企業規模	労働費用 総額	現金給与			現金給与以外の 労働費用	法定 福利費	法定外 福利費	現物 給与の 費用	退職給 付等の 費用	教育 訓練費	募集費	その他 の労働 費用 ^{注)}
		金額	毎月き まっ て 支 給 す る 給 与	賞与・ 期末 手当								
100～299人												
T 調査産業計	100.0	82.8	67.3	15.4	17.2	12.3	1.2	0.2	3.1	0.2	0.2	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	79.7	62.0	17.7	20.3	14.3	0.8	0.2	4.2	0.2	0.2	0.5
D 建設業	100.0	80.6	65.3	15.3	19.4	12.5	1.9	0.4	4.1	0.2	0.2	0.1
E 製造業	100.0	81.1	66.7	14.5	18.9	13.4	1.4	0.1	3.5	0.2	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	81.5	68.6	13.0	18.5	12.5	2.1	0.0	3.3	0.2	0.2	0.2
E2 素材関連	100.0	81.5	66.8	14.7	18.5	13.1	1.2	0.1	3.8	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	80.5	65.4	15.2	19.5	14.4	1.2	0.1	3.4	0.2	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	79.8	62.4	17.4	20.2	13.0	1.5	0.4	4.4	0.4	0.3	0.2
G 情報通信業	100.0	81.6	65.4	16.2	18.4	13.7	1.2	0.2	2.4	0.4	0.5	0.1
H 運輸業、郵便業	100.0	81.5	71.7	9.9	18.5	12.9	0.9	0.3	4.0	0.2	0.2	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	82.6	68.3	14.3	17.4	12.5	1.1	0.2	3.3	0.1	0.2	0.1
I50～55 卸売業	100.0	81.7	64.3	17.4	18.3	12.4	1.2	0.4	4.0	0.1	0.1	0.1
I56～61 小売業	100.0	83.8	73.7	10.1	16.2	12.6	0.9	0.0	2.3	0.1	0.2	0.1
J 金融業、保険業	100.0	78.9	63.1	15.8	21.1	12.0	1.1	0.1	7.2	0.3	0.3	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	80.5	65.3	15.1	19.5	14.4	1.4	0.2	2.8	0.3	0.5	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	82.0	65.1	16.9	18.0	12.4	1.4	0.1	3.6	0.2	0.2	0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	80.8	77.7	3.1	19.2	10.5	1.0	4.9	2.3	0.1	0.4	0.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	85.8	79.4	6.5	14.2	12.0	0.9	0.1	0.8	0.1	0.3	0.0
O 教育、学習支援業	100.0	82.8	67.1	15.7	17.2	10.8	0.6	-	5.7	0.1	0.0	0.1
P 医療、福祉	100.0	86.8	62.4	24.4	13.2	10.2	1.0	0.0	1.6	0.2	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	78.6	62.0	16.6	21.4	13.6	0.5	0.0	7.1	0.1	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.3	76.8	9.6	13.7	10.6	1.2	0.0	1.3	0.2	0.3	0.1
30～99人												
T 調査産業計	100.0	83.1	71.8	11.2	16.9	13.0	1.3	0.1	2.2	0.1	0.2	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	82.1	67.3	14.8	17.9	14.0	1.3	0.2	2.2	0.1	0.0	0.1
D 建設業	100.0	83.9	70.1	13.8	16.1	12.9	1.0	0.0	1.8	0.1	0.1	0.1
E 製造業	100.0	82.6	71.9	10.7	17.4	13.6	1.6	0.1	1.9	0.1	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	83.2	74.4	8.7	16.8	13.0	1.4	0.2	1.8	0.2	0.2	0.1
E2 素材関連	100.0	82.0	70.5	11.5	18.0	14.1	1.5	0.0	2.2	0.0	0.1	0.0
E3 機械関連	100.0	82.7	71.1	11.6	17.3	13.5	1.7	0.1	1.8	0.1	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	80.2	62.7	17.6	19.8	13.0	1.3	0.0	4.9	0.2	0.2	0.2
G 情報通信業	100.0	82.0	68.4	13.6	18.0	13.3	1.7	0.2	2.1	0.5	0.2	0.0
H 運輸業、郵便業	100.0	83.1	76.5	6.6	16.9	14.0	1.1	0.0	1.5	0.1	0.2	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	82.9	73.8	9.1	17.1	13.3	0.9	0.2	2.4	0.1	0.2	0.1
I50～55 卸売業	100.0	81.9	70.6	11.2	18.1	13.1	1.0	0.1	3.5	0.1	0.2	0.1
I56～61 小売業	100.0	83.9	77.0	6.9	16.1	13.4	0.8	0.4	1.2	0.1	0.2	0.0
J 金融業、保険業	100.0	79.6	62.8	16.8	20.4	13.6	1.7	0.7	3.8	0.3	0.2	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	83.9	70.0	13.9	16.1	12.6	1.5	0.0	1.5	0.1	0.3	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	82.7	64.9	17.7	17.3	12.8	1.2	0.2	2.6	0.2	0.2	0.1
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	83.0	79.5	3.4	17.0	13.1	1.7	0.0	1.6	0.1	0.4	0.2
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	81.9	72.2	9.7	18.1	13.3	1.4	0.2	2.8	0.0	0.3	0.1
O 教育、学習支援業	100.0	82.6	66.9	15.7	17.4	11.4	0.8	0.1	4.7	0.2	0.1	0.0
P 医療、福祉	100.0	83.8	72.0	11.9	16.2	12.0	1.3	0.0	2.4	0.1	0.3	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	79.7	57.5	22.2	20.3	12.4	0.6	0.0	7.1	0.1	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	84.4	72.7	11.7	15.6	12.8	0.9	0.0	1.6	0.1	0.1	0.1

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第38表 産業、企業規模別、現金給与以外の労働費用の現金給与額に対する割合（3-1）

(単位：%)

産 業、企業規模	現金 給与額	現金給与 以外の 労働費用	法定	法定外	現物給与 の費用	退職給付 等の費用	教育 訓練費	募集費	その他の 労働費用 <small>(注)</small>
			福利費	福利費					
計									
T 調査産業計	100.0	21.9	15.0	1.5	0.1	4.8	0.2	0.2	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	22.4	16.2	1.0	0.1	4.0	0.4	0.2	0.4
D 建設業	100.0	22.2	15.5	1.8	0.2	4.2	0.2	0.2	0.2
E 製造業	100.0	23.8	16.0	1.9	0.1	5.4	0.2	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	22.2	15.3	2.1	0.2	4.1	0.2	0.2	0.2
E2 素材関連	100.0	24.6	16.3	2.0	0.1	5.8	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	24.1	16.2	1.7	0.1	5.7	0.2	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	44.0	24.4	3.4	0.1	15.5	0.4	0.1	0.1
G 情報通信業	100.0	24.0	16.2	1.4	0.1	5.5	0.3	0.3	0.0
H 運輸業，郵便業	100.0	21.3	16.0	1.4	0.2	3.2	0.2	0.2	0.1
I 卸売業，小売業	100.0	21.7	15.2	1.4	0.2	4.4	0.2	0.2	0.1
I50～55 卸売業	100.0	24.0	15.6	2.0	0.2	5.7	0.1	0.2	0.1
I56～61 小売業	100.0	19.7	14.8	0.9	0.1	3.2	0.3	0.3	0.1
J 金融業，保険業	100.0	29.2	15.4	1.9	0.3	11.2	0.2	0.1	0.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	24.9	15.5	1.8	0.1	6.9	0.2	0.3	0.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	22.1	14.8	1.7	0.1	5.1	0.2	0.2	0.1
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	16.9	12.3	1.3	1.1	1.4	0.3	0.4	0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	17.8	13.5	1.4	0.1	2.2	0.1	0.4	0.1
O 教育，学習支援業	100.0	20.3	13.4	0.5	0.0	6.1	0.2	0.1	0.0
P 医療，福祉	100.0	18.4	13.3	1.0	0.0	3.6	0.2	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	26.5	16.2	0.7	0.0	9.3	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	19.2	14.8	1.2	0.2	2.5	0.2	0.3	0.1
1,000人以上									
T 調査産業計	100.0	23.2	14.9	1.5	0.1	6.3	0.2	0.1	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	23.6	15.5	1.7	0.2	5.6	0.2	0.2	0.2
E 製造業	100.0	26.0	15.5	2.1	0.2	7.9	0.1	0.1	0.1
E1 消費関連	100.0	22.4	14.7	1.8	0.2	5.2	0.1	0.2	0.1
E2 素材関連	100.0	28.1	15.4	2.8	0.3	9.3	0.1	0.1	0.1
E3 機械関連	100.0	26.2	15.8	1.9	0.1	8.0	0.2	0.1	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.6	34.6	4.9	-	24.7	0.3	0.0	0.0
G 情報通信業	100.0	26.8	16.5	1.3	-	8.8	0.1	0.1	0.0
H 運輸業，郵便業	100.0	20.9	15.1	1.9	0.1	3.2	0.2	0.3	0.2
I 卸売業，小売業	100.0	23.0	15.4	1.5	0.1	5.3	0.3	0.2	0.0
I50～55 卸売業	100.0	27.7	16.7	2.7	0.1	8.0	0.1	0.1	0.0
I56～61 小売業	100.0	20.2	14.7	0.9	0.1	3.8	0.5	0.2	0.1
J 金融業，保険業	100.0	29.3	14.3	2.1	0.3	12.3	0.2	0.1	0.1
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	30.0	14.8	2.1	0.0	12.8	0.1	0.1	0.0
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	22.6	14.6	1.8	0.0	6.0	0.1	0.1	0.0
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	14.6	11.2	1.2	0.5	0.8	0.5	0.3	0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	13.9	10.3	1.3	0.1	1.8	0.1	0.3	0.0
O 教育，学習支援業	100.0	19.5	13.3	0.4	0.0	5.5	0.2	0.0	0.0
P 医療，福祉	100.0	17.9	13.8	0.8	0.0	2.6	0.4	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	25.1	15.3	0.8	0.0	8.4	0.3	0.0	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	21.1	15.7	1.1	0.3	3.7	0.1	0.1	0.1

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第38表 産業、企業規模別、現金給与以外の労働費用の現金給与額に対する割合（3-2）

(単位：%)

産 業、企業規模	現金給与額	現金給与以外の労働費用	法定	法定外	現物給与の費用	退職給付等の費用	教育訓練費	募集費	その他の労働費用 ^{注)}
			福利費	福利費					
100～999人									
T 調査産業計	100.0	21.4	14.9	1.4	0.2	4.4	0.2	0.3	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	23.0	15.4	0.5	0.1	5.4	0.7	0.3	0.7
D 建設業	100.0	23.9	15.5	2.2	0.4	5.0	0.3	0.3	0.2
E 製造業	100.0	23.2	16.2	1.7	0.1	4.7	0.2	0.2	0.2
E1 消費関連	100.0	23.0	15.4	2.4	0.1	4.3	0.2	0.3	0.3
E2 素材関連	100.0	23.7	16.4	1.6	0.1	5.1	0.2	0.2	0.1
E3 機械関連	100.0	23.0	16.6	1.4	0.1	4.6	0.2	0.2	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.2	15.0	2.2	0.2	7.8	0.5	0.3	0.2
G 情報通信業	100.0	22.0	16.0	1.4	0.2	3.4	0.4	0.5	0.1
H 運輸業，郵便業	100.0	22.0	16.0	1.2	0.3	3.9	0.2	0.2	0.1
I 卸売業，小売業	100.0	21.0	14.6	1.5	0.2	4.1	0.2	0.3	0.1
I50～55 卸売業	100.0	22.5	14.8	1.9	0.3	4.9	0.2	0.3	0.1
I56～61 小売業	100.0	19.2	14.3	1.0	0.0	3.1	0.2	0.3	0.1
J 金融業，保険業	100.0	29.5	17.7	1.2	0.1	9.7	0.4	0.3	0.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	22.5	16.3	1.4	0.1	3.7	0.3	0.5	0.1
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	22.0	14.7	1.7	0.1	5.0	0.2	0.2	0.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	18.6	12.0	1.3	2.6	2.0	0.1	0.6	0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	18.4	14.4	1.4	0.1	2.0	0.1	0.4	0.1
O 教育，学習支援業	100.0	21.5	13.5	0.5	0.0	7.2	0.0	0.1	0.1
P 医療，福祉	100.0	18.3	12.7	0.9	0.0	4.2	0.1	0.2	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	27.1	16.5	0.7	0.0	9.6	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.0	13.8	1.3	0.2	2.0	0.2	0.5	0.1
300～999人									
T 調査産業計	100.0	22.0	14.9	1.3	0.1	5.1	0.2	0.3	0.1
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	21.2	13.4	0.1	-	5.5	1.0	0.4	0.7
D 建設業	100.0	23.6	15.5	2.1	0.3	4.9	0.3	0.3	0.3
E 製造業	100.0	23.2	16.0	1.6	0.1	5.0	0.2	0.2	0.2
E1 消費関連	100.0	23.3	15.4	2.2	0.2	4.6	0.3	0.3	0.4
E2 素材関連	100.0	24.7	16.8	1.7	0.1	5.6	0.2	0.2	0.1
E3 機械関連	100.0	22.2	15.6	1.3	0.0	4.8	0.2	0.2	0.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	26.9	14.2	2.5	0.0	9.4	0.4	0.2	0.2
G 情報通信業	100.0	21.5	15.3	1.3	0.2	3.8	0.5	0.4	0.1
H 運輸業，郵便業	100.0	20.7	16.4	1.4	0.2	2.2	0.2	0.2	0.1
I 卸売業，小売業	100.0	20.9	14.1	1.6	0.0	4.2	0.3	0.4	0.1
I50～55 卸売業	100.0	22.6	14.4	2.3	0.1	5.0	0.3	0.4	0.1
I56～61 小売業	100.0	19.0	13.8	0.9	0.0	3.4	0.3	0.4	0.1
J 金融業，保険業	100.0	31.3	19.3	1.2	0.1	10.1	0.3	0.2	0.2
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	20.6	14.6	1.1	0.0	4.0	0.3	0.5	0.2
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	22.1	14.2	1.7	0.0	5.5	0.2	0.2	0.2
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	14.8	11.2	1.3	0.1	1.3	0.1	0.6	0.1
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	21.5	15.0	2.0	0.0	3.6	0.2	0.4	0.1
O 教育，学習支援業	100.0	22.0	13.8	0.4	0.0	7.5	0.0	0.2	0.1
P 医療，福祉	100.0	21.2	13.6	0.7	0.0	6.6	0.1	0.2	0.0
Q 複合サービス事業	100.0	27.0	16.3	0.6	0.0	9.8	0.2	0.0	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	20.1	15.3	1.2	0.3	2.5	0.2	0.6	0.1

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第38表 産業、企業規模別、現金給与以外の労働費用の現金給与額に対する割合（3-3）

(単位：%)

産 業、企業規模	現金 給与額	現金給与 以外の 労働費用	法定	法定外	現物給与 の費用	退職給付 等の費用	教育 訓練費	募集費	その他の 労働費用 <small>注)</small>
			福利費	福利費					
100～299人									
T 調 査 産 業 計	100.0	20.8	14.8	1.4	0.3	3.7	0.2	0.3	0.1
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	25.4	17.9	1.1	0.2	5.2	0.2	0.2	0.6
D 建 設 業	100.0	24.1	15.5	2.4	0.5	5.0	0.3	0.3	0.1
E 製 造 業	100.0	23.3	16.6	1.7	0.1	4.4	0.2	0.2	0.2
E1 消 費 関 連	100.0	22.6	15.4	2.5	0.0	4.1	0.2	0.2	0.2
E2 素 材 関 連	100.0	22.7	16.0	1.4	0.1	4.6	0.2	0.1	0.2
E3 機 械 関 連	100.0	24.2	17.9	1.5	0.1	4.3	0.2	0.1	0.1
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	25.2	16.2	1.9	0.5	5.5	0.5	0.4	0.2
G 情 報 通 信 業	100.0	22.5	16.8	1.5	0.3	2.9	0.4	0.6	0.1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	22.6	15.8	1.1	0.4	4.9	0.2	0.2	0.1
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	21.1	15.1	1.3	0.3	4.0	0.1	0.2	0.1
I50～55 卸 売 業	100.0	22.4	15.2	1.5	0.5	4.9	0.1	0.2	0.1
I56～61 小 売 業	100.0	19.4	15.0	1.0	0.0	2.8	0.1	0.2	0.2
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	26.8	15.2	1.4	0.1	9.1	0.4	0.3	0.2
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	24.2	17.9	1.7	0.2	3.5	0.3	0.6	0.1
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	22.0	15.2	1.7	0.1	4.4	0.3	0.2	0.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	23.8	13.0	1.2	6.0	2.9	0.1	0.5	0.0
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	16.5	13.9	1.0	0.1	0.9	0.1	0.4	0.0
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	20.8	13.1	0.7		6.8	0.1	0.0	0.1
P 医 療 , 福 祉	100.0	15.3	11.8	1.1	0.0	1.8	0.2	0.3	0.1
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	27.3	17.3	0.7	0.0	9.0	0.2	0.1	0.1
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	15.8	12.3	1.4	0.0	1.5	0.2	0.4	0.1
30～99人									
T 調 査 産 業 計	100.0	20.4	15.7	1.5	0.1	2.6	0.1	0.2	0.1
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	100.0	21.8	17.1	1.5	0.2	2.6	0.2	0.1	0.1
D 建 設 業	100.0	19.2	15.3	1.2	0.0	2.2	0.2	0.1	0.1
E 製 造 業	100.0	21.1	16.4	1.9	0.1	2.4	0.1	0.2	0.1
E1 消 費 関 連	100.0	20.2	15.6	1.7	0.2	2.2	0.2	0.2	0.1
E2 素 材 関 連	100.0	22.0	17.2	1.9	0.0	2.6	0.0	0.1	0.1
E3 機 械 関 連	100.0	20.9	16.3	2.1	0.1	2.2	0.1	0.1	0.1
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	100.0	24.6	16.2	1.6	0.0	6.1	0.2	0.2	0.2
G 情 報 通 信 業	100.0	22.0	16.2	2.1	0.2	2.6	0.6	0.3	0.0
H 運 輸 業 , 郵 便 業	100.0	20.4	16.9	1.4	0.0	1.8	0.1	0.2	0.1
I 卸 売 業 , 小 売 業	100.0	20.7	16.0	1.1	0.3	2.9	0.1	0.3	0.1
I50～55 卸 売 業	100.0	22.2	16.0	1.3	0.1	4.3	0.1	0.3	0.1
I56～61 小 売 業	100.0	19.2	16.0	0.9	0.4	1.4	0.1	0.3	0.1
J 金 融 業 , 保 険 業	100.0	25.6	17.0	2.1	0.9	4.8	0.3	0.3	0.1
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	100.0	19.2	15.0	1.8	0.0	1.8	0.1	0.3	0.1
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	100.0	21.0	15.5	1.5	0.2	3.2	0.2	0.3	0.1
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	100.0	20.5	15.8	2.0	0.0	1.9	0.1	0.5	0.2
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	100.0	22.1	16.3	1.7	0.2	3.4	0.0	0.4	0.1
O 教 育 , 学 習 支 援 業	100.0	21.1	13.8	1.0	0.1	5.7	0.3	0.1	0.0
P 医 療 , 福 祉	100.0	19.3	14.4	1.6	0.0	2.9	0.1	0.3	0.1
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	100.0	25.5	15.6	0.7	0.0	8.8	0.1	0.0	0.1
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	100.0	18.5	15.2	1.1	0.0	1.9	0.1	0.1	0.1

注：「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用（旅費、宿泊料等）、社内報・作業服の費用（安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く）、表彰の費用等をいう。

第39表 産業・企業規模、現金給与以外の労働費用の

産業・企業規模	計	現金給与額に対する									
		5%未満	5%～10%未満	10%～11%未満	11%～12%未満	12%～13%未満	13%～14%未満	14%～15%未満	15%～16%未満	16%～17%未満	17%未満
T 調査産業計	100.0	0.7	3.3	1.9	2.0	3.4	4.8	4.4	6.2	6.7	
1,000人以上	100.0	1.9	1.2	1.4	0.6	4.3	3.5	5.2	6.2	6.4	
100～999人	100.0	1.5	3.6	1.2	1.9	2.5	3.3	4.9	6.5	6.4	
300～999人	100.0	0.8	4.1	1.2	2.1	2.2	3.7	5.5	6.4	8.2	
100～299人	100.0	1.8	3.5	1.1	1.9	2.5	3.2	4.7	6.5	5.8	
30～99人	100.0	0.3	3.3	2.3	2.1	3.8	5.5	4.2	6.1	6.9	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	-	-	-	-	-	3.4	3.4	-	
D 建設業	100.0	1.8	3.6	1.8	-	3.8	1.9	5.8	2.2	8.7	
E 製造業	100.0	0.2	2.1	0.7	1.3	1.5	4.1	1.6	3.0	5.3	
E1 消費関連	100.0	0.5	2.0	1.5	0.5	1.5	6.7	3.2	2.5	4.5	
E2 素材関連	100.0	0.2	1.7	0.1	1.9	0.6	4.4	0.1	5.2	4.0	
E3 機械関連	100.0	0.1	2.7	0.6	1.3	2.6	1.5	2.0	0.8	7.4	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	-	-	1.8	1.8	2.9	1.0	3.7	1.0	
G 情報通信業	100.0	-	0.7	-	-	0.3	2.3	1.8	2.5	8.2	
H 運輸業，郵便業	100.0	1.6	2.2	2.9	4.3	0.0	-	4.8	8.1	8.1	
I 卸売業，小売業	100.0	0.6	4.4	0.4	3.0	3.5	3.7	5.4	8.4	4.9	
I50～55 卸売業	100.0	0.1	1.2	-	2.5	1.9	3.8	4.4	7.4	3.4	
I56～61 小売業	100.0	1.0	7.1	0.8	3.4	4.8	3.7	6.2	9.2	6.1	
J 金融業，保険業	100.0	0.6	0.6	-	-	0.5	0.6	1.3	2.2	2.6	
K 不動産業，物品賃貸業	100.0	-	2.3	3.0	2.3	5.3	1.7	9.8	8.3	10.7	
L 学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.3	1.6	1.5	1.5	0.4	1.5	3.0	4.5	4.7	
M 宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.2	19.8	9.7	0.8	7.5	10.2	8.2	4.0	6.8	
N 生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.8	3.5	5.8	0.6	6.5	4.9	6.3	3.7	4.9	
O 教育，学習支援業	100.0	0.5	3.5	2.5	1.2	3.8	7.0	4.5	7.4	10.8	
P 医療，福祉	100.0	0.5	0.6	0.5	1.7	7.2	9.3	5.3	9.2	11.0	
Q 複合サービス事業	100.0	-	0.5	-	-	1.1	1.1	1.6	2.2	2.2	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	2.8	6.2	7.0	5.7	1.7	5.7	5.5	10.5	1.4	

現金給与額に対する比率階級区分別企業割合

(単位：%)

比率階級									産業・企業規模
17%～ 18% 未満	18%～ 19% 未満	19%～ 20% 未満	20%～ 22% 未満	22%～ 24% 未満	24%～ 26% 未満	26%～ 28% 未満	28%～ 30% 未満	30% 以上	
9.3	6.9	7.7	12.2	9.0	7.3	3.1	1.8	9.1	T 調査産業計
6.7	5.5	4.6	12.8	5.8	11.0	4.9	5.2	12.8	1,000人以上
8.5	8.8	6.6	12.0	10.1	6.0	4.4	2.4	9.3	100～999人
5.4	9.1	5.6	10.8	9.0	9.8	4.2	3.2	8.7	300～999人
9.6	8.6	7.0	12.3	10.5	4.7	4.5	2.1	9.6	100～299人
9.8	6.0	8.4	12.3	8.6	7.7	2.5	1.4	8.8	30～99人
6.8	13.6	13.6	14.4	22.2	10.5	-	3.4	8.6	C 鉱業，採石業，砂利採取業
9.3	8.5	3.7	11.5	7.8	11.7	3.3	3.3	11.3	D 建設業
10.6	8.4	8.7	16.6	10.7	9.9	5.0	1.6	8.7	E 製造業
18.5	9.3	5.7	13.3	7.7	7.4	5.7	2.4	7.2	E1 消費関連
4.2	10.3	8.7	22.0	13.1	9.1	4.6	0.8	9.2	E2 素材関連
10.9	5.5	11.3	13.5	10.6	13.1	5.0	1.7	9.3	E3 機械関連
4.7	6.1	11.5	6.9	11.7	9.9	6.9	4.0	26.1	F 電気・ガス・熱供給・水道業
9.9	4.6	9.1	23.0	11.3	7.4	9.2	1.5	8.3	G 情報通信業
6.9	10.1	4.5	16.6	9.6	6.1	2.8	0.2	11.3	H 運輸業，郵便業
9.5	5.0	7.7	11.5	10.8	8.6	1.3	3.8	7.3	I 卸売業，小売業
11.0	4.2	7.9	10.8	18.1	9.9	2.6	3.5	7.2	I50～55 卸売業
8.3	5.6	7.6	12.1	4.9	7.6	0.3	4.0	7.3	I56～61 小売業
4.6	6.3	4.8	12.6	9.2	10.1	10.2	6.4	27.4	J 金融業，保険業
3.8	6.7	3.4	14.4	6.7	3.4	10.4	1.5	6.3	K 不動産業，物品賃貸業
6.0	11.3	9.4	15.1	13.7	9.7	4.6	5.0	6.2	L 学術研究，専門・技術サービス業
5.8	4.6	-	2.5	-	-	5.9	-	14.1	M 宿泊業，飲食サービス業
10.6	8.3	1.9	10.1	11.6	8.7	2.8	-	9.1	N 生活関連サービス業，娯楽業
7.6	6.2	3.9	12.1	11.2	3.9	2.0	2.3	9.7	O 教育，学習支援業
12.1	6.5	9.9	7.3	4.9	3.5	0.2	0.6	9.7	P 医療，福祉
1.1	1.3	2.2	7.1	15.2	14.9	11.0	11.9	26.5	Q 複合サービス事業
6.7	3.4	15.8	8.1	9.4	5.8	0.8	0.1	3.5	R サービス業(他に分類されないもの)

第40表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均退職給付等の費用及び構成比（3-1）

産業、企業規模	費用（円）							構成比（%）						
	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金（企業型）への掛金	その他の退職年金の費用	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金（企業型）への掛金	その他の退職年金の費用
計														
T 調査産業計	15,955	7,396	742	521	4,439	2,285	572	100.0	46.4	4.7	3.3	27.8	14.3	3.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	19,095	9,706	4,434	648	1,106	2,701	501	100.0	50.8	23.2	3.4	5.8	14.1	2.6
D 建設業	18,233	8,432	1,622	674	5,054	1,774	676	100.0	46.2	8.9	3.7	27.7	9.7	3.7
E 製造業	20,651	7,787	1,038	159	8,082	3,344	240	100.0	37.7	5.0	0.8	39.1	16.2	1.2
E1 消費関連	13,384	6,263	915	241	3,825	1,985	156	100.0	46.8	6.8	1.8	28.6	14.8	1.2
E2 素材関連	22,599	9,524	1,420	145	8,914	2,282	314	100.0	42.1	6.3	0.6	39.4	10.1	1.4
E3 機械関連	23,679	7,453	833	119	10,084	4,952	238	100.0	31.5	3.5	0.5	42.6	20.9	1.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	66,574	36,884	952	397	22,606	4,036	1,698	100.0	55.4	1.4	0.6	34.0	6.1	2.6
G 情報通信業	25,555	10,801	650	110	9,599	4,227	168	100.0	42.3	2.5	0.4	37.6	16.5	0.7
H 運輸業、郵便業	10,064	6,231	1,485	30	1,503	673	142	100.0	61.9	14.8	0.3	14.9	6.7	1.4
I 卸売業、小売業	12,742	6,410	589	95	3,629	1,864	153	100.0	50.3	4.6	0.7	28.5	14.6	1.2
I50～55 卸売業	23,427	12,049	1,094	112	6,490	3,297	386	100.0	51.4	4.7	0.5	27.7	14.1	1.6
I56～61 小売業	7,377	3,579	336	87	2,193	1,145	37	100.0	48.5	4.6	1.2	29.7	15.5	0.5
J 金融業、保険業	52,830	21,798	118	87	20,845	3,288	6,695	100.0	41.3	0.2	0.2	39.5	6.2	12.7
K 不動産業、物品賃貸業	27,169	16,853	459	43	4,720	3,443	1,650	100.0	62.0	1.7	0.2	17.4	12.7	6.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	25,509	9,431	773	149	9,260	4,562	1,335	100.0	37.0	3.0	0.6	36.3	17.9	5.2
M 宿泊業、飲食サービス業	2,610	1,640	172	73	510	190	25	100.0	62.8	6.6	2.8	19.5	7.3	1.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	5,912	2,999	624	643	899	697	50	100.0	50.7	10.6	10.9	15.2	11.8	0.8
O 教育、学習支援業	23,445	18,167	357	3,308	402	220	992	100.0	77.5	1.5	14.1	1.7	0.9	4.2
P 医療、福祉	11,007	4,204	562	915	790	3,552	984	100.0	38.2	5.1	8.3	7.2	32.3	8.9
Q 複合サービス事業	29,935	17,067	862	8,393	3,369	140	102	100.0	57.0	2.9	28.0	11.3	0.5	0.3
R サービス業(他に分類されないもの)	6,172	2,512	642	47	2,411	531	29	100.0	40.7	10.4	0.8	39.1	8.6	0.5
1,000人以上														
T 調査産業計	22,985	10,560	-	289	8,450	2,981	705	100.0	45.9	-	1.3	36.8	13.0	3.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	29,634	12,637	-	149	12,002	4,331	514	100.0	42.6	-	0.5	40.5	14.6	1.7
E 製造業	37,651	12,833	-	16	17,869	6,688	245	100.0	34.1	-	0.0	47.5	17.8	0.7
E1 消費関連	21,341	8,079	-	-	7,801	5,332	129	100.0	37.9	-	-	36.6	25.0	0.6
E2 素材関連	48,671	21,134	-	69	22,905	3,965	599	100.0	43.4	-	0.1	47.1	8.1	1.2
E3 機械関連	39,442	11,171	-	-	19,733	8,398	140	100.0	28.3	-	-	50.0	21.3	0.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100,393	62,504	-	-	32,714	5,175	-	100.0	62.3	-	-	32.6	5.2	-
G 情報通信業	47,025	21,008	-	-	18,434	7,482	102	100.0	44.7	-	-	39.2	15.9	0.2
H 運輸業、郵便業	10,159	4,808	-	-	4,229	1,094	28	100.0	47.3	-	-	41.6	10.8	0.3
I 卸売業、小売業	14,819	6,851	-	10	5,349	2,520	88	100.0	46.2	-	0.1	36.1	17.0	0.6
I50～55 卸売業	41,864	19,814	-	-	13,917	7,988	146	100.0	47.3	-	-	33.2	19.1	0.3
I56～61 小売業	8,307	3,730	-	13	3,286	1,204	74	100.0	44.9	-	0.2	39.6	14.5	0.9
J 金融業、保険業	62,231	25,276	-	-	27,741	2,804	6,411	100.0	40.6	-	-	44.6	4.5	10.3
K 不動産業、物品賃貸業	52,109	35,936	-	-	7,394	6,383	2,396	100.0	69.0	-	-	14.2	12.2	4.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	34,861	10,149	-	-	14,828	6,952	2,932	100.0	29.1	-	-	42.5	19.9	8.4
M 宿泊業、飲食サービス業	1,505	437	-	-	663	354	50	100.0	29.1	-	-	44.1	23.5	3.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	6,272	2,902	-	-	1,608	1,762	-	100.0	46.3	-	-	25.6	28.1	-
O 教育、学習支援業	23,851	19,341	-	2,064	588	259	1,598	100.0	81.1	-	8.7	2.5	1.1	6.7
P 医療、福祉	7,664	5,534	-	452	1,059	302	316	100.0	72.2	-	5.9	13.8	3.9	4.1
Q 複合サービス事業	27,933	13,923	-	8,854	5,156	-	-	100.0	49.8	-	31.7	18.5	-	-
R サービス業(他に分類されないもの)	10,483	4,800	-	2	4,980	681	20	100.0	45.8	-	0.0	47.5	6.5	0.2

第40表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均退職給付等の費用及び構成比(3-2)

産業、企業規模	費用(円)							構成比(%)						
	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金(企業型)への掛金	その他の退職年金の費用	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金(企業型)への掛金	その他の退職年金の費用
100~999人														
T 調査産業計	14,700	6,837	745	665	3,393	2,672	389	100.0	46.5	5.1	4.5	23.1	18.2	2.6
C 鉱業,採石業,砂利採取業	34,204	19,592	4,259	-	2,455	6,575	1,323	100.0	57.3	12.5	-	7.2	19.2	3.9
D 建設業	22,144	10,787	1,389	1,121	6,412	2,088	346	100.0	48.7	6.3	5.1	29.0	9.4	1.6
E 製造業	17,608	7,142	1,069	168	6,211	2,805	213	100.0	40.6	6.1	1.0	35.3	15.9	1.2
E1 消費関連	14,248	7,633	589	287	4,044	1,463	231	100.0	53.6	4.1	2.0	28.4	10.3	1.6
E2 素材関連	19,736	7,692	1,548	133	7,619	2,549	193	100.0	39.0	7.8	0.7	38.6	12.9	1.0
E3 機械関連	17,939	6,402	976	123	6,395	3,826	217	100.0	35.7	5.4	0.7	35.6	21.3	1.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	37,130	10,524	604	1,028	17,037	3,582	4,355	100.0	28.3	1.6	2.8	45.9	9.6	11.7
G 情報通信業	14,959	5,828	453	110	5,549	2,835	184	100.0	39.0	3.0	0.7	37.1	19.0	1.2
H 運輸業,郵便業	12,724	9,228	1,861	45	711	722	158	100.0	72.5	14.6	0.4	5.6	5.7	1.2
I 卸売業,小売業	13,023	6,607	642	177	3,373	1,936	287	100.0	50.7	4.9	1.4	25.9	14.9	2.2
I50~55 卸売業	19,207	9,345	1,000	141	5,578	2,498	646	100.0	48.7	5.2	0.7	29.0	13.0	3.4
I56~61 小売業	8,075	4,417	356	206	1,609	1,487	-	100.0	54.7	4.4	2.6	19.9	18.4	-
J 金融業,保険業	40,856	17,002	153	255	11,136	4,350	7,962	100.0	41.6	0.4	0.6	27.3	10.6	19.5
K 不動産業,物品賃貸業	14,449	6,177	700	55	3,864	1,969	1,684	100.0	42.8	4.8	0.4	26.7	13.6	11.7
L 学術研究,専門・技術サービス業	22,778	10,360	386	43	7,902	3,971	115	100.0	45.5	1.7	0.2	34.7	17.4	0.5
M 宿泊業,飲食サービス業	3,578	2,773	184	198	386	37	-	100.0	77.5	5.1	5.5	10.8	1.0	-
N 生活関連サービス業,娯楽業	4,749	2,663	37	707	714	531	95	100.0	56.1	0.8	14.9	15.0	11.2	2.0
O 教育,学習支援業	25,338	19,398	389	4,885	221	84	361	100.0	76.6	1.5	19.3	0.9	0.3	1.4
P 医療,福祉	13,463	4,505	566	960	990	6,130	313	100.0	33.5	4.2	7.1	7.4	45.5	2.3
Q 複合サービス事業	30,499	17,915	1,005	8,339	2,938	185	117	100.0	58.7	3.3	27.3	9.6	0.6	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	4,298	1,545	423	94	1,532	655	49	100.0	36.0	9.8	2.2	35.6	15.2	1.1
300~999人														
T 調査産業計	17,295	7,101	313	619	4,716	4,207	338	100.0	41.1	1.8	3.6	27.3	24.3	2.0
C 鉱業,採石業,砂利採取業	52,148	38,440	-	-	-	13,708	-	100.0	73.7	-	-	-	26.3	-
D 建設業	22,646	8,444	285	236	10,038	3,349	294	100.0	37.3	1.3	1.0	44.3	14.8	1.3
E 製造業	20,715	7,583	186	129	9,452	3,271	94	100.0	36.6	0.9	0.6	45.6	15.8	0.5
E1 消費関連	17,030	8,053	291	99	6,493	1,893	200	100.0	47.3	1.7	0.6	38.1	11.1	1.2
E2 素材関連	24,145	8,727	289	165	13,482	1,332	151	100.0	36.1	1.2	0.7	55.8	5.5	0.6
E3 機械関連	20,312	6,618	70	122	8,309	5,188	6	100.0	32.6	0.3	0.6	40.9	25.5	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	48,142	7,008	300	1,523	25,623	5,762	7,927	100.0	14.6	0.6	3.2	53.2	12.0	16.5
G 情報通信業	17,208	7,726	166	-	4,962	4,016	338	100.0	44.9	1.0	-	28.8	23.3	2.0
H 運輸業,郵便業	7,488	3,196	1,614	-	1,483	863	333	100.0	42.7	21.5	-	19.8	11.5	4.4
I 卸売業,小売業	13,458	6,251	153	105	4,585	2,323	40	100.0	46.4	1.1	0.8	34.1	17.3	0.3
I50~55 卸売業	20,474	9,103	135	256	7,775	3,106	99	100.0	44.5	0.7	1.2	38.0	15.2	0.5
I56~61 小売業	8,625	4,287	165	1	2,388	1,785	-	100.0	49.7	1.9	0.0	27.7	20.7	-
J 金融業,保険業	41,517	15,901	-	-	11,869	6,041	7,705	100.0	38.3	-	-	28.6	14.6	18.6
K 不動産業,物品賃貸業	15,448	3,356	198	-	5,032	3,511	3,352	100.0	21.7	1.3	-	32.6	22.7	21.7
L 学術研究,専門・技術サービス業	24,840	10,607	-	-	9,617	4,616	-	100.0	42.7	-	-	38.7	18.6	-
M 宿泊業,飲食サービス業	2,307	1,295	170	189	591	61	-	100.0	56.2	7.4	8.2	25.6	2.7	-
N 生活関連サービス業,娯楽業	8,500	4,832	-	1,486	1,041	1,141	-	100.0	56.8	-	17.5	12.2	13.4	-
O 教育,学習支援業	26,665	21,339	98	4,722	125	30	352	100.0	80.0	0.4	17.7	0.5	0.1	1.3
P 医療,福祉	21,575	6,378	473	559	1,644	12,446	75	100.0	29.6	2.2	2.6	7.6	57.7	0.3
Q 複合サービス事業	30,993	18,912	1,063	7,892	2,730	249	147	100.0	61.0	3.4	25.5	8.8	0.8	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)	4,892	1,415	317	20	2,111	1,029	-	100.0	28.9	6.5	0.4	43.2	21.0	-

第40表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均退職給付等の費用及び構成比(3-3)

産業、企業規模	費用(円)							構成比(%)						
	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金(企業型)への掛金	その他の退職年金の費用	計	退職一時金	中小企業退職金共済制度への掛金	特定退職金共済制度への掛金	確定給付企業年金への掛金	確定拠出年金(企業型)への掛金	その他の退職年金の費用
100~299人														
T 調査産業計	12,071	6,570	1,182	711	2,052	1,115	440	100.0	54.4	9.8	5.9	17.0	9.2	3.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	23,306	8,145	6,845	-	3,946	2,244	2,126	100.0	34.9	29.4	-	16.9	9.6	9.1
D 建設業	21,753	12,611	2,249	1,810	3,589	1,106	387	100.0	58.0	10.3	8.3	16.5	5.1	1.8
E 製造業	14,766	6,739	1,877	203	3,247	2,380	321	100.0	45.6	12.7	1.4	22.0	16.1	2.2
E1 消費関連	12,107	7,309	819	432	2,161	1,132	255	100.0	60.4	6.8	3.6	17.8	9.3	2.1
E2 素材関連	16,382	6,905	2,506	109	3,159	3,476	226	100.0	42.2	15.3	0.7	19.3	21.2	1.4
E3 機械関連	15,148	6,147	2,042	125	4,145	2,224	465	100.0	40.6	13.5	0.8	27.4	14.7	3.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	23,842	14,768	972	432	6,676	951	44	100.0	61.9	4.1	1.8	28.0	4.0	0.2
G 情報通信業	12,369	3,643	783	237	6,224	1,475	7	100.0	29.5	6.3	1.9	50.3	11.9	0.1
H 運輸業、郵便業	15,510	12,436	1,992	70	300	647	65	100.0	80.2	12.8	0.4	1.9	4.2	0.4
I 卸売業、小売業	12,546	6,997	1,178	256	2,046	1,513	557	100.0	55.8	9.4	2.0	16.3	12.1	4.4
I50~55 卸売業	18,040	9,568	1,796	35	3,553	1,938	1,150	100.0	53.0	10.0	0.2	19.7	10.7	6.4
I56~61 小売業	7,385	4,582	596	464	630	1,113	-	100.0	62.0	8.1	6.3	8.5	15.1	-
J 金融業、保険業	39,770	18,811	404	673	9,930	1,568	8,384	100.0	47.3	1.0	1.7	25.0	3.9	21.1
K 不動産業、物品賃貸業	13,501	8,856	1,177	107	2,755	505	101	100.0	65.6	8.7	0.8	20.4	3.7	0.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	20,403	10,076	831	93	5,928	3,229	247	100.0	49.4	4.1	0.5	29.1	15.8	1.2
M 宿泊業、飲食サービス業	5,523	5,034	204	212	73	-	-	100.0	91.1	3.7	3.8	1.3	-	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	2,295	1,245	62	197	500	132	158	100.0	54.3	2.7	8.6	21.8	5.8	6.9
O 教育、学習支援業	23,295	16,409	836	5,136	370	168	375	100.0	70.4	3.6	22.0	1.6	0.7	1.6
P 医療、福祉	5,659	2,703	655	1,345	361	53	542	100.0	47.8	11.6	23.8	6.4	0.9	9.6
Q 複合サービス事業	29,076	15,048	836	9,627	3,537	-	30	100.0	51.8	2.9	33.1	12.2	-	0.1
R サービス業(他に分類されないもの)	3,526	1,714	561	190	780	168	113	100.0	48.6	15.9	5.4	22.1	4.8	3.2
30~99人														
T 調査産業計	7,732	3,680	1,895	570	469	351	767	100.0	47.6	24.5	7.4	6.1	4.5	9.9
C 鉱業、採石業、砂利採取業	9,887	3,681	4,540	1,043	283	340	-	100.0	37.2	45.9	10.5	2.9	3.4	-
D 建設業	8,138	3,731	2,712	467	-	115	1,113	100.0	45.8	33.3	5.7	-	1.4	13.7
E 製造業	6,895	3,139	2,217	310	427	506	295	100.0	45.5	32.2	4.5	6.2	7.3	4.3
E1 消費関連	5,692	2,562	2,176	352	331	218	53	100.0	45.0	38.2	6.2	5.8	3.8	0.9
E2 素材関連	7,881	4,114	2,280	228	519	402	337	100.0	52.2	28.9	2.9	6.6	5.1	4.3
E3 機械関連	7,057	2,634	2,188	360	426	939	510	100.0	37.3	31.0	5.1	6.0	13.3	7.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	24,799	13,706	4,583	291	3,378	1,508	1,334	100.0	55.3	18.5	1.2	13.6	6.1	5.4
G 情報通信業	9,836	3,150	2,557	341	2,273	1,251	264	100.0	32.0	26.0	3.5	23.1	12.7	2.7
H 運輸業、郵便業	5,071	2,270	2,405	34	-	126	236	100.0	44.8	47.4	0.7	-	2.5	4.7
I 卸売業、小売業	7,491	4,987	1,784	102	375	244	-	100.0	66.6	23.8	1.4	5.0	3.3	-
I50~55 卸売業	14,001	10,379	2,507	160	739	216	-	100.0	74.1	17.9	1.1	5.3	1.5	-
I56~61 小売業	3,147	1,389	1,301	63	131	263	-	100.0	44.1	41.3	2.0	4.2	8.4	-
J 金融業、保険業	19,501	11,480	1,172	77	1,490	2,558	2,725	100.0	58.9	6.0	0.4	7.6	13.1	14.0
K 不動産業、物品賃貸業	6,593	3,463	822	102	1,251	955	-	100.0	52.5	12.5	1.5	19.0	14.5	-
L 学術研究、専門・技術サービス業	13,060	6,441	2,898	613	1,368	1,188	553	100.0	49.3	22.2	4.7	10.5	9.1	4.2
M 宿泊業、飲食サービス業	4,050	3,020	719	23	289	-	-	100.0	74.6	17.8	0.6	7.1	-	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	8,110	3,833	2,536	1,143	598	-	-	100.0	47.3	31.3	14.1	7.4	-	-
O 教育、学習支援業	17,401	10,712	1,661	4,395	104	391	138	100.0	61.6	9.5	25.3	0.6	2.2	0.8
P 医療、福祉	8,052	2,380	1,028	1,200	92	231	3,120	100.0	29.6	12.8	14.9	1.1	2.9	38.7
Q 複合サービス事業	31,143	19,592	3,026	6,866	1,113	142	404	100.0	62.9	9.7	22.0	3.6	0.5	1.3
R サービス業(他に分類されないもの)	4,943	1,804	1,853	3	1,186	97	-	100.0	36.5	37.5	0.1	24.0	2.0	-

第41表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費(3-1)

(単位：円)

産業、企業規模	計	健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にかか る額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}
					雇用保険 にかか る額	労災保険 にかか る額				
計										
T 調査産業計	50,283	17,496	27,905	3,695	2,120	1,575	987	96	4	98
C 鉱業,採石業,砂利採取業	77,169	27,312	38,815	8,257	2,772	5,485	1,974	33	-	778
D 建設業	67,247	23,810	36,370	5,719	2,980	2,739	1,255	77	1	16
E 製造業	61,665	21,578	34,009	4,671	2,706	1,964	1,233	88	14	72
E1 消費関連	49,906	17,279	27,582	3,879	1,987	1,892	934	74	51	108
E2 素材関連	63,761	22,177	34,758	5,325	2,951	2,374	1,281	78	0	141
E3 機械関連	67,337	23,773	37,399	4,678	2,968	1,710	1,380	105	1	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	104,883	39,124	57,656	5,884	4,002	1,881	2,157	38	0	24
G 情報通信業	75,580	25,918	43,182	4,649	3,047	1,602	1,459	160	5	206
H 運輸業,郵便業	49,793	17,550	26,812	4,403	2,142	2,261	877	87	8	55
I 卸売業,小売業	44,138	15,006	24,715	3,330	1,784	1,546	840	145	1	99
I50~55 卸売業	63,707	22,230	35,721	4,143	2,574	1,569	1,172	299	2	140
I56~61 小売業	34,313	11,379	19,190	2,922	1,387	1,535	674	67	1	79
J 金融業,保険業	72,745	26,367	40,673	4,049	2,953	1,097	1,473	90	5	88
K 不動産業,物品賃貸業	60,857	20,748	34,957	3,888	2,473	1,415	1,069	111	1	84
L 学術研究,専門・技術サービス業	73,740	25,282	41,942	4,418	2,973	1,445	1,560	65	2	471
M 宿泊業,飲食サービス業	22,772	7,891	12,112	2,300	977	1,322	405	60	0	4
N 生活関連サービス業,娯楽業	35,851	12,081	19,986	3,044	1,653	1,391	601	131	2	6
O 教育,学習支援業	51,851	17,947	29,127	3,250	2,196	1,054	1,118	44	3	361
P 医療,福祉	40,510	14,261	22,534	2,786	1,732	1,053	834	77	0	18
Q 複合サービス事業	52,247	18,779	28,993	3,013	1,967	1,045	1,017	154	0	290
R サービス業(他に分類されないもの)	35,987	12,586	19,655	2,837	1,437	1,401	741	62	0	105
1,000人以上										
T 調査産業計	54,348	18,858	30,197	3,942	2,224	1,718	1,105	87	4	155
C 鉱業,採石業,砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	81,966	29,642	42,952	7,639	3,346	4,293	1,652	79	1	0
E 製造業	74,480	26,246	41,640	4,979	3,141	1,837	1,522	27	5	62
E1 消費関連	60,180	20,852	33,337	4,758	2,298	2,460	1,138	33	20	42
E2 素材関連	80,412	28,916	44,238	5,481	3,407	2,074	1,533	18	0	225
E3 機械関連	77,652	27,257	43,844	4,852	3,365	1,487	1,670	29	2	0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	140,449	53,266	76,730	7,511	5,340	2,171	2,918	-	0	23
G 情報通信業	88,315	31,379	49,024	5,761	3,391	2,370	1,760	91	15	284
H 運輸業,郵便業	47,698	16,487	26,341	3,787	1,965	1,822	942	63	24	54
I 卸売業,小売業	42,927	14,413	23,805	3,469	1,646	1,824	885	206	1	148
I50~55 卸売業	87,687	30,813	49,754	4,442	2,923	1,519	1,642	838	0	197
I56~61 小売業	32,151	10,464	17,558	3,235	1,338	1,897	703	54	1	137
J 金融業,保険業	72,092	27,698	38,628	4,178	3,098	1,080	1,520	61	7	-
K 不動産業,物品賃貸業	60,210	21,448	33,732	3,856	2,594	1,263	1,116	56	2	-
L 学術研究,専門・技術サービス業	85,402	27,971	49,557	5,040	3,471	1,569	1,838	24	5	967
M 宿泊業,飲食サービス業	20,408	6,812	10,585	2,612	854	1,758	345	51	0	4
N 生活関連サービス業,娯楽業	35,255	10,990	18,732	4,896	2,136	2,760	573	64	-	-
O 教育,学習支援業	57,052	19,057	32,602	3,528	2,387	1,142	1,260	24	6	576
P 医療,福祉	41,344	14,433	23,280	2,776	1,695	1,081	797	57	0	-
Q 複合サービス事業	50,560	17,914	28,243	2,996	1,906	1,090	1,036	110	1	260
R サービス業(他に分類されないもの)	44,617	15,435	24,849	3,226	1,706	1,521	917	64	0	126

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第41表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費(3-2)

(単位：円)

産業、企業規模	計	健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にかか る額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}
					雇用保険 にかか る額	労災保険 にかか る額				
100～999人										
T 調査産業計	49,423	17,204	27,478	3,543	2,114	1,429	970	146	6	76
C 鉱業、採石業、砂利採取業	98,205	36,570	49,464	8,845	3,682	5,164	3,239	87	-	-
D 建設業	69,092	23,840	37,912	5,899	3,176	2,723	1,258	148	1	34
E 製造業	60,856	21,236	33,375	4,695	2,722	1,974	1,253	162	24	109
E1 消費関連	50,779	17,531	27,980	3,913	2,057	1,856	922	138	95	200
E2 素材関連	63,280	21,834	34,474	5,238	2,930	2,308	1,418	139	0	177
E3 機械関連	65,025	23,005	35,767	4,734	2,958	1,776	1,322	196	1	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	71,678	25,959	39,720	4,413	2,848	1,565	1,475	112	-	1
G 情報通信業	70,791	23,431	41,602	3,996	2,857	1,139	1,293	269	-	199
H 運輸業、郵便業	51,892	18,649	27,700	4,324	2,072	2,252	983	148	1	86
I 卸売業、小売業	46,334	15,819	26,128	3,282	1,955	1,326	887	149	3	66
I50～55 卸売業	57,927	20,155	32,173	4,175	2,528	1,647	1,128	185	3	108
I56～61 小売業	37,061	12,351	21,293	2,567	1,498	1,069	695	120	3	33
J 金融業、保険業	74,611	24,129	44,912	3,787	2,726	1,061	1,393	162	-	228
K 不動産業、物品賃貸業	63,642	20,583	37,756	3,936	2,413	1,524	1,055	201	0	109
L 学術研究、専門・技術サービス業	66,956	23,891	37,209	4,074	2,739	1,335	1,417	144	1	220
M 宿泊業、飲食サービス業	21,653	7,635	11,803	1,747	1,041	706	364	97	0	6
N 生活関連サービス業、娯楽業	34,784	11,771	19,908	2,273	1,395	879	596	222	4	11
O 教育、学習支援業	47,546	17,567	25,770	3,034	2,099	936	1,001	95	-	79
P 医療、福祉	40,287	14,308	22,335	2,716	1,751	966	795	117	0	15
Q 複合サービス事業	52,619	18,972	29,244	2,985	1,988	997	1,005	178	0	235
R サービス業(他に分類されないもの)	29,216	10,378	15,647	2,432	1,249	1,183	637	91	0	31
300～999人										
T 調査産業計	50,804	17,540	28,499	3,552	2,162	1,390	1,032	112	2	67
C 鉱業、採石業、砂利採取業	128,242	54,781	64,214	6,755	5,094	1,661	2,491	-	-	-
D 建設業	71,720	24,681	39,734	5,755	2,918	2,837	1,363	124	2	62
E 製造業	65,959	22,574	36,794	4,964	2,846	2,118	1,444	100	2	82
E1 消費関連	57,113	19,622	31,366	4,907	2,400	2,507	1,001	117	3	97
E2 素材関連	72,138	24,887	38,949	6,240	3,696	2,543	1,758	107	0	197
E3 機械関連	66,310	22,530	38,059	4,173	2,517	1,656	1,458	89	1	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	72,442	26,160	40,429	4,255	2,636	1,618	1,559	39	-	1
G 情報通信業	70,176	23,830	40,250	4,179	2,851	1,328	1,336	208	-	372
H 運輸業、郵便業	55,415	19,203	30,299	4,661	2,230	2,431	964	112	-	176
I 卸売業、小売業	44,826	15,166	25,445	3,148	1,977	1,171	924	97	6	40
I50～55 卸売業	59,299	20,364	33,193	4,323	2,754	1,570	1,298	102	7	12
I56～61 小売業	34,856	11,586	20,107	2,339	1,442	897	666	93	5	60
J 金融業、保険業	79,820	23,954	50,403	3,844	2,774	1,070	1,444	132	-	42
K 不動産業、物品賃貸業	56,945	19,528	32,069	4,130	2,413	1,717	1,029	189	-	0
L 学術研究、専門・技術サービス業	63,809	23,057	35,380	3,896	2,684	1,212	1,435	41	1	-
M 宿泊業、飲食サービス業	19,398	6,602	10,814	1,506	975	530	365	100	0	11
N 生活関連サービス業、娯楽業	35,643	11,994	20,550	2,230	1,533	697	601	258	2	8
O 教育、学習支援業	49,442	18,308	26,966	2,901	2,016	885	1,055	110	-	102
P 医療、福祉	44,663	15,830	24,890	2,964	1,948	1,016	836	111	0	31
Q 複合サービス事業	51,489	18,482	28,873	2,912	1,969	943	978	147	0	95
R サービス業(他に分類されないもの)	29,618	10,590	15,902	2,328	1,296	1,032	711	72	-	16

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第41表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費(3-3)

(単位：円)

産業、企業規模	計	健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にかか る額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}
					雇用保険 にかか る額	労災保険 にかか る額				
100～299人										
T 調査産業計	48,024	16,864	26,443	3,534	2,065	1,469	906	181	11	85
C 鉱業、採石業、砂利採取業	79,963	25,510	40,506	10,115	2,824	7,291	3,693	140	-	-
D 建設業	67,045	23,184	36,493	6,011	3,377	2,633	1,176	167	1	13
E 製造業	56,189	20,012	30,249	4,450	2,609	1,841	1,080	218	45	135
E1 消費関連	45,907	15,922	25,375	3,149	1,793	1,356	861	154	166	280
E2 素材関連	56,540	19,510	31,070	4,476	2,348	2,129	1,160	163	-	161
E3 機械関連	63,513	23,563	33,072	5,394	3,477	1,917	1,163	322	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	70,757	25,716	38,864	4,605	3,104	1,501	1,372	199	-	-
G 情報通信業	71,498	22,971	43,158	3,785	2,864	921	1,244	340	-	-
H 運輸業、郵便業	50,017	18,355	26,318	4,145	1,988	2,157	993	167	2	38
I 卸売業、小売業	47,985	16,533	26,876	3,428	1,932	1,496	848	206	-	95
I50～55 卸売業	56,663	19,962	31,233	4,039	2,320	1,719	971	262	-	196
I56～61 小売業	39,833	13,312	22,782	2,854	1,568	1,286	731	153	-	0
J 金融業、保険業	66,046	24,416	35,882	3,694	2,648	1,046	1,308	213	-	533
K 不動産業、物品賃貸業	70,000	21,585	43,155	3,753	2,412	1,341	1,080	213	1	213
L 学術研究、専門・技術サービス業	70,579	24,852	39,315	4,280	2,804	1,476	1,396	264	-	473
M 宿泊業、飲食サービス業	25,106	9,215	13,317	2,117	1,140	976	362	94	-	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	34,223	11,625	19,487	2,302	1,304	998	592	198	6	13
O 教育、学習支援業	44,626	16,426	23,929	3,240	2,226	1,014	917	71	-	43
P 医療、福祉	36,077	12,845	19,878	2,478	1,561	918	755	122	-	-
Q 複合サービス事業	55,872	20,382	30,310	3,195	2,041	1,153	1,082	266	-	637
R サービス業(他に分類されないもの)	28,694	10,102	15,317	2,568	1,188	1,380	541	115	0	51
30～99人										
T 調査産業計	45,819	16,012	25,265	3,645	1,974	1,671	841	-	0	56
C 鉱業、採石業、砂利採取業	64,350	21,670	32,327	7,898	2,218	5,680	1,204	-	-	1,251
D 建設業	57,650	20,759	31,308	4,532	2,580	1,952	1,047	-	-	4
E 製造業	48,026	16,713	26,225	4,245	2,149	2,097	839	-	0	3
E1 消費関連	40,376	14,050	22,395	3,130	1,627	1,503	793	-	-	8
E2 素材関連	51,595	17,560	27,854	5,380	2,634	2,746	801	-	0	-
E3 機械関連	52,180	18,619	28,488	4,140	2,152	1,988	933	-	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	65,631	23,436	36,871	3,985	2,329	1,656	1,262	-	-	77
G 情報通信業	62,122	21,343	35,306	4,122	2,850	1,272	1,289	-	-	61
H 運輸業、郵便業	48,209	16,685	25,692	5,217	2,463	2,754	613	-	3	-
I 卸売業、小売業	41,928	14,511	23,586	3,130	1,709	1,421	637	-	-	65
I50～55 卸売業	52,171	18,118	29,381	3,741	2,311	1,430	773	-	-	159
I56～61 小売業	35,092	12,104	19,719	2,722	1,307	1,415	546	-	-	2
J 金融業、保険業	69,382	24,632	38,941	4,138	2,669	1,469	1,426	-	-	245
K 不動産業、物品賃貸業	55,267	19,691	30,542	3,834	2,369	1,464	1,003	-	-	197
L 学術研究、専門・技術サービス業	64,245	22,780	36,283	3,879	2,467	1,412	1,302	-	-	0
M 宿泊業、飲食サービス業	33,228	12,077	17,910	2,539	1,240	1,299	701	-	1	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	38,790	13,850	21,410	2,890	1,740	1,150	639	-	-	0
O 教育、学習支援業	41,878	14,549	23,602	2,684	1,691	993	849	-	-	195
P 医療、福祉	40,335	14,007	22,373	2,956	1,721	1,236	959	-	-	39
Q 複合サービス事業	54,945	20,137	28,800	3,552	1,954	1,597	1,111	-	-	1,344
R サービス業(他に分類されないもの)	39,772	13,780	21,794	3,215	1,506	1,709	749	-	-	234

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第42表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費の構成比（3-1）

(単位：%)

産業、企業規模	計	健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にか かる 額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}
					雇用保険 にか かる 額	労災保険 にか かる 額				
計										
T 調査産業計	100.0	34.8	55.5	7.3	4.2	3.1	2.0	0.2	0.0	0.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	35.4	50.3	10.7	3.6	7.1	2.6	0.0	-	1.0
D 建設業	100.0	35.4	54.1	8.5	4.4	4.1	1.9	0.1	0.0	0.0
E 製造業	100.0	35.0	55.2	7.6	4.4	3.2	2.0	0.1	0.0	0.1
E1 消費関連	100.0	34.6	55.3	7.8	4.0	3.8	1.9	0.1	0.1	0.2
E2 素材関連	100.0	34.8	54.5	8.4	4.6	3.7	2.0	0.1	0.0	0.2
E3 機械関連	100.0	35.3	55.5	6.9	4.4	2.5	2.0	0.2	0.0	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.3	55.0	5.6	3.8	1.8	2.1	0.0	0.0	0.0
G 情報通信業	100.0	34.3	57.1	6.2	4.0	2.1	1.9	0.2	0.0	0.3
H 運輸業、郵便業	100.0	35.2	53.8	8.8	4.3	4.5	1.8	0.2	0.0	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	34.0	56.0	7.5	4.0	3.5	1.9	0.3	0.0	0.2
I50～55 卸売業	100.0	34.9	56.1	6.5	4.0	2.5	1.8	0.5	0.0	0.2
I56～61 小売業	100.0	33.2	55.9	8.5	4.0	4.5	2.0	0.2	0.0	0.2
J 金融業、保険業	100.0	36.2	55.9	5.6	4.1	1.5	2.0	0.1	0.0	0.1
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	34.1	57.4	6.4	4.1	2.3	1.8	0.2	0.0	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.3	56.9	6.0	4.0	2.0	2.1	0.1	0.0	0.6
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.7	53.2	10.1	4.3	5.8	1.8	0.3	0.0	0.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.7	55.7	8.5	4.6	3.9	1.7	0.4	0.0	0.0
O 教育、学習支援業	100.0	34.6	56.2	6.3	4.2	2.0	2.2	0.1	0.0	0.7
P 医療、福祉	100.0	35.2	55.6	6.9	4.3	2.6	2.1	0.2	0.0	0.0
Q 複合サービス事業	100.0	35.9	55.5	5.8	3.8	2.0	1.9	0.3	0.0	0.6
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.0	54.6	7.9	4.0	3.9	2.1	0.2	0.0	0.3
1,000人以上										
T 調査産業計	100.0	34.7	55.6	7.3	4.1	3.2	2.0	0.2	0.0	0.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	36.2	52.4	9.3	4.1	5.2	2.0	0.1	0.0	0.0
E 製造業	100.0	35.2	55.9	6.7	4.2	2.5	2.0	0.0	0.0	0.1
E1 消費関連	100.0	34.6	55.4	7.9	3.8	4.1	1.9	0.1	0.0	0.1
E2 素材関連	100.0	36.0	55.0	6.8	4.2	2.6	1.9	0.0	0.0	0.3
E3 機械関連	100.0	35.1	56.5	6.2	4.3	1.9	2.2	0.0	0.0	0.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	37.9	54.6	5.3	3.8	1.5	2.1	-	0.0	0.0
G 情報通信業	100.0	35.5	55.5	6.5	3.8	2.7	2.0	0.1	0.0	0.3
H 運輸業、郵便業	100.0	34.6	55.2	7.9	4.1	3.8	2.0	0.1	0.1	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	33.6	55.5	8.1	3.8	4.2	2.1	0.5	0.0	0.3
I50～55 卸売業	100.0	35.1	56.7	5.1	3.3	1.7	1.9	1.0	0.0	0.2
I56～61 小売業	100.0	32.5	54.6	10.1	4.2	5.9	2.2	0.2	0.0	0.4
J 金融業、保険業	100.0	38.4	53.6	5.8	4.3	1.5	2.1	0.1	0.0	-
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	35.6	56.0	6.4	4.3	2.1	1.9	0.1	0.0	-
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.8	58.0	5.9	4.1	1.8	2.2	0.0	0.0	1.1
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	33.4	51.9	12.8	4.2	8.6	1.7	0.3	0.0	0.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	31.2	53.1	13.9	6.1	7.8	1.6	0.2	-	-
O 教育、学習支援業	100.0	33.4	57.1	6.2	4.2	2.0	2.2	0.0	0.0	1.0
P 医療、福祉	100.0	34.9	56.3	6.7	4.1	2.6	1.9	0.1	0.0	-
Q 複合サービス事業	100.0	35.4	55.9	5.9	3.8	2.2	2.0	0.2	0.0	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	34.6	55.7	7.2	3.8	3.4	2.1	0.1	0.0	0.3

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第42表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費の構成比（3-2）

産業、企業規模	計	(単位：%)									
		健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にかか る額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}	
					労災保険 にかか る額						
100～999人											
T 調査産業計	100.0	34.8	55.6	7.2	4.3	2.9	2.0	0.3	0.0	0.2	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	37.2	50.4	9.0	3.7	5.3	3.3	0.1	-	-	
D 建設業	100.0	34.5	54.9	8.5	4.6	3.9	1.8	0.2	0.0	0.0	
E 製造業	100.0	34.9	54.8	7.7	4.5	3.2	2.1	0.3	0.0	0.2	
E1 消費関連	100.0	34.5	55.1	7.7	4.1	3.7	1.8	0.3	0.2	0.4	
E2 素材関連	100.0	34.5	54.5	8.3	4.6	3.6	2.2	0.2	0.0	0.3	
E3 機械関連	100.0	35.4	55.0	7.3	4.5	2.7	2.0	0.3	0.0	-	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.2	55.4	6.2	4.0	2.2	2.1	0.2	-	0.0	
G 情報通信業	100.0	33.1	58.8	5.6	4.0	1.6	1.8	0.4	-	0.3	
H 運輸業、郵便業	100.0	35.9	53.4	8.3	4.0	4.3	1.9	0.3	0.0	0.2	
I 卸売業、小売業	100.0	34.1	56.4	7.1	4.2	2.9	1.9	0.3	0.0	0.1	
I50～55 卸売業	100.0	34.8	55.5	7.2	4.4	2.8	1.9	0.3	0.0	0.2	
I56～61 小売業	100.0	33.3	57.5	6.9	4.0	2.9	1.9	0.3	0.0	0.1	
J 金融業、保険業	100.0	32.3	60.2	5.1	3.7	1.4	1.9	0.2	-	0.3	
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	32.3	59.3	6.2	3.8	2.4	1.7	0.3	0.0	0.2	
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.7	55.6	6.1	4.1	2.0	2.1	0.2	0.0	0.3	
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	35.3	54.5	8.1	4.8	3.3	1.7	0.5	0.0	0.0	
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.8	57.2	6.5	4.0	2.5	1.7	0.6	0.0	0.0	
O 教育、学習支援業	100.0	36.9	54.2	6.4	4.4	2.0	2.1	0.2	-	0.2	
P 医療、福祉	100.0	35.5	55.4	6.7	4.3	2.4	2.0	0.3	0.0	0.0	
Q 複合サービス事業	100.0	36.1	55.6	5.7	3.8	1.9	1.9	0.3	0.0	0.4	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.5	53.6	8.3	4.3	4.1	2.2	0.3	0.0	0.1	
300～999人											
T 調査産業計	100.0	34.5	56.1	7.0	4.3	2.7	2.0	0.2	0.0	0.1	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	42.7	50.1	5.3	4.0	1.3	1.9	-	-	-	
D 建設業	100.0	34.4	55.4	8.0	4.1	4.0	1.9	0.2	0.0	0.1	
E 製造業	100.0	34.2	55.8	7.5	4.3	3.2	2.2	0.2	0.0	0.1	
E1 消費関連	100.0	34.4	54.9	8.6	4.2	4.4	1.8	0.2	0.0	0.2	
E2 素材関連	100.0	34.5	54.0	8.6	5.1	3.5	2.4	0.1	0.0	0.3	
E3 機械関連	100.0	34.0	57.4	6.3	3.8	2.5	2.2	0.1	0.0	-	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.1	55.8	5.9	3.6	2.2	2.2	0.1	-	0.0	
G 情報通信業	100.0	34.0	57.4	6.0	4.1	1.9	1.9	0.3	-	0.5	
H 運輸業、郵便業	100.0	34.7	54.7	8.4	4.0	4.4	1.7	0.2	-	0.3	
I 卸売業、小売業	100.0	33.8	56.8	7.0	4.4	2.6	2.1	0.2	0.0	0.1	
I50～55 卸売業	100.0	34.3	56.0	7.3	4.6	2.6	2.2	0.2	0.0	0.0	
I56～61 小売業	100.0	33.2	57.7	6.7	4.1	2.6	1.9	0.3	0.0	0.2	
J 金融業、保険業	100.0	30.0	63.1	4.8	3.5	1.3	1.8	0.2	-	0.1	
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	34.3	56.3	7.3	4.2	3.0	1.8	0.3	-	0.0	
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.1	55.4	6.1	4.2	1.9	2.2	0.1	0.0	-	
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.0	55.8	7.8	5.0	2.7	1.9	0.5	0.0	0.1	
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	33.7	57.7	6.3	4.3	2.0	1.7	0.7	0.0	0.0	
O 教育、学習支援業	100.0	37.0	54.5	5.9	4.1	1.8	2.1	0.2	-	0.2	
P 医療、福祉	100.0	35.4	55.7	6.6	4.4	2.3	1.9	0.2	0.0	0.1	
Q 複合サービス事業	100.0	35.9	56.1	5.7	3.8	1.8	1.9	0.3	0.0	0.2	
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.8	53.7	7.9	4.4	3.5	2.4	0.2	-	0.1	

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第42表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定福利費の構成比（3-3）

(単位：%)

産業、企業規模	計	健康 保険料 ・ 介護 保険料	厚生年金 保険料	労働 保険料	雇用保険 にかか る額		子ども・ 子育て 拠出金	障害者 雇用 納付金	法定 補償費	その他の 法定福利 費 ^{注)}
					雇用保険 にかか る額	労災保険 にかか る額				
100～299人										
T 調査産業計	100.0	35.1	55.1	7.4	4.3	3.1	1.9	0.4	0.0	0.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	31.9	50.7	12.6	3.5	9.1	4.6	0.2	-	-
D 建設業	100.0	34.6	54.4	9.0	5.0	3.9	1.8	0.2	0.0	0.0
E 製造業	100.0	35.6	53.8	7.9	4.6	3.3	1.9	0.4	0.1	0.2
E1 消費関連	100.0	34.7	55.3	6.9	3.9	3.0	1.9	0.3	0.4	0.6
E2 素材関連	100.0	34.5	55.0	7.9	4.2	3.8	2.1	0.3	-	0.3
E3 機械関連	100.0	37.1	52.1	8.5	5.5	3.0	1.8	0.5	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	36.3	54.9	6.5	4.4	2.1	1.9	0.3	-	-
G 情報通信業	100.0	32.1	60.4	5.3	4.0	1.3	1.7	0.5	-	-
H 運輸業、郵便業	100.0	36.7	52.6	8.3	4.0	4.3	2.0	0.3	0.0	0.1
I 卸売業、小売業	100.0	34.5	56.0	7.1	4.0	3.1	1.8	0.4	-	0.2
I50～55 卸売業	100.0	35.2	55.1	7.1	4.1	3.0	1.7	0.5	-	0.3
I56～61 小売業	100.0	33.4	57.2	7.2	3.9	3.2	1.8	0.4	-	0.0
J 金融業、保険業	100.0	37.0	54.3	5.6	4.0	1.6	2.0	0.3	-	0.8
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	30.8	61.7	5.4	3.4	1.9	1.5	0.3	0.0	0.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.2	55.7	6.1	4.0	2.1	2.0	0.4	-	0.7
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.7	53.0	8.4	4.5	3.9	1.4	0.4	-	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	34.0	56.9	6.7	3.8	2.9	1.7	0.6	0.0	0.0
O 教育、学習支援業	100.0	36.8	53.6	7.3	5.0	2.3	2.1	0.2	-	0.1
P 医療、福祉	100.0	35.6	55.1	6.9	4.3	2.5	2.1	0.3	-	-
Q 複合サービス事業	100.0	36.5	54.2	5.7	3.7	2.1	1.9	0.5	-	1.1
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	35.2	53.4	9.0	4.1	4.8	1.9	0.4	0.0	0.2
30～99人										
T 調査産業計	100.0	34.9	55.1	8.0	4.3	3.6	1.8	-	0.0	0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	33.7	50.2	12.3	3.4	8.8	1.9	-	-	1.9
D 建設業	100.0	36.0	54.3	7.9	4.5	3.4	1.8	-	-	0.0
E 製造業	100.0	34.8	54.6	8.8	4.5	4.4	1.7	-	0.0	0.0
E1 消費関連	100.0	34.8	55.5	7.8	4.0	3.7	2.0	-	-	0.0
E2 素材関連	100.0	34.0	54.0	10.4	5.1	5.3	1.6	-	0.0	-
E3 機械関連	100.0	35.7	54.6	7.9	4.1	3.8	1.8	-	-	-
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.7	56.2	6.1	3.5	2.5	1.9	-	-	0.1
G 情報通信業	100.0	34.4	56.8	6.6	4.6	2.0	2.1	-	-	0.1
H 運輸業、郵便業	100.0	34.6	53.3	10.8	5.1	5.7	1.3	-	0.0	-
I 卸売業、小売業	100.0	34.6	56.3	7.5	4.1	3.4	1.5	-	-	0.2
I50～55 卸売業	100.0	34.7	56.3	7.2	4.4	2.7	1.5	-	-	0.3
I56～61 小売業	100.0	34.5	56.2	7.8	3.7	4.0	1.6	-	-	0.0
J 金融業、保険業	100.0	35.5	56.1	6.0	3.8	2.1	2.1	-	-	0.4
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	35.6	55.3	6.9	4.3	2.6	1.8	-	-	0.4
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.5	56.5	6.0	3.8	2.2	2.0	-	-	0.0
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	36.3	53.9	7.6	3.7	3.9	2.1	-	0.0	-
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	35.7	55.2	7.5	4.5	3.0	1.6	-	-	0.0
O 教育、学習支援業	100.0	34.7	56.4	6.4	4.0	2.4	2.0	-	-	0.5
P 医療、福祉	100.0	34.7	55.5	7.3	4.3	3.1	2.4	-	-	0.1
Q 複合サービス事業	100.0	36.7	52.4	6.5	3.6	2.9	2.0	-	-	2.4
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	34.6	54.8	8.1	3.8	4.3	1.9	-	-	0.6

注：「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料等である。

第43表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費（3-1）

(単位：円)

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に 関する 費用	文化・体 育・娯 楽に 関する 費用	私的保険 制度への 拠出金	労災付加 給付の 費用	慶弔見舞 等の費用	財形貯蓄 奨励金、 給付金及 び基金へ の拠出金	その他の 法定外 福利費 ^(注)
			医療保健 に関する 費用	健康診断 に関する 費用							
計											
T 調査産業計	4,882	2,509	729	549	493	163	373	88	184	48	296
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4,829	1,646	898	699	285	219	615	520	257	139	251
D 建設業	7,769	4,048	919	765	368	353	814	405	334	128	399
E 製造業	7,134	3,737	888	705	792	280	657	110	250	54	366
E1 消費関連	6,750	3,291	828	674	934	202	721	60	229	49	436
E2 素材関連	7,681	3,927	864	659	814	459	685	187	278	58	408
E3 機械関連	6,970	3,871	942	757	688	197	597	84	243	55	292
F 電気・ガス・熱供給・水道業	14,450	9,250	2,614	1,136	214	485	360	148	405	88	886
G 情報通信業	6,652	3,351	1,026	627	376	271	836	60	266	40	426
H 運輸業，郵便業	4,487	1,893	785	644	235	119	432	194	157	71	601
I 卸売業，小売業	4,171	2,710	606	446	145	75	186	54	174	33	187
I50～55 卸売業	8,244	5,839	807	581	243	104	466	87	327	76	296
I56～61 小売業	2,125	1,139	505	378	95	61	46	38	98	12	132
J 金融業，保険業	8,761	5,271	1,143	713	299	387	577	57	450	173	404
K 不動産業，物品賃貸業	6,910	4,182	755	655	282	230	601	33	196	82	550
L 学術研究、専門・技術サービス業	8,479	5,203	1,130	796	162	251	799	95	243	114	483
M 宿泊業，飲食サービス業	2,494	1,521	368	296	396	46	16	11	38	6	92
N 生活関連サービス業、娯楽業	3,788	1,869	454	399	764	109	278	42	130	15	128
O 教育，学習支援業	1,904	802	602	402	146	67	78	20	94	4	89
P 医療，福祉	3,175	803	663	458	1,046	113	111	45	113	14	267
Q 複合サービス事業	2,237	315	695	562	148	171	145	86	260	9	408
R サービス業(他に分類されないもの)	2,903	1,150	540	493	263	78	322	120	129	86	215
1,000人以上											
T 調査産業計	5,639	3,974	768	500	174	141	111	35	168	64	204
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	9,159	5,522	1,014	818	222	383	591	150	495	60	722
E 製造業	10,125	7,667	1,006	647	430	254	157	53	222	116	220
E1 消費関連	7,512	5,143	929	699	408	175	252	56	200	98	250
E2 素材関連	14,490	11,448	1,249	720	422	394	298	39	322	134	185
E3 機械関連	9,297	7,054	933	595	442	225	59	57	188	116	224
F 電気・ガス・熱供給・水道業	19,713	14,445	4,017	1,245	2	115	-	61	406	-	667
G 情報通信業	6,746	4,377	1,297	695	200	329	61	37	249	60	134
H 運輸業，郵便業	5,875	3,938	771	643	145	159	179	43	134	6	501
I 卸売業，小売業	4,303	3,125	665	406	79	53	52	39	176	20	95
I50～55 卸売業	14,219	11,506	1,418	737	71	192	166	62	547	60	198
I56～61 小売業	1,915	1,107	483	326	81	20	24	33	87	11	70
J 金融業，保険業	10,628	7,274	1,219	628	98	339	577	25	411	267	419
K 不動産業，物品賃貸業	8,660	7,031	618	502	-	166	70	11	105	120	539
L 学術研究、専門・技術サービス業	10,370	7,996	1,316	725	76	140	126	29	195	196	296
M 宿泊業，飲食サービス業	2,121	1,632	331	267	78	14	4	4	35	1	22
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,349	3,185	432	392	351	67	131	6	116	59	4
O 教育，学習支援業	1,681	823	601	335	39	67	3	16	58	2	73
P 医療，福祉	2,488	1,133	575	454	306	148	46	10	91	7	173
Q 複合サービス事業	2,646	520	749	610	-	323	121	88	262	-	583
R サービス業(他に分類されないもの)	3,219	1,967	460	434	70	43	53	45	91	158	332

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

第43表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費（3-2）

（単位：円）

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ^(注)
			医療保健に関する費用	健康診断に関する費用							
100～999人											
T 調査産業計	4,557	2,171	733	586	558	168	261	95	201	40	331
C 鉱業、採石業、砂利採取業	3,271	537	1,014	842	310	301	490	235	229	119	35
D 建設業	9,977	5,976	1,021	884	444	406	640	411	346	221	512
E 製造業	6,231	2,763	924	800	1,059	279	305	129	278	44	449
E1 消費関連	7,822	3,944	855	716	1,371	260	494	60	270	55	513
E2 素材関連	6,045	2,307	804	679	1,162	383	254	253	248	57	577
E3 機械関連	5,414	2,413	1,064	947	786	206	231	72	308	26	308
F 電気・ガス・熱供給・水道業	10,608	5,726	1,163	977	455	951	303	212	433	178	1,187
G 情報通信業	6,092	3,108	808	564	460	217	353	79	305	12	749
H 運輸業，郵便業	3,992	1,481	833	695	317	120	135	205	128	114	661
I 卸売業，小売業	4,635	3,124	603	488	226	85	158	47	192	53	146
I50～55 卸売業	7,305	5,360	618	507	348	81	246	73	275	94	209
I56～61 小売業	2,499	1,335	592	472	129	88	87	27	125	20	96
J 金融業，保険業	5,239	1,833	928	789	650	385	570	105	549	24	195
K 不動産業，物品賃貸業	5,602	2,693	994	881	464	246	319	35	309	74	467
L 学術研究、専門・技術サービス業	7,766	4,577	1,004	823	234	384	639	119	277	42	491
M 宿泊業，飲食サービス業	2,272	989	396	326	583	110	40	3	37	15	98
N 生活関連サービス業、娯楽業	3,395	1,841	437	377	520	154	81	28	139	0	195
O 教育，学習支援業	1,841	801	580	444	105	66	47	13	134	4	92
P 医療，福祉	2,911	821	672	415	678	83	177	53	117	-	311
Q 複合サービス事業	2,094	221	677	551	200	129	158	81	254	12	362
R サービス業(他に分類されないもの)	2,736	911	560	501	252	89	581	104	137	17	84
300～999人											
T 調査産業計	4,567	2,506	710	569	427	161	157	67	198	34	309
C 鉱業、採石業、砂利採取業	838	-	524	524	-	-	-	-	-	314	-
D 建設業	9,493	5,563	1,296	1,161	319	449	672	218	331	162	482
E 製造業	6,757	3,601	990	844	935	274	62	62	320	61	453
E1 消費関連	8,198	4,946	945	711	1,145	196	28	80	345	106	406
E2 素材関連	7,405	3,513	740	627	1,248	525	87	115	233	67	876
E3 機械関連	5,638	3,000	1,172	1,049	632	151	61	20	363	34	205
F 電気・ガス・熱供給・水道業	12,680	7,232	1,134	926	277	1,440	155	256	544	138	1,504
G 情報通信業	5,955	2,773	882	578	745	217	90	58	311	23	855
H 運輸業，郵便業	4,877	2,401	790	637	558	74	157	194	164	11	528
I 卸売業，小売業	5,179	3,796	547	421	179	83	131	51	138	55	199
I50～55 卸売業	9,301	7,120	759	596	403	75	247	101	158	84	354
I56～61 小売業	2,339	1,507	400	300	25	89	50	17	124	36	93
J 金融業，保険業	4,842	1,666	792	719	642	430	548	120	561	20	62
K 不動産業，物品賃貸業	4,450	2,523	777	607	223	189	74	11	247	40	366
L 学術研究、専門・技術サービス業	7,620	5,371	1,038	844	93	273	215	145	263	59	163
M 宿泊業，飲食サービス業	2,225	1,166	396	330	389	55	42	5	37	16	119
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,838	3,057	463	403	551	258	134	39	186	0	150
O 教育，学習支援業	1,549	613	562	449	31	30	63	13	103	-	133
P 医療，福祉	2,405	740	561	379	325	111	231	44	114	-	279
Q 複合サービス事業	2,038	239	675	533	248	117	130	73	231	16	310
R サービス業(他に分類されないもの)	2,248	1,136	548	490	39	35	180	87	116	7	99

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

第43表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費（3-3）

(単位：円)

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ^{注)}
			医療保健に関する費用	健康診断に関する費用							
100～299人											
T 調査産業計	4,546	1,832	756	603	690	176	367	123	204	45	353
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4,749	863	1,312	1,036	499	484	788	378	368	-	56
D 建設業	10,354	6,298	806	668	542	372	616	561	358	267	535
E 製造業	5,749	1,998	865	759	1,171	283	527	190	241	28	446
E1 消費関連	7,532	3,173	785	719	1,545	310	852	44	212	15	596
E2 素材関連	5,011	1,390	853	719	1,096	274	381	358	260	49	350
E3 機械関連	5,151	1,723	936	828	967	271	430	133	244	16	430
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8,107	3,908	1,197	1,039	669	360	483	160	299	226	806
G 情報通信業	6,249	3,493	723	548	132	217	656	103	297	-	628
H 運輸業，郵便業	3,521	991	855	726	189	144	123	211	108	168	732
I 卸売業，小売業	4,040	2,388	666	561	278	87	187	44	251	50	88
I50～55 卸売業	5,466	3,739	488	426	297	87	245	47	383	103	76
I56～61 小売業	2,700	1,118	833	688	261	87	134	40	127	-	100
J 金融業，保険業	5,891	2,106	1,152	904	663	310	607	79	529	31	413
K 不動産業，物品賃貸業	6,697	2,855	1,200	1,142	694	300	552	59	367	107	564
L 学術研究、専門・技術サービス業	7,934	3,662	965	799	395	511	1,128	89	294	22	868
M 宿泊業，飲食サービス業	2,344	718	395	319	879	195	38	-	38	13	67
N 生活関連サービス業、娯楽業	2,452	1,046	420	360	500	87	46	20	109	0	224
O 教育，学習支援業	2,292	1,091	607	436	218	123	23	13	182	9	27
P 医療，福祉	3,397	898	778	450	1,018	56	125	62	119	-	342
Q 複合サービス事業	2,252	169	683	604	62	164	238	103	322	-	511
R サービス業(他に分類されないもの)	3,369	619	575	516	530	159	1,102	128	164	30	64
30～99人											
T 調査産業計	4,414	960	660	547	849	183	1,027	159	172	41	362
C 鉱業、採石業、砂利採取業	5,779	2,321	827	612	270	168	-	693	274	152	382
D 建設業	4,682	1,217	762	612	362	282	1,116	532	238	62	111
E 製造業	5,524	1,152	666	566	640	316	2,034	137	221	3	356
E1 消費関連	4,373	751	704	585	622	127	1,468	65	184	-	453
E2 素材関連	5,661	1,312	684	568	412	669	1,876	168	303	-	237
E3 機械関連	6,613	1,401	603	542	922	113	2,831	178	167	11	388
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6,402	747	1,359	1,138	357	642	1,578	283	343	167	925
G 情報通信業	8,005	1,871	1,060	661	511	298	3,796	55	194	72	147
H 運輸業，郵便業	3,892	433	713	551	183	75	1,253	337	235	62	600
I 卸売業，小売業	2,839	863	480	445	109	103	549	104	130	19	481
I50～55 卸売業	4,128	909	614	598	170	65	1,336	151	218	48	617
I56～61 小売業	1,978	832	390	343	69	128	24	73	72	-	390
J 金融業，保険業	8,439	3,051	1,521	1,190	494	902	617	141	322	6	1,385
K 不動産業，物品賃貸業	6,502	1,921	442	412	421	324	2,417	71	103	22	779
L 学術研究、専門・技術サービス業	6,248	1,146	1,009	878	192	219	2,333	177	268	89	815
M 宿泊業，飲食サービス業	4,246	2,380	431	325	1,020	8	-	50	48	-	309
N 生活関連サービス業、娯楽業	4,093	619	513	453	1711	53	858	110	121	2	104
O 教育，学習支援業	2,913	725	662	563	658	71	442	55	139	16	146
P 医療，福祉	4,372	484	716	561	2,529	154	11	57	122	55	242
Q 複合サービス事業	2,452	790	708	476	61	57	62	172	351	-	250
R サービス業(他に分類されないもの)	2,874	678	595	547	511	96	107	240	157	143	346

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

第44表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費の構成比(3-1)

(単位：%)

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に関する費用	文化・体育・娯楽に関する費用	私的保険制度への拠出金	労災付加給付の費用	慶弔見舞等の費用	財形貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	その他の法定外福利費 ^(注)
			健康診断に関する費用								
計											
T 調査産業計	100.0	51.4	14.9	11.3	10.1	3.3	7.6	1.8	3.8	1.0	6.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	34.1	18.6	14.5	5.9	4.5	12.7	10.8	5.3	2.9	5.2
D 建設業	100.0	52.1	11.8	9.9	4.7	4.5	10.5	5.2	4.3	1.6	5.1
E 製造業	100.0	52.4	12.4	9.9	11.1	3.9	9.2	1.5	3.5	0.8	5.1
E1 消費関連	100.0	48.8	12.3	10.0	13.8	3.0	10.7	0.9	3.4	0.7	6.5
E2 素材関連	100.0	51.1	11.3	8.6	10.6	6.0	8.9	2.4	3.6	0.8	5.3
E3 機械関連	100.0	55.5	13.5	10.9	9.9	2.8	8.6	1.2	3.5	0.8	4.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.0	18.1	7.9	1.5	3.4	2.5	1.0	2.8	0.6	6.1
G 情報通信業	100.0	50.4	15.4	9.4	5.7	4.1	12.6	0.9	4.0	0.6	6.4
H 運輸業、郵便業	100.0	42.2	17.5	14.3	5.2	2.7	9.6	4.3	3.5	1.6	13.4
I 卸売業、小売業	100.0	65.0	14.5	10.7	3.5	1.8	4.5	1.3	4.2	0.8	4.5
I50～55 卸売業	100.0	70.8	9.8	7.1	3.0	1.3	5.7	1.1	4.0	0.9	3.6
I56～61 小売業	100.0	53.6	23.8	17.8	4.5	2.9	2.1	1.8	4.6	0.6	6.2
J 金融業、保険業	100.0	60.2	13.0	8.1	3.4	4.4	6.6	0.7	5.1	2.0	4.6
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	60.5	10.9	9.5	4.1	3.3	8.7	0.5	2.8	1.2	8.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	61.4	13.3	9.4	1.9	3.0	9.4	1.1	2.9	1.3	5.7
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	61.0	14.8	11.9	15.9	1.9	0.6	0.4	1.5	0.2	3.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	49.3	12.0	10.5	20.2	2.9	7.3	1.1	3.4	0.4	3.4
O 教育、学習支援業	100.0	42.1	31.6	21.1	7.7	3.5	4.1	1.1	4.9	0.2	4.7
P 医療、福祉	100.0	25.3	20.9	14.4	32.9	3.6	3.5	1.4	3.6	0.5	8.4
Q 複合サービス事業	100.0	14.1	31.1	25.1	6.6	7.6	6.5	3.9	11.6	0.4	18.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	39.6	18.6	17.0	9.0	2.7	11.1	4.1	4.4	3.0	7.4
1,000人以上											
T 調査産業計	100.0	70.5	13.6	8.9	3.1	2.5	2.0	0.6	3.0	1.1	3.6
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
D 建設業	100.0	60.3	11.1	8.9	2.4	4.2	6.5	1.6	5.4	0.7	7.9
E 製造業	100.0	75.7	9.9	6.4	4.2	2.5	1.6	0.5	2.2	1.1	2.2
E1 消費関連	100.0	68.5	12.4	9.3	5.4	2.3	3.4	0.7	2.7	1.3	3.3
E2 素材関連	100.0	79.0	8.6	5.0	2.9	2.7	2.1	0.3	2.2	0.9	1.3
E3 機械関連	100.0	75.9	10.0	6.4	4.7	2.4	0.6	0.6	2.0	1.2	2.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	73.3	20.4	6.3	0.0	0.6	-	0.3	2.1	-	3.4
G 情報通信業	100.0	64.9	19.2	10.3	3.0	4.9	0.9	0.6	3.7	0.9	2.0
H 運輸業、郵便業	100.0	67.0	13.1	10.9	2.5	2.7	3.0	0.7	2.3	0.1	8.5
I 卸売業、小売業	100.0	72.6	15.4	9.4	1.8	1.2	1.2	0.9	4.1	0.5	2.2
I50～55 卸売業	100.0	80.9	10.0	5.2	0.5	1.3	1.2	0.4	3.8	0.4	1.4
I56～61 小売業	100.0	57.8	25.2	17.0	4.2	1.0	1.3	1.7	4.6	0.6	3.7
J 金融業、保険業	100.0	68.4	11.5	5.9	0.9	3.2	5.4	0.2	3.9	2.5	3.9
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	81.2	7.1	5.8	-	1.9	0.8	0.1	1.2	1.4	6.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	77.1	12.7	7.0	0.7	1.3	1.2	0.3	1.9	1.9	2.9
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	76.9	15.6	12.6	3.7	0.6	0.2	0.2	1.7	0.1	1.0
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	73.2	9.9	9.0	8.1	1.5	3.0	0.1	2.7	1.4	0.1
O 教育、学習支援業	100.0	49.0	35.7	19.9	2.3	4.0	0.2	1.0	3.4	0.1	4.3
P 医療、福祉	100.0	45.6	23.1	18.3	12.3	5.9	1.9	0.4	3.6	0.3	7.0
Q 複合サービス事業	100.0	19.6	28.3	23.1	-	12.2	4.6	3.3	9.9	-	22.0
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	61.1	14.3	13.5	2.2	1.3	1.6	1.4	2.8	4.9	10.3

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

第44表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費の構成比(3-2)

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に 関する 費用	文化・体 育・娯 楽に 関する 費用	私的保険 制度への 拠出金	労災付加 給付の 費用	慶弔見舞 等の費用	財形貯蓄 奨励金、 給付金及 び基金へ の拠出金	その他の 法定外 福利費 ^(注)
			健康診断 に関する 費用								
(単位：%)											
100～999人											
T 調査産業計	100.0	47.6	16.1	12.9	12.2	3.7	5.7	2.1	4.4	0.9	7.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	16.4	31.0	25.8	9.5	9.2	15.0	7.2	7.0	3.6	1.1
D 建設業	100.0	59.9	10.2	8.9	4.5	4.1	6.4	4.1	3.5	2.2	5.1
E 製造業	100.0	44.4	14.8	12.8	17.0	4.5	4.9	2.1	4.5	0.7	7.2
E1 消費関連	100.0	50.4	10.9	9.1	17.5	3.3	6.3	0.8	3.4	0.7	6.6
E2 素材関連	100.0	38.2	13.3	11.2	19.2	6.3	4.2	4.2	4.1	0.9	9.5
E3 機械関連	100.0	44.6	19.6	17.5	14.5	3.8	4.3	1.3	5.7	0.5	5.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	54.0	11.0	9.2	4.3	9.0	2.9	2.0	4.1	1.7	11.2
G 情報通信業	100.0	51.0	13.3	9.3	7.6	3.6	5.8	1.3	5.0	0.2	12.3
H 運輸業、郵便業	100.0	37.1	20.9	17.4	7.9	3.0	3.4	5.1	3.2	2.8	16.6
I 卸売業、小売業	100.0	67.4	13.0	10.5	4.9	1.8	3.4	1.0	4.1	1.1	3.2
I50～55 卸売業	100.0	73.4	8.5	6.9	4.8	1.1	3.4	1.0	3.8	1.3	2.9
I56～61 小売業	100.0	53.4	23.7	18.9	5.2	3.5	3.5	1.1	5.0	0.8	3.9
J 金融業、保険業	100.0	35.0	17.7	15.1	12.4	7.3	10.9	2.0	10.5	0.5	3.7
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	48.1	17.7	15.7	8.3	4.4	5.7	0.6	5.5	1.3	8.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	58.9	12.9	10.6	3.0	4.9	8.2	1.5	3.6	0.5	6.3
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	43.5	17.4	14.3	25.6	4.9	1.8	0.1	1.6	0.7	4.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	54.2	12.9	11.1	15.3	4.5	2.4	0.8	4.1	0.0	5.7
O 教育、学習支援業	100.0	43.5	31.5	24.1	5.7	3.6	2.6	0.7	7.3	0.2	5.0
P 医療、福祉	100.0	28.2	23.1	14.3	23.3	2.9	6.1	1.8	4.0	-	10.7
Q 複合サービス事業	100.0	10.5	32.3	26.3	9.6	6.2	7.5	3.8	12.1	0.6	17.3
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	33.3	20.5	18.3	9.2	3.2	21.3	3.8	5.0	0.6	3.1
300～999人											
T 調査産業計	100.0	54.9	15.5	12.5	9.4	3.5	3.4	1.5	4.3	0.7	6.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	62.5	62.5	-	-	-	-	-	37.5	-
D 建設業	100.0	58.6	13.7	12.2	3.4	4.7	7.1	2.3	3.5	1.7	5.1
E 製造業	100.0	53.3	14.6	12.5	13.8	4.1	0.9	0.9	4.7	0.9	6.7
E1 消費関連	100.0	60.3	11.5	8.7	14.0	2.4	0.3	1.0	4.2	1.3	5.0
E2 素材関連	100.0	47.4	10.0	8.5	16.8	7.1	1.2	1.6	3.1	0.9	11.8
E3 機械関連	100.0	53.2	20.8	18.6	11.2	2.7	1.1	0.4	6.4	0.6	3.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	57.0	8.9	7.3	2.2	11.4	1.2	2.0	4.3	1.1	11.9
G 情報通信業	100.0	46.6	14.8	9.7	12.5	3.6	1.5	1.0	5.2	0.4	14.4
H 運輸業、郵便業	100.0	49.2	16.2	13.1	11.4	1.5	3.2	4.0	3.4	0.2	10.8
I 卸売業、小売業	100.0	73.3	10.6	8.1	3.5	1.6	2.5	1.0	2.7	1.1	3.9
I50～55 卸売業	100.0	76.6	8.2	6.4	4.3	0.8	2.7	1.1	1.7	0.9	3.8
I56～61 小売業	100.0	64.4	17.1	12.8	1.0	3.8	2.1	0.7	5.3	1.5	4.0
J 金融業、保険業	100.0	34.4	16.4	14.9	13.3	8.9	11.3	2.5	11.6	0.4	1.3
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	56.7	17.5	13.6	5.0	4.2	1.7	0.2	5.5	0.9	8.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	70.5	13.6	11.1	1.2	3.6	2.8	1.9	3.5	0.8	2.1
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.4	17.8	14.9	17.5	2.5	1.9	0.2	1.7	0.7	5.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	63.2	9.6	8.3	11.4	5.3	2.8	0.8	3.8	0.0	3.1
O 教育、学習支援業	100.0	39.6	36.3	29.0	2.0	1.9	4.1	0.9	6.7	-	8.6
P 医療、福祉	100.0	30.8	23.3	15.8	13.5	4.6	9.6	1.8	4.7	-	11.6
Q 複合サービス事業	100.0	11.7	33.1	26.1	12.2	5.7	6.4	3.6	11.3	0.8	15.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	50.6	24.4	21.8	1.7	1.6	8.0	3.9	5.2	0.3	4.4

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

第44表 産業、企業規模別、常用労働者1人1か月平均法定外福利費の構成比(3-3)

(単位：%)

産業、企業規模	計	住居に関する費用	医療保健に関する費用		食事に に関する 費用	文化・体 育・娯楽 に関する 費用	私的保険 制度への 拠出金	労災付加 給付の 費用	慶弔見舞 等の費用	財形貯蓄 奨励金、 給付金及 び基金へ の拠出金	その他の 法定外 福利費 ^(注)
			健康診断 に関する 費用								
100～299人											
T 調査産業計	100.0	40.3	16.6	13.3	15.2	3.9	8.1	2.7	4.5	1.0	7.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.2	27.6	21.8	10.5	10.2	16.6	8.0	7.8	-	1.2
D 建設業	100.0	60.8	7.8	6.5	5.2	3.6	5.9	5.4	3.5	2.6	5.2
E 製造業	100.0	34.7	15.0	13.2	20.4	4.9	9.2	3.3	4.2	0.5	7.8
E1 消費関連	100.0	42.1	10.4	9.5	20.5	4.1	11.3	0.6	2.8	0.2	7.9
E2 素材関連	100.0	27.7	17.0	14.4	21.9	5.5	7.6	7.1	5.2	1.0	7.0
E3 機械関連	100.0	33.5	18.2	16.1	18.8	5.3	8.4	2.6	4.7	0.3	8.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	48.2	14.8	12.8	8.3	4.4	6.0	2.0	3.7	2.8	9.9
G 情報通信業	100.0	55.9	11.6	8.8	2.1	3.5	10.5	1.7	4.8	-	10.0
H 運輸業、郵便業	100.0	28.1	24.3	20.6	5.4	4.1	3.5	6.0	3.1	4.8	20.8
I 卸売業、小売業	100.0	59.1	16.5	13.9	6.9	2.2	4.6	1.1	6.2	1.2	2.2
I50～55 卸売業	100.0	68.4	8.9	7.8	5.4	1.6	4.5	0.9	7.0	1.9	1.4
I56～61 小売業	100.0	41.4	30.8	25.5	9.7	3.2	4.9	1.5	4.7	-	3.7
J 金融業、保険業	100.0	35.8	19.6	15.3	11.3	5.3	10.3	1.3	9.0	0.5	7.0
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	42.6	17.9	17.0	10.4	4.5	8.2	0.9	5.5	1.6	8.4
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	46.2	12.2	10.1	5.0	6.4	14.2	1.1	3.7	0.3	10.9
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	30.6	16.9	13.6	37.5	8.3	1.6	-	1.6	0.6	2.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	42.7	17.1	14.7	20.4	3.5	1.9	0.8	4.4	0.0	9.2
O 教育、学習支援業	100.0	47.6	26.5	19.0	9.5	5.4	1.0	0.5	8.0	0.4	1.2
P 医療、福祉	100.0	26.4	22.9	13.2	30.0	1.6	3.7	1.8	3.5	-	10.1
Q 複合サービス事業	100.0	7.5	30.3	26.8	2.8	7.3	10.6	4.6	14.3	-	22.7
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.4	17.1	15.3	15.7	4.7	32.7	3.8	4.9	0.9	1.9
30～99人											
T 調査産業計	100.0	21.8	15.0	12.4	19.2	4.2	23.3	3.6	3.9	0.9	8.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	40.2	14.3	10.6	4.7	2.9	-	12.0	4.7	2.6	6.6
D 建設業	100.0	26.0	16.3	13.1	7.7	6.0	23.8	11.4	5.1	1.3	2.4
E 製造業	100.0	20.8	12.1	10.2	11.6	5.7	36.8	2.5	4.0	0.1	6.4
E1 消費関連	100.0	17.2	16.1	13.4	14.2	2.9	33.6	1.5	4.2	-	10.4
E2 素材関連	100.0	23.2	12.1	10.0	7.3	11.8	33.1	3.0	5.4	-	4.2
E3 機械関連	100.0	21.2	9.1	8.2	13.9	1.7	42.8	2.7	2.5	0.2	5.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	11.7	21.2	17.8	5.6	10.0	24.6	4.4	5.4	2.6	14.5
G 情報通信業	100.0	23.4	13.2	8.3	6.4	3.7	47.4	0.7	2.4	0.9	1.8
H 運輸業、郵便業	100.0	11.1	18.3	14.2	4.7	1.9	32.2	8.7	6.0	1.6	15.4
I 卸売業、小売業	100.0	30.4	16.9	15.7	3.8	3.6	19.3	3.7	4.6	0.7	16.9
I50～55 卸売業	100.0	22.0	14.9	14.5	4.1	1.6	32.4	3.6	5.3	1.2	14.9
I56～61 小売業	100.0	42.1	19.7	17.3	3.5	6.5	1.2	3.7	3.6	-	19.7
J 金融業、保険業	100.0	36.2	18.0	14.1	5.9	10.7	7.3	1.7	3.8	0.1	16.4
K 不動産業、物品賃貸業	100.0	29.6	6.8	6.3	6.5	5.0	37.2	1.1	1.6	0.3	12.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18.3	16.2	14.0	3.1	3.5	37.3	2.8	4.3	1.4	13.0
M 宿泊業、飲食サービス業	100.0	56.0	10.2	7.7	24.0	0.2	-	1.2	1.1	-	7.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	15.1	12.5	11.1	41.8	1.3	21.0	2.7	3.0	0.1	2.6
O 教育、学習支援業	100.0	24.9	22.7	19.3	22.6	2.4	15.2	1.9	4.8	0.6	5.0
P 医療、福祉	100.0	11.1	16.4	12.8	57.9	3.5	0.3	1.3	2.8	1.3	5.5
Q 複合サービス事業	100.0	32.2	28.9	19.4	2.5	2.3	2.5	7.0	14.3	-	10.2
R サービス業(他に分類されないもの)	100.0	23.6	20.7	19.0	17.8	3.3	3.7	8.4	5.5	5.0	12.1

注：「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等をいう。

IV 時 系 列 表

[利用上の注意]

平成 28 年からは、平成 25 年 10 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。

時系列1表 産業・企業規模別、1企業平均1日の所定労働時間

産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	(単位：時間、分)	
												令和 2年	3
T 調査産業計	7:42	7:43	7:43	7:44	7:44	7:43	7:45	7:45	7:45	7:46	7:46	7:47	7:47
1,000人以上	7:46	7:46	7:48	7:47	7:47	7:47	7:46	7:45	7:44	7:46	7:46	7:46	7:46
100～999人	7:44	7:44	7:45	7:46	7:46	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47	7:47
300～999人	7:44	7:45	7:45	7:46	7:46	7:45	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:46	7:47
100～299人	7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:47	7:45	7:44	7:45	7:46	7:47	7:47
30～99人	7:41	7:42	7:43	7:44	7:44	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:47	7:47	7:48
C 鉱業、採石業、砂利採取業	7:41	7:41	7:39	7:45	7:43	7:39	7:39	7:39	7:40	7:40	7:42	7:43	7:44
D 建設業	7:44	7:41	7:43	7:44	7:44	7:41	7:41	7:39	7:40	7:43	7:43	7:44	7:44
E 製造業	7:48	7:50	7:50	7:48	7:48	7:47	7:48	7:48	7:47	7:50	7:50	7:51	7:49
F 電気・ガス・熱供給・水道業	7:41	7:38	7:38	7:40	7:40	7:39	7:41	7:39	7:38	7:42	7:42	7:42	7:41
G 情報通信業	7:41	7:41	7:43	7:44	7:42	7:42	7:46	7:47	7:45	7:44	7:44	7:42	7:45
H 運輸業、郵便業	7:37	7:39	7:36	7:43	7:43	7:37	7:40	7:39	7:41	7:43	7:45	7:44	7:44
I 卸売業、小売業	7:38	7:40	7:42	7:42	7:42	7:41	7:42	7:44	7:44	7:46	7:47	7:47	7:46
J 金融業、保険業	7:34	7:34	7:36	7:37	7:35	7:34	7:34	7:35	7:35	7:38	7:38	7:39	7:39
K 不動産業、物品賃貸業	7:43	7:42	7:42	7:40	7:41	7:42	7:42	7:40	7:38	7:46	7:48	7:48	7:45
L 学術研究、専門・技術サービス業	7:39	7:45	7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:47	7:46	7:42	7:44	7:44	7:43
M 宿泊業、飲食サービス業	7:40	7:39	7:40	7:48	7:43	7:40	7:46	7:43	7:46	7:45	7:45	7:48	7:51
N 生活関連サービス業、娯楽業	7:33	7:31	7:28	7:36	7:37	7:40	7:36	7:39	7:36	7:41	7:37	7:42	7:47
O 教育、学習支援業	7:36	7:37	7:38	7:43	7:39	7:41	7:41	7:43	7:40	7:46	7:47	7:46	7:48
P 医療、福祉	7:51	7:51	7:52	7:54	7:55	7:54	7:52	7:51	7:48	7:48	7:49	7:48	7:52
Q 複合サービス事業	7:36	7:35	7:33	7:35	7:36	7:36	7:38
R サービス業 (他に分類されないもの)	7:44	7:42	7:44	7:45	7:42	7:44	7:45	7:45	7:46	7:46	7:43	7:45	7:43

注：1) 企業において最も多くの労働者が適用される1日の所定労働時間を平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列2表 産業・企業規模別、労働者1人平均1日の所定労働時間

(単位：時間、分)

産業・企業規模	年	(単位：時間、分)													
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	3	
T 調査産業計		7:44	7:44	7:44	7:45	7:45	7:44	7:45	7:45	7:43	7:45	7:45	7:46	7:46	7:46
1,000人以上		7:44	7:45	7:45	7:45	7:45	7:44	7:45	7:44	7:43	7:44	7:45	7:45	7:45	7:46
100～999人		7:44	7:44	7:44	7:46	7:45	7:44	7:45	7:44	7:43	7:44	7:45	7:46	7:47	7:46
300～999人		7:44	7:45	7:45	7:45	7:44	7:44	7:44	7:44	7:43	7:44	7:45	7:46	7:46	7:46
100～299人		7:44	7:44	7:44	7:46	7:46	7:44	7:46	7:44	7:43	7:44	7:44	7:47	7:47	7:46
30～99人		7:42	7:43	7:43	7:45	7:43	7:43	7:45	7:45	7:46	7:46	7:47	7:47	7:47	7:48
C 鉱業、採石業、砂利採取業		7:35	7:36	7:34	7:39	7:36	7:32	7:34	7:34	7:35	7:34	7:34	7:37	7:39	7:39
D 建設業		7:47	7:45	7:48	7:47	7:47	7:46	7:45	7:45	7:44	7:44	7:46	7:47	7:47	7:47
E 製造業		7:50	7:49	7:49	7:49	7:49	7:48	7:49	7:49	7:47	7:49	7:49	7:49	7:50	7:49
F 電気・ガス・熱供給・水道業		7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:40	7:40	7:40	7:40	7:41	7:39	7:40
G 情報通信業		7:38	7:40	7:39	7:41	7:40	7:41	7:41	7:41	7:40	7:41	7:40	7:40	7:38	7:40
H 運輸業、郵便業		7:40	7:40	7:40	7:44	7:43	7:40	7:42	7:42	7:42	7:41	7:45	7:47	7:46	7:48
I 卸売業、小売業		7:41	7:42	7:43	7:44	7:44	7:44	7:46	7:44	7:44	7:45	7:45	7:45	7:46	7:47
J 金融業、保険業		7:24	7:26	7:25	7:28	7:31	7:27	7:27	7:27	7:31	7:32	7:32	7:32	7:32	7:32
K 不動産業、物品賃貸業		7:40	7:40	7:41	7:39	7:40	7:41	7:41	7:41	7:37	7:41	7:45	7:45	7:45	7:45
L 学術研究、専門・技術サービス業		7:39	7:40	7:41	7:42	7:42	7:41	7:43	7:43	7:44	7:41	7:41	7:42	7:42	7:40
M 宿泊業、飲食サービス業		7:45	7:45	7:45	7:47	7:44	7:43	7:49	7:49	7:46	7:47	7:48	7:50	7:51	7:52
N 生活関連サービス業、娯楽業		7:33	7:36	7:34	7:39	7:37	7:39	7:37	7:37	7:37	7:39	7:42	7:42	7:43	7:48
O 教育、学習支援業		7:36	7:34	7:35	7:44	7:42	7:39	7:36	7:36	7:36	7:38	7:42	7:42	7:39	7:41
P 医療、福祉		7:50	7:49	7:51	7:54	7:55	7:53	7:47	7:47	7:44	7:44	7:45	7:45	7:45	7:46
Q 複合サービス事業		7:34	7:47	7:46	7:46	7:36	7:48	7:48	7:49
R サービス業		7:46	7:46	7:46	7:49	7:45	7:48	7:47	7:47	7:44	7:46	7:46	7:46	7:47	7:46
(他に分類されないもの)															

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間を企業の労働者数(所定労働時間の定めないものは除く。)により加重平均したものである。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列3表 産業・企業規模別、1企業平均週所定労働時間

産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和 2年	3
		単位：時間、分											
T 調査産業計	39:20	39:22	39:23	39:22	39:25	39:29	39:26	39:26	39:25	39:31	39:26	39:24	39:25
1,000人以上	38:53	38:55	38:58	39:03	39:04	39:02	38:58	38:58	38:56	38:58	39:00	39:00	39:08
100～999人	39:10	39:08	39:07	39:10	39:16	39:18	39:16	39:15	39:10	39:14	39:15	39:12	39:12
300～999人	39:03	38:58	38:58	39:04	39:06	39:07	39:02	39:04	39:03	39:09	39:07	39:09	39:07
100～299人	39:12	39:11	39:10	39:12	39:19	39:21	39:20	39:18	39:12	39:16	39:17	39:12	39:14
30～99人	39:24	39:27	39:30	39:27	39:29	39:34	39:30	39:32	39:32	39:39	39:32	39:30	39:31
C 鉱業、採石業、砂利採取業	39:11	39:09	39:14	39:34	39:14	39:30	39:07	39:05	39:11	39:23	39:31	39:06	39:21
D 建設業	39:37	39:32	39:32	39:33	39:40	39:35	39:35	39:32	39:34	39:47	39:52	39:45	39:29
E 製造業	39:20	39:23	39:26	39:22	39:20	39:19	39:16	39:19	39:17	39:26	39:26	39:25	39:27
F 電気・ガス・熱供給・水道業	38:47	38:28	38:27	38:30	38:36	38:31	38:39	38:38	38:39	38:41	38:38	38:37	38:44
G 情報通信業	38:29	38:33	38:41	38:47	38:40	38:39	38:53	38:59	38:53	38:50	38:43	38:34	38:56
H 運輸業、郵便業	39:39	39:27	39:33	39:32	39:38	39:35	39:32	39:39	39:44	39:50	39:56	39:46	39:29
I 卸売業、小売業	39:13	39:21	39:20	39:18	39:22	39:30	39:33	39:33	39:32	39:44	39:34	39:31	39:30
J 金融業、保険業	37:55	37:59	38:03	38:08	37:57	37:57	38:00	38:02	38:01	38:21	38:18	38:17	38:19
K 不動産業、物品賃貸業	38:59	39:10	39:00	39:03	39:09	39:06	39:12	39:08	39:05	38:59	39:22	39:09	39:11
L 学術研究、専門・技術サービス業	38:41	39:00	38:57	39:06	39:05	39:05	38:45	39:02	39:04	38:40	38:51	38:46	38:36
M 宿泊業、飲食サービス業	39:50	39:46	39:48	39:48	39:53	40:09	40:17	40:06	40:11	39:56	39:57	39:51	40:03
N 生活関連サービス業、娯楽業	39:20	39:21	39:20	39:14	39:41	40:00	39:26	39:28	39:14	39:48	39:05	39:21	39:38
O 教育、学習支援業	39:17	39:09	39:16	39:19	39:05	39:14	39:11	39:19	39:12	39:22	39:25	39:24	39:17
P 医療、福祉	39:34	39:31	39:42	39:37	39:39	39:40	39:35	39:32	39:22	39:21	39:20	39:19	39:16
Q 複合サービス事業	38:38	38:33	38:30	38:46	38:42	38:42	38:45
R サービス業	39:29	39:29	39:29	39:29	39:23	39:35	39:18	39:17	39:21	39:35	39:04	39:11	39:29
(他に分類されないもの)													

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列4表 産業・企業規模別、労働者1人平均週所定労働時間

産業・企業規模	(単位：時間、分)												
	21	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	3
T 調査産業計	39:00	39:01	39:01	39:03	39:03	39:05	39:03	39:04	39:01	39:02	39:03	39:03	39:04
1,000人以上	38:37	38:42	38:40	38:47	38:46	38:46	38:41	38:44	38:44	38:41	38:44	38:46	38:53
100～999人	39:05	39:00	38:59	39:03	39:05	39:06	39:07	39:06	39:00	39:03	39:06	39:05	39:04
300～999人	39:03	38:55	38:53	38:58	38:56	38:58	38:56	38:58	38:54	39:01	38:59	39:04	39:00
100～299人	39:07	39:05	39:03	39:09	39:13	39:13	39:17	39:13	39:05	39:06	39:12	39:06	39:07
30～99人	39:23	39:24	39:29	39:25	39:22	39:29	39:26	39:29	39:30	39:35	39:26	39:26	39:26
C 鉱業、採石業、砂利採取業	38:47	38:44	38:44	39:01	38:35	38:38	38:28	38:18	38:31	38:30	38:54	38:34	38:33
D 建設業	39:22	39:18	39:20	39:23	39:27	39:26	39:23	39:21	39:21	39:33	39:33	39:27	39:17
E 製造業	39:07	39:08	39:06	39:11	39:06	39:07	39:03	39:07	39:03	39:07	39:07	39:10	39:09
F 電気・ガス・熱供給・水道業	38:26	38:22	38:21	38:22	38:25	38:05	38:27	38:25	38:28	38:24	38:23	38:16	38:22
G 情報通信業	38:18	38:24	38:18	38:30	38:25	38:28	38:26	38:28	38:24	38:24	38:21	38:12	38:32
H 運輸業、郵便業	39:21	39:13	39:13	39:11	39:14	39:21	39:17	39:16	39:16	39:17	39:26	39:14	39:25
I 卸売業、小売業	38:56	38:59	39:02	39:00	39:04	39:09	39:10	39:07	39:04	39:08	38:59	39:04	39:07
J 金融業、保険業	37:07	37:16	37:09	37:22	37:33	37:17	37:17	37:25	37:37	37:22	37:40	37:43	37:40
K 不動産業、物品賃貸業	38:53	38:53	38:52	38:51	38:48	38:50	38:55	38:44	38:41	38:55	38:58	38:55	38:56
L 学術研究、専門・技術サービス業	38:28	38:30	38:32	38:43	38:36	38:30	38:36	38:42	38:46	38:30	38:29	38:32	38:21
M 宿泊業、飲食サービス業	39:36	39:37	39:50	39:40	39:31	39:48	39:56	39:42	39:49	39:40	39:43	39:47	39:42
N 生活関連サービス業、娯楽業	39:15	39:12	39:27	39:14	39:34	39:46	39:31	39:22	39:07	39:22	39:25	39:34	39:36
O 教育、学習支援業	38:54	38:45	38:46	39:08	38:56	39:03	38:57	38:55	38:51	38:58	39:06	38:58	38:57
P 医療、福祉	39:33	39:12	39:32	39:37	39:39	39:38	39:19	39:19	39:11	39:00	39:06	39:03	39:04
Q 複合サービス事業	38:16	39:08	39:02	39:15	38:23	39:11	39:14
R サービス業 (他に分類されないもの)	39:23	39:13	39:13	39:26	39:11	39:32	39:12	39:13	39:02	39:20	39:07	39:16	39:18

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めないものは除く。）により加重平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列5表 産業・企業規模別、何らかの週休2日制採用企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年											令和 2年	
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31		
T 調査産業計	85.7	87.0	85.5	88.7	85.3	84.3	85.2	88.6	87.2	84.1	82.1	82.5	83.5
1,000人以上	91.3	91.2	89.8	91.3	90.2	91.6	86.9	89.6	87.0	86.8	86.1	88.4	83.3
100～999人	88.8	89.5	89.2	89.7	89.3	87.4	85.2	88.2	87.6	85.9	86.6	84.7	84.5
300～999人	89.3	90.9	89.8	90.2	88.4	87.7	86.5	89.7	89.7	88.6	87.2	86.6	85.2
100～299人	88.6	89.1	89.0	89.5	89.6	87.3	84.8	87.8	86.9	85.0	86.3	84.1	84.2
30～99人	84.4	86.0	84.0	88.3	83.8	83.0	85.1	88.7	87.1	83.3	80.1	81.4	83.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業	91.6	89.2	89.3	100.0	96.7	87.3	90.0	95.7	90.3	89.1	87.7	90.3	90.9
D 建設業	89.0	89.5	89.3	91.0	89.2	87.7	84.5	83.7	89.2	82.8	82.1	82.3	82.7
E 製造業	86.6	89.9	87.8	86.9	85.4	86.5	84.3	90.6	90.4	86.1	84.4	86.0	91.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	93.9	97.3	90.5	92.2	89.9	87.0	85.4	90.7	89.6	91.3	94.9	88.6	89.9
G 情報通信業	96.8	98.9	96.4	96.8	96.8	97.1	93.3	95.4	94.5	97.5	95.5	96.7	89.1
H 運輸業、郵便業	73.8	74.3	72.0	83.9	78.8	76.9	81.6	83.0	78.1	74.2	73.5	74.7	79.8
I 卸売業、小売業	85.8	90.2	88.0	88.4	83.7	82.3	80.8	88.7	88.8	88.2	82.1	80.3	81.2
J 金融業、保険業	97.2	98.8	99.8	99.5	97.1	95.3	95.9	97.6	98.7	96.5	95.0	96.7	94.7
K 不動産業、物品賃貸業	94.1	91.3	94.4	90.7	88.9	90.0	85.3	86.9	90.3	87.7	90.0	94.5	90.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	94.9	95.6	91.6	99.3	97.8	94.2	90.8	95.5	93.4	94.6	95.4	95.6	92.1
M 宿泊業、飲食サービス業	78.7	77.3	79.8	91.5	79.3	68.1	79.6	85.0	75.1	75.6	70.5	72.4	79.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	80.9	75.3	74.2	81.6	84.3	88.3	77.8	86.2	83.1	79.1	79.2	79.4	77.2
O 教育、学習支援業	87.4	83.6	85.0	94.0	83.6	81.6	85.0	92.3	86.5	85.1	82.1	83.5	88.3
P 医療、福祉	94.6	93.6	84.6	93.0	88.7	93.8	92.7	86.7	86.1	80.7	83.6	81.4	78.1
Q 複合サービス事業	91.1	93.2	93.0	88.8	90.6	89.5	91.3
R サービス業 (他に分類されないもの)	86.7	82.0	81.6	90.1	87.0	85.6	89.6	92.4	90.4	84.5	76.8	81.8	80.0

注：1) 労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列6表 産業・企業規模別、完全週休2日制採用企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年	(単位：%)												
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	3
T 調査産業計		39.1	37.7	42.8	44.5	46.0	46.9	50.7	49.0	46.9	46.7	44.3	44.9	48.4
1,000人以上		68.6	68.3	63.3	60.9	69.5	72.5	69.3	69.1	66.0	64.8	63.6	65.8	66.7
100～999人		46.3	46.9	49.2	46.7	56.0	54.4	55.4	52.1	50.4	53.1	52.3	51.8	55.2
300～999人		54.6	54.7	55.8	54.1	62.0	62.0	59.5	60.0	58.9	56.7	56.3	55.2	60.0
100～299人		43.8	44.6	47.3	44.4	54.2	52.0	54.1	49.6	47.7	52.0	51.0	50.7	53.7
30～99人		35.6	33.5	39.9	43.2	41.7	43.5	48.3	47.2	44.9	43.4	40.3	41.4	45.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		21.8	18.1	29.1	23.6	36.8	33.1	22.6	32.4	24.7	20.7	26.5	27.1	24.5
D 建設業		28.1	25.3	32.1	34.6	39.6	40.3	40.0	27.4	33.1	32.5	27.0	30.4	39.1
E 製造業		41.0	36.7	42.4	34.1	44.5	44.8	47.6	49.3	44.9	44.8	42.7	44.2	44.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業		61.9	65.4	55.1	62.1	62.7	62.3	65.8	66.6	60.8	69.1	70.1	64.5	67.8
G 情報通信業		84.2	87.8	79.5	86.1	87.8	89.2	87.5	86.5	85.3	84.0	84.1	91.4	80.3
H 運輸業、郵便業		20.9	20.1	25.2	34.5	25.6	32.1	29.6	25.1	28.0	29.0	22.1	23.9	31.2
I 卸売業、小売業		36.7	36.3	46.2	46.1	45.3	44.9	46.5	42.4	42.9	46.4	42.2	40.4	50.4
J 金融業、保険業		91.6	94.2	83.6	91.9	93.9	89.4	91.2	90.7	95.9	90.8	88.9	92.8	91.9
K 不動産業、物品賃貸業		48.9	53.5	55.9	53.2	56.6	58.8	46.1	44.8	54.7	56.8	58.6	56.7	52.7
L 学術研究、専門・技術サービス業		62.5	63.0	59.7	72.8	79.3	73.3	77.3	76.1	71.8	76.6	78.3	82.3	78.1
M 宿泊業、飲食サービス業		23.8	25.3	34.0	45.5	36.5	31.9	31.7	34.0	25.0	27.6	22.5	23.1	33.5
N 生活関連サービス業、娯楽業		30.9	29.4	30.3	39.1	38.2	36.8	39.5	40.3	40.2	42.4	34.4	37.7	36.6
O 教育、学習支援業		34.4	40.3	42.0	39.9	40.5	48.2	53.4	54.1	51.7	51.0	49.5	46.4	51.6
P 医療、福祉		57.8	57.1	60.0	64.7	64.7	71.8	67.9	61.7	58.1	48.1	53.0	53.9	56.2
Q 複合サービス事業		57.7	56.3	53.6	53.2	54.8	57.2	57.7
R サービス業		45.9	44.5	45.1	54.6	51.5	57.8	58.2	60.3	57.0	61.1	52.1	49.4	47.9
(他に分類されないもの)														

注：1) 労働者によって適用する週休制が異なる企業については、最も多くの労働者に適用している週休制の形態を当該企業の形態とした。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列7表 産業・企業規模別、何らかの週休2日制適用労働者割合

産業・企業規模	(単位：%)												
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年	3
T 調査産業計	87.9	90.2	88.1	89.8	88.4	88.3	85.2	88.2	87.5	86.5	85.3	85.9	84.8
1,000人以上	89.5	91.6	89.3	90.5	89.5	91.1	85.4	87.4	86.9	87.9	86.7	89.0	84.7
100～999人	89.0	90.7	89.5	89.7	89.5	88.4	85.4	88.8	88.0	86.3	86.3	84.9	85.1
300～999人	90.1	92.2	89.7	89.9	88.9	88.5	86.3	90.6	89.7	87.2	86.7	85.6	86.5
100～299人	88.1	89.3	89.4	89.5	90.0	88.4	84.5	87.2	86.5	85.5	85.9	84.3	83.8
30～99人	83.7	87.7	84.5	89.1	85.4	84.6	84.5	88.3	87.5	84.7	81.5	82.4	84.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	89.7	94.9	92.0	99.4	94.9	93.2	90.6	96.1	92.1	93.8	92.3	93.3	93.5
D 建設業	91.2	93.0	92.5	93.2	92.6	92.1	89.5	89.9	92.1	90.8	90.9	90.3	90.5
E 製造業	88.8	91.5	90.1	88.7	88.3	88.0	85.0	88.8	90.2	90.6	87.1	89.0	90.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	97.3	98.1	96.8	97.3	94.0	96.7	86.6	88.1	94.5	96.4	96.0	96.5	95.7
G 情報通信業	98.4	98.9	97.3	96.7	98.9	96.1	94.4	96.8	97.2	97.3	96.1	96.2	93.7
H 運輸業、郵便業	72.2	77.3	72.9	83.8	81.1	85.4	75.4	72.7	73.3	66.7	71.2	71.9	77.7
I 卸売業、小売業	88.3	92.5	89.6	88.4	86.5	85.7	80.5	87.9	86.4	84.9	86.7	84.2	80.6
J 金融業、保険業	99.7	99.6	98.5	99.7	98.4	97.1	98.9	98.2	98.8	98.6	96.6	97.9	92.8
K 不動産業、物品賃貸業	92.8	91.8	91.3	92.9	90.4	93.5	89.4	93.0	90.4	92.8	94.3	93.1	90.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	95.6	97.2	91.8	96.5	97.1	92.4	86.4	90.9	92.9	95.4	91.8	96.3	90.1
M 宿泊業、飲食サービス業	83.4	82.0	81.2	91.1	81.5	73.1	78.4	86.2	78.9	85.8	75.9	78.0	74.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	79.0	79.0	78.8	85.5	82.8	82.4	79.7	81.9	81.4	81.6	82.0	78.9	81.5
O 教育、学習支援業	87.5	87.3	81.8	91.5	87.4	81.8	82.1	88.7	87.9	84.4	81.9	81.3	85.1
P 医療、福祉	90.3	92.7	78.9	92.3	82.8	92.0	88.9	87.2	85.6	80.8	82.1	82.3	76.6
Q 複合サービス事業	93.3	97.4	96.9	97.9	96.9	96.3	98.7
R サービス業 (他に分類されないもの)	85.9	85.9	83.3	89.8	88.6	90.6	86.6	93.5	86.8	85.8	81.3	82.7	83.3

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列8表 産業・企業規模別、完全週休2日制適用労働者割合

産業・企業規模	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	(単位：%)	
												令和 2年	3
T 調査産業計	55.6	54.9	54.5	54.6	61.0	61.5	61.1	59.8	58.4	59.4	57.0	58.0	60.7
1,000人以上	75.3	75.6	67.3	69.1	75.5	77.7	73.4	72.1	71.5	72.6	71.2	73.0	72.9
100～999人	50.3	51.9	53.6	49.2	59.9	58.9	58.6	56.1	54.3	55.3	53.4	53.8	57.8
300～999人	56.4	58.4	59.5	54.4	64.7	63.5	63.7	62.6	60.0	58.2	56.7	57.2	61.5
100～299人	45.1	46.2	48.7	44.4	55.5	54.5	54.1	50.3	49.1	52.5	50.2	50.6	54.4
30～99人	36.6	34.0	40.3	42.0	43.7	44.8	47.4	47.6	46.0	45.6	41.7	41.4	45.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	35.4	30.2	40.7	38.5	46.8	49.7	37.6	50.9	43.1	47.8	43.8	51.8	48.8
D 建設業	50.4	50.4	54.9	52.3	59.8	60.7	59.1	50.7	55.2	56.4	53.2	55.7	58.7
E 製造業	59.9	57.8	57.3	51.1	65.0	64.1	64.0	65.0	63.5	64.9	60.9	63.6	64.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	88.0	79.1	74.7	78.9	83.6	89.5	80.2	79.2	81.4	85.8	82.9	83.2	87.2
G 情報通信業	90.7	90.8	74.9	84.6	93.5	87.9	91.3	90.1	92.5	88.3	89.8	92.2	88.5
H 運輸業、郵便業	24.0	28.7	31.6	38.1	35.0	38.4	36.1	30.3	30.8	29.7	29.4	28.1	35.3
I 卸売業、小売業	50.0	51.1	53.4	52.3	54.7	55.2	54.4	51.6	49.0	47.4	50.3	46.3	56.4
J 金融業、保険業	99.2	99.0	89.3	97.3	98.1	96.7	98.3	95.9	98.1	97.8	96.0	97.6	92.6
K 不動産業、物品賃貸業	52.8	50.5	51.1	54.3	56.8	64.1	58.9	60.9	61.3	73.3	70.9	68.5	69.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	78.4	79.0	68.4	74.5	85.6	79.9	78.0	81.5	79.5	87.7	79.0	89.4	81.5
M 宿泊業、飲食サービス業	26.7	28.7	38.0	43.4	40.8	35.4	36.4	40.9	33.2	41.8	45.2	34.2	44.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	31.4	30.0	35.0	41.1	43.6	37.1	37.6	41.3	40.0	44.3	37.1	39.0	49.2
O 教育、学習支援業	43.8	47.1	48.4	41.4	44.0	45.2	51.4	56.2	56.1	53.3	53.6	52.3	58.5
P 医療、福祉	46.4	52.9	52.6	58.9	56.2	61.4	61.7	54.5	54.8	52.8	51.1	52.8	52.2
Q 複合サービス事業	65.2	82.4	81.0	86.1	67.2	85.2	86.2
R サービス業	58.6	54.8	49.2	54.7	58.8	68.1	65.8	66.7	63.9	63.5	59.2	60.0	61.3
(他に分類されないもの)													

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列9表 産業・企業規模別、1企業平均年間休日総数

産業・企業規模	年	(単位：日)												
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	3
T 調査産業計		105.6	106.4	106.1	106.9	105.4	105.8	107.5	108.0	108.3	107.9	108.9	109.9	110.5
1,000人以上		116.1	116.4	115.8	114.3	114.4	114.7	114.4	115.3	115.1	114.9	115.5	116.6	116.8
100～999人		110.4	110.7	110.1	110.6	109.2	109.1	110.5	110.6	110.6	110.8	111.7	113.4	113.5
300～999人		112.4	113.4	112.5	113.1	111.8	112.5	112.0	113.4	113.3	112.5	113.7	114.9	115.2
100～299人		109.8	109.9	109.3	109.8	108.4	108.0	110.0	109.7	109.7	110.3	111.1	113.0	112.9
30～99人		103.5	104.5	104.4	105.4	103.8	104.4	106.2	106.8	107.2	106.4	107.5	108.3	109.0
C 鉱業、採石業、砂利採取業		103.0	103.7	102.6	104.2	105.0	102.5	103.1	104.9	105.8	103.8	103.5	106.7	106.7
D 建設業		104.2	106.3	104.8	105.7	105.0	105.2	104.3	103.3	104.7	104.0	104.7	107.6	107.4
E 製造業		109.9	110.3	110.3	110.4	110.0	110.6	111.6	111.6	111.7	111.4	112.1	113.3	112.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業		118.0	118.5	118.2	117.4	115.6	115.7	118.0	118.1	117.0	116.8	118.6	120.1	119.7
G 情報通信業		121.2	123.5	120.5	119.6	118.1	120.3	120.5	121.9	121.1	118.8	120.6	123.2	123.1
H 運輸業、郵便業		100.4	98.9	96.9	101.8	98.5	98.9	98.5	98.0	99.3	100.3	100.8	100.4	104.5
I 卸売業、小売業		103.3	104.8	105.3	105.2	103.5	103.8	104.9	105.1	106.3	105.7	107.0	107.0	106.9
J 金融業、保険業		121.1	121.9	119.7	119.6	118.0	120.9	120.1	120.6	121.2	118.4	120.4	123.3	122.9
K 不動産業、物品賃貸業		111.0	109.7	109.6	108.2	107.8	110.1	108.3	108.5	110.8	109.6	111.7	114.2	110.6
L 学術研究、専門・技術サービス業		116.4	116.1	115.4	116.8	116.3	117.2	118.0	118.3	118.8	118.8	119.9	121.8	121.8
M 宿泊業、飲食サービス業		91.9	91.0	94.3	98.1	95.6	93.5	95.3	95.7	97.7	97.1	98.0	98.0	103.2
N 生活関連サービス業、娯楽業		94.3	95.2	96.0	98.8	96.4	95.8	99.9	101.6	101.7	104.6	102.3	105.6	102.1
O 教育、学習支援業		101.9	105.1	103.5	105.4	102.8	105.6	110.8	112.8	113.8	112.7	113.1	115.2	116.2
P 医療、福祉		108.9	110.3	110.3	108.8	108.6	109.2	110.8	111.6	110.8	109.4	111.6	112.4	113.2
Q 複合サービス事業		112.5	112.9	113.0	110.4	112.1	115.2	114.8
R サービス業		107.1	108.9	108.0	109.0	106.3	107.3	108.6	109.4	110.3	109.0	109.4	110.4	111.3
(他に分類されないもの)														

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。
 2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列10表 産業・企業規模別、労働者1人平均年間休日総数

産業・企業規模	年	(単位：日)													
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年		
T 調査産業計		112.6	113.4	113.0	113.5	112.6	112.9	113.2	113.8	113.7	113.7	113.7	114.7	116.0	116.1
1,000人以上		117.7	119.6	119.3	118.5	118.2	118.5	117.7	118.3	118.1	118.1	118.0	119.1	120.1	119.7
100～999人		112.6	113.2	112.6	113.1	111.9	112.3	112.8	113.1	112.9	112.9	113.1	114.1	115.8	115.8
300～999人		113.9	115.1	114.5	115.0	113.8	114.6	114.1	115.1	115.2	114.4	114.4	115.7	117.2	117.4
100～299人		111.4	111.4	111.1	111.4	110.1	110.2	111.6	111.2	110.9	111.9	111.9	112.5	114.4	114.3
30～99人		105.3	106.3	105.7	106.8	105.9	106.4	107.2	108.0	108.3	107.9	107.9	109.0	109.6	110.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業		104.8	105.5	105.8	108.5	109.3	107.4	107.6	110.4	110.2	109.9	109.1	112.9	113.2	113.2
D 建設業		112.6	113.8	113.3	113.7	111.9	112.3	111.5	111.9	113.1	112.2	113.1	113.1	115.6	116.2
E 製造業		117.0	116.6	116.6	116.6	116.5	116.8	117.1	117.7	117.8	117.6	118.7	119.5	119.5	119.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業		122.7	123.5	122.1	121.9	120.4	121.7	121.8	122.0	120.8	120.9	120.4	123.8	123.8	123.2
G 情報通信業		122.0	123.8	121.3	121.2	120.0	121.2	121.5	122.2	121.7	121.7	121.3	123.9	123.9	123.8
H 運輸業、郵便業		104.4	103.8	103.4	107.4	103.7	103.3	102.9	103.2	104.3	106.6	106.7	107.4	107.4	106.7
I 卸売業、小売業		110.7	110.9	110.7	111.2	110.1	110.6	111.2	111.1	111.5	111.0	112.1	113.3	113.3	113.7
J 金融業、保険業		108.6	122.2	120.6	120.7	119.3	119.8	119.3	120.2	121.0	119.1	121.4	123.4	123.4	123.0
K 不動産業、物品賃貸業		113.0	113.0	113.1	110.9	112.1	114.3	112.7	114.1	114.3	115.9	116.7	118.1	118.1	116.7
L 学術研究、専門・技術サービス業		120.2	120.3	120.2	120.1	118.4	119.4	119.9	120.1	120.8	119.6	121.1	123.0	123.0	124.0
M 宿泊業、飲食サービス業		99.2	99.7	98.2	100.4	100.8	98.3	100.4	101.9	102.0	102.9	105.6	103.9	103.9	105.6
N 生活関連サービス業、娯楽業		97.5	98.4	98.3	101.3	97.7	97.6	99.5	103.1	103.0	105.6	103.4	105.1	105.1	107.5
O 教育、学習支援業		106.7	108.2	106.6	109.1	105.5	107.3	114.2	114.6	116.1	113.3	114.2	116.3	116.3	117.7
P 医療、福祉		109.0	110.8	110.6	108.5	108.2	110.3	111.9	112.6	111.2	111.5	112.9	114.4	114.4	113.4
Q 複合サービス事業		115.0	116.9	122.6	119.7	116.1	121.7	121.7	122.0
R サービス業 (他に分類されないもの)		109.9	112.7	110.8	112.2	111.9	111.5	111.8	111.2	112.3	112.5	113.2	114.1	114.1	116.8

注：1) 企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列11表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の付与日数

(単位：日)

産業・企業規模	年	(単位：日)												
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和2年	3
T 調査産業計		18.0	17.9	17.9	18.3	18.3	18.5	18.4	18.1	18.2	18.2	18.0	18.0	17.9
1,000人以上		19.8	19.0	18.9	19.3	19.5	19.4	19.3	19.1	19.2	19.1	18.6	18.9	18.7
100～999人		17.5	17.7	17.8	18.0	18.1	18.3	18.1	17.8	17.9	17.8	17.8	17.7	17.6
300～999人		17.8	18.1	18.3	18.3	18.5	18.5	18.4	18.0	18.2	18.0	18.0	17.9	17.7
100～299人		17.1	17.3	17.3	17.6	17.8	18.1	17.8	17.7	17.6	17.7	17.7	17.6	17.6
30～99人		16.3	16.9	16.8	17.1	16.9	17.4	17.6	17.0	17.3	17.5	17.3	17.0	17.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業		18.5	18.5	18.6	18.4	18.2	18.6	18.0	18.0	18.3	18.4	18.0	17.7	18.2
D 建設業		18.0	18.6	18.1	18.3	18.2	18.3	18.6	17.8	18.1	18.2	17.8	17.9	18.4
E 製造業		18.4	18.6	18.5	19.0	18.9	19.1	19.1	18.8	19.0	18.8	18.7	18.6	18.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業		19.6	19.6	19.7	19.6	20.1	19.8	19.5	19.4	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5
G 情報通信業		18.5	18.8	18.6	18.8	19.6	19.0	18.7	19.3	18.9	19.2	19.3	19.3	19.2
H 運輸業、郵便業		19.3	17.2	17.5	18.1	17.5	18.1	18.2	17.7	17.7	18.1	17.7	17.7	18.1
I 卸売業、小売業		17.7	17.5	17.5	17.9	17.8	18.0	18.4	18.0	18.3	18.2	17.8	18.0	17.8
J 金融業、保険業		19.8	19.6	19.2	19.8	19.4	19.9	19.5	19.4	20.3	19.3	19.1	18.9	19.3
K 不動産業、物品賃貸業		17.0	17.0	17.1	17.6	17.9	18.2	17.2	17.4	17.8	17.2	17.4	17.6	17.5
L 学術研究、専門・技術サービス業		17.6	18.2	18.1	18.6	18.4	18.5	18.8	18.6	18.1	18.4	18.5	18.6	18.7
M 宿泊業、飲食サービス業		15.3	15.8	15.9	16.3	16.3	16.7	16.8	16.0	16.5	16.1	15.2	16.2	16.3
N 生活関連サービス業、娯楽業		15.7	15.4	16.0	16.4	16.5	16.9	16.9	15.7	16.9	18.3	17.2	16.8	17.0
O 教育、学習支援業		16.4	16.7	16.6	16.9	17.1	18.0	18.7	18.5	18.8	18.6	18.3	18.4	18.2
P 医療、福祉		14.4	14.5	14.4	15.0	14.9	14.5	16.9	16.7	16.8	17.0	17.0	16.7	16.5
Q 複合サービス事業		19.3	19.5	19.4	20.1	18.9	19.5	18.8
R サービス業		16.0	16.5	16.4	16.9	17.4	17.8	17.5	16.8	17.0	17.3	17.3	17.2	16.6
(他に分類されないもの)														

注：1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列12表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得日数

産業・企業規模	年	(単位：日)														
		平成 21年	22	23	24	25	26	27 ²⁾	28	29	30	31	令和 2年	3		
T 調査産業計		8.5	8.5	8.6	9.0	8.6	9.0	8.8	8.8	8.8	9.0	9.0	9.3	9.4	10.1	10.1
1,000人以上		10.6	10.2	10.5	10.9	10.6	10.6	10.8	10.1	10.4	10.6	10.6	11.2	10.9	11.9	11.3
100～999人		7.9	7.9	8.1	8.2	7.8	8.2	8.4	8.3	8.2	8.4	8.5	8.8	9.3	9.8	9.8
300～999人		7.9	8.1	8.4	8.6	8.2	8.7	8.7	8.7	8.5	8.8	8.6	9.0	9.5	9.9	9.9
100～299人		7.9	7.8	7.7	7.7	7.5	8.1	8.0	8.0	7.9	8.2	8.4	8.7	9.2	9.7	9.7
30～99人		6.5	6.9	7.0	7.2	6.8	7.4	7.4	7.6	7.4	7.5	7.7	8.2	8.7	8.8	8.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業		11.0	11.6	10.9	10.4	10.9	11.2	10.3	10.3	10.4	10.4	11.6	10.7	11.3	11.6	11.6
D 建設業		7.0	7.1	6.7	6.9	6.6	7.4	7.1	7.1	6.8	6.9	7.0	7.7	8.0	9.8	9.8
E 製造業		10.0	9.9	9.8	10.3	10.2	10.3	10.1	10.1	10.4	10.7	11.0	11.0	11.9	11.4	11.4
F 電気・ガス・熱供給・水道業		14.6	14.6	14.8	14.4	14.3	14.0	13.6	13.6	13.8	14.0	14.2	14.9	15.0	14.3	14.3
G 情報通信業		10.1	10.3	10.7	11.4	10.8	11.0	10.3	10.3	10.7	11.2	11.5	11.3	12.3	12.5	12.5
H 運輸業、郵便業		10.2	8.4	8.7	10.3	8.7	9.2	9.3	9.3	8.5	8.6	9.3	9.1	10.0	10.0	10.0
I 卸売業、小売業		6.1	6.0	6.4	6.4	6.0	6.5	6.4	6.4	6.4	6.4	6.5	7.1	8.0	8.7	8.7
J 金融業、保険業		8.2	8.5	9.3	9.6	9.7	10.5	9.5	9.5	9.5	10.4	11.2	11.6	11.6	11.0	11.0
K 不動産業、物品賃貸業		6.9	7.2	7.3	7.4	7.6	7.6	7.3	7.3	7.1	7.8	8.6	8.5	9.2	10.2	10.2
L 学術研究、専門・技術サービス業		8.8	9.7	9.6	9.4	9.2	9.4	9.7	9.7	9.6	10.4	10.1	11.3	11.8	10.9	10.9
M 宿泊業、飲食サービス業		4.5	5.0	5.2	6.1	4.9	6.7	5.4	5.4	5.2	5.4	5.2	6.2	6.7	7.3	7.3
N 生活関連サービス業、娯楽業		6.6	6.5	7.1	7.0	6.3	6.3	6.5	6.5	6.2	6.6	6.7	7.5	7.8	8.8	8.8
O 教育、学習支援業		6.3	6.6	6.8	6.8	7.5	6.9	7.2	7.2	7.6	7.0	8.0	8.4	8.6	8.9	8.9
P 医療、福祉		5.2	6.4	6.1	7.1	6.9	6.6	8.6	8.6	8.4	8.8	8.9	9.0	8.9	9.6	9.6
Q 複合サービス事業		6.3	6.3	12.4	12.5	13.0	6.8	14.2	9.0	9.0
R サービス業 (他に分類されないもの)		7.9	8.7	9.2	8.5	8.1	8.2	8.5	8.5	8.0	8.5	9.5	9.0	9.3	9.7	9.7

注：1) 1年間に実際に取得した日数である。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列13表 産業・企業規模別、労働者1人平均年次有給休暇の取得率

産業・企業規模	年	(単位：%)												
		平成 21年	22	23	24	25	26	27 ³⁾	28	29	30	31	令和 2年	3
T 調査産業計		47.4	47.1	48.1	49.3	47.1	48.8	47.6	48.7	49.4	51.1	52.4	56.3	56.6
1,000人以上		53.7	53.5	55.3	56.5	54.6	55.6	52.2	54.7	55.3	58.4	58.6	63.1	60.8
100～999人		45.1	45.0	45.4	45.5	43.4	45.9	46.0	45.9	47.2	47.6	49.6	52.7	55.7
300～999人		44.1	44.9	46.0	47.1	44.6	47.0	47.1	47.1	48.0	47.6	49.8	53.1	56.3
100～299人		46.0	45.0	44.7	44.0	42.3	44.9	44.9	44.8	46.5	47.6	49.4	52.3	55.2
30～99人		40.0	41.0	41.8	42.2	40.1	42.2	43.2	43.7	43.8	44.3	47.2	51.1	51.2
C 鉱業、採石業、砂利採取業		59.4	63.0	58.6	56.7	60.0	60.1	57.0	57.7	57.0	62.9	59.4	63.9	63.9
D 建設業		38.9	38.1	37.2	37.7	36.1	40.3	38.1	38.2	38.0	38.5	43.3	44.9	53.2
E 製造業		54.5	53.2	53.0	54.2	54.0	54.0	52.8	55.4	56.2	58.4	59.2	64.1	61.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業		74.4	74.2	75.2	73.6	71.1	70.6	69.8	71.3	71.8	72.9	76.2	76.8	73.3
G 情報通信業		54.8	54.6	57.5	60.9	55.0	57.7	55.0	55.5	58.9	59.8	58.5	64.0	65.1
H 運輸業、郵便業		52.7	48.9	49.8	56.7	49.8	50.5	51.1	48.2	49.0	51.4	51.3	56.5	55.1
I 卸売業、小売業		34.3	34.6	36.5	35.8	33.5	36.4	34.5	35.5	34.9	35.8	40.0	44.7	48.6
J 金融業、保険業		41.2	43.3	48.4	48.4	50.0	52.8	49.0	49.0	51.5	58.3	60.7	61.2	57.3
K 不動産業、物品賃貸業		40.4	42.2	42.7	42.2	42.2	41.6	42.6	40.9	43.7	49.9	49.1	52.5	58.3
L 学術研究、専門・技術サービス業		49.7	53.3	52.8	50.5	49.8	50.9	51.7	51.6	57.6	54.7	61.1	63.2	58.3
M 宿泊業、飲食サービス業		29.4	31.4	32.5	37.4	29.8	40.1	32.2	32.6	32.8	32.5	40.8	41.2	45.0
N 生活関連サービス業、娯楽業		42.1	42.0	44.4	42.9	38.4	37.1	38.2	39.4	38.9	36.5	43.5	46.7	51.9
O 教育、学習支援業		38.7	39.5	41.0	40.0	43.6	38.2	38.6	41.0	37.2	43.3	46.2	46.4	48.6
P 医療、福祉		36.3	44.0	42.5	47.5	46.1	45.4	50.8	50.2	52.5	52.2	53.2	53.5	58.0
Q 複合サービス事業		32.4	63.7	64.6	64.7	36.2	72.7	47.7
R サービス業 (他に分類されないもの)		49.4	52.7	56.0	50.3	46.7	46.5	48.8	47.9	49.9	54.8	52.3	54.2	58.5

注：1) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計) × 100 (%) である。

2) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列14表 産業・企業規模別、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合

産業・企業規模	(単位：%)													
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年	3	
T 調査産業計	17.2	17.0	16.9	15.4	19.6	23.6	16.0	15.5	18.4	19.1	22.2	43.2	46.2	
1,000人以上	35.1	35.1	33.2	31.8	32.8	36.3	26.6	29.8	29.7	28.8	28.8	46.4	51.9	
100～999人	22.3	20.4	21.4	18.9	24.2	27.5	20.6	20.4	22.6	23.6	25.7	45.4	47.6	
300～999人	25.3	25.2	22.9	22.7	25.1	31.3	24.1	25.2	26.0	24.9	29.2	46.9	46.7	
100～299人	21.4	19.0	21.0	17.7	23.9	26.4	19.5	18.8	21.4	23.2	24.5	45.0	47.9	
30～99人	14.9	15.3	14.8	13.6	17.5	21.8	13.9	13.2	16.4	17.0	20.5	42.2	45.5	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	16.4	11.8	16.5	12.6	21.3	11.2	15.6	5.3	5.7	10.9	4.9	33.0	20.7	
D 建設業	11.6	15.0	17.5	20.0	20.6	26.1	19.3	15.7	20.8	14.7	14.0	46.2	51.0	
E 製造業	22.4	19.8	21.1	17.7	22.5	27.1	21.8	21.3	22.2	24.2	32.7	54.2	54.4	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	17.1	18.2	18.6	13.8	19.1	21.3	9.6	15.6	16.2	14.1	14.0	29.9	31.4	
G 情報通信業	23.0	24.9	22.8	24.1	27.6	26.8	24.8	24.5	28.8	21.5	21.6	36.7	47.1	
H 運輸業、郵便業	13.9	10.1	7.1	12.0	13.7	21.4	4.6	5.8	7.4	14.9	12.9	48.7	47.8	
I 卸売業、小売業	14.3	19.2	15.7	14.8	18.6	21.5	15.9	16.3	17.9	22.5	27.1	41.5	42.8	
J 金融業、保険業	34.7	39.5	34.7	34.1	36.6	41.7	40.1	38.9	44.5	34.6	36.5	51.8	51.4	
K 不動産業、物品賃貸業	18.5	14.5	17.7	15.2	17.8	30.4	20.7	16.2	22.3	14.6	26.2	46.8	46.5	
L 学術研究、専門・技術サービス業	24.0	21.4	29.7	21.3	30.8	28.5	21.2	21.2	26.8	22.0	19.5	42.2	46.5	
M 宿泊業、飲食サービス業	12.4	11.1	11.2	8.0	19.5	22.3	14.7	10.4	17.7	12.3	19.8	37.5	42.6	
N 生活関連サービス業、娯楽業	12.8	10.5	11.5	11.2	12.2	17.5	17.0	11.3	19.4	9.4	17.8	40.4	45.5	
O 教育、学習支援業	20.4	15.9	22.4	10.1	17.7	23.1	19.1	15.1	20.0	21.2	23.8	47.8	47.1	
P 医療、福祉	13.0	12.2	16.4	9.2	18.4	18.7	9.1	12.7	13.8	17.0	17.4	35.6	40.6	
Q 複合サービス事業	15.9	15.6	19.5	18.6	15.8	46.8	48.0	
R サービス業 (他に分類されないもの)	17.2	13.5	14.3	13.3	15.7	18.8	11.0	10.7	16.2	16.9	10.3	31.2	41.4	

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列15表 産業・企業規模別、1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

産業・企業規模	年	(単位：日)													
		平成21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和2年	3	
T 調査産業計		5.0	5.0	4.8	4.7	5.2	5.4	5.3	4.6	5.0	4.9	5.4	5.3	5.6	
1,000人以上		4.4	4.5	4.5	5.9	5.2	5.2	4.9	4.7	4.8	5.0	5.1	5.3	5.7	
100～999人		4.7	4.5	4.5	4.2	5.0	5.1	5.0	4.8	4.8	5.0	4.9	5.0	5.3	
300～999人		4.6	4.5	4.5	4.2	4.8	4.9	4.8	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	5.3	
100～299人		4.7	4.5	4.4	4.2	5.1	5.1	5.0	4.8	4.8	5.2	5.0	5.0	5.3	
30～99人		5.2	5.2	5.0	4.9	5.3	5.5	5.6	4.5	5.1	4.9	5.7	5.5	5.8	
C 鉱業、採石業、砂利採取業		4.6	6.0	7.0	6.3	27.6	8.2	6.5	8.6	7.0	7.5	X	5.2	7.9	
D 建設業		4.7	4.9	5.0	4.3	5.6	4.8	4.6	4.8	4.6	3.6	6.2	5.2	5.8	
E 製造業		4.6	4.8	4.0	4.0	4.4	5.4	4.6	4.0	4.3	4.5	4.6	4.7	5.3	
F 電気・ガス・熱供給・水道業		4.1	5.3	4.1	4.0	17.1	5.3	3.9	5.2	3.7	5.8	4.7	4.9	6.7	
G 情報通信業		5.1	3.9	4.2	3.7	4.7	4.8	5.1	5.2	5.0	5.1	4.7	5.1	5.3	
H 運輸業、郵便業		4.3	5.7	5.5	6.2	5.4	5.7	3.8	3.9	5.7	5.7	6.3	5.6	5.1	
I 卸売業、小売業		5.2	5.0	4.9	4.8	5.1	5.6	5.4	4.4	5.0	5.1	5.9	5.5	5.6	
J 金融業、保険業		5.4	5.1	5.5	8.0	6.0	5.7	5.7	5.7	5.7	6.1	6.2	5.6	6.1	
K 不動産業、物品賃貸業		5.5	5.2	5.4	4.5	6.5	6.1	5.6	4.7	5.1	6.0	5.3	5.4	6.9	
L 学術研究、専門・技術サービス業		4.6	4.4	5.9	4.2	4.3	5.0	5.0	5.0	4.3	4.5	5.0	5.2	6.5	
M 宿泊業、飲食サービス業		6.7	5.7	7.7	7.0	6.5	5.0	5.0	3.8	4.4	5.5	5.6	5.5	6.5	
N 生活関連サービス業、娯楽業		5.9	4.6	4.8	4.9	7.0	5.2	6.0	3.6	7.3	4.9	6.4	5.6	5.7	
O 教育、学習支援業		5.8	5.2	4.9	6.4	8.2	6.8	6.9	7.3	5.4	6.8	6.5	6.5	5.3	
P 医療、福祉		4.9	5.1	6.1	4.6	6.1	6.8	8.3	5.4	6.3	4.8	5.5	5.6	5.6	
Q 複合サービス事業		5.5	4.4	5.1	4.8	4.9	4.9	5.9	
R サービス業 (他に分類されないもの)		5.2	5.7	5.4	4.9	5.0	5.1	5.2	4.9	4.4	4.8	5.0	5.8	6.1	

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列16表 産業・企業規模別、1年単位の變形労働時間制を採用している企業割合

産業・企業規模	(単位：%)												
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年	3
T 調査産業計	35.6	37.0	36.9	33.3	32.3	35.4	30.6	34.7	33.8	35.3	35.6	33.9	31.4
1,000人以上	24.6	25.6	24.4	22.7	20.9	21.0	20.6	22.3	23.1	22.0	23.2	22.6	21.3
100～999人	34.5	34.6	34.7	36.1	32.6	36.2	31.3	32.8	31.4	31.3	32.3	31.9	29.6
300～999人	31.3	30.3	32.2	32.6	30.4	31.6	27.3	28.5	27.1	29.9	26.9	28.4	25.1
100～299人	35.5	35.9	35.4	37.2	33.3	37.5	32.6	34.2	32.7	31.8	34.0	33.1	31.1
30～99人	36.4	38.2	38.0	32.6	32.5	35.5	30.6	35.8	35.0	37.4	37.4	35.1	32.5
C 鉱業、採石業、砂利採取業	61.1	69.5	73.0	66.9	59.8	58.4	67.6	65.8	64.2	66.2	55.8	57.3	61.1
D 建設業	54.4	46.8	47.3	48.6	46.5	47.3	41.2	50.6	51.0	56.1	59.2	55.5	44.7
E 製造業	45.3	48.6	50.7	48.4	49.3	51.6	47.9	55.3	52.6	51.2	53.2	48.7	51.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	27.4	26.3	27.4	24.5	24.6	24.9	25.7	25.7	29.5	27.4	26.7	24.1	23.8
G 情報通信業	10.3	11.7	8.2	7.9	7.4	8.6	3.9	3.8	4.6	8.9	7.9	6.9	6.3
H 運輸業、郵便業	45.3	46.5	48.6	41.1	33.3	40.8	48.4	51.7	47.4	50.1	58.6	57.8	39.8
I 卸売業、小売業	33.3	34.9	33.1	28.7	27.8	32.4	26.0	34.6	34.5	34.9	31.4	30.3	29.6
J 金融業、保険業	2.6	3.8	2.1	4.6	2.9	2.9	3.8	5.3	3.9	4.6	5.7	3.4	3.2
K 不動産業、物品賃貸業	31.5	31.9	27.7	21.8	21.1	21.1	28.0	31.5	24.1	21.6	27.6	25.7	29.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	19.3	26.3	24.7	15.3	14.8	16.8	20.8	20.1	20.0	14.0	14.3	16.5	14.9
M 宿泊業、飲食サービス業	18.9	16.6	20.9	15.5	15.1	20.9	23.2	16.1	17.0	26.1	27.0	21.8	21.4
N 生活関連サービス業、娯楽業	28.6	27.5	28.9	29.6	24.1	24.0	27.8	34.0	36.2	25.3	23.6	22.9	24.1
O 教育、学習支援業	39.4	39.8	37.2	41.8	42.9	43.1	34.0	40.7	39.9	43.0	52.7	49.5	41.5
P 医療、福祉	9.1	20.0	19.0	12.8	11.6	14.3	11.8	13.5	14.3	21.8	18.3	16.5	12.6
Q 複合サービス事業	29.4	31.6	33.7	29.3	31.1	36.2	39.3
R サービス業 (他に分類されないもの)	21.8	26.6	19.8	21.2	23.9	25.6	22.1	27.2	27.3	25.3	25.8	31.8	31.4

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列17表 産業・企業規模別、1か月単位の変形労働時間制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年	平成21年											令和2年	
		22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	3		
T 調査産業計		15.5	15.3	14.1	15.8	16.6	17.9	20.3	23.9	20.9	22.3	25.4	23.9	25.0
1,000人以上		38.3	40.2	38.5	41.1	40.6	40.6	36.6	41.7	45.0	46.8	48.8	50.6	49.8
100～999人		20.5	21.5	19.5	21.3	19.7	20.9	27.3	30.4	30.3	30.4	33.2	32.9	32.1
300～999人		24.7	27.3	27.5	31.9	29.7	29.3	32.4	35.0	36.6	35.6	39.4	41.2	39.0
100～299人		19.2	19.8	17.2	18.0	16.7	18.4	25.6	28.9	28.3	28.7	31.2	30.1	29.8
30～99人		13.0	12.4	11.4	13.0	14.8	16.1	17.2	20.8	16.5	18.1	21.4	19.3	21.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業		17.1	12.5	15.5	10.8	15.3	13.7	13.7	13.0	13.0	16.0	14.7	13.6	10.1
D 建設業		8.0	13.7	9.3	6.6	7.5	9.8	10.4	14.4	9.7	4.9	3.4	7.1	11.2
E 製造業		9.4	9.6	8.1	10.1	7.5	8.0	7.9	10.2	7.4	8.8	10.8	10.2	10.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業		41.4	41.5	40.3	39.6	41.2	46.1	42.9	43.4	45.2	46.3	48.7	50.6	48.9
G 情報通信業		8.2	7.1	6.9	8.6	8.5	7.7	10.9	13.2	9.8	13.9	17.4	12.6	15.4
H 運輸業、郵便業		22.9	22.5	19.3	16.6	18.3	27.3	20.4	22.6	23.0	28.4	21.8	20.6	27.9
I 卸売業、小売業		19.4	15.6	15.6	19.2	22.0	20.0	17.4	19.3	12.0	20.2	26.8	22.5	21.6
J 金融業、保険業		11.7	10.7	8.0	6.2	7.3	9.7	15.7	15.2	14.3	18.1	17.6	18.4	12.8
K 不動産業、物品賃貸業		16.8	14.8	15.0	18.9	22.9	18.9	28.8	22.7	28.9	21.2	17.5	19.1	16.0
L 学術研究、専門・技術サービス業		6.3	4.5	2.3	9.8	5.8	6.2	4.0	9.0	6.6	8.9	10.6	11.5	8.1
M 宿泊業、飲食サービス業		23.4	25.9	29.1	28.0	31.0	32.8	30.2	33.6	38.9	37.5	39.5	40.8	40.3
N 生活関連サービス業、娯楽業		26.6	21.1	21.5	19.6	28.0	29.8	23.7	29.7	29.2	22.5	33.9	24.9	31.5
O 教育、学習支援業		17.2	12.5	14.4	10.9	8.1	6.2	14.8	14.3	17.7	17.9	17.5	17.9	23.1
P 医療、福祉		22.8	24.4	26.3	36.5	39.4	43.2	49.2	54.0	46.4	47.3	50.8	51.5	53.2
Q 複合サービス事業		19.1	23.7	22.5	27.2	22.8	26.5	22.8
R サービス業 (他に分類されないもの)		16.6	22.8	18.5	19.0	18.3	22.5	17.2	20.2	20.8	16.8	26.6	19.8	18.3

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民間法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列18表 産業・企業規模別、フレックスタイム制を採用している企業割合

産業・企業規模	(単位：%)													
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年	3	
T 調査産業計	6.1	5.9	5.9	5.2	5.0	5.3	4.3	4.6	5.4	5.6	5.0	6.1	6.5	
1,000人以上	31.9	31.8	32.0	25.9	28.2	27.7	21.7	22.1	23.6	24.4	26.6	28.7	28.7	
100～999人	10.6	10.1	10.7	9.7	9.2	9.3	8.4	7.9	8.3	8.4	8.0	10.2	10.4	
300～999人	18.6	18.1	17.6	15.8	13.4	16.0	13.2	13.8	14.2	10.7	12.5	13.8	15.6	
100～299人	8.2	7.7	8.6	7.8	7.9	7.3	6.9	6.0	6.4	7.6	6.6	9.0	8.7	
30～99人	3.8	3.6	3.5	2.9	2.8	3.2	2.2	2.8	3.7	3.9	3.1	3.7	4.1	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0.7	3.0	0.9	1.5	3.8	4.1	6.1	8.0	5.2	6.3	6.3	10.6	10.3	
D 建設業	2.6	2.1	2.0	0.6	0.8	1.5	2.0	1.1	0.9	2.1	0.8	1.1	3.4	
E 製造業	5.7	6.0	8.1	7.7	6.8	7.3	5.2	6.5	6.8	7.8	6.6	7.3	7.9	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9.7	11.0	10.0	13.0	11.5	12.1	10.2	10.3	14.1	8.7	8.0	14.2	15.4	
G 情報通信業	29.8	26.8	22.3	18.8	20.2	23.8	17.0	21.3	22.2	25.3	24.2	30.0	27.7	
H 運輸業、郵便業	1.0	3.5	2.0	2.1	2.0	2.5	4.5	3.7	4.1	3.7	2.4	4.1	2.8	
I 卸売業、小売業	5.0	3.2	4.1	4.0	2.8	4.0	3.0	3.0	6.3	4.1	4.5	4.0	6.2	
J 金融業、保険業	9.2	9.1	9.5	8.4	10.1	9.8	8.0	7.8	6.5	8.7	9.0	14.4	12.8	
K 不動産業、物品賃貸業	4.5	6.2	5.6	5.2	3.8	2.5	6.2	4.0	8.2	6.9	8.7	10.3	10.5	
L 学術研究、専門・技術サービス業	19.5	18.6	16.5	10.5	10.5	10.4	13.7	14.3	13.0	13.9	12.8	18.0	20.3	
M 宿泊業、飲食サービス業	2.8	2.5	1.1	1.8	2.6	1.2	2.8	4.4	5.0	2.3	3.1	2.0	1.7	
N 生活関連サービス業、娯楽業	7.5	4.0	3.9	2.1	3.9	2.1	0.6	0.1	1.9	5.3	3.2	2.1	5.5	
O 教育、学習支援業	7.5	6.2	4.0	5.2	5.6	2.8	1.9	2.6	2.7	2.0	1.4	1.3	5.8	
P 医療、福祉	8.2	4.0	7.2	2.8	2.6	1.7	2.0	0.7	0.8	1.7	0.6	3.2	1.7	
Q 複合サービス事業	14.4	14.0	14.8	12.3	12.9	16.5	16.7	
R サービス業 (他に分類されないもの)	4.8	7.9	5.3	4.4	5.6	4.9	4.9	6.8	5.8	8.5	8.8	10.4	8.1	

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列19表 産業・企業規模別、事業場外みなし労働時間制を採用している企業割合

(単位：%)

産業・企業規模	年																		
	平成21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和2年	3						
T 調査産業計	7.5	9.1	9.3	10.4	9.2	11.3	11.3	10.0	12.0	14.3	12.4	11.4	11.4						
1,000人以上	19.4	19.7	19.0	17.1	17.7	17.9	17.0	17.8	18.2	16.5	14.6	17.1	17.5						
100～999人	10.3	12.7	13.4	14.5	12.9	14.2	14.8	13.4	15.2	16.0	15.7	15.4	11.4						
300～999人	15.4	17.5	18.7	19.0	17.6	18.8	14.3	14.8	16.4	16.5	16.3	14.1	13.2						
100～299人	8.8	11.2	11.8	13.1	11.4	12.8	14.9	13.0	14.8	15.8	15.5	15.8	10.8						
30～99人	6.1	7.5	7.6	8.7	7.7	10.1	9.7	8.4	10.6	13.5	10.9	9.6	11.1						
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	2.2	1.0	3.5	4.7	5.6	12.2	7.4	13.0	6.5	7.4	4.9	7.4						
D 建設業	6.3	4.9	6.1	8.3	11.1	10.6	12.5	15.4	9.0	13.0	9.9	11.6	7.7						
E 製造業	6.1	9.9	9.7	12.1	11.0	13.5	12.7	12.4	12.0	18.3	13.7	15.2	13.4						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	2.9	2.2	1.6	1.6	1.7	2.4	11.0	7.5	10.9	4.9	8.2	10.0	5.0						
G 情報通信業	11.5	13.6	9.0	13.4	12.1	12.0	13.5	13.8	14.2	15.5	15.9	15.5	13.3						
H 運輸業、郵便業	4.5	6.3	5.7	6.3	3.6	4.8	11.3	8.1	12.9	13.7	10.9	6.8	8.3						
I 卸売業、小売業	12.3	13.8	14.7	14.3	12.7	16.3	17.7	14.3	21.0	22.7	20.0	15.3	19.3						
J 金融業、保険業	7.4	9.4	6.7	16.1	13.1	15.7	11.9	11.1	10.8	16.9	14.0	14.4	12.8						
K 不動産業、物品賃貸業	14.0	16.0	10.6	16.7	15.0	16.8	19.3	17.1	22.5	16.6	11.9	20.0	8.2						
L 学術研究、専門・技術サービス業	7.9	5.5	11.6	10.9	13.3	9.3	12.7	14.5	13.3	12.1	18.3	21.2	19.2						
M 宿泊業、飲食サービス業	2.6	4.0	5.0	4.7	4.6	4.3	8.9	5.8	8.7	6.7	8.5	8.1	9.4						
N 生活関連サービス業、娯楽業	5.8	3.6	4.3	6.3	6.2	5.6	10.8	6.8	9.5	12.8	8.0	5.9	21.0						
O 教育、学習支援業	4.2	8.7	6.8	7.6	5.0	3.2	6.1	3.3	4.3	6.7	6.9	5.4	7.6						
P 医療、福祉	6.0	4.1	3.5	3.7	0.8	3.3	1.3	2.7	4.0	6.1	6.0	3.9	2.4						
Q 複合サービス事業	13.4	10.8	12.7	11.5	12.2	12.9	8.0						
R サービス業 (他に分類されないもの)	4.2	5.6	7.3	7.4	3.7	10.9	10.8	8.8	12.0	11.5	12.1	13.1	7.2						

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

時系列20表 産業・企業規模別、専門業務型裁量労働制を採用している企業割合

産業・企業規模	(単位：%)																			
	平成 21年	22	23	24	25	26	27 ¹⁾	28	29	30	31	令和 2年	3							
T 調査産業計	2.1	2.5	2.2	2.3	2.2	3.1	2.3	2.1	2.5	1.8	2.3	1.8	2.0							
1,000人以上	8.8	9.7	8.8	7.7	7.6	7.2	9.6	9.5	10.2	11.0	10.9	10.6	9.1							
100～999人	2.5	3.7	3.6	3.6	3.2	3.2	3.1	2.7	3.2	3.0	3.0	2.4	2.7							
300～999人	4.0	5.1	4.5	4.8	3.6	4.0	4.9	4.2	5.6	3.7	3.3	3.6	4.1							
100～299人	2.0	3.2	3.3	3.2	3.1	3.0	2.5	2.2	2.4	2.8	2.9	2.0	2.3							
30～99人	1.8	1.9	1.6	1.7	1.6	2.9	1.7	1.6	2.0	1.0	1.7	1.3	1.5							
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
D 建設業	0.3	0.4	0.4	3.2	1.4	3.7	0.2	0.7	1.9	0.4	1.3	0.1	0.5							
E 製造業	1.9	2.7	3.1	1.8	2.2	3.3	3.1	3.0	2.1	1.6	1.4	2.2	1.9							
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6	0.8	0.9	0.4	0.5	1.9	1.9	0.7	1.0							
G 情報通信業	17.4	23.0	17.7	14.2	17.0	18.1	19.4	20.1	26.6	21.2	26.3	18.5	16.5							
H 運輸業、郵便業	0.0	0.0	0.0	0.8	-	-	0.0	0.0	0.0	0.8	-	-	0.2							
I 卸売業、小売業	2.2	1.0	0.7	1.8	1.7	2.7	1.6	0.9	2.3	0.8	2.2	0.9	2.4							
J 金融業、保険業	1.4	1.0	2.5	2.5	1.6	2.7	0.2	1.6	1.7	1.7	2.1	1.8	2.4							
K 不動産業、物品賃貸業	1.3	0.2	0.6	0.2	0.4	0.6	0.5	1.9	2.1	0.8	0.9	0.8	2.4							
L 学術研究、専門・技術サービス業	6.4	8.4	8.7	9.1	8.8	7.6	7.4	7.4	7.7	12.1	9.6	10.2	7.4							
M 宿泊業、飲食サービス業	0.4	0.3	0.4	0.0	0.2	0.0	3.5	1.4	0.3	0.4	-	-	0.0							
N 生活関連サービス業、娯楽業	0.2	1.1	0.1	0.0	0.0	-	0.2	-	2.7	0.2	0.0	-	0.5							
O 教育、学習支援業	0.9	0.6	0.6	1.2	1.8	0.8	5.8	6.1	6.5	4.9	4.2	5.0	6.5							
P 医療、福祉	1.3	-	0.1	0.2	1.0	1.2	-	0.1	0.2	0.1	0.6	0.6	0.0							
Q 複合サービス事業	-	-	-	-	-	1.1	0.5							
R サービス業 (他に分類されないもの)	1.0	2.1	1.7	2.9	1.1	3.4	0.4	0.4	0.8	0.1	1.0	0.3	1.2							

注：1) 平成26年以前は、調査対象を「常用労働者が30人以上の会社組織の民営企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、平成27年より「常用労働者が30人以上の民営法人」とし、さらに「複合サービス事業」を含めることとした。

V 調 査 票

【2頁参考】

II 労働時間制度

1 所定労働時間

- ・ 「監督又は管理の地位にある者」とは、労働基準法第41条第2号に規定する者（管理監督者）のことをいい、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指し、名称にとらわれず実態に即して判断すべきものです。
- ・ (2)「監督又は管理の地位にある者」と(3)「適用労働者数計」の合計に、労働基準法第41条第2号に規定する「機密の事務を取り扱う者」と同条第3号に規定する「監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けたもの」を加えると、1頁1-4の「期間を定めずに雇われている常用労働者数」と一致します。

SAMPLE

1-5以降の設問は、「1-4 全常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者(パートタイム労働者を除く。)」について記入してください。

5 次に掲げる業務のうち、貴社で従事する労働者がいる業務に該当する番号を、すべて○で囲んでください(ただし、資格を有する者がいても、その業務に従事していない場合は該当しません。)

01	新商品又は新技術の研究開発等	01	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11
02	情報処理システムの分析又は設計	02	学校教育法に規定する大学における教授研究	12
03	記事又は放送番組の取材又は編集	03	公認会計士	13
04	デザイナー	04	弁護士	14
05	プロデューサー又はディレクター	05	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15
06	コピーライター	06	不動産鑑定士	16
07	システムコンサルタント	07	弁理士	17
08	インテリアコーディネーター	08	税理士	18
09	ゲーム用ソフトウェアの創作	09	中小企業診断士	19
10	証券アナリスト	10	事業運営の企画、立案、調査及び分析	20

II 労働時間制度

1 所定労働時間 (休憩時間、残業時間は含みません。)

(1) 就業規則等で定められた1日の所定労働時間及び週所定労働時間を記入してください。

1日の所定労働時間	時間	分	8
週所定労働時間	時間	分	9

〔 本社・支社の別、労働者の種類などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されている所定労働時間を記入してください。 〕

(2) 労働時間の定めのない者のうち、監督又は管理の地位にある者の人数を記入してください。
(1頁裏面参照)

監督又は管理の地位にある者の人数	人	10
------------------	---	----

〔 当項目と(3)「適用労働者数」の計は1頁1-4の「常用労働者数」と一致する場合は、最も少ない場合が求められます。 〕

(3) 週所定労働時間別に適用労働者数を記入してください。

〔 監理又は断続労働に従事する者、監督又は管理の地位にある者などで、労働時間の定めのない者は除外してください。 次の「2 週休制」においても同様に除外してください。 〕

週所定労働時間	時間	分	適用労働者数
～	34:59		人
35:00	～	35:59	人
36:00	～	36:59	人
37:00	～	37:59	人
38:00	～	38:59	人
39:00	～	39:59	人
40:00	～	40:00	人
40:01	～	42:00	人
42:01	～	44:00	人
44:01	～		人
計			人

この2つの欄(1(3)の計と2の計)は一致します。また、1頁1-4の期間を定めずに雇われている常用労働者数と一致する場合とそれより少ない場合があります。

2 週休制

週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。

週休制の形態	適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制	人
何らかの週休2日制	人
完全週休2日より休日日数が実質的に少ない制度(注1)	人
完全週休2日制	人
完全週休2日より休日日数が実質的に多い制度(注2)	人
計	人

(注) 1) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制の他、3勤1休、4勤1休等をいいます。
2) 月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいいます。

【3頁参考】

3 年間休日総数

- ・年間休日総数には、令和2年1年間における休日の合計日数を記入してください。就業規則等で年間休日数を定めている場合はその日数を記入してください。
- ・「休日」とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働の義務がないとされた日として、「週休日（日曜日、土曜日）」「週休日（日曜日、土曜日）」「週休日（日曜日、土曜日）以外の休日（国民の祝日・休日・年末年始、夏季休暇、会社創立記念日などで会社の休日とされている日）」の合計日数をいいます。ただし、年次有給休暇や雇用調整、生産調整等のための臨時休業日数は含みません。

4 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇の付与・取得日数

②と③の年次有給休暇の付与・取得日数については、1人当たり日数ではなく、延べ日数を記入してください。

(2) 年次有給休暇の計画的付与制度

労使協定等に基づき、年次有給休暇を計画的に付与する制度について記入してください。(労働基準法第39条第6項)

(3) 年次有給休暇の時間単位取得制度

労使協定等に基づき、年次有給休暇を時間単位で取得できる制度について記入してください。(労働基準法第39条第4項)

5 特別休暇制度

「特別休暇」とは、週休日や法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇等）以外に付与される休暇で、就業規則等で制度（慣行も含む。）として認めている休暇をいいます。なお、法定休暇で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分にについては含みません。

- ①「夏季休暇」とは、一般的に7月～9月の夏季の期間に連続で与えられる休暇（休日も含む。）をいいます。
- ②「病氣休暇」とは、本人が業務外の私傷病によって就労できない場合に認められる休暇をいいます。
- ③「リフレッシュ休暇」とは、一定の勤務を有する者の心身の休養等のための休暇をいいます（例えば、勤続50年で20日の休暇を与える等）。これ以外に結婚20周年等家庭生活の節目、季節の節目にとるものも含まれます。アニバーサリー休暇、永年勤続休暇等名称は問いません。
- ④「ボランティア休暇」とは、社会・地域貢献活動を支援する休暇をいいます。
- ⑤「教育訓練休暇」とは、職業人としての資質の向上、その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる休暇をいいます。
- ⑥「上記以外で1週間以上の長期の休暇」とは、上記以外で1週間以上連続した休暇をいいます。また、年末年始、5月の連休期間などにおいて連続して与えられる休暇も、それが週休日も含め、1週間以上連続した休暇となる場合も含まれます。

(注1) 「1回当たり最高付与日数」には、特別休暇を週休日等の休日と連続して与えている又は推奨している場合は、週休日等の休日を最高付与日数に算入してください。例えば完全週休2日制の場合、週休日の翌日から次の週休日までの休みの際には、9日としてください。ただし、週休日と祭日のみの場合は特別休暇に含みません。

(注2) 「1回当たり最高付与日数」又は「年間の最高付与日数」の制度がない場合や不明な場合は1桁目に「-」を記入してください。

(注3) 「上記以外で1週間以上の長期の休暇」に該当する休暇が複数ある場合は、最も長いものについて記入してください。また、①～⑤の他、法定休暇（年次有給休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、子の看護休暇等）で法律の規定よりも労働者を優遇している場合の上積分を含みません。

6 変形労働時間制

変形労働時間制には、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」があります。

- ・「1年単位の非定型的変形労働時間制」とは、労使協定等により、1か月を超え、1年以内の一定期間を平均し、週所定労働時間が40時間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超過させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の4)
- ・「1か月単位の非定型的変形労働時間制」とは、労使協定又は就業規則等により、1か月以内の一定の期間を平均し、週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に1日8時間又は1週40時間の法定労働時間を超過させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の2)
- ・「1週間単位の非定型的変形労働時間制」とは、常用労働者数が30人未満の小売業、旅館、料理店及び飲食店の事業場において、労使協定等により週所定労働時間が40時間を超えない範囲内において、就業規則であらかじめ定めることとなく、1日10時間まで所定労働時間として労働させることができる制度をいいます。(労働基準法第32条の5)
- ・「フレックスタイム制」とは、就業規則等により、1か月以内の一定期間（清算期間）の総労働時間を定め、各日の始業及び終業の時刻を自分で決定して働く制度をいいます。(労働基準法第32条の3)

7 みなし労働時間制

みなし労働時間制には、「事業場外みなし労働時間制」、「専門業務型裁量労働制」、「企画業務型裁量労働制」があります。

- ・「**事業場外みなし労働時間制**」とは、出張や外回りの営業のように使用者の具体的な指揮・監督が及ばない事業場外で労働する場合で、労働時間の算定が困難な場合に、原則として所定労働時間労働したものとみなす制度をいいます。(労働基準法第38条の2)
- ・「**専門業務型裁量労働制**」とは、デザイナーやシステムエンジニアなど、業務遂行の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない以下の19の業務について、実際の労働時間数とはかわりなく、労使協定等で定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。(労働基準法第38条の3)

〔対象業務〕

- ① 新商品又は新技術の研究開発等の業務
- ② 情報処理システムの分析又は設計の業務
- ③ 記事又は放送番組の取材又は編集の業務
- ④ デザイナーの業務
- ⑤ プロデューサー又はディレクターの業務
- ⑥ コピーライターの業務
- ⑦ システムコンサルタントの業務
- ⑧ インテリアコーディネーターの業務
- ⑨ ゲーム用ソフトウェアの創作の業務
- ⑩ 証券アナリストの業務
- ⑪ 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ⑫ 学校教育法に規定する大学における教授研究の業務
- ⑬ 公認会計士の業務
- ⑭ 弁護士の業務
- ⑮ 建築士(一級建築士、二級建築士、木造建築士)の業務
- ⑯ 不動産鑑定士の業務
- ⑰ 弁理士の業務
- ⑱ 税理士の業務
- ⑲ 中小企業診断士の業務

- ・「**企画業務型裁量労働制**」とは、事業運営の企画、立案、調査及び分析の手段や時間配分などに関して使用者が具体的な指示をしない業務について、実際の労働時間数とはかわりなく、労使委員会が定めた労働時間数を働いたものとみなす制度をいいます。なお、導入にあたっては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要です。(労働基準法第38条の4)

〔対象となり得る業務の例〕

- ① 経営企画を担当する部署における業務のうち、経営状態・経営環境等について調査及び分析を行い、経営に即する計画を策定する業務
- ② 人事・労務を担当する部署における業務のうち、現行の人事制度の問題点やその在り方等について調査及び分析を行い、新たな人事制度を策定する業務
- ③ 広報を担当する部署における業務のうち、効果的な広告手法等について調査・分析を行い、広告を企画・立案する業務

8 高度プロフェッショナル制度

「**高度プロフェッショナル制度**」とは、高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と得られる成果との関連性が高くなく以下の対象業務に従事し、職務範囲が明確な一定の年収要件を満たす方を対象に、本人の希望や健康確保措置が確実に実施されること等を要件として、労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定が適用されないこととなる制度です。(労働基準法第41条の2)

〔対象業務〕

- ① 金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務
- ② 資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務
- ③ 基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務
- ④ 有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づき投資に関する助言の業務
- ⑤ 顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務
- ⑥ 新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務

9 勤務間インターバル制度

(注1) 「**勤務間インターバル制度**」とは、労働者の健康及び福祉を確保するために、1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組みをいいます。(労働時間等改善法第2条)

なお、実際の終業時刻から始業時刻までの具体的な時間数を定めていない場合は、これに該当しません。

例えば、以下の例が「勤務間インターバル制度」に該当します。

- ① 実際の終業時刻から始業時刻までの間隔を一定時間以上空けることを定めている場合
(例)「終業時刻から11時間空けなければ始業してはならない」と定めている場合。勤務時間が午前9時～午後5時の労働者が、午後11時に退社した場合は翌日の始業時刻が午前10時となる。
- ② 実際の終業時刻に応じて翌日の始業時刻を定めている場合
(例)「午後10時～午後11時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前10時」、「午後11時～午後12時の間に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」などと実際の終業時刻に応じて、始業時刻を定めている場合。
※「午前0時に降に終業した場合、翌日の始業時刻は午前11時」、「午後10時に降残業禁止であるが、始業時刻に関する定めは早く来ることも可能」といった例のように、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が明確でない定め方をすれば、これに該当しません。

(注2) 「**11時間以上空いている**」とは、令和2年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている場合(終業時刻から始業時刻までの間に、休日を挟む場合は除く。)をいい、所定の終業時刻と翌日の所定の始業時刻が11時間以上空いていると、必ずしもこれに該当するとは限りません。なお、注1の「勤務間インターバル制度」が適用されている労働者であるか否かは問いません。

7 みなし労働時間制 (3頁裏面参照)

(1) みなし労働時間制を採用していますか。該当する番号をすべて○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

みなし労働時間制採用の有無		適用労働者数	
採用している	1	+	人
採用している	2	+	人
採用している	3	+	人
採用していない	4		

70

【上記(1)で「2 専門業務型裁量労働制」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。】

→ (2) 専門業務型裁量労働制が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

新商品又は新技術の研究開発等	01	金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発	11
情報処理システムの分析又は設計	02	学校教育法に規定する大学における教授研究	12
記事又は放送番組の取材又は編集	03	公認会計士	13
デザイナー	04	弁護士	14
プロデューサー又はディレクター	05	建築士 (一級建築士、二級建築士、木造建築士)	15
コピーライター	06	不動産鑑定士	16
システムコンサルタント	07	弁理士	17
インターネットコーディネーター	08	税理士	18
ゲーム用ソフトウェアの創作	09	中小企業診断士	19
証券アナリスト	10		

74

8 高度プロフェッショナル制度 (3頁裏面参照)

(1) 高度プロフェッショナル制度を採用していますか。該当する番号を○で囲み、採用している場合は適用労働者数を記入してください。

高度プロフェッショナル制度採用の有無		適用労働者数	
採用している	1	+	人
採用していない	2		

75

【上記(1)で「1 採用している」に○をつけた企業が下記(2)をお答えください。】

→ (2) 高度プロフェッショナル制度が適用される労働者が従事する業務について、該当する番号をすべて○で囲んでください。

金融工学等の知識を用いて行う金融商品の開発の業務	1
資産運用(指図を含む。)の業務又は有価証券の売買その他の取引の業務のうち、投資判断に基づく資産運用の業務、投資判断に基づく資産運用として行う有価証券の売買その他の取引の業務又は投資判断に基づき自己の計算において行う有価証券の売買その他の取引の業務	2
有価証券市場における相場等の動向又は有価証券の価値等の分析、評価又はこれに基づく投資に関する助言の業務	3
顧客の事業の運営に関する重要な事項についての調査又は分析及びこれに基づく当該事項に関する考案又は助言の業務	4
新たな技術、商品又は役務の研究開発の業務	5

77

9 勤務間インターバル制度 (注1) (3頁裏面参照)

(1) 令和2年1年間のすべての勤務日において、実際の終業時刻から始業時刻までの間隔が、11時間以上空いている(注2)労働者はどれくらいいますか。該当する番号を1つ○で囲んでください。

全くいない	ほとんどいない	全体の4分の1程度いる	半数程度いる	全体の3分の4程度いる	ほとんど全員	全員
1	2	3	4	5	6	7

78

【5頁参考】

9 勤務間インターバル制度

(注3) 「導入している」と回答する場合、労働協約、労使協定又は就業規則に当該制度が定められていることを必要とし、慣行で決まっている場合などはこれに該当しません。

III 賃金制度

1 時間外労働の割増賃金率

(1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率は、25%以上(1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く。)とされています。(労働基準法第37条第1項)

(注1) 「時間外労働」とは、法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えて労働させることをいいます。

(注2) 「定めている」とは、就業規則等において、割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

1か月60時間を超える時間外労働については、割増賃金率は50%以上とされています。(労働基準法第37条第1項)

ただし、中小企業(注3)については当分の間、引上げが猶予され、1か月60時間超の部分についても25%以上とされています。

(注3) 「中小企業」とは、具体的に以下の表に該当する企業をいいます。

業種 ^(※)	資本金の額 又は 出資の総額	常時使用する 労働者数 ^(※)
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外の業種	3億円以下	300人以下

※ 「常時使用する労働者数」について

「常時使用する労働者数」は、事業主の通常の状況により判断します。臨時的に雇い入れた場合や、臨時的に人員を生じた場合については、労働者の数に変動が生じたものとして取り扱う必要はありません。

パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合ではなければ、常時使用する労働者数に算入してください。

例えば、常時使用する労働者数が50人以下ということは、時としては50を超えることはあっても、常雇として50人以下の労働者を使用しているという意味であり、したがって、常時は48人であっても、繁忙期等において2、3人雇い入れたという場合は50人以下となります。

※ 「業種」及び「常時使用する労働者数」については、右記を参照してください。

(注4) 「定めている」とは、就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働について割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。1か月60時間以下の時間外労働に係る割増賃金率と同率の場合(割増賃金率は(60時間を超えるかどうかに関係なく)一律25%としている場合)、45時間以下の割増賃金率を25%、45時間を超える割増賃金率を一律50%としている場合、「割増賃金率を一律50%としている場合」等もこれに該当します。

(3) 代替休暇

労使協定を締結すれば、1か月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、割増賃金率が引き上げられた部分(25%以上から50%以上に引き上げられた部分)の割増賃金の支払いに代えて通常の賃金が支払われる休暇を付与することができます。(労働基準法第37条第3項)

(注5) 代替休暇を取得した労働者の実人員をいいます。同じ労働者が複数回取得した場合は、1人として計算してください。

(4) 特別条項付き時間外労働協定

時間外労働の限度時間(例えば1か月45時間など)(※)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合に締結する協定をいいます。

※ 時間外労働を行わせるためには、労働基準法第36条に基づき、労使間で時間外労働に関する協定(いわゆる「36協定」)を締結しますが、延長できる時間については、「時間外労働の限度に関する基準(平成10年労働省告示第154号)において限度時間が定められています。この限度時間を超えて臨時的に時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合には、特別の事情や限度時間を超えることのできる回数等を定めた「特別条項付き時間外労働協定」を締結することで、限度時間を超えて労働時間を延長することができます。

なお、「特別条項付き時間外労働協定」については、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率についても定められています。

(5) 休日労働、深夜労働の割増賃金率

休日労働の割増賃金率は35%以上、深夜労働の割増賃金率は25%以上とされています。(労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令、労働基準法第37条第4項)

(注6) 「休日労働」とは、法定休日(労働基準法第35条の休日)に労働させることをいいます。

(注7) 「深夜労働」とは、原則として午後10時から午前5時までの間に労働させることをいいます。

(注8) 「定めている」とは、就業規則等において、割増賃金率などの割増賃金の計算の方法を定めている場合をいいます。

(2) 勤務間インターバル制度を導入していますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1	導入している(注3)	(3) 実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けること している具体的な時間を記入してください。 間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の 時間を記入してください。	時間 分
2	導入を予定又は検討 している		
3	導入予定はなく、 検討もしていない		

(4) 勤務間インターバル制度を導入していない(しなかった)理由について、該当する番号をすべ
て〇で囲んでください(なお、当該制度を知らなかった場合には、「当該制度を知らなかったた
め」のみに〇をつけてください)。

1	夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要のため
2	人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に 支障が生じるため
3	当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため
4	超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため
5	その他
6	当該制度を知らなかったため

III 賃金制度

1 時間外労働(注1)の割増賃金率(4頁裏面参照)

〔休日労働、深夜労働は含みません(注5)を除く。〕また、職種などによって異なる場合は、最も多くの労働者に適用されているものを記入してください。〕

(1) 時間外労働の割増賃金率
時間外労働の割増賃金率(1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率は除く。)につい
て、就業規則等で定められていますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
また、定めている(注2)場合は、どのように定めていますか。該当する番号を1つ〇で囲み、「一律
に定めている」場合は割増賃金率を記入してください。

1	定めている(注2)	一律に定めている 時間外労働時間数等に応じ て異なる率を定めている	割増賃金率 %
2	定めていない		

(2) 1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率

① 貴社は中小企業(注3)に該当しますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
なお、中小企業に該当するかの判断は、4頁裏面(2)(注3)を参照してください。

1	中小企業(注3)に該当する
2	中小企業に該当しない

(2) 就業規則等において、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めていますか。
該当する番号を1つ〇で囲んでください。
また、定めている(注4)場合は、割増賃金率を記入してください。

1	定めている(注4)	割増賃金率 %
2	定めていない	

〔左記①で「2 中小企業に該当しない」かつ上記②で「1 定めている」に〇をつけた企業が
企業が下記(3)をお答えください。〕

(3) 代替休暇(4頁裏面参照)
労使協定等において、割増賃金の支払いに代えて有給の休暇を付与する、代替休暇の制度
がありますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。

1	制度がある	令和2年(又は令和元会計年度)1年間で実際に代替休暇を 取得した労働者(注5)は何人ですか。
2	制度がない	

〔上記(3)の回答の有無にかかわらず、下記(4)及び(5)をお答えください。〕

(4) 特別条項付き時間外労働協定(4頁裏面参照)
「特別条項付き時間外労働協定」を結んでいますか。該当する番号を1つ〇で囲んでください。
また、結んでいる場合は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(3か月以内の一定期
間に係るもの)を記入してください。

1	結んでいる	限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率
2	結んでいない	

(5) 休日労働(注6)、深夜労働(注7)の割増賃金率
休日労働、深夜労働の割増賃金率について、就業規則等で定めていますか。該当する番号を1つ〇で
囲んでください。
また、定めている(注8)場合は、割増賃金率を記入してください。

① 休日労働

1	定めている(注8)	割増賃金率 %
2	定めていない	

② 深夜労働

1	定めている(注8)	割増賃金率 %
2	定めていない	

【6頁参考】

IV 労働費用

1 給与支払延べ人数

福利厚生施設や教育訓練施設に専従する者(管理人、医師(産業医を含む。)、随人等)や教育訓練・募集関係業務に専従する者の人数は、「給与支払延べ人数」から除いてください。また、それらの者の人件費は現金給与額から除き、それぞれの費用に計上してください(例えば、「例えは、「6法定外福利費」の「住居に関する費用」に、医師(産業医を含む。))の人件費は「6法定外福利費」の「医療保健に関する費用」に計上してください)。

4 退職給付(一時金・年金)等の費用

- ・「退職一時金支給総額」とは、退職一時金として企業が支払った額(解雇予告手当を含む。)をいい、退職引当金繰入額・累積額など社内留保したものは除きます。
- ・「中小企業退職金共済制度への掛金」とは、中小企業退職金共済法に基づき掛金額(特定業種退職金共済制度を含む。)をいいます。
- ・「特定退職金共済制度への掛金」とは、特定退職金共済団体等への掛金額をいいます。
- ・「確定給付企業年金への掛金」とは、確定給付企業年金への掛金額をいいます。
- ・「確定拠出年金(企業型)への掛金」とは、確定拠出年金(企業型)への掛金額をいいます。
- ・「その他の退職年金の費用」とは、厚生年金基金の上乗せ給付(ブラス・アールブア部分)にかかる掛金額(老齢厚生年金の代行部分にかかる掛金額は除く。)及び企業独自年金支給額(社内留保したものを除く。)をいいます。

5 法定福利費

- ・「厚生年金保険料」には、免除保険料(老齢厚生年金の代行部分にかかる掛金額)を含みます。
- ・「法定補償費」とは、業務上の被災労働者に対し労働基準法に基づいて支給した額(労災保険からの給付を除く。)をいいます。
- ・「その他の法定福利費」とは、石炭鉱業年金掛金及び船員保険料(労働者負担分を除く。)等を含みます。

6 法定外福利費

- ・「住居に関する費用」とは、「社宅に関する費用」、「特家援助に関する費用」をいい、「特家援助に関する費用」をいい、財形住宅貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金は除きます。
- 「社宅に関する費用」とは、世帯用住宅、単身者用住宅等の物的施設の費用をいい、独身寮等における給食施設等の費用を含みます。
- 「特家援助に関する費用」とは、従業員の家庭取得又は土地取得代金の一部又は全部を企業が負担した場合の費用をいい、給与として支給する住宅手当は、ここには含めずに「2現金給与額」に含めてください。
- ・「医療保健に関する費用」とは、①病院、診療所等の費用、②健康診断等の費用、③保健室の支給等の費用をいい、企業が健康保険組合の職員の人件費等を直接補助している場合の費用を含み、健康保険組合が設置運営する施設に係る費用を除きます。
- 「健康診断に関する費用」とは、雇い入れ時の健康診断、定期健康診断等の費用をいい、人間ドックの費用を含みます。
- ・「食事に関する費用」とは、①給食用の物的施設の費用及び材料費、②光熱水道料金及び業者への委託費、③注文による食事の供与の費用等をいいます。
- ・「文化・体育・娯楽に関する費用」とは、①教育機関へ通学する従業員への授業料等の補助、②企業内学校の物的施設の費用、③図書館、娯楽室等の物的施設の費用、④運動会等各種行事にかかる企業負担額及びクラブ活動への補助金、⑤文化施設等の利用者に対する企業の補助費用等をいいます。
- ・「私的保険制度への拠出金」とは、企業が労働者を被保険者とする生命保険等の保険料の一部又は全部を負担している場合の負担額をいい、企業年金の掛け金は、ここには含めずに「4退職給付(一時金・年金)等の費用」に含めてください。
- ・「労災付加給付の費用」とは、企業が業務上災害又は通勤途上災害の被災者又はその家族に対して支給した費用及び労災付加給付を目的に損害保険会社等と契約している場合の掛け金をいい、労災補償給付金、法定補償費及び損害保険会社等から労働者に支給された保険金は除きます。
- ・「慶弔風葬等の費用」とは、結婚、出産祝い、永年勤続表彰金、災害見舞金等として企業が支出した費用をいいます。
- ・「財産形成貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金」とは、財形貯蓄、財形給付金、財形基金への拠出金として企業が支出した費用をいいます。
- ・「その他の法定外福利費」とは、通勤バス・売店等の費用、共済会への拠出、持株援助に関する費用等、各費用に分割できない費用をいいます。

7 教育訓練費

「教育訓練費」とは、教育訓練施設の費用、講師への謝礼、講演会等への参加費、国内・国外留学の費用等をいい、従業員の一般教養を高める目的をもって設置される学校に係る費用は、ここには含めずに「6法定外福利費」の「文化・体育・娯楽に関する費用」に含めてください。

8 募集費

「募集費」とは、従業員を採用するための募集広告費、採用試験費(会場、交通費、食事代等)、募集関係の委託費、採用者赴任手当等をいいます。

9 その他の労働費用

「その他の労働費用」とは、従業員の転勤に際し企業が負担した費用(旅費、宿泊料等)、社内報・作業服の費用(安全服や守衛の制服のように業務遂行上特に必要と認められている制服等を除く。)、表彰の費用等をいいます。

IV 労働費用

企業全体の全常用労働者(期間の定めのある労働者及びびパートタイム労働者を含む。)について、令和2年(又は令和元会計年度)1年間における労働費用(企業負担分)を記入してください。
 なお、企業全体についての記入が困難な場合は、常用労働者数の最も多い事業所について記入してください。

1 給与支払延べ人数 (5頁裏面参照)		延べ人数	11	7	円	96
各月の支払った支給する給与の支払対象者の延べ人数 (常用労働者の12か月分合計。賞与支払延べ人数は除きます。)						
2 現金給与額 (税込み額)						
毎月支払った支給する給与(12か月分合計)	円	7	円	円	円	97
賞与・期末手当(1年間合計)	円	7	円	円	円	98
計	円	7	円	円	円	
(注)毎月支払った支給する給与とは、あらかじめ定められた支給条件により毎月支給する給与をいいます。 基本給等の基本的賃金の他、家族手当、通勤手当(通貨で支払ったものに限る。2か月以上まとめて支払ったものを含む)等の各種手当、 超過勤務手当等の支払額を含みます。						
3 現物給与の費用						
現物給与の費用	円	7	円	円	円	99
(注) 通勤定期乗車券、回数券、自社株主等の現物支給の額、なお、通勤手当として通貨で支払われたものは、「2 現金給与額」の「毎月支払った支給する給与」に含まれます。						
4 退職給付(一時金・年金)等の費用 (5頁裏面参照)						
退職一時金支給総額	円	7	円	円	円	100
中小企業退職金共済制度への掛金	円	7	円	円	円	101
特定退職金共済制度への掛金	円	7	円	円	円	102
確定給付企業年金への掛金(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	103
確定拠出年金(企業型)への掛金(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	104
その他の退職年金の費用(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	105
計	円	7	円	円	円	
5 法定福利費 (5頁裏面参照)						
健康保険料(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	106
介護保険料(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	107
厚生年金保険料(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	108
労働保険にかかるとる額(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	109
労働保険にかかるとる額	円	7	円	円	円	110
子ども・子育て拠出金	円	7	円	円	円	111
障害者雇用納付金 (障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基金)	円	7	円	円	円	112
法定補償費	円	7	円	円	円	113
その他の法定福利費(労働者負担分を除く。)	円	7	円	円	円	114
計	円	7	円	円	円	

6 法定外福利費 (5頁裏面参照)						
住居に関する費用	円	7	円	円	円	115
うち、住宅に関する費用	円	7	円	円	円	116
うち、持家援助に関する費用	円	7	円	円	円	117
医療保健に関する費用	円	7	円	円	円	118
うち、健康診断に関する費用	円	7	円	円	円	119
食事に関する費用	円	7	円	円	円	120
文化・体育・娯楽に関する費用	円	7	円	円	円	121
私的保険制度への拠出金	円	7	円	円	円	122
労災付加給付の費用	円	7	円	円	円	123
慶弔見舞いの費用	円	7	円	円	円	124
財産形成貯蓄奨励金、給付金及び基金への拠出金	円	7	円	円	円	125
その他の法定外福利費	円	7	円	円	円	126
計	円	7	円	円	円	

7 教育訓練費 (5頁裏面参照)						
教育訓練費	円	7	円	円	円	127
8 募集費 (5頁裏面参照)						
募集費	円	7	円	円	円	128
9 その他の労働費用 (5頁裏面参照)						
その他の労働費用	円	7	円	円	円	129

～ご協力ありがとうございました～

令和3年就労条件総合調査報告

令和4年1月 発行

編集 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付
参事官（企画調整担当）付賃金福祉統計室
電話 03(5253)1111 内線 7639,7638
発行 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

○本冊子は、グリーン購入法等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示:紙へリサイクル可

本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準に従い、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Bランク]のみを用いて作製しています。

